

(仮称) 北千里駅前地区第一種市街地再開発事業

環境影響評価提案書

令和 7 年（2025 年）5 月

吹田市

北千里駅前地区市街地再開発準備組合

はじめに

本事業に係る環境影響評価手続きについて

北千里駅前の千里北地区センターは、開業から 50 年以上もの間、青山台、藤白台、古江台の近隣 3 住区に対する商業や公的サービスの機能を有する住民の生活や地域活動の拠点であり、店舗リニューアル（平成 6 年（1994 年））などを行ってきたが、施設の老朽化や、社会情勢・周辺環境の変化により、様々な課題が顕在化し、更新が望まれている。

この様な背景のもと、意見交換会の開催や検討会議を組織するなど、学識経験者や商業者、市民から意見をいただきつつ、行政と皆が共有できる将来像を検討し、まちづくりの道しるべとなる「北千里駅周辺活性化ビジョン」を策定（平成 28 年（2016 年）4 月）した。同ビジョンにおけるめざすべき姿である、「地域の生活を支える地区センター」、「多様な世代が楽しめる地区センター」、「交流の核となる地区センター」、「千里ニュータウンのまちに調和する地区センター」の具現化のため、事業の実現性の検討を重ねてきた。

検討の結果、ビジョンの具現化に向け、千里北地区センターとして必要な住民の生活を支える商業機能や多様な利用者ニーズに対応したコミュニティ活動を支える公共公益機能の確保、交流を生み出す広場の新たな設置、ターミナルとしての交通結節点としての機能の向上、誰もが安心して移動できるバリアフリー化など、住民の生活や地域活動の拠点として一体的に再生を図る必要があり、そのためには法定の市街地再開発事業が最も実現性が高いものと判断した。

本事業に係る環境影響評価手続きについては、市街地再開発事業の施行者や詳細の事業計画が未定であったことから、都市計画決定権者である吹田市が、当時、環境に及ぼす影響が最大限となる建築物を想定し、概略の事業計画として、令和 4 年 10 月に環境影響評価提案書を提出、同年 11 月に意見交換会を実施したが、意見交換会での状況を踏まえ、その後の環境影響評価審査会にて、今後の円滑な事業進捗のためにも、まずは事業そのものについて説明を行い、地域住民と意思疎通を図ったうえで、改めて環境影響評価に取り組む方が、良いまちづくりに進んでいくのではないかと意見を受けた。

環境影響評価審査会での意見を受け、市は一旦手続きを保留し、令和 5 年 10 月から、ビジョン策定以降の北千里駅前の再整備に関するこれまでの市の取組を説明するとともに、地域住民等と将来の北千里駅前について一緒に考えるための「北千里駅前まちづくり意見交換会」を実施している。令和 6 年 6 月に開催した第 6 回の意見交換会においては、北千里駅前地区市街地再開発準備組合（以下、「準備組合」という）から、意見交換会でとりまとめたまちづくりのイメージを踏まえて検討したまちづくり計画の概要（案）について、地域住民等に説明を行った。

こうした経過から、今般、環境影響評価提案書の事業計画を、令和 4 年に提出した市の検討案から準備組合による検討案に変更し、再提出するものである。

現在、準備組合において事業実施に向けた計画検討を行っており、市においても千里北地区センターが、将来にわたり地域住民の生活とコミュニティの拠点としての役割を果たし続けることが必要との認識のもと、再整備が実現するよう支援に取り組んでいる。

以上を踏まえ、提案書の再提出にあたっては、事業者を市と準備組合とするとともに、事業計画や環境取り組み内容等については、準備組合による検討案に即した内容で手続きを進めていく。

市街地再開発事業は、一般的な民間の開発事業とは異なり、その実施にあたっては都市計画法に基づき、市が都市計画決定を行う必要がある。また、都市再開発法や吹田市環境まちづくり影響評価条例（平成 10 年 3 月 31 日条例第 7 号）に基づく手続きを経て工事着工となるため、事業実施から事業完了まで長期の時間を要する。

吹田市環境まちづくり影響評価条例第 7 条第 2 項及び同施行規則第 4 条に基づき、都市計画法第 17 条第 1 項の規定による公告の日までに環境影響評価提案書を提出する必要があるため、都市計画決定までに環境影響評価提案書を再提出することとするが、以降の手続きについては、事業の進捗に合わせ、計画の熟度に応じて、適切な時期に実施することとする（下図参照）。

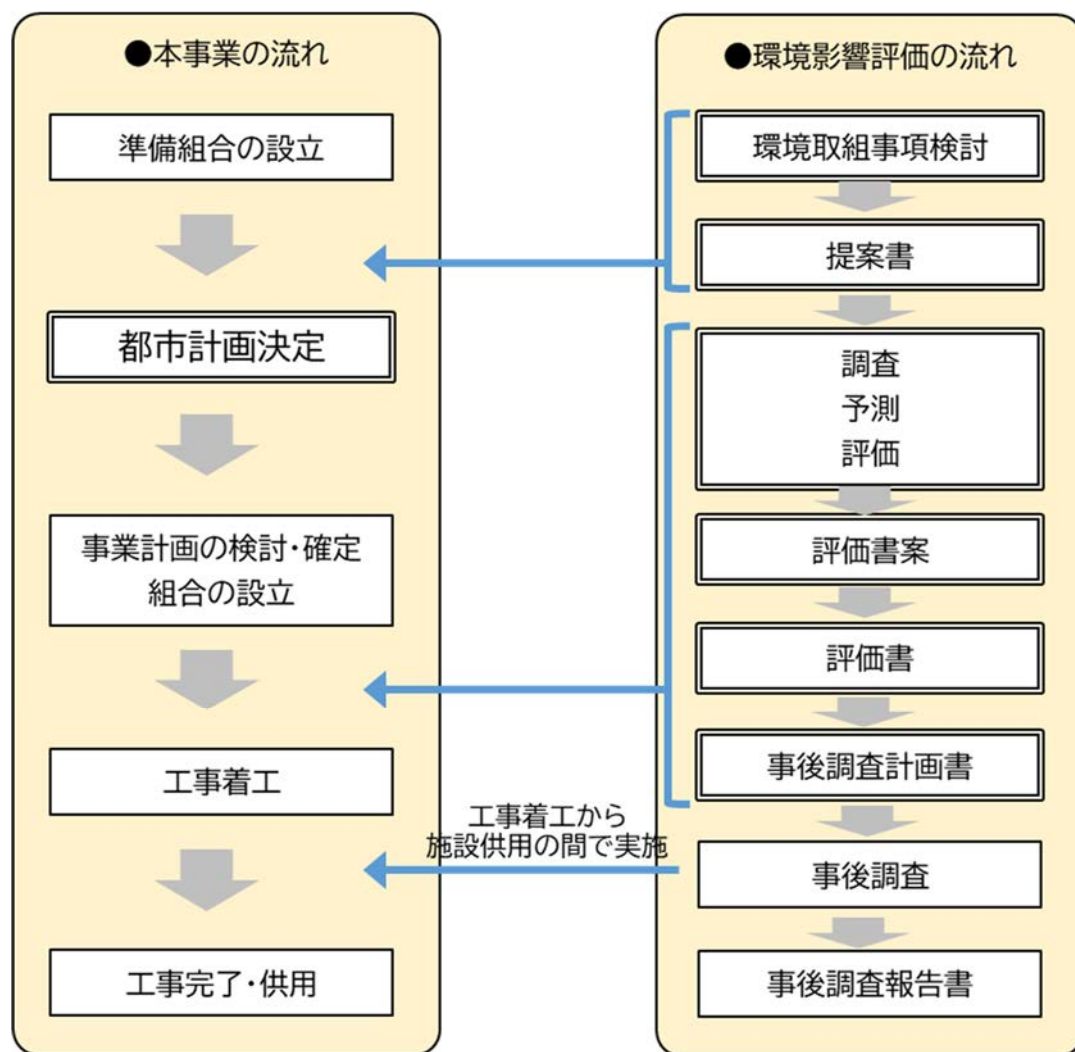


図 本事業と環境影響評価の関係性（イメージ図）

【目 次】

1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	1-1
2 事業者の環境に対する取組方針	2-1
3 事業の名称、目的及び内容	3-1
3.1 事業の名称	3-1
3.2 事業の目的等	3-1
3.3 事業の内容	3-1
3.3.1 事業の種類	3-1
3.3.2 整備イメージ	3-1
3.3.3 事業の規模	3-2
3.3.4 事業の実施場所	3-2
3.3.5 事業計画の概要	3-4
(1) 土地利用計画	3-4
(2) 建築物の計画概要	3-7
(3) 緑化計画	3-10
(4) 交通計画	3-10
(5) 供給処理施設等	3-15
(6) 廃棄物処理計画	3-15
(7) 住宅管理計画	3-15
3.3.6 工事計画	3-15
3.3.7 環境影響要因の概要	3-16
3.3.8 事業計画の複数案の検討経緯	3-17
4 環境影響評価を実施しようとする地域の範囲及びその概況	4-1
4.1 地域の範囲	4-1
4.2 地域の概況	4-3
4.2.1 社会的概況	4-3
(1) 人 口	4-3
(2) 土地利用	4-5
(3) 産 業	4-8
(4) 交 通	4-11
(5) 水域とその利用	4-15
(6) 環境の保全について配慮を要する施設	4-16
(7) 関係法令による規制等	4-19
4.2.2 自然条件	4-50
(1) 気 象	4-50
(2) 水 象	4-51
(3) 地 象	4-53
4.2.3 環境の概況	4-56
(1) 大気汚染	4-56
(2) 水質汚濁	4-68
(3) 騒 音	4-75
(4) 振 動	4-77
(5) 悪 臭	4-78

(6) 地盤沈下	4-79
(7) 日照阻害、電波障害	4-79
(8) 動植物	4-80
(9) 人と自然とのふれあいの場	4-97
(10) 景 観	4-99
(11) 文化財	4-100
(12) 廃棄物	4-102
(13) 地球環境	4-102
(14) 防災・安全	4-103
4.2.4 周辺事業の有無	4-114
5 本事業における環境に対する取組方針	5-1
6 本事業における環境取組内容	6-1
(1) 工事中	6-1
(2) 施設の存在、供用時	6-1
7 環境要素、調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点	7-1
7.1 環境影響評価の項目	7-1
7.1.1 環境影響要因の抽出	7-1
7.1.2 環境要素の選定	7-1
7.1.3 調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由	7-3
7.2 調査、予測及び評価の方法	7-4
7.2.1 調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点	7-4
7.2.2 評価の方法	7-14
8 その他の事項	8-1
8.1 関係法令等	8-1
8.2 提案書（令和4年10月時）への意見に対する事業者見解の整理	8-2
8.2.1 提案書（令和4年10月時）に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の回答	8-2
8.2.2 提案書意見交換会（令和4年11月25・26日）等における質疑内容	8-6
8.2.3 提案書（令和4年10月時）についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解	8-14

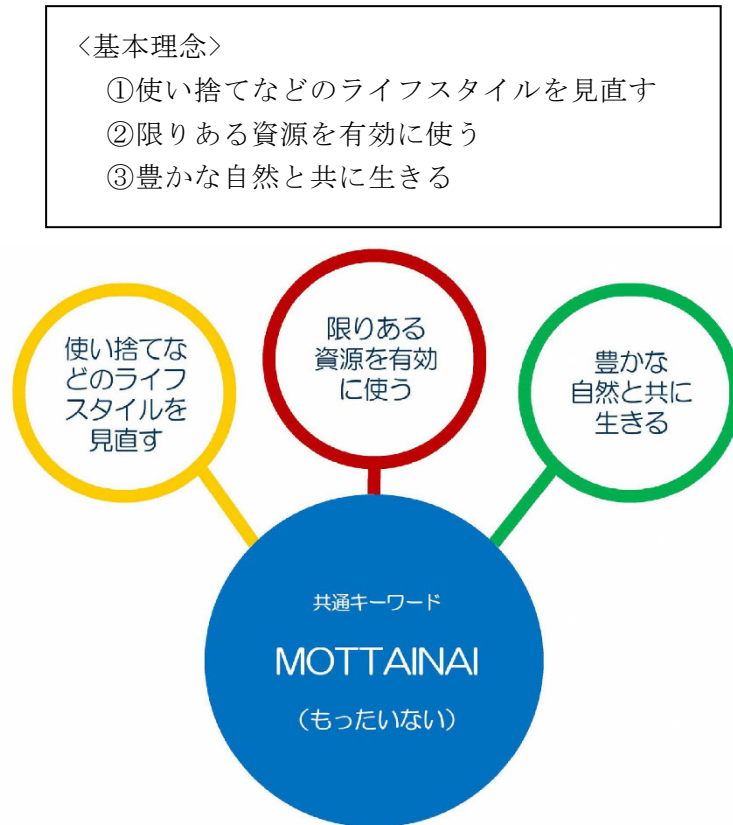
1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

事業者の名称	: 吹田市
代表者の氏名	: 吹田市長 後藤 圭二
主たる事務所の所在地	: 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

事業者の名称	: 北千里駅前地区市街地再開発準備組合
代表者の氏名	: 理事長 田中 一史
主たる事務所の所在地	: 大阪府吹田市古江台 4 丁目 2 番地内

2 事業者の環境に対する取組方針

地球温暖化をはじめ、ヒートアイランド現象や生物多様性の衰退、深刻なエネルギー不足など様々な環境問題に直面する今、健全で豊かな環境を守り引継ぎ、持続可能な社会を構築していくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場での役割を果たすとともに、パートナーシップによる取組を積極的に進めていかなければならない。そのため、吹田市では「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年（2020年）2月）を定め、下記の考え方を基本理念として施策や取組を推進している。



さらに、環境基本計画では、施策や取組を推進していく基本方針として以下の考えを持つこととしている。

【基本方針】

- ・安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保する
- ・エネルギーや資源を大切に使い、循環する社会を目指す
- ・市民、事業者、行政の協働で、持続可能な社会づくりを進める

また、「吹田市都市計画マスタープラン（平成27年（2015年）3月）」において、環境まちづくり方針の基本的考え方として、「環境負荷の少ないライフスタイルや事業活動の転換促進」、「健康で快適な生活環境の保全」、「快適な都市環境の創造」を示している。

これらの背景を踏まえ、吹田市の基本理念に準じ、「環境まちづくり影響評価条例」や「環境まちづくりガイドライン（開発・建築版）」に基づいた環境に配慮した事業実施を進める。

3 事業の名称、目的及び内容

3.1 事業の名称

(仮称) 北千里駅前地区第一種市街地再開発事業

3.2 事業の目的等

北千里駅前の千里北地区センターは、開業から 50 年以上経過し、施設の老朽化や、社会情勢・周辺環境の変化により、様々な課題が顕在化し、更新が望まれている。

このような背景のもと、市は、学識経験者、商業者、市民等の意見をもとに、平成 28 年 4 月にまちづくりの道しるべとなる北千里駅周辺活性化ビジョンを策定した。

以降、ビジョンの具現化に向け、千里北地区センターとして必要な商業機能や公共公益機能を確保し、交流を生み出す広場を整備するなどの一体的な再整備が必要であり、民間施行の市街地再開発事業の実現に向け取組を進めている。

なお、市街地再開発事業の仕組みとして、土地の合理的かつ健全な高度利用により、新たに生み出した床（保留床）を売却し、その処分金を事業費に充てていくため、一定規模の施設整備が必要となる。

3.3 事業の内容

3.3.1 事業の種類

事業の種類は、「住宅団地の建設」と「商業施設の建設」であり、本事業は「吹田市環境まちづくり影響評価条例」（平成 10 年 3 月 31 日条例第 7 号（最終改正：平成 23 年 12 月 27 日条例第 44 号））第 2 条に規定する要件に該当する。

3.3.2 整備イメージ

準備組合において、ビジョン等、市のまちづくりの考え方や「北千里駅前まちづくり意見交換会」（図 3.3.1）での意見やアイデアを確認した上で、北千里のまちの価値・暮らしの質を高める新しい拠点づくりとして、人が中心のまちづくりをまちづくり方針として定め、まちづくり計画の概要（案）（図 3.3.2）を作成し、令和 6 年 6 月に「北千里駅前まちづくり意見交換会」で地域住民等に説明を行った。

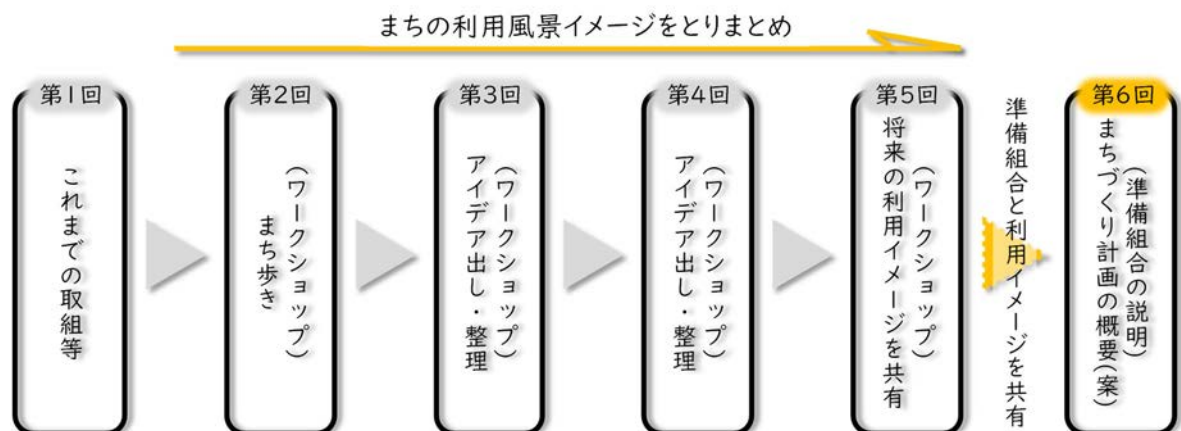


図 3.3.1 第 1 回～第 6 回目までの「北千里駅前まちづくり意見交換会」の流れ

■ まちづくりの方針

北千里のまちの価値・暮らしの質を高める新しい拠点づくり

人が中心のまちづくり

整備におけるポイント

1

多様なアクティビティ・
居場所のある拠点

賑わいのある広場や憩いの滞在空間など多様なオープンスペースを整備します

2

多様なニーズに対応
できる拠点

商業や公益施設などの暮らしを支える施設や地域活動の場を整備します

3

みんなが来やすく
使いやすい拠点

北千里駅と一体的な交通結節点を整備します
まちなかりビングと北千里駅を繋ぐ歩行者ネットワークを整備します

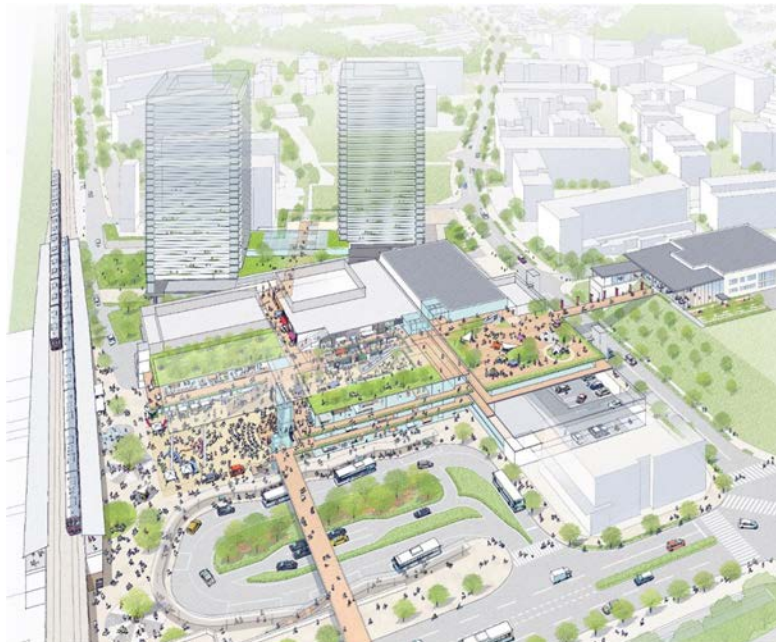


図 3.3.2 まちづくり計画の概要（案）

3.3.3 事業の規模

敷地面積：全体面積約 3.5ha

商業・公益・住宅敷地約 2.4ha、公共用地（駅前交通広場等）約 1.1ha

延床面積：全体概算 約 109,000 m²

高さ：商業・公益棟 約 25m

住宅・商業棟 約 98m

住宅戸数：約 500 戸

3.3.4 事業の実施場所

事業の実施場所は図 3.3.3 に示すとおりであり、古江台 4 丁目に位置する。

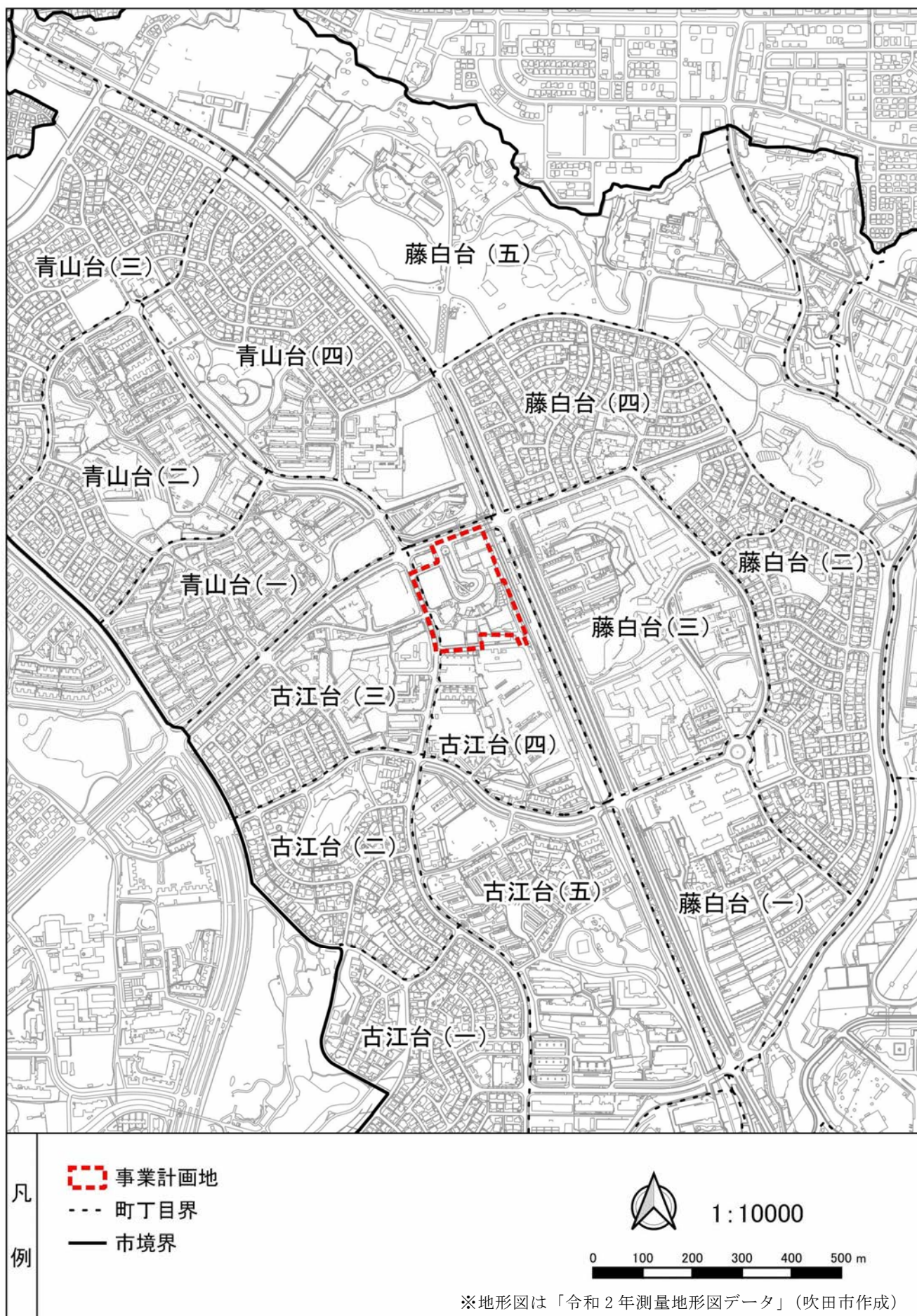


図 3.3.3 事業計画地の位置

3.3.5 事業計画の概要

(1) 土地利用計画

土地利用計画は、表 3.3.1 に示すとおりである。

事業計画地の面積約 35,010 m² (約 3.5ha) のうち、商業・公益等 (宅地) で 40.3%、住宅・商業等 (宅地) で 29.4%、駅前交通広場・道路等 (公共施設) で 30.3%を計画している。また、現況の土地利用は図 3.3.5 に示すとおりである。

表 3.3.1 土地利用計画

土地利用区分	現況		計画	
	面積 (m ²)	構成比 (%)	面積 (m ²)	構成比 (%)
商業・公益等 (宅地)	約 24,630	70.4	約 14,100 ※4,000 m ² 程度の歩行者広場を確保の想定	40.3
住宅・商業等 (宅地)			約 10,300	29.4
駅前交通広場・道路等 (公共施設)	約 10,380	29.6	約 10,610	30.3
合 計	約 35,010	100.0	約 35,010	100.0

土地利用計画の商業・公益等や駅前交通広場等の配置については、以下の吹田市のまちづくりの考え方 (図 3.3.4) を踏まえ検討し、その結果を図 3.3.6 に示す。

- ・駅前ロータリー (①) は、駅までのスムーズな動線を確保するため、現状と同程度の機能確保が可能な規模で区域の北側に配置し、バスや駅利用者の車動線を北側で完結させることにより、区域の中央部への車の流入を抑制する。
- ・地区センターのメインとなる商業・公益ゾーン (②) は、ゆとりある空間を最大限確保し、住民の生活や活動の拠点として、人が中心となる地区センターに再生するため、駅とつながる地区の中央部にまとまった形で配置する。
- ・住宅・商業ゾーン (③) は、メインとなる商業・公益棟の敷地を整形でまとめたものとなるよう、地区南側に東西に長い敷地形状とし、市街地再開発事業として事業成立に必要な規模を確保する。
- ・将来の更新に備え、商業・公益ゾーンと住宅・商業ゾーンを分離する。

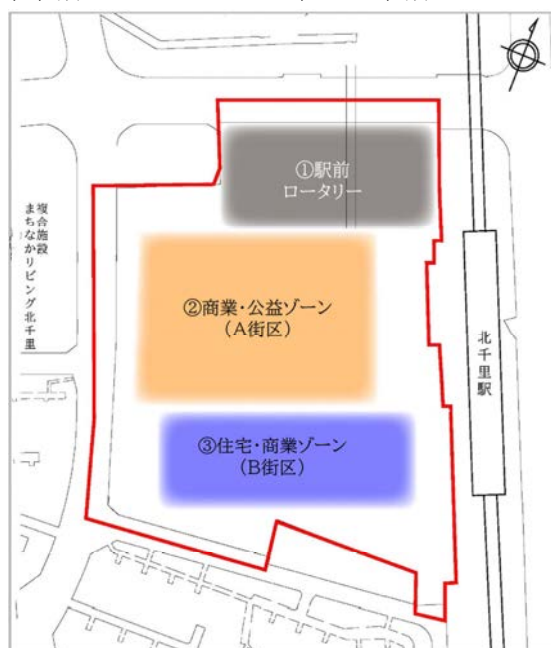


図 3.3.4 ゾーニング (案)

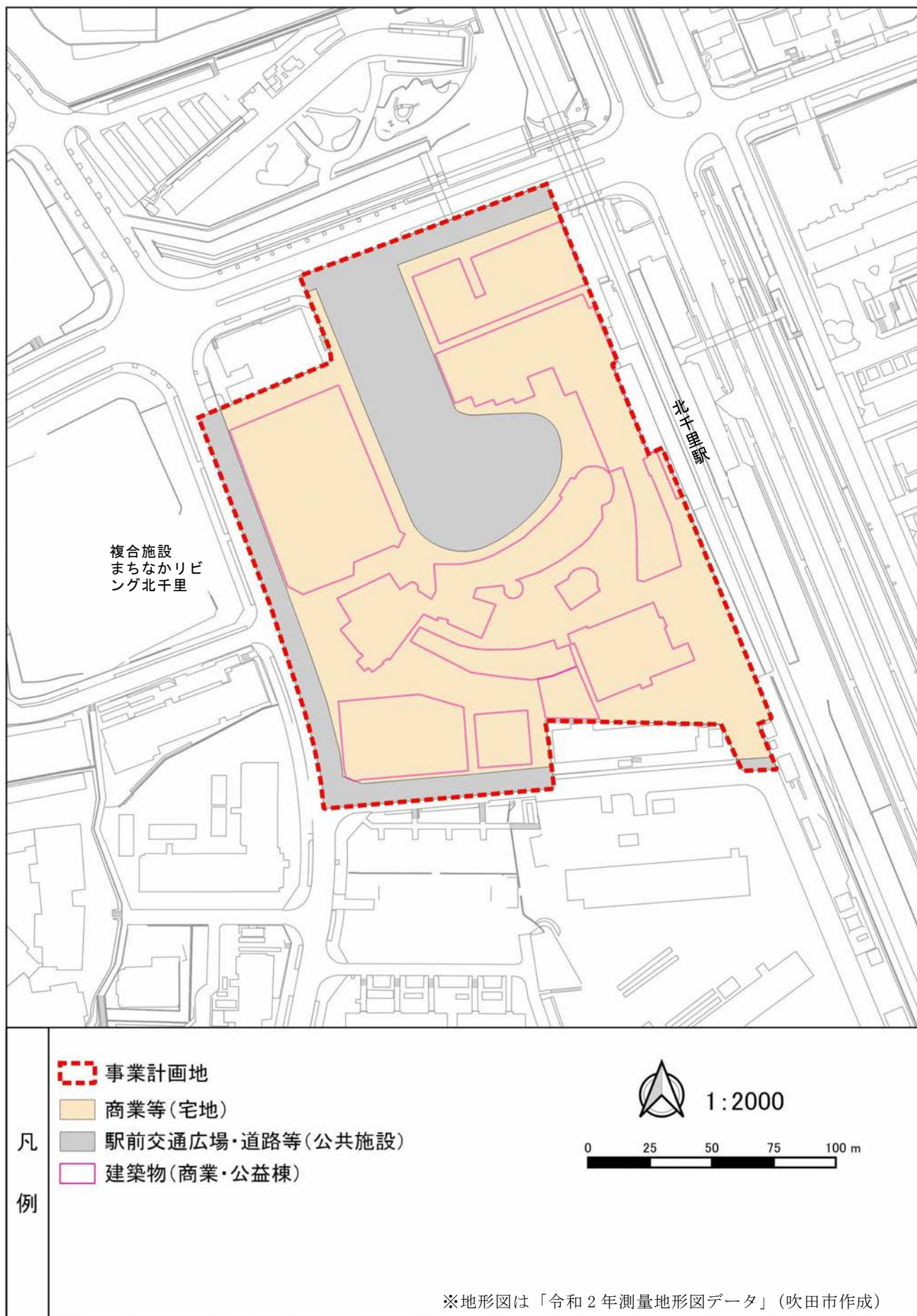


図 3.3.5 現況の土地利用図

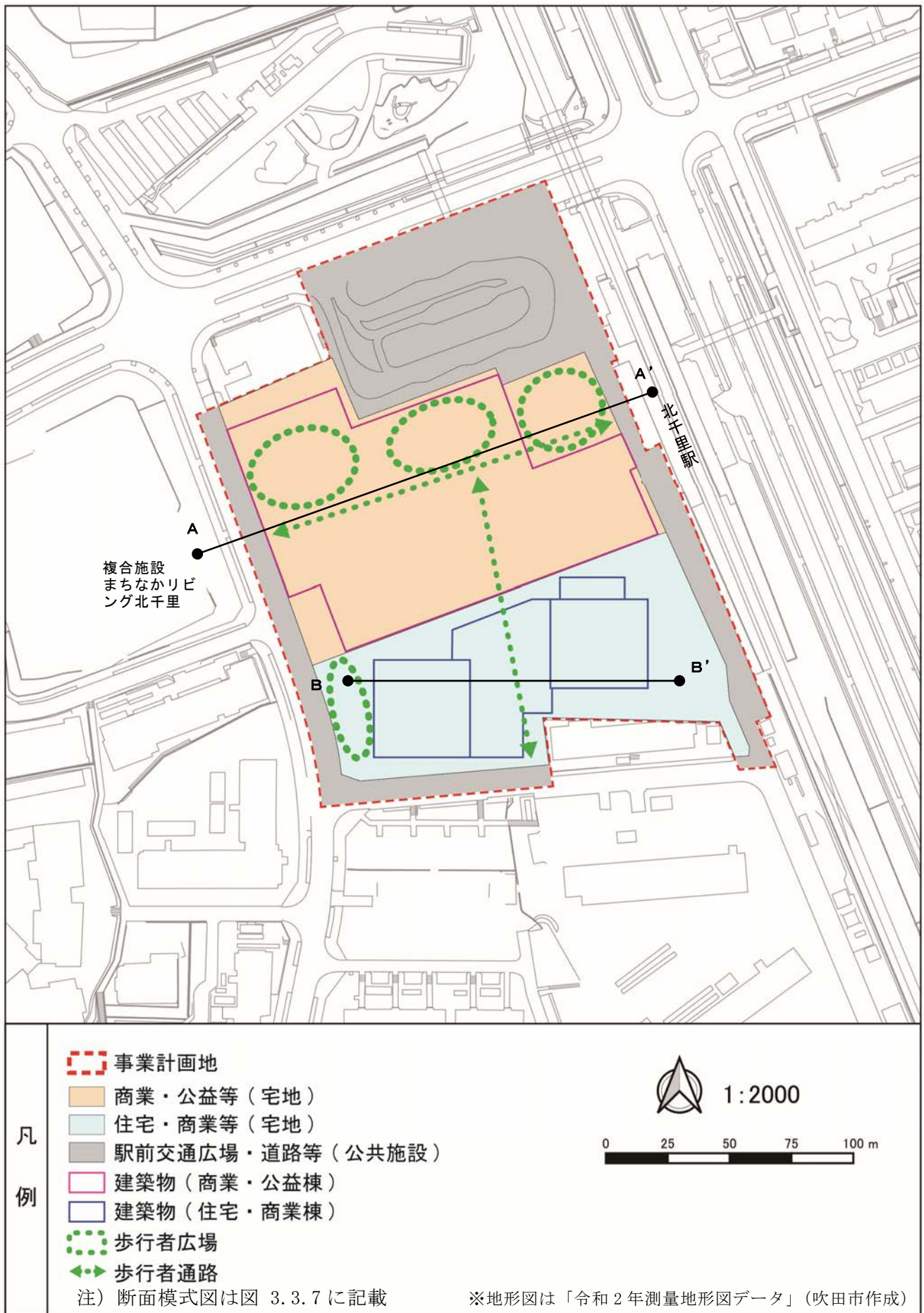


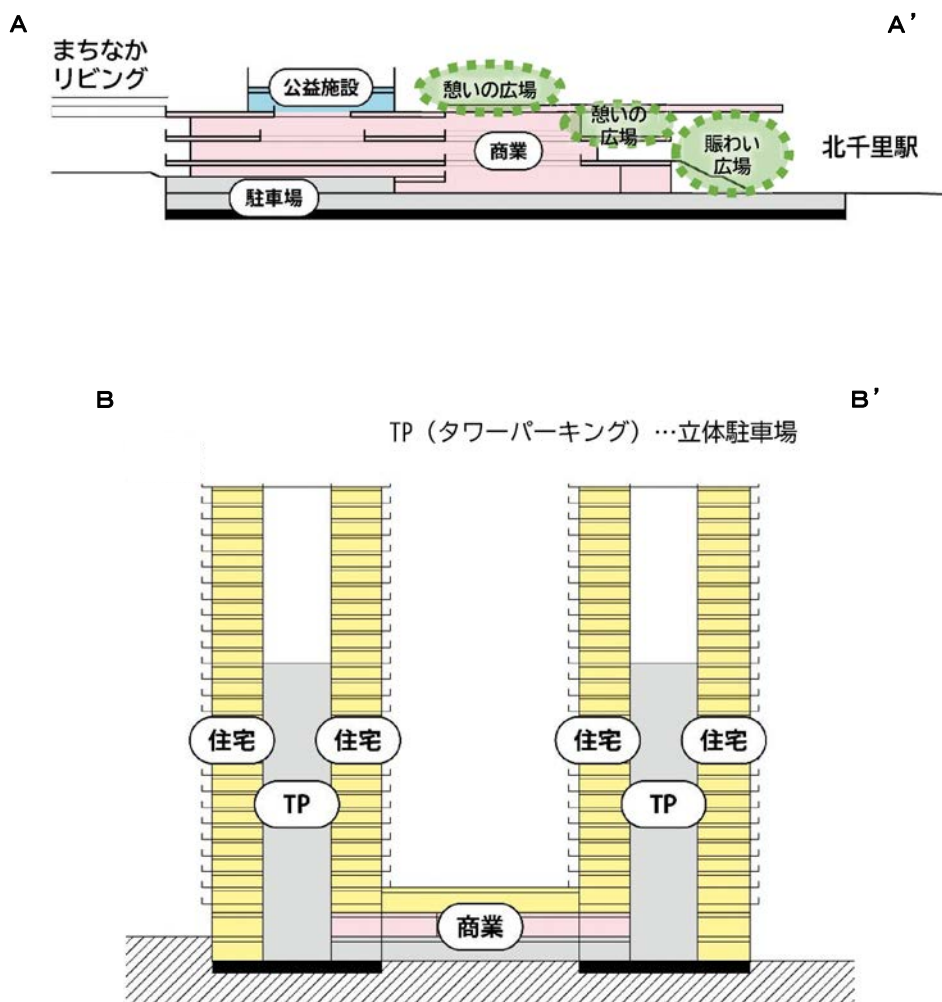
図 3.3.6 土地利用計画図（イメージ図）

(2) 建築物の計画概要

事業計画は表 3.3.2 に示すとおりである。また、建築物断面模式図を図 3.3.7 に、各階平面図を図 3.3.8 に示す。商業・公益棟は地下 1 階、地上 4 階で延床面積が約 45,000 m²、高さ約 25m、住宅・商業棟は 28 階建てで、延床面積が約 64,000 m²、高さ約 98m を想定している。

表 3.3.2 建築物の計画概要

	商業・公益棟	住宅・商業棟
建築敷地面積	約 14,100 m ²	約 10,300 m ²
建築面積	約 12,600 m ²	約 5,100 m ²
延床面積	約 45,000 m ²	約 64,000 m ²
高さ	約 25m	約 98m
主要な用途	商業、公益施設、駐車場	住宅、商業、駐車場



※断面位置は図 3.3.6 に記載

図 3.3.7 建築物断面模式図（イメージ図）

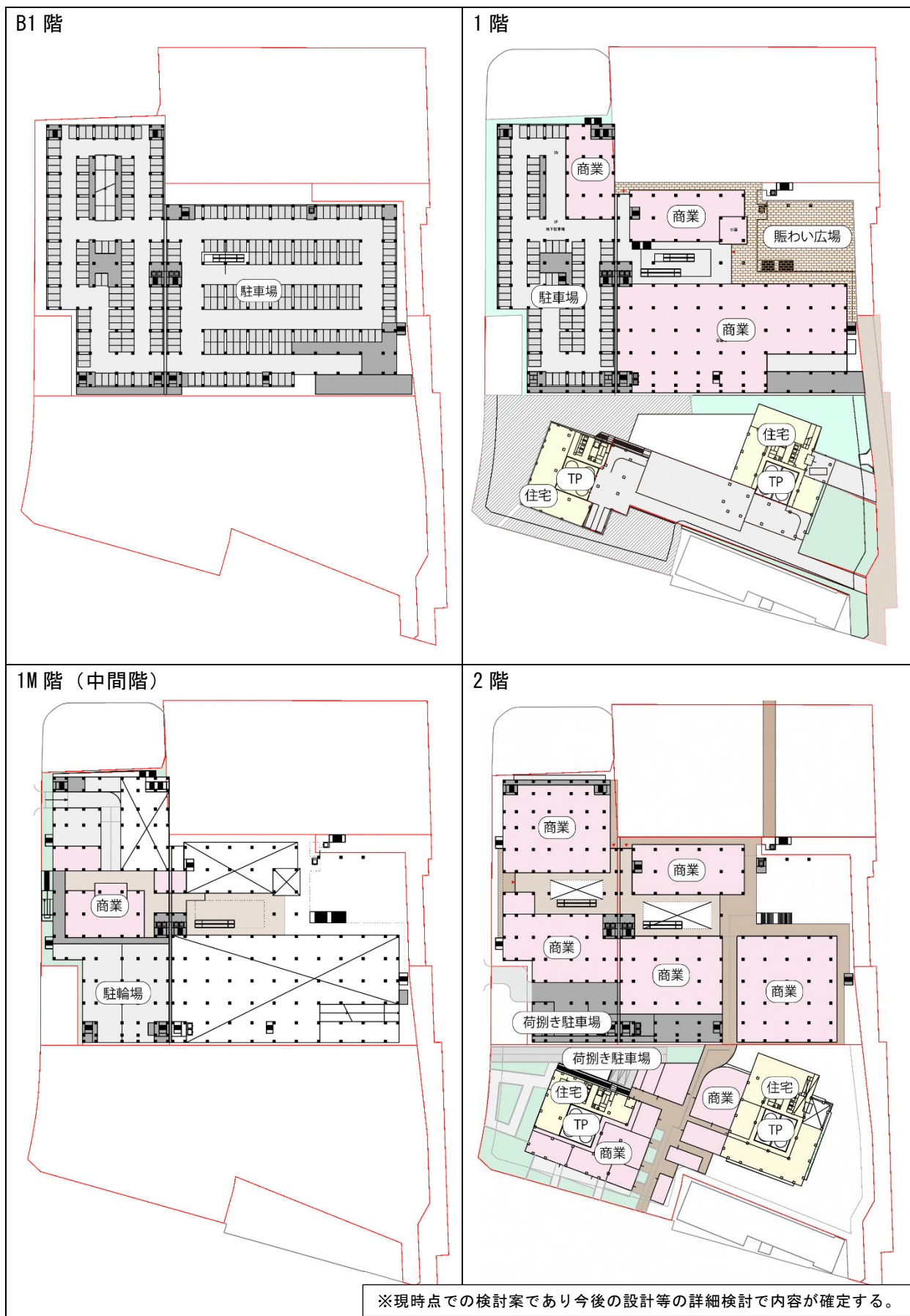


図 3.3.8(1) 建築物各階平面図（イメージ図）

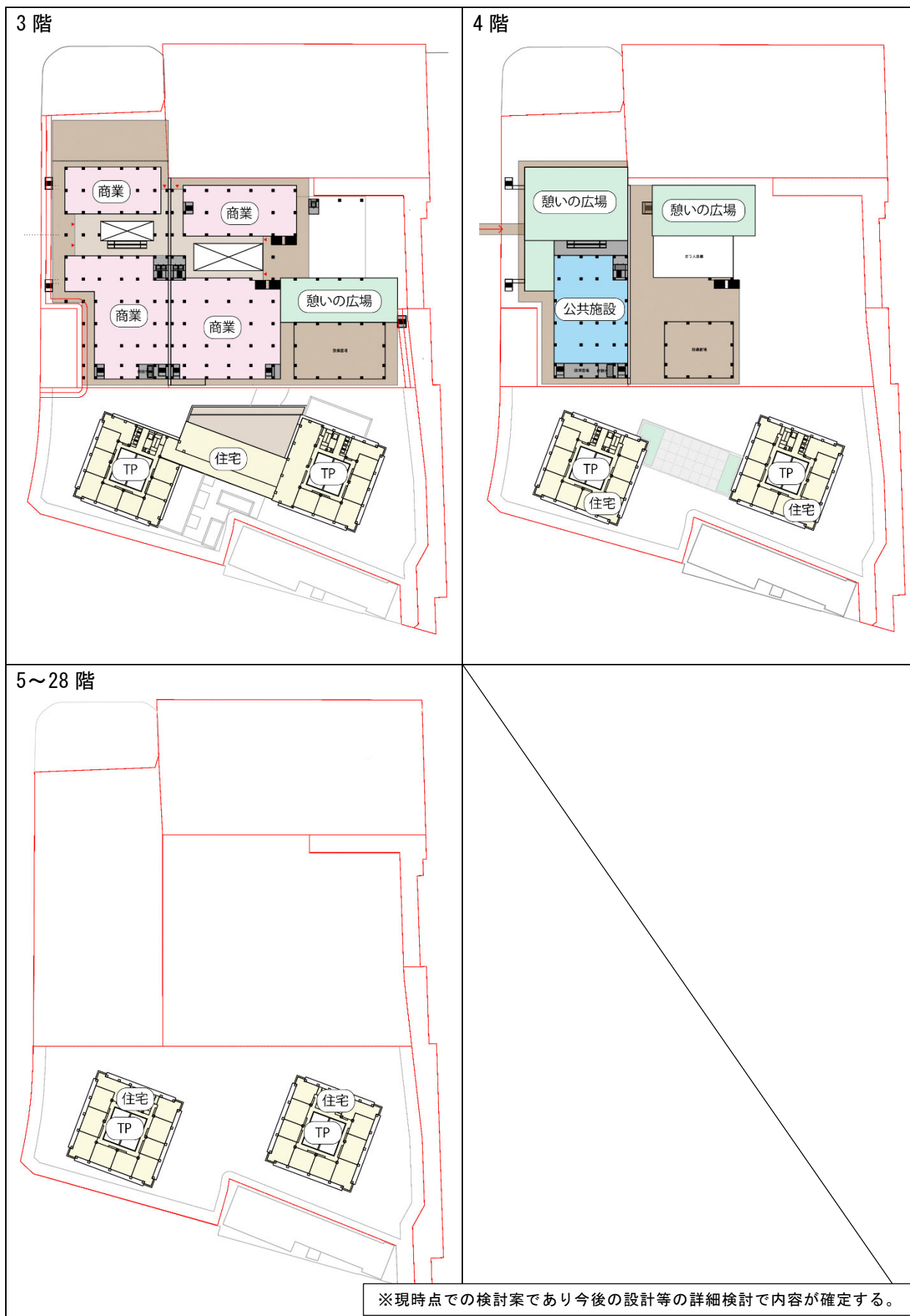


図 3.3.8(2) 建築物各階平面図（イメージ図）

(3) 緑化計画

緑化にあたっては、駅前交通広場を中心に緑の多い景観形成に努める。

商業・公益棟やその周辺において、歩行者が通行する空間を中心とした緑化や、屋上緑化などに努める。住宅・商業棟やその周辺では、創出された歩行者通路や広場等の空間に連続的に緑を配置するなどの植栽に努める。

(4) 交通計画

交通計画案を図 3.3.9 及び図 3.3.10 に示す。工事車両の主要な走行ルートは、主に府道箕面摂津線及び市道千里北公園古江線（地区以西側）が想定される。また、供用後の主要な走行ルートは、主に府道箕面摂津線及び市道千里北公園古江線が想定される。

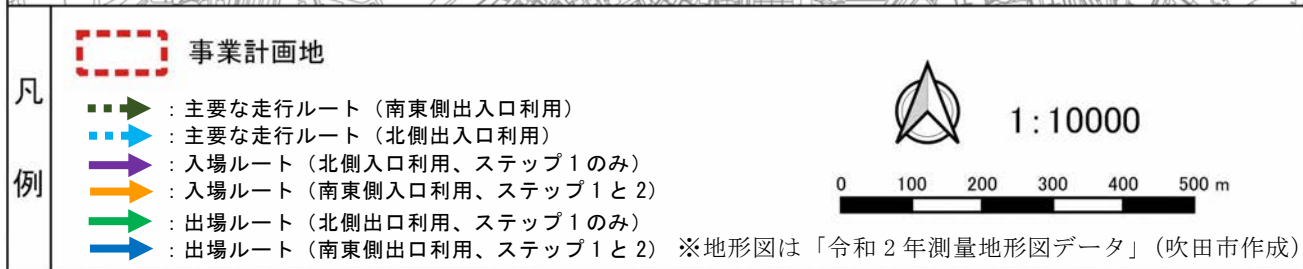


図 3.3.9 交通計画（工事中 ステップ1、2）



図 3.3.9 交通計画 (工事中 ステップ3)

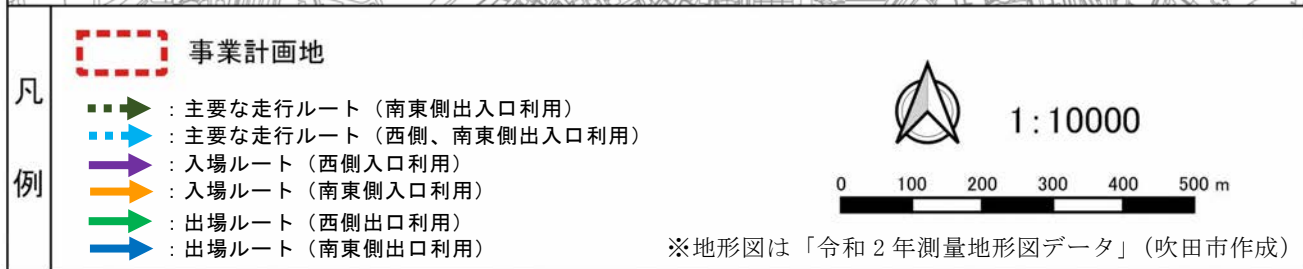


図 3.3.9 交通計画（工事中 ステップ4）

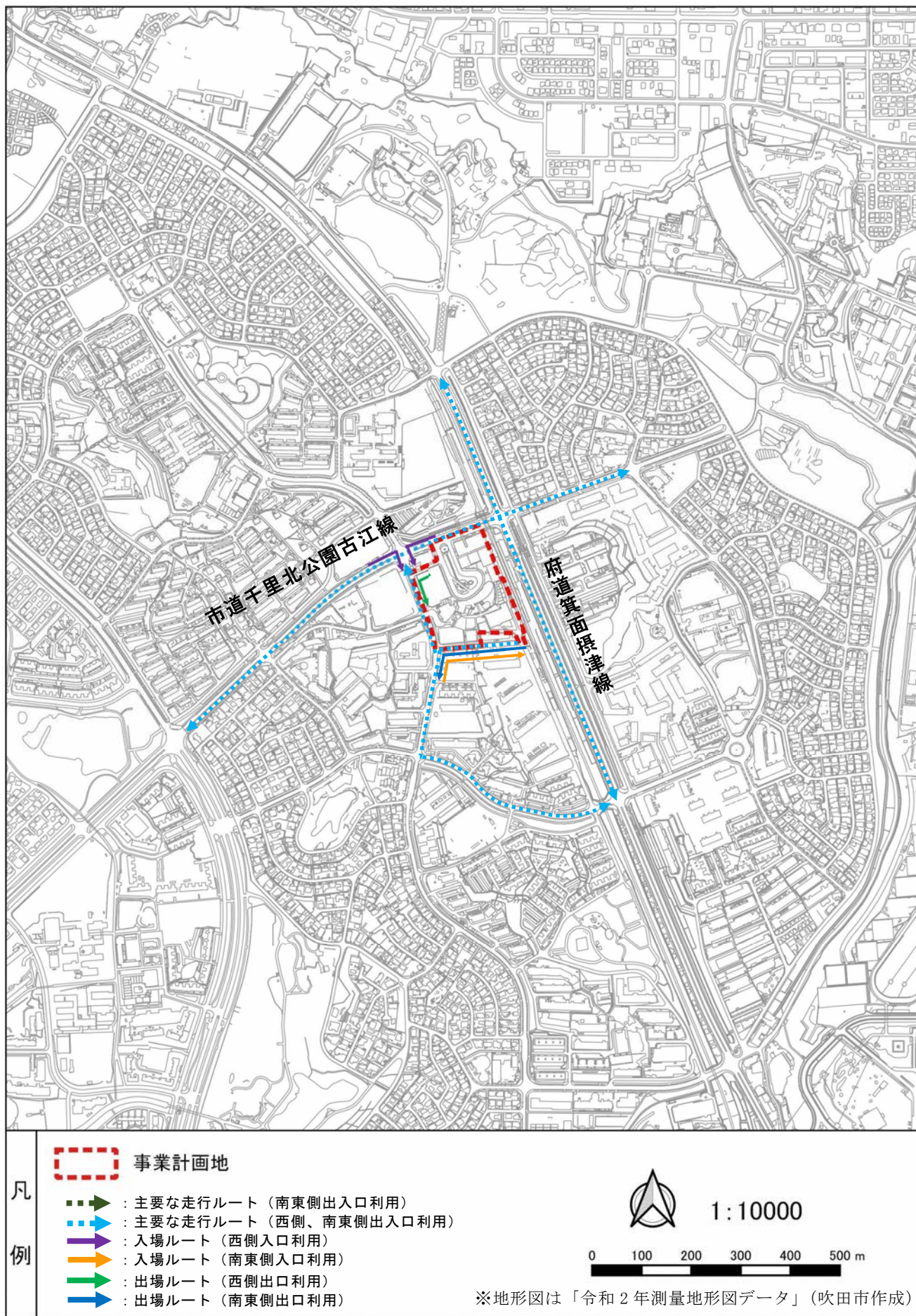


図 3.3.10 交通計画（供用後）

(5) 供給処理施設等

ア 上水道

上水道については、吹田市水道部より給水を受ける予定である。

イ 下水道

当該地区は分流式の流域関連公共下水道の中央処理区に位置し、汚水は汚水排水経路から大阪府の中央水みらいセンターで処理し、雨水は雨水排水経路から公共用水域（山田川）に放流する予定である。

ウ ガス・電気

ガス・電気は、それぞれの公益事業者である大阪ガス株式会社及び関西電力株式会社から供給を受けることを想定している。

(6) 廃棄物処理計画

工事に発生する廃棄物は、可能な限り分別や再資源化を図り、廃棄物の減量に努めるものとする。また、その他処分が必要なものについても、産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託し、適正に処理する予定である。

施設の具体的な店舗等は未定であるが、供用開始後の廃棄物については、可能な限り削減・リサイクルするよう求めていくものとし、事業系一般廃棄物は、吹田市分別収集計画に従い、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみに分別し、吹田市の一般廃棄物収集運搬委託業者に収集運搬を委託する。また、その他処分が必要なものについても、産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託し、適正に処理する予定である。

(7) 住宅管理計画

本事業で建設する住宅・商業棟は、吹田市が推進するマンション施策のモデルとなるよう、マンションの管理の適正化の推進に関する条例に基づき適切な管理が行われるよう努める。

3.3.6 工事計画

商業・交通機能等を一定維持するため、段階的に既存施設の解体と建設工事を実施予定である。また、今後事業計画の検討の中で実際の工事計画を策定する。

表 3.3.3 工事スケジュール（案）

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
解体 工事	■	■	■	■	■	■	■			
建設 工事		■	■	■	■	■	■	■	■	■

3.3.7 環境影響要因の概要

本事業の実施により、環境に影響を及ぼす可能性のある要因（環境影響要因）は、①工事、②存在、③供用に区分でき、以下に示す事項が考えられる（詳細は、「7.1 環境影響評価の項目」に記載）。

①工事

- ・建設機械の稼働（既設構造物撤去工事、土木造成工事、建築工事等）
- ・工事用車両の走行（資材運搬や工事関係者の通勤車両の走行）
- ・工事の影響（産業廃棄物・建設発生土・悪臭等の発生）

②存在

- ・緑のある景観形成（駅前交通広場等への植栽による新たな緑の整備）
- ・建築物等の存在（新たな建築物等の出現）

③供用

- ・人口の増加（廃棄物、エネルギー使用量の増加）
- ・施設の供用（設備の稼働、廃棄物、悪臭等の発生）
- ・冷暖房施設の稼働（商業・公益施設及び住宅の供用による設備の稼働）
- ・駐車場の利用（商業施設への来店退店、住宅の供用）
- ・施設関連車両の走行（商品等運搬車両、廃棄物収集車両の走行）
- ・歩行者の往来（商業・公益施設利用者、住民の往来）

3.3.8 事業計画の複数案の検討経緯

施設計画については、商業・公益棟と住宅・商業棟とを分離し、地区センター機能を担う商業・公益棟のみでも将来的に更新できるように配慮した。

地区センターの核機能となる商業・公益棟については、地域住民の生活とコミュニティを支える拠点としての役割を担うため、地区の中心に配置した。

複数案の検討にあたっては、前回案の検討の際に、地区センターの核機能となる商業・公益棟の敷地、建物配置、機能等の内容は比較検討していること、また、「北千里駅前まちづくり意見交換会」でとりまとめたまちづくりのイメージを踏まえて検討したため、商業・公益棟の施設計画等は固定した上で、住宅・商業棟の配置・形状について、前回案を精査したA案とB案の2案により比較検討を行った。

前回案（高さ約123m）は、令和4年度に提出した環境影響評価提案書において、環境に及ぼす影響が最大限となる建築物を想定し、市が概略の計画として検討したものであり、周辺に平面的なゆとりある空間が生まれ、歩行者空間の連続性を確保できることから、高層のタワー形状とした。また、棟間に空間を設け、ボリュームを分散し圧迫感を軽減させるため、2棟とした。

A案は、準備組合において、前回案を基に、市の考えるまちづくりの方向性と事業成立性のバランスを考慮した上で住宅棟の規模を設定し、高さ約98mとした。

B案は、建築基準法上の超高層建物(60m以上)としない範囲で事業成立性のバランスを考慮した上でA案と同程度の住宅を確保できる規模を設定し、板状形状とした。

3案を表3.3.4に整理しA案とB案を比較した結果、A案を採用することとした。

表 3.3.4 事業計画の複数案の検討

	前回案	A 案	B 案
	■商業・公益棟 立面図 まちなかりビング 憩いの広場 北千里駅 賑わい広場 商業・公益・駐車場 地上 4 階 高さ約 25m ■住宅・商業棟 立面図 住宅・商業・駐車場 地上 36 階 高さ約 123m 住宅戸数約 700 戸 ※網掛けは高層部 凡 例 事業計画地 商業・公益等（宅地） 住宅・商業等（宅地） 駅前交通広場・道路等（公共施設） 建築物（商業・公益棟） 建築物（住宅・商業棟） 歩行者広場 歩行者通路 1:2000	■商業・公益棟 立面図 まちなかりビング 憩いの広場 北千里駅 賑わい広場 商業・公益・駐車場 地上 4 階 高さ約 25m ■住宅・商業棟 立面図 住宅・商業・駐車場 地上 28 階 高さ約 98m 住宅戸数約 500 戸 ※網掛けは高層部 凡 例 事業計画地 商業・公益等（宅地） 住宅・商業等（宅地） 駅前交通広場・道路等（公共施設） 建築物（商業・公益棟） 建築物（住宅・商業棟） 歩行者広場 歩行者通路 1:2000	■商業・公益棟 立面図 まちなかりビング 憩いの広場 北千里駅 賑わい広場 商業・公益・駐車場 地上 4 階 高さ約 25m ■住宅・商業棟 立面図 駐車場 高さ 45m 住宅・商業 地上 19 階 高さ約 60m 住宅戸数約 500 戸 ※網掛けは高層部 凡 例 事業計画地 商業・公益等（宅地） 住宅・商業等（宅地） 駅前交通広場・道路等（公共施設） 建築物（商業・公益棟） 建築物（住宅・商業棟） 歩行者広場 歩行者通路 1:2000
活性化ビジョンの具現化及び市の考えるまちづくりとの整合性	ゆとりある空間となる広場などのオープンスペースの整備や歩行者空間の連続性の確保が可能。活性化ビジョンの具現化が図られており、市の考えるまちづくりと整合している。	○ ・ゆとりある空間となる広場などのオープンスペースの整備や歩行者空間の連続性の確保が可能。活性化ビジョンの具現化が図られており、市の考えるまちづくりと整合している。	× ・ゆとりある空間となる広場などのオープンスペースの整備や歩行者空間の連続性の確保が困難。活性化ビジョンの具現化が図られず、市の考えるまちづくりと整合していない。
景観への影響	周辺建物より突出する。ツインタワー形状によりオープンスペースを確保し、また、棟間に空間を設けることで、建築物の圧迫感は低減される。	○ ・B 案と比較すると高さは高くなるが、ツインタワー形状によりオープンスペースを確保し、また、棟間に空間を設けることで、建築物の圧迫感は低減される。 ・前回案と比較すると高さは低くなるが、周辺建物より突出する。	× ・A 案と比較すると高さは低くなるが、板状形状により、オープンスペースを確保することが困難となり、連続する建築物が壁となり圧迫感が大きくなる。 ・前回案と比較すると高さは低くなるが、周辺建物よりも突出する。
周辺環境への影響（日影）	A 案及び B 案と比較すると高さは高くなるが、B 案と比較すると、建築物の東西幅が短いため日影の影響が比較的小さい。	○ ・B 案と比較すると建築物の東西幅が短いため日影の影響が小さい。 ・前回案と比較すると高さは低くなるため日影の影響が小さい。	× ・A 案と比較すると高さは低くなるが、建築物の東西幅が長いため日影の影響が大きい。 ・前回案と比較すると高さは低くなるが、建築物の東西幅が長いため日影の影響が大きい。
周辺環境への影響（交通）	住戸数が多く、周辺交通への影響が大きい。	－ ・B 案と比較すると、住戸数は同じであるため影響に差異はない。 ・前回案と比較すると、住戸数が少なく、周辺交通への影響が小さい。	－ ・A 案と比較すると、住戸数は同じであるため影響に差異はない。 ・前回案と比較すると、住戸数が少なく、周辺交通への影響が小さい。
周辺環境への影響（教育）	住戸数が多く、周辺教育施設への影響が大きい。	－ ・B 案と比較すると、住戸数は同じであるため影響に差異はない。 ・前回案と比較すると、住戸数が少なく、周辺教育施設への影響が小さい。	－ ・A 案と比較すると、住戸数は同じであるため影響に差異はない。 ・前回案と比較すると、住戸数が少なく、周辺教育施設への影響が小さい。

※市街地再開発事業の事業計画は、都市計画決定後、事業予定者による詳細の検討を経て、再開発組合の設立認可とあわせて確定することとなる。

4 環境影響評価を実施しようとする地域の範囲及びその概況

4.1 地域の範囲

環境影響評価を実施する地域の範囲の考え方については、環境要素の特性、事業の内容及び地域の概況を考慮して環境要素ごとに設定することを基本とする。

このような観点から、本事業における環境影響評価を実施する地域の範囲は、図 4.1.1 に示すとおり、原則として事業計画地からおおむね 500m 以内とし、事業計画地と周辺の藤白台 1 丁目～5 丁目、古江台 2 丁目～5 丁目、青山台 1 丁目～2 丁目、4 丁目の範囲とする。

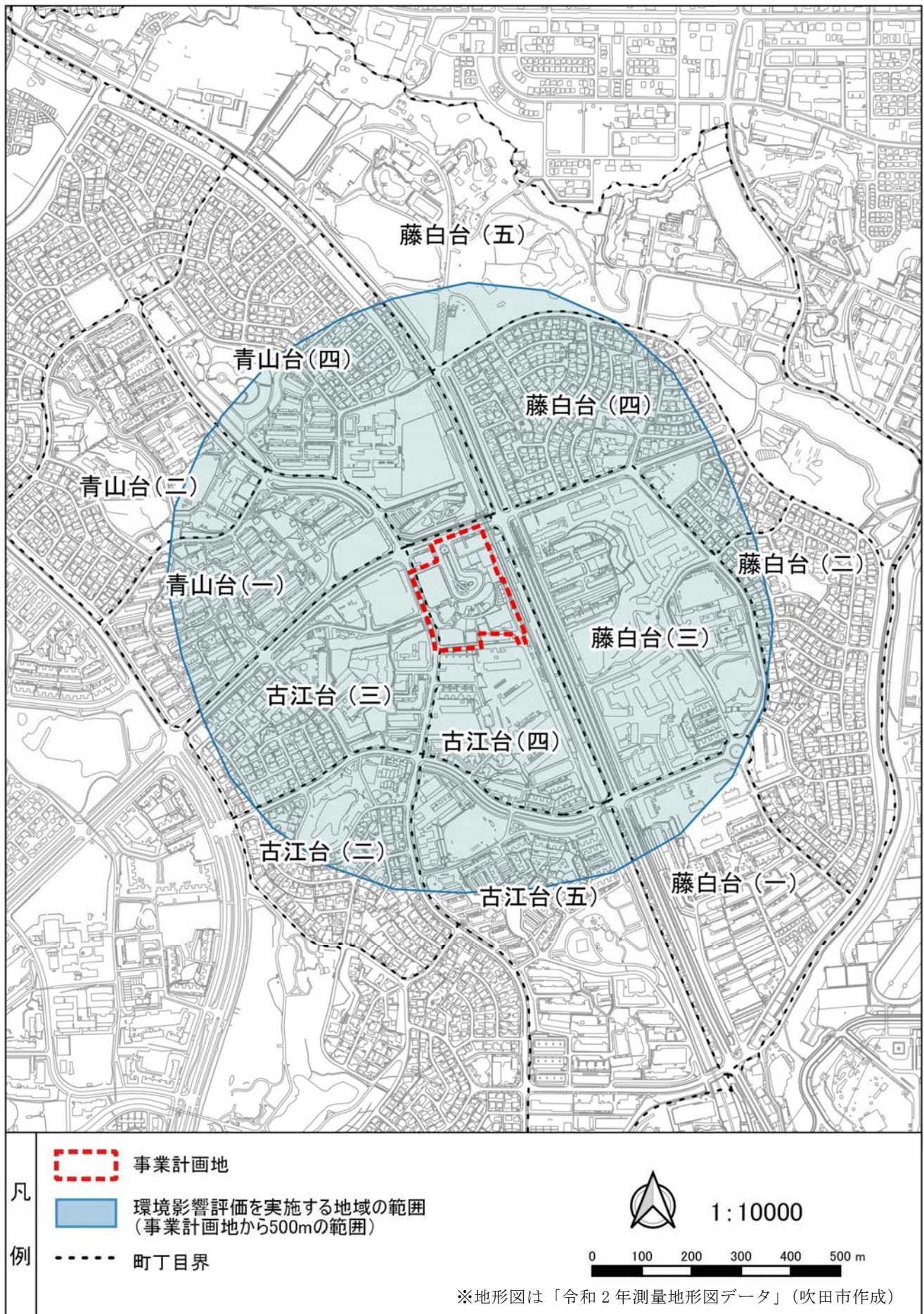


図 4.1.1 環境影響評価を実施する地域の範囲

4.2 地域の概況

4.2.1 社会的概況

(1) 人 口

令和2年から令和6年における吹田市の人口、世帯数及び人口密度は、表4.2.1(1)に示すとおりである。令和6年の人口総数は383,669人、世帯数は186,401世帯、人口密度は10,631人/㎢である。

令和2年から令和6年の推移をみると、人口、世帯数及び人口密度はやや増加傾向を示している。

また、令和6年における事業計画地及びその周辺の町丁別の人口、世帯数及び人口密度は、表4.2.1(2)に示すとおりである。

表 4.2.1 (1) 吹田市の人口、世帯数及び人口密度

年 \ 項目	人 口 (人)			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/㎢)
	総数	男	女		
令和2年	375,522	179,877	195,645	175,466	10,405
令和3年	378,485	181,016	197,469	178,479	10,487
令和4年	381,024	181,993	199,031	181,607	10,558
令和5年	382,491	182,372	200,119	183,927	10,598
令和6年	383,669	182,673	200,996	186,401	10,631

(注) 1. 各年9月30日現在

2. 住民基本台帳の人口数である。

3. 面積は、36.09 ㎢である。

出典：「吹田市統計書 令和6年（2024年）版」（令和7年（2025年）3月、吹田市）

表 4.2.1 (2) 町丁別の人口、世帯数及び人口密度（令和 6 年）

（令和 6 年 9 月 30 日現在）

項目 町丁名	人口（人）			世帯数 （世帯）	人口密度 （人／km ² ）
	総数	男	女		
藤白台 1 丁目	3,046	1,401	1,645	1,373	18,349
藤白台 2 丁目	1,148	516	632	473	6,916
藤白台 3 丁目	4,722	2,141	2,581	2,099	21,680
藤白台 4 丁目	925	434	491	394	4,620
藤白台 5 丁目	206	99	107	71	488
古江台 2 丁目	635	307	328	268	6,363
古江台 3 丁目	3,002	1,388	1,614	1,239	23,750
古江台 4 丁目	1,283	484	799	726	8,256
古江台 5 丁目	4,121	1,862	2,259	1,826	14,074
青山台 1 丁目	1,966	906	1,060	1,175	12,451
青山台 2 丁目	2,099	950	1,149	976	13,243
青山台 4 丁目	1,350	595	755	735	4,770

出典：「吹田市統計書 令和 6 年（2024 年）版」（令和 7 年（2025 年）3 月、吹田市）

(2) 土地利用

ア 土地利用の状況

吹田市の土地利用状況は、表 4.2.2 に示すとおりである。住宅地や商業・工場地などの市街地が 65.0%、公園・緑地・学校・社寺などの普通緑地が 19.9%、農地が 1.6%、その他の山林・水面・道路・鉄道などが 13.5%であり、市域の大部分が都市的土地利用で占められている。

表 4.2.2 吹田市の土地利用状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

項 目	面 積 (ha)	総面積に対する割合 (%)
市街地	2,345.5	65.0
一般市街地	2,007.9	55.7
商業業務地	207.2	5.7
官公署	12.2	0.3
工場地	118.2	3.3
普通緑地	717.5	19.9
公園・緑地	311.2	8.7
運動場・遊園地	110.9	3.1
学校	282.1	7.8
社寺敷地・公開庭園	12.5	0.3
墓地	0.8	0.0
農地	58.1	1.6
田・休耕地	11.0	0.3
畑	47.1	1.3
山林	18.4	0.5
水面	64.5	1.8
低湿地・荒無地	26.3	0.7
公共施設	67.4	1.9
道路・鉄軌道敷	293.3	8.1
その他の空地	18.0	0.5
計	3609.0	100.0

(注) 1. 項目及び面積は、都市計画基礎調査（令和 2 年度（2020 年度））の分類及び数値である。

2. 面積は、おおむね 0.5ha 以上のまとまりのあるものを測定している。

3. 値は四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

出典：「吹田市統計書 令和 6 年（2024 年）版」（令和 7 年（2025 年）3 月、吹田市）

イ 「都市計画法」に基づく地域地区等の指定状況

吹田市の用途地域の指定面積は、表 4.2.3 に示すとおりであり、住居系地域が 84.5%、商業系地域が 7.9%、工業系地域が 7.4%である。

事業計画地及びその周辺の用途地域の指定状況は図 4.2.1 に示すとおりであり、事業計画地は商業地域に指定している。

表 4.2.3 吹田市の用途地域の指定面積

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

分 類	面 積 (ha)	総面積に対する割合 (%)
第 1 種低層住居専用地域	473	13.8
第 2 種低層住居専用地域	7	0.2
第 1 種中高層住居専用地域	1,123	32.8
第 2 種中高層住居専用地域	552	16.1
第 1 種住居地域	432	12.6
第 2 種住居地域	286	8.3
準住居地域	24	0.7
近隣商業地域	164	4.8
商業地域	107	3.1
準工業地域	179	5.2
工業地域	77	2.2
計	3,425	100.0

(注) 面積については、最終変更(令和 4 年(2022 年)11 月 30 日告示)の数値である。

出典:「吹田市統計書 令和 6 年(2024 年)版」(令和 7 年(2025 年)3 月、吹田市)

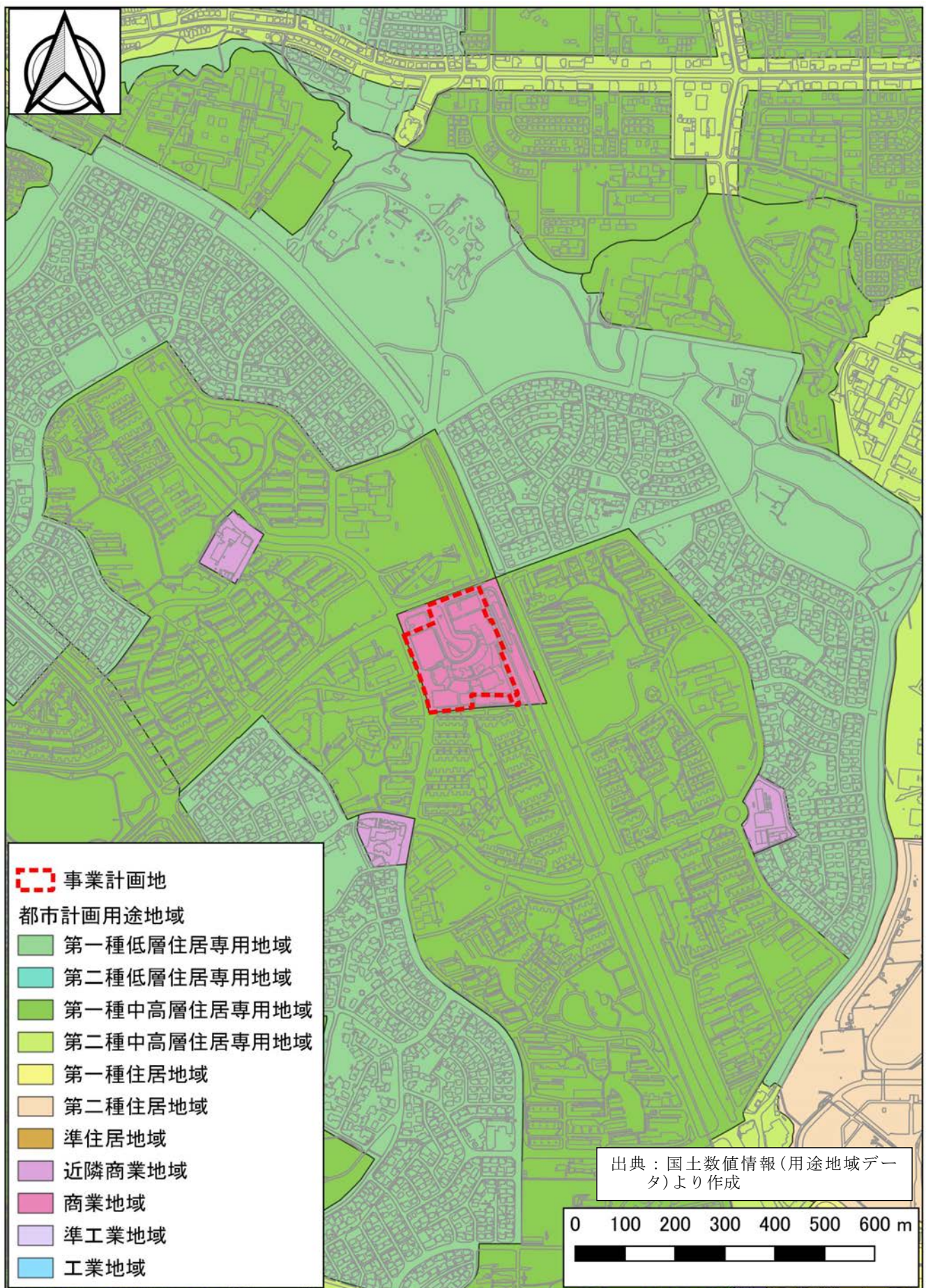


図 4.2.1 事業計画地及びその周辺における用途地域の指定状況

(3) 産 業

ア 産業別従業者数

令和3年における吹田市の産業別事業所数及び従業者数は、表 4.2.4 に示すとおりであり、産業分類別事業所数及び従業者数の総数は、それぞれ 11,937 所、161,960 人である。産業別では、卸売業、小売業が事業所数 3,083 所(全体の 25.8%)、従業者数 36,444 人(全体の 22.5%)であり、最も多くなっている。

平成 28 年から令和 3 年の推移をみると、事業所数及び従業者数の総数はともに増加している。

表 4.2.4 吹田市の産業分類別事業所数及び従業者数

産業分類	平成 28 年		令和 3 年	
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)
農林漁業	5	38	11	134
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	1	1
建設業	824	7,621	865	8,751
製造業	441	6,968	455	7,553
電気・ガス・熱供給・水道業	7	114	19	454
情報通信業	189	2,960	223	3,370
運輸業、郵便業	222	5,715	181	6,540
卸売業、小売業	3,236	36,510	3,083	36,444
金融業、保険業	140	2,308	159	3,030
不動産業、物品賃貸業	1,234	5,165	1,359	5,363
学術研究、専門・技術サービス業	526	6,120	664	6,839
宿泊業、飲食サービス業	1,354	13,219	1,188	12,506
生活関連サービス業、娯楽業	978	7,772	907	6,695
教育、学習支援業	487	14,805	641	19,206
医療、福祉	1,263	25,603	1,469	29,700
複合サービス事業	42	669	42	569
サービス業（他に分類されないもの）	578	9,006	642	12,271
公務（他に分類されるものを除く）	—	—	28	2,534
計	11,526	144,593	11,937	161,960

(注) 1. 各年 6 月 1 日現在

2. 「—」は、該当数字がないことを示す。

3. 「平成 28 年経済センサス - 活動調査」(総務省統計局)では、国・地方公共団体に属する事業所は調査の対象から除かれている。

出典：「吹田市統計書 令和 6 年(2024 年)版」(令和 7 年(2025 年)3 月、吹田市)

イ 農 業

吹田市の主副業別経営体数は、表 4.2.5 に示すとおりである。

令和 2 年の主副業別経営体数の農家の総数は 52 戸で、構成比は主業 1.9%、準主業 25.0%、副業 73.1%である。

表 4.2.5 吹田市における主副業別経営体数（個人経営体）

（単位：戸）

年 度	総数	主業	準主業	副業的
令和 2 年	52 (100.0%)	1 (1.9%)	13 (25.0%)	38 (73.1%)

（注） 1. 上段は農家数、下段は構成比を示す。

2. 個人経営体とは、非法人の家族経営体のことである。

3. 平成 27 年（2015 年）分までは「専業・兼業別農家数」を掲載していたが、主副業別統計が定着してきたことから、2020 年農林業センサスより専業・兼業別農家数の把握が廃止されたため、今後は主副業別経営体数を掲載する。

出典：「吹田市統計書 令和 6 年（2024 年）版」（令和 7 年（2025 年）3 月、吹田市）

ウ エ 業

吹田市の工業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、表 4.2.6 に示すとおりである。令和 3 年の事業所数は 180 所、従業者数は 5,783 人、製造品出荷額等は 3,028 億円である。また、平成 29 年から令和 3 年の推移をみると、事業所数、製造品出荷額等はやや減少傾向であったが、令和 3 年には増加している。

表 4.2.6 吹田市の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（従業者 4 人以上）

年 \ 項目	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成 29 年	132	4,858	28,178,242
平成 30 年	129	4,631	27,367,291
令和元年	123	4,725	27,130,896
令和 2 年	122	4,941	26,712,165
令和 3 年	180	5,783	30,284,096

(注) 1. 令和 2 年以前は、経済産業省 工業統計調査、令和 3 年については、経済センサス-活動調査より抜粋している。

2. 各年 6 月 1 日現在である。

出典：「吹田市統計書 令和 6 年（2024 年）版」（令和 7 年（2025 年）3 月、吹田市）

エ 商 業

吹田市の卸売・小売業の事業所数、従業者数及び年間販売額は、表 4.2.7 に示すとおりである。令和 3 年の事業所数は 2,487 所、従業者数は 29,212 人、年間販売額は 1 兆 8,154 億円である。平成 26 年から令和 3 年の推移をみると、事業所数、従業者数はやや増加しているが、年間販売額は減少している。

表 4.2.7 吹田市の卸売・小売業の事業所数、従業者数及び年間販売額（飲食店を除く）

年 \ 項目	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)
平成 26 年	2,111	23,436	151,751,432
平成 28 年	2,445	28,448	191,987,500
令和 3 年	2,487	29,212	181,543,900

(注) 1. 平成 26 年は 7 月 1 日現在、平成 28 年から令和 3 年は 6 月 1 日現在である。

2. 商業統計調査は平成 30 年に廃止されたため、平成 28 年分より経済センサス-活動調査産業別集計（卸売業、小売業に関する集計）の公表結果を掲載している。

出典：「吹田市統計書 令和 6 年（2024 年）版」（令和 7 年（2025 年）3 月、吹田市）

(4) 交 通

ア 道 路

事業計画地周辺における主要道路の交通量を表 4.2.8 に、「地域の主要渋滞箇所」の一覧を表 4.2.9 に、道路網及び交通量調査地点、主要渋滞箇所の位置を図 4.2.2 に示す。

事業計画地の東側には、箕面摂津線が南北に通っている。東側に 500m 程度離れると山田上小野原線が南北に通っており、西側に 500m 程度離れると吹田箕面線が南北に通っている。事業計画地周辺の主要渋滞箇所としては、箕面摂津線と一般国道 171 号の合流点が挙げられる。

表 4.2.8 事業計画地周辺における交通量

図中番号	路線名	交通量観測地点名	平日昼間 12 時間（7～19 時） 自動車類交通量（台）			平日 24 時間 自動車類交通量（台）		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
1	中国自動車道	大阪中央環状線中国吹田 IC ～ 大阪中央環状線中国豊中 IC	21,700	11,800	33,500	27,091	18,588	45,679
2	一般国道 423 号	豊中市新千里北町 1 丁目	4,980	710	5,690	6,637	874	7,511
3	一般国道 423 号	箕面市坊島 4 丁目	22,646	1,860	24,506	29,510	3,818	33,328
4	大阪中央環状線	吹田市千里万博公園 1	50,374	8,422	58,796	72,951	13,479	86,430
5	箕面摂津線	吹田市古江台 4 丁目	5,545	728	6,273	7,085	882	7,967
6	山田上小野原線	吹田市藤白台 1 丁目	5,749	114	5,863	6,899	144	7,043
7	吹田箕面線	豊中市新千里東町 3 丁目	4,791	365	5,156	5,663	421	6,084
8	南千里茨木停車場線	吹田市津雲台 5 丁目	7,211	323	7,534	8,992	652	9,644
—	一般国道 171 号	茨木市南清水町	19,335	3,876	23,211	27,699	5,260	32,959

出典：「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表 大阪府」（国土交通省ホームページ）
「全国道路・街路交通情勢調査表（道路交通センサス）」
（令和 6 年 5 月、大阪府都市整備部）

表 4.2.9 事業計画地周辺における地域の主要渋滞箇所

箇所名	
1	清水
2	今宮
3	坊島四丁目
4	萱野
5	新千里東町 1
6	山田北

出典：「地域の主要渋滞箇所」の公表について（国土交通省ホームページ）

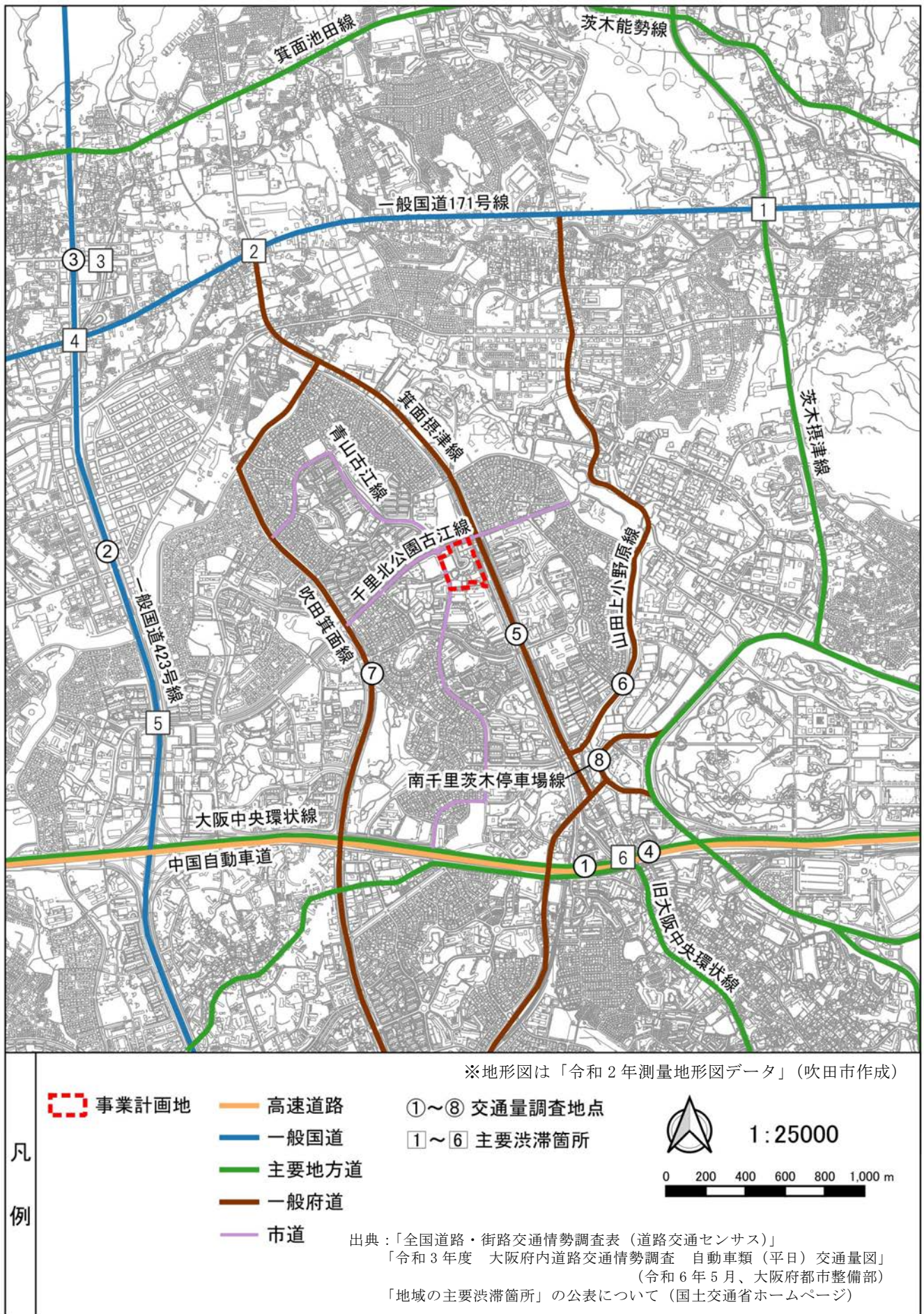


図 4.2.2 事業計画地周辺における道路網

イ 鉄 道

事業計画地周辺における鉄道の乗降人員は表 4.2.10 に、鉄道網は図 4.2.3 に示すとおりである。

事業計画地内の東側には阪急電鉄千里線が南北に走っており、事業計画地は北千里駅のすぐ西側に位置する。北千里駅では、1 日当たりの乗車が 14,052 人、降車が 13,964 人である。

表 4.2.10 鉄道の乗降人員（令和 5 年）

路線名		駅名	乗車人員 (人／日)	降車人員 (人／日)
阪急電鉄千里線		北千里	14,052	13,964
		山田	12,189	12,312
北大阪急行電鉄		千里中央	40,893	39,420
大阪 モノレール	本線	千里中央	19,055	19,884
		山田	9,460	9,141
		万博記念公園	9,750	9,558
	彩都線	阪大病院前	4,142	4,207
		豊川	1,457	1,418

（注）1. 大阪モノレールは各年中の 1 日平均。阪急電鉄、北大阪急行電鉄は交通量調査による。

出典：「令和 6 年度 大阪府統計年鑑」（令和 7 年 3 月、大阪府）

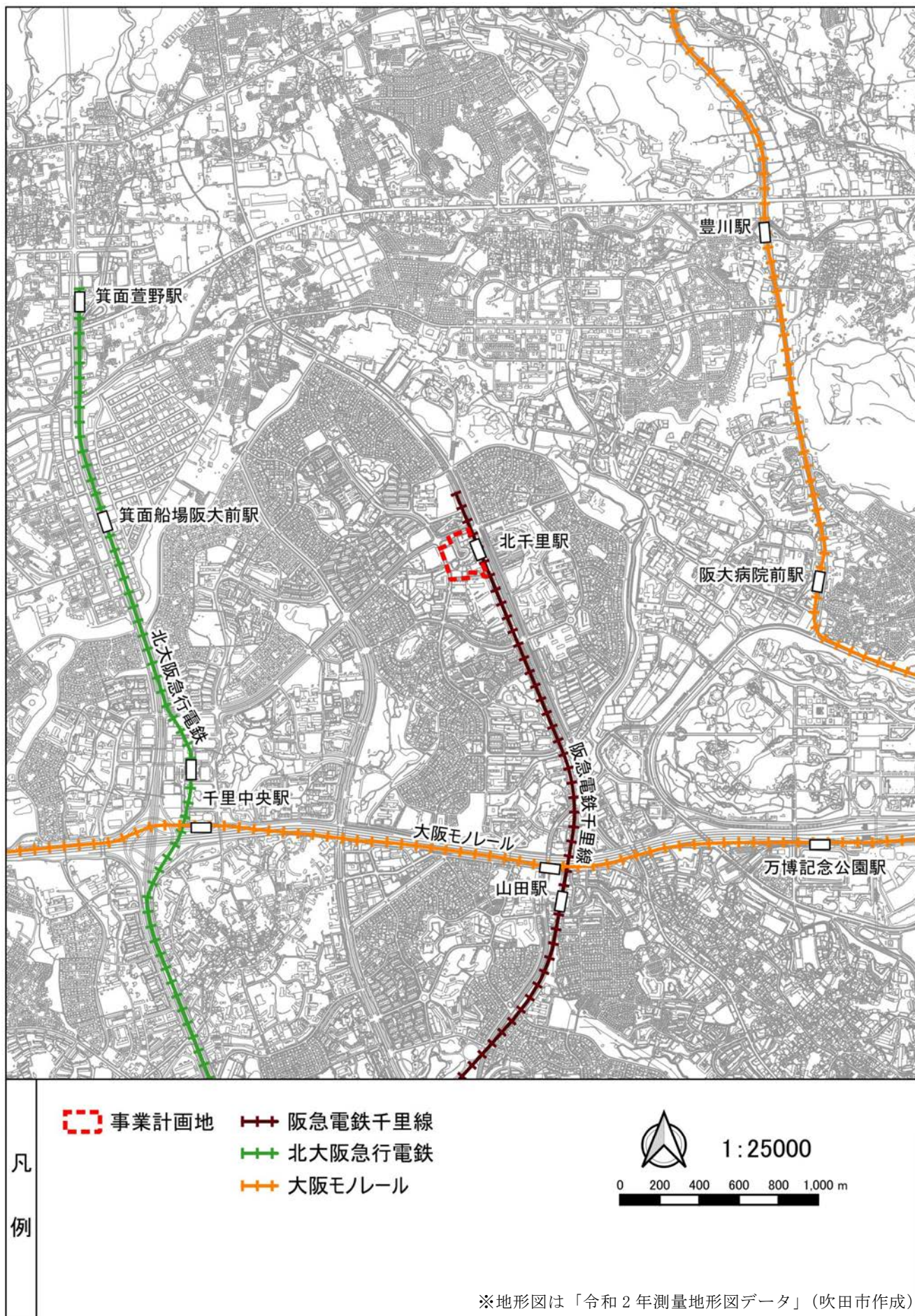


図 4.2.3 事業計画地周辺における鉄道網

(5) 水域とその利用

ア 上水道

吹田市の上水道の給水普及状況及び配水量は、表 4.2.11 に示すとおりである。

令和 5 年度の給水世帯数は 184,796 世帯、給水人口は 381,952 人、普及率は 99.9%、年間総配水量は 41,493,148 m³、1 人 1 日平均配水量は 297L である。また、令和元年度から令和 5 年度の推移をみると、給水世帯数及び給水人口は増加傾向、年間総配水量は横ばいである。

表 4.2.11 吹田市の上水道の給水普及状況及び配水量

年 度	給水世帯数 (世帯)	給水人口 (人)	普及率 (%)	年間総配水量 (m ³)	1 人 1 日平均 配水量 (L)
令和元年	174,215	373,515	99.9	41,411,787	303
令和 2 年	177,145	376,478	99.9	42,137,465	307
令和 3 年	179,391	378,347	99.9	41,667,297	302
令和 4 年	182,630	380,826	99.9	41,707,098	300
令和 5 年	184,796	381,952	99.9	41,493,148	297

出典：「吹田市統計書 令和 6 年（2024 年）版」（令和 7 年（2025 年）3 月、吹田市）

イ 下水道

吹田市の下水道の普及状況は、表 4.2.12 に示すとおりである。

令和 5 年度の都市計画決定面積は 3,582ha、処理面積は 3,501ha（普及率 97.7%）、処理人口は 382,133 人（普及率 99.9%）である。また、令和元年度から令和 5 年度の推移をみると、処理面積、処理人口ともに増加傾向である。

表 4.2.12 吹田市の下水道の普及状況

年 度	都市計画 決定面積 (ha)	処理面積		処理人口	
		(ha)	普及率 (%)	(人)	普及率 (%)
令和元年	3,582	3,500	97.7	373,736	99.9
令和 2 年	3,582	3,500	97.7	376,695	99.9
令和 3 年	3,582	3,500	97.7	378,553	99.9
令和 4 年	3,582	3,501	97.7	381,019	99.9
令和 5 年	3,582	3,501	97.7	382,133	99.9

出典：「吹田市統計書 令和 6 年（2024 年）版」（令和 7 年（2025 年）3 月、吹田市）

ウ 地下水

吹田市の地下水採取量の状況は、表 4.2.13 に示すとおりである。

表 4.2.13 吹田市域における地下水採取量

年度	井戸設置事業所 (所)	井戸本数 (本)	採取量 (m ³ /日)			
			工業用	上水用	その他	計
平成 28 年度	24(3)	51(7)	354	16,248	3,435	20,037
平成 29 年度	25(3)	53(9)	336	14,867	3,468	18,610
平成 30 年度	26(3)	55(8)	308	14,012	4,264	18,584
令和元年度	27(3)	59(8)	281	13,552	4,468	18,301
令和 2 年度	25(2)	57(7)	279	13,368	3,470	17,117

(注) 1. 採取量は、365 日の平均値である。

2. () 内は、休止中の事業所または井戸本数である。

出典：吹田市地下水揚水量データ（吹田市環境保全指導課資料）

(6) 環境の保全について配慮を要する施設

事業計画地周辺における学校、病院等の特に環境の保全について配慮を要する施設の分布状況は表 4.2.14 及び図 4.2.4 にそれぞれ示すとおりである。

表 4.2.14 事業計画地周辺における環境の保全について配慮を要する施設

区分	No	名称	区分	No	名称	区分	No	名称
保育園	1	藤白台保育園		26	泌尿器科くろだクリニック		51	べる皮ふ科形成外科
	2	ぬくもりのおうち保育古江台園		27	(医) 板垣眼科医院		52	ニコリノ歯科・ 大人こども矯正歯科
	3	きたせんり愛育保育園		28	(医) なかむら内科		53	シャロン千里
幼稚園	4	ふじしろ幼稚園		29	(医) 博寿会千里古江台 クリニック	老人福祉施設	54	ケアビレッジ千里・古江台
	5	青山幼稚園		30	(医) いのくち眼科		55	ベルパージュ千里 けやき通り
	6	はぎのきこども園		31	さくら診療所		56	サンライフケア北千里
小学校・中学校・高等学校・大学	7	藤白台小学校		32	(医) 整形外科なりたクリニック		57	愛燦燦はるる
	8	青山台小学校		33	(医) 健盛会あだちクリニック		58	特別養護老人ホーム憩 ～北千里～
	9	古江台小学校		34	(医) えちごクリニック	児童福祉	59	大阪YWCAシャロン 千里こども館
	10	青山台中学校		35	(医) 高橋脳神経外科クリニック		60	北千里児童センター
	11	金蘭千里中学校	病院・診療所	36	クリニック千里の森	休日診療所	61	吹田市立休日急病診療所
	12	金蘭千里高等学校		37	ほそいがくこども診療所			
	13	北千里高等学校		38	塚原クリニック			
	14	千里金蘭大学		39	田中内科クリニック			
病院・診療所	15	たがわ整形外科		40	(医) 古江会高橋歯科医院			
	16	さきもと皮ふ科		41	あさの歯科医院			
	17	(医) 積善会小林内科 心療内科		42	めいゆう矯正歯科			
	18	(医) 前田クリニック		43	タカシマ歯科・矯正歯科			
	19	坂口眼科医院		44	森岡歯科			
	20	谷クリニック		45	(医) 藤美会ふじた歯科			
	21	北千里三和クリニック		46	かじはら歯科クリニック			
	22	(医) 田中泌尿器科医院 古江台診療所		47	にわデンタルクリニック			
	23	坂元クリニック		48	(医) こうつ歯科・矯正歯科			
	24	北島皮フ科クリニック		49	いでハートクリニック			
	25	(医) 滝本耳鼻咽喉科・ めまいクリニック		50	(医) 北千里こどもの森 クリニック			

(注) No.は図 4.2.4 内の数字を示す。

出典：「公共施設一覧」（吹田市ホームページ）

「国土数値情報ダウンロードサービス 学校 令和5年度」

「国土数値情報ダウンロードサービス 医療機関 令和2年度」

「国土数値情報ダウンロードサービス 福祉施設 令和5年度」

(国土交通省国土政策局国土情報課)

※出典のデータ集計時期以降の施設の消失や統廃合等の状況については、令和7年4月時点で更新している。

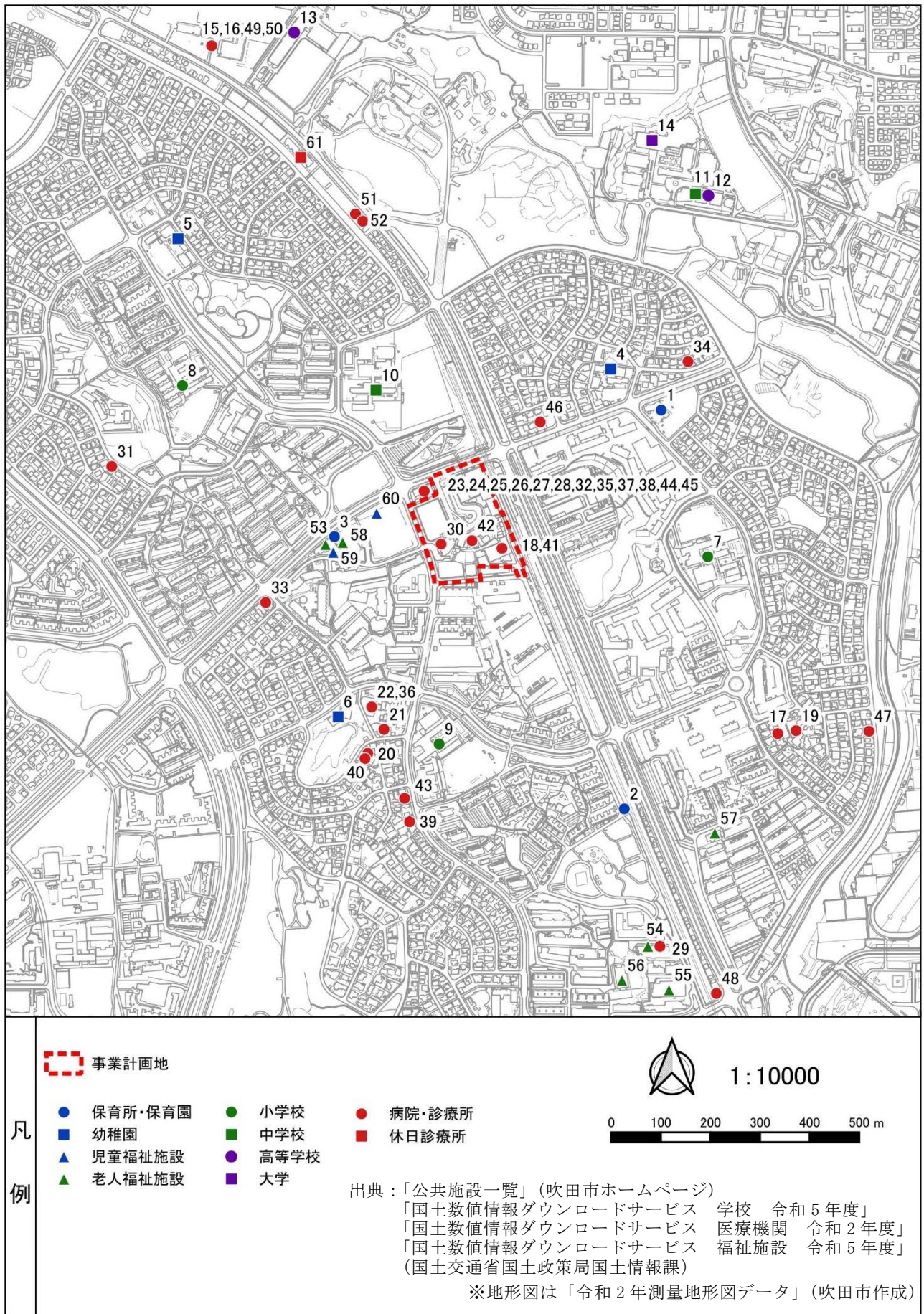


図 4.2.4 事業計画地周辺における環境の保全について配慮を要する施設

(7) 関係法令による規制等

ア 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91条)第16条第1項に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が定められている。

(ア)大気汚染に係る環境基準

大気汚染については、二酸化窒素など10物質について環境基準が定められている。

大気汚染に係る環境基準を表4.2.15に示す。

表 4.2.15 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号(最終改正：平成8年10月25日 環境庁告示第73号))

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号(最終改正：平成8年10月25日 環境庁告示第74号))

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環境庁告示第4号(最終改正：平成30年11月19日 環境庁告示第100号))

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環境省告示第33号)

(イ)水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁については、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準が定められている。

水質汚濁に係る環境基準を表 4.2.16～表 4.2.19 に示す。

表 4.2.16 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号（最終改正：令和 5 年 3 月 13 日 環境省告示第 6 号））

表 4.2.17 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：河川 ア）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU / 100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU / 100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。						
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。						
注)						
1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全						
2. 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの						
水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの						
水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの						
3. 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の						
水産生物用						
水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用						
水産 3 級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用						
4. 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの						
工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの						
工業用水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの						
5. 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度						

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号（最終改正：令和 5 年 3 月 13 日 環境省告示第 6 号））

表 4.2.18 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：河川 イ）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩 (LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号（最終改正：令和 5 年 3 月 13 日 環境省告示第 6 号））

水質汚濁に係る環境基準の類型は、「環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定等」（令和 5 年 1 月 20 日 大阪府公告第 5 号）により定められている。

なお、事業計画地は神崎川水系安威川支流の山田川の流域に位置するが、山田川については環境基準の類型は定められていない（表 4.2.19、図 4.2.5）。

表 4.2.19 水質汚濁に係る環境基準の類型指定

水系	河川水域名	該当類型及び達成期間	
		BOD 等 5 項目	水生生物項目
神崎川	天竺川	B・イ	生物 B・イ
	安威川下流(3)	B・イ	生物 B・イ
	大正川	A・イ	生物 B・イ

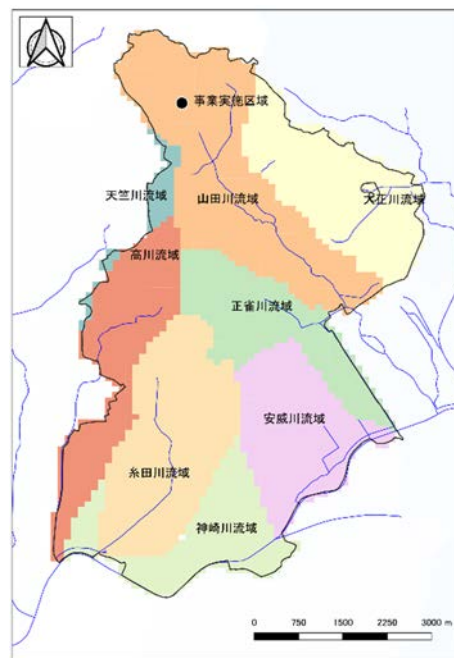
凡例「B」、「生物 B」：該当類型

イ：直ちに達成

ロ：5 年以内に可及的速やかに達成

注）安威川下流(3)：大正川合流点より下流

出典：「環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定等」（令和 5 年 1 月 20 日 大阪府公告第 5 号）



出典：国土数値情報(流域メッシュ)より作成

図 4.2.5 吹田市の河川と流域区分

(ウ)地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水については、有害物質等 28 物質について環境基準が定められている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 4.2.20 に示す。

表 4.2.20 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号（最終改正：令和 3 年 10 月 7 日 環境省告示第 63 号））

(エ) 土壌汚染に係る環境基準

土壌の汚染については、有害物質等 29 物質について環境基準が定められている。

土壌の汚染に係る環境基準を表 4.2.21 に示す。

表 4.2.21 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	
1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。 5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号（最終改正：令和 2 年 4 月 2 日 環境省告示第 44 号））

(オ)騒音に係る環境基準

騒音については、都市計画用途地域に基づく地域類型ごとに環境基準が定められている。

騒音に係る環境基準を表 4.2.22 に示す。

なお、表 4.2.23 のとおり事業計画地はC類型に該当し、その周辺地域はA類型に該当する。

表 4.2.22 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考

1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

注)

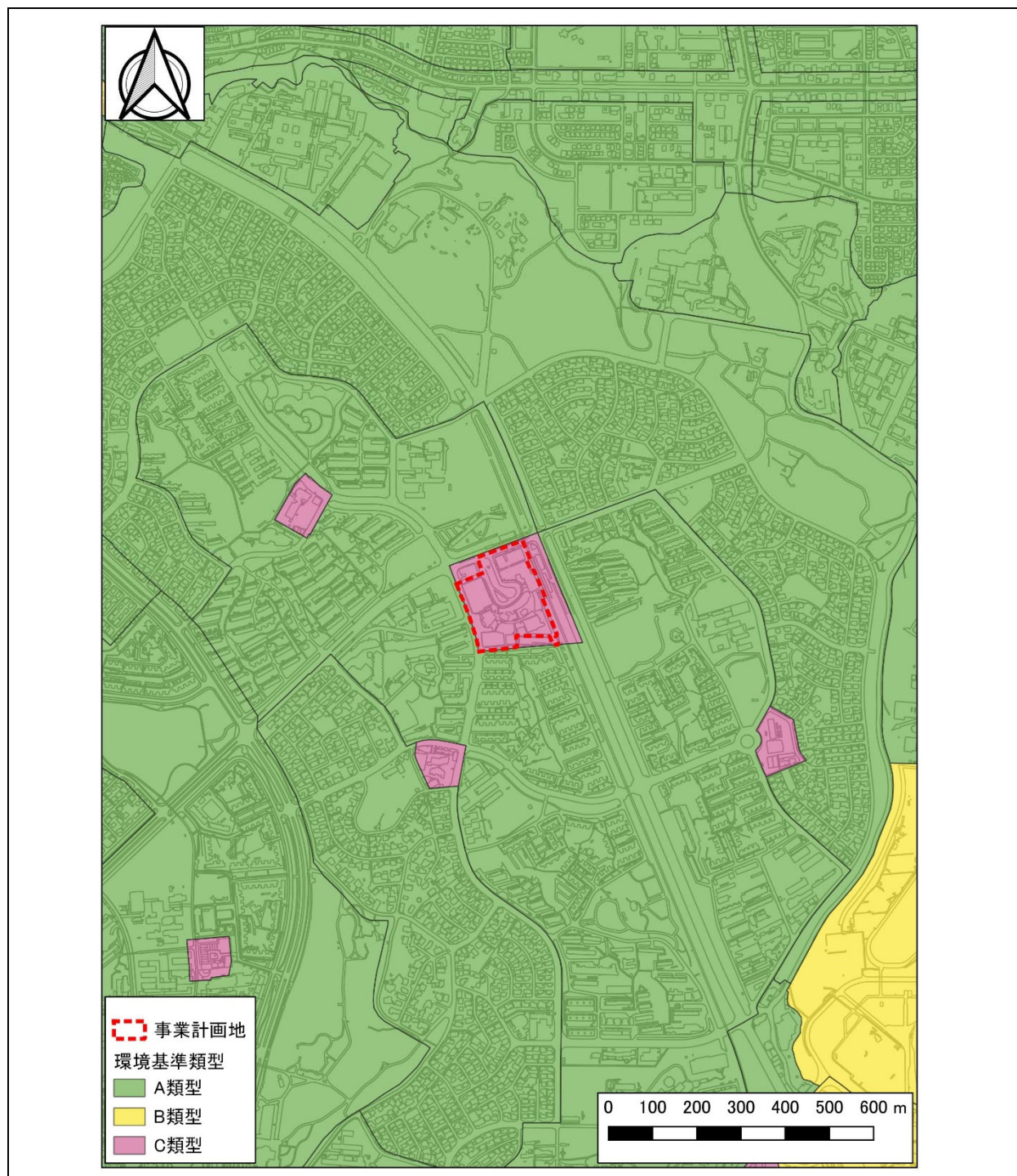
- ・「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 - (1) 道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。)。
 - (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。
- ・「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
 - (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号（最終改正：平成 24 年 3 月 30 日 環境省告示第 54 号））

表 4.2.23 騒音に係る環境基準の地域類型の区分

地域の類型	対象地域
A	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
C	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定について」（平成 24 年吹田市告示第 103 号）



出典：吹田市都市計画図より作成

図 4.2.6 騒音に係る環境基準の類型指定

(カ)ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

ダイオキシン類に係る環境基準を表 4.2.24 に示す。

表 4.2.24 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	
3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。	
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号（最終改正：令和 4 年 11 月 25 日 環境省告示第 89 号））

イ 吹田市第3次環境基本計画に基づく環境目標

吹田市では、「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年2月；吹田市）において、より良い環境を目指すための「環境目標」を設定している。

吹田市が独自に設定している「環境目標」を以下に示す。

（ア）大気質・悪臭に係る環境目標

大気質・悪臭に係る環境目標を表 4.2.25 に示す。環境目標では、二酸化窒素については環境基準より厳しい値に設定しており、光化学オキシダントは非メタン炭化水素の指針値と併せて評価することとしている。

また、環境基準が設定されていない悪臭について環境目標を設定している。

表 4.2.25 大気質・悪臭に係る環境目標

項目	環境目標
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。 ※上記の目標値を達成できた時点において、1 時間値の 1 日平均値 0.02ppm 以下に向かって努力することとする。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。また、非メタン炭化水素濃度の午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲内又はそれ以下であること。
悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度。

（イ）水質に係る環境目標

水質に係る環境目標を表 4.2.26～表 4.2.28 に示す。吹田市内の河川は環境基準の水域類型は指定されていないが、「環境目標」において独自に水域類型を設定している。

また、ため池の水質汚濁及び水質特殊項目について目標値を設定している。

表 4.2.26 河川の水質汚濁に係る環境目標（生活環境に係る項目）

河川名	範囲	BOD 等 5 項目類型	水生生物 項目類型
山田川	全域	D	—
味舌水路	味舌水路全域、穴田川全域及び井池水路全域	D	—
糸田川	糸田川全域、上の川全域及び山の谷川全域	D	—
高川	全域	D	—
正雀川	全域	E	—

表 4.2.27 ため池の水質汚濁に係る環境目標

項目	水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	全窒素 (T-N)	全りん (T-P)
基準値	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

表 4.2.28 河川の水質汚濁に係る環境目標（水質特殊項目）

項目	目標値
フェノール類	0.01mg/L 以下
銅	0.05mg/L 以下
亜鉛	0.1mg/L 以下
溶解性鉄	1.0mg/L 以下
溶解性マンガン	1.0mg/L 以下
全クロム	1.0mg/L 以下
アンモニア性窒素	1.0mg/L 以下
陰イオン界面活性剤	0.5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質	検出されないこと

（ウ）地盤沈下に係る環境目標

地盤沈下に係る環境目標を表 4.2.29 に示す。

表 4.2.29 地盤沈下に係る環境目標

区分	環境目標	対象地域
地盤沈下	地盤沈下を進行させないこと	市内全域

（エ）騒音に係る環境目標

騒音に係る環境目標を表 4.2.30 及び表 4.2.31 に示す。環境騒音（道路に面しない地域の騒音）については、環境基準より評価時間帯をより厳しく設定している。また、環境基準が設定されていない建設作業騒音・振動、低周波空気振動について環境目標を設定している。

表 4.2.30 騒音に係る環境目標（道路に面しない地域）

地域の 類型	基 準 値		対象地域
	昼間 午前 7 時から 午後 9 時まで	夜間 午後 9 時から 翌日の午前 7 時まで	
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

表 4.2.31 建設作業騒音・振動、低周波空気振動に係る環境目標

区分	環境目標	対象地域
建設作業騒音・振動・ 低周波空気振動	大部分の地域住民が 日常生活において支 障がない程度	車道その他一般公衆が通常生活していない地域 又は場所を除く市内全域

ウ 環境保全に係る条例等公害の防止に関する規制

吹田市では、環境の保全及び創造について、基本理念と施策の基本となる事項を定めた「吹田市環境基本条例」（平成 9 年吹田市条例第 5 号）を定めており、その理念に即した公害の防止、その他の環境の保全及び創造に関する施策の必要な事項を定めた「吹田市環境の保全等に関する条例」（平成 9 年吹田市条例第 6 号）を定めている。また、大阪府では環境政策を総合的・計画的に推進するための理念や基本方針を定めた「大阪府環境基本条例」（平成 6 年 3 月大阪府条例第 5 号）、その理念に即した公害の防止に関する規制の措置等を定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号）が定められている。

エ 大気汚染に係る規制

（ア）工場・事業場に係る規制

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）では、ばい煙発生施設については、排出基準、指定ばい煙（硫黄酸化物及び窒素酸化物）に係る総量規制基準並びにこれらの施設の設置の際に届け出が必要となることが定められている。一般粉じん発生施設については、構造、使用、管理に関する基準、特定粉じん発生施設については工場・事業場の敷地境界線における石綿濃度の許容限度と共に、それぞれの施設の設置の際に届け出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、ばい煙及び粉じんを発生する施設のうち、「大気汚染防止法」が適用されない施設について、排出基準、設置・構造・使用・管理基準、原料使用基準等並びにこれらの施設の設置の際に届け出が必要となることが定められている。

「吹田市環境の保全等に関する条例」では、事業者の事業活動に伴って生ずる大気汚染等の防止に関する事項について公害防止協定を締結することができるなどを定めている。

（イ）建設作業に係る規制

「大気汚染防止法」では、特定粉じんの排出（吹付け石綿を使用した建築物の解体・改造・補修作業）について、作業基準と共に作業の実施の際に届け出が必要となることが定められている。

（ウ）自動車排出ガスに係る規制

「大気汚染防止法」では、自動車 1 台あたりの排出ガス量の削減を図るため、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質を対象物質として自動車排出ガス規制が実施されている。

大阪府では「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以後、「自動車 NOX・PM 法」と呼ぶ）」（平成 4 年法律第 70 号）に基づき、「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画[第 3 次]」（平成 25 年 6 月；大阪府）が策定されている。

オ 水質汚濁に係る規制

(ア) 公共用水域に係る規制

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)では、特定施設について排水基準と共に施設の設置の際に届け出が必要となることが定められている。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和 48 年法律第 110 号)では、最大排水量が 50m³/日以上の特設施設を設置する工場・事業場について、総量規制基準の適用と共に、施設の設置、構造等の変更を行う際に許可が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届け出施設を設置する工場、事業場について、排水基準と共に、施設の設置の際に届け出が必要となることが定められている。

(イ) 地下水の水質に係る規制

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場について、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届け出施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

カ 騒音に係る規制

(ア) 工場・事業場に係る規制

特定工場等における騒音の規制に関する基準を表 4.2.32 に示す。「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、特定施設を有する工場・事業場について、区域ごとに敷地境界線における規制基準を定めると共に、施設の設置の際に届け出が必要となることが定められている。

なお、吹田市は全域が騒音規制区域に指定されている。

表 4.2.32 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分 朝 (午前 6 時～午前 8 時) 夕 (午後 6 時～午後 9 時)	昼間 (午前 8 時～午後 6 時)	夜間 (午後 9 時～翌日午前 6 時)
ア 第 1・2 種低層住居専用地域	45 デシベル	50 デシベル	40 デシベル
イ 第 1・2 種中高層住居専用地域、 第 1・2 種住居地域、準住居地域、 用途地域の指定のない地域	50 デシベル	55 デシベル	45 デシベル
ウ 近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
エ 工業地域	65 デシベル	70 デシベル	60 デシベル
オ 工業地域で既設の学校・保育所等の敷地の周囲 50 メートルの区域及び上記イの区域の境界線から 15 メートル以内の区域	60 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

備考

1. 「デシベル」とは、計量法別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。

2. 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性 (FAST) を用いることとする。

3. 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。

4. この表は、建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

出典：特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準 (昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号 (最終改正：平成 27 年環境省告示第 67 号))

大阪府生活環境の保全等に関する条例 (平成 6 年大阪府条例第 6 号 (最終改正：令和 5 年大阪府条例第 19 号))

(イ)建設作業に係る規制

特定建設作業の種類及び規制を表 4.2.33 及び表 4.2.34 に示す。「騒音規制法」では、特定建設作業について規制基準を定めると共に、作業の実施の際に届け出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、定格出力 20kW を超えるショベル系掘削機械を使用する作業等についても特定建設作業と定めて規制対象とされている。

なお、事業計画地周辺は第 1 号区域に該当する。

表 4.2.33 特定建設作業の種類

適用	特定建設作業の種類
法	1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業（注 1） 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6. バックホウ（原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業（注 2） 7. トラクターショベル（原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業（注 2） 8. ブルドーザー（原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業（注 2）
条例	9. 6、7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10. コンクリートカッターを使用する作業（注 1） 11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

注)1. 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。

2. 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第 2 の規定により環境大臣が指定するものを使用する作業を除く。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号（最終改正：平成 27 年 4 月 20 日 環境省告示第 66 号））

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号（最終改正：令和 5 年大阪府条例第 19 号））

表 4.2.34 特定建設作業に係る規制

区分	規制基準など
敷地境界上における基準値	85 デシベル
第 1 号区域	作業可能時刻
	午前 7 時から午後 7 時
	最大作業時間
	1 日あたり 10 時間
第 2 号区域	最大作業期間
	連続 6 日間
	作業日
	日曜その他の休日を除く日
第 2 号区域	作業可能時刻
	午前 6 時から午後 10 時
	最大作業時間
	1 日あたり 14 時間
第 2 号区域	最大作業期間
	連続 6 日間
第 2 号区域	作業日
	日曜その他の休日を除く日

備考

第 1 号区域：第一、二種低層住居専用地域、第一、二種中高層住居専用地域、第一、二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域及び条例の追加規制地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内

第 2 号区域：工業地域及び条例の追加規制地域のうち 1 号区域以外の地域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号（最終改正：平成 27 年 4 月 20 日 環境省告示第 66 号））

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号（最終改正：令和 5 年大阪府条例第 19 号））

(ウ)自動車騒音に係る規制

「騒音規制法」では、区域ごとに自動車騒音の限度が定められている（表 4.2.35）。
なお、事業計画地は c 区域、その周辺は a 区域に該当する。

表 4.2.35 自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前 6 時から午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から翌日午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

注） a 区域、 b 区域、 c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域とする。

a 区域：都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域

b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域並びに用途地域の指定のない地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号（最終改正：令和 2 年 3 月 30 日環境省令第 9 号））

(エ)その他の規制

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、商業宣伝を目的とした拡声器の使用の制限や深夜の音響機器の使用の制限及び深夜における営業等の制限について、規制の措置が定められている。

キ 振動に係る規制

(ア)工場・事業場に係る規制

特定工場等における振動の規制に関する基準を表 4.2.36 に示す。「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、特定施設を有する工場・事業場について、区域ごとに敷地境界線における規制基準を定めると共に、施設の設置の際に届け出が必要となることが定められている。

なお、吹田市は全域が振動規制区域に指定されている。

表 4.2.36 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分	昼間（午前 6 時～午後 9 時）	夜間（午後 9 時～翌日午前 6 時）
ア 第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中高層住居専用地域、第 1・2 種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域		60 デシベル	55 デシベル
イ 近隣商業地域、商業地域、準工業地域		65 デシベル	60 デシベル
ウ 工業地域		70 デシベル	65 デシベル
エ 工業地域及び工業専用地域などで、既設の学校・保育所等の敷地の周囲 50 メートルの区域及び上記アの区域の境界線から 15 メートル以内の区域		65 デシベル	60 デシベル

備考

1. デシベルとは、計量法(平成 4 年法律第 51 号)別表第 2 に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
2. 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

出典：特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和 51 年環境庁告示第 90 号（最終改正：平成 27 年環境省告示 65 号））

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号（最終改正：令和 5 年大阪府条例第 19 号））

(イ)建設作業に係る規制

振動に係る特定建設作業及び規制を表 4.2.37 及び表 4.2.38 に示す。「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)では、特定建設作業について規制基準を定めると共に、作業の実施の際に届け出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、定格出力 20kW を超えるショベル系掘削機械を使用する作業等についても特定建設作業と定めて規制対象としている。

なお、事業計画地周辺は第 1 号区域に該当する。

表 4.2.37 振動に係る特定建設作業

適用	特定建設作業の種類
法	1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破碎機を使用する作業（注） 4. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（注）
条例	5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る。）を使用する作業

注）作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号（最終改正：令和 3 年環境省令第 3 号））
大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成 6 年大阪府条例第 6 号(最終改正:令和 5 年大阪府条例第 19 号))

表 4.2.38 特定建設作業に係る規制

区分		規制基準など
敷地境界上における基準値		75 デシベル
第 1 号区域	作業可能時刻	午前 7 時から午後 7 時
	最大作業時間	1 日あたり 10 時間
	最大作業期間	連続 6 日間
	作業日	日曜その他の休日を除く日
第 2 号区域	作業可能時刻	午前 6 時から午後 10 時
	最大作業時間	1 日あたり 14 時間
	最大作業期間	連続 6 日間
	作業日	日曜その他の休日を除く日

備考

第 1 号区域：第一、二種低層住居専用地域、第一、二種中高層住居専用地域、第一、二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域及び条例の追加規制地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内

第 2 号区域：工業地域及び条例の追加規制地域のうち 1 号区域以外の地域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号（最終改正：令和 3 年環境省令第 3 号））

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号（最終改正：令和 5 年大阪府条例第 19 号））

（ウ）道路交通振動に係る規制

「振動規制法」では、区域ごとに道路交通振動の要請限度が定められている（表 4.2.39）。

なお、事業計画地は第 2 種区域、その周辺は第 1 種区域に該当する。

表 4.2.39 道路交通振動の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 午前 6 時から午後 9 時まで	夜間 午後 9 時から翌日午前 6 時まで
第 1 種区域	第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中高層住居専用地域、第 1・2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、用途地域の指定のない地域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70 デシベル	65 デシベル

備考

1. デシベルとは、計量法別表第 2 に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

2. 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。
この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

3. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

4. 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号（最終改正：令和 3 年環境省令第 3 号））

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号（最終改正：令和 5 年大阪府条例第 19 号））

ク 悪臭に係る規制

吹田市では、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、臭気指数規制を実施し、市内全域を悪臭防止区域に指定している。悪臭の規制基準を表 4.2.40 に示す。

表 4.2.40 悪臭の規制基準

区分	規制基準
敷地境界線における規制基準 (第 1 号規制基準)	臭気指数：10
煙突等の気体排出口の規制基準 (第 2 号規制基準)	排出口の実高さが 15 メートル以上の施設 以下の式により臭気排出強度の量を算出する方法 $q_t = 60 \times 10^A \div F_{\max}$ $A = L \div 10 - 0.2255$ q_t : 排出ガスの臭気排出強度 $F_{\max}$: 悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39）別表第三に定める式により算出される $F(x)$ の最大値。ただし、$F(x)$ の最大値として算出される値が一を排出ガスの流量で除した値を超えるときは、一を排出ガスの流量で除した値とする。 L : 法第四条第二項第一号の規制基準（=10） なお、$F_{\max}$ は施行規則第六条の二第一項ロに定める条件により算出する。 排出口の実高さが 15 メートル未満の施設 $I = 10 \times \log C$ $C = K \times H_b^2 \times 10^B$ $B = L \div 10$ I : 排出ガスの臭気指数 K : 排出口の口径の区分毎に施行規則第六条の二第二項に掲げられた値 H_b : 周辺最大建物の高さ。ただし、算出される値が 10 未満の場合又は 10 以上であって排出口の実高さの 1.5 倍以上ある場合は値の大きさ及び排出口の実高さごとに施行規則第六条の二第二項に掲げる式により算出される高さ L : 法第四条第二項第一号の規制基準（=10） 初期排出高さの算出は、次式により行うものとする。ただし、当該方法により算出される値が排出口の実高さの値を超える場合、初期排出高さは排出口の実高さとする。 $H_i = H_0 + 2(V - 1.5)D$ H_i : 初期排出高さ H_0 : 排出口の実高さ V : 排出ガスの排出速度 D : 排出口の口径
排出水の規制基準 (第 3 号規制基準)	臭気指数：26

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号（最終改正：令和 6 年 4 月 1 日 環境省令第 17 号））

ケ 土壌汚染に係る規制

「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)では、土壌汚染の可能性の高い土地について、有害物質使用特定施設の使用の廃止時等の機会において、土地利用者等に土壌汚染状況調査を義務付けており、土壌汚染が判明した場合の区域指定や人の健康に係る被害が生ずる恐れがある場合の必要な措置等について定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、調査対象物質にダイオキシン類を加えると共に、土壌汚染状況調査の機会や土地の利用履歴調査を追加している。

コ 地盤沈下

「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)では工業用水としての地下水採取について許可等を必要としており、吹田市域では、名神高速道路以南の地域等が規制地域に該当する。

サ 日照障害

「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)では、日照を確保するため中高層建築物の高さの制限について規定されており、「吹田市建築基準法施行条例」(平成 12 年吹田市条例第 3 号)ではその対象区域並びに日影時間を規定している。また、「吹田市環境基本条例」第 7 条第 1 号の規定に基づく中高層建築物の日照障害等の指導要領を平成 23 年より施行している(表 4.2.41)。

表 4.2.41 建築主が近隣の敷地に対して確保すべき日照の基準

用途地域等	測定高さ	敷地境界線からの水平距離が 10m 以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が 10m を超える範囲における日影時間
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域(容積率 80 %)(容積率 100 %)	1.5m	3 時間	2 時間
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域(容積率 150 %)		4 時間	2.5 時間
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域(容積率 200 %)		5 時間	3 時間
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域(容積率 150 %)	4.0m	3 時間	2 時間
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域(容積率 200 %)		4 時間	2.5 時間
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域(容積率 300 %)		5 時間	3 時間
第一種住居地域又は第二種住居地域又は準住居地域(容積率 200 %)			
第一種住居地域又は第二種住居地域(容積率 300 %)			
近隣商業地域			
準工業地域			
用途地域の指定のない区域		4 時間	2.5 時間

出典：中高層建築物の日照障害等の指導要領(制定：平成 23 年、最終改正：平成 29 年；吹田市)

シ 電波障害

「吹田市環境の保全等に関する条例」では、高さが 10m を超える建築物を建築する場合、「都市計画法」による開発許可申請又は「建築基準法」による確認申請・計画通知の 20 日前までに、その敷地の外部から見やすい場所に建築計画の概要を表示した標識を設置し、その報告をすることを定めている。

「中高層建築物の日照障害等の指導要領」(吹田市環境部環境政策室ホームページ)では、近隣住民への事前説明、市長との事前協議及び電波障害の防止措置について定めている。

ス 自然環境の保全に係る規制等

(ア) 森林法に基づく保安林

「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条に基づく保安林について、吹田市内では表 4.2.42 に示す 3 箇所を風致保安林に指定している。

表 4.2.42 吹田市内の保安林

区分	地区名	面積
風致保安林	伊射奈岐神社風致保安林	0.50 ha
	垂水神社風致保安林	0.86 ha
	素盞烏尊神社風致保安林	0.48 ha

出典：吹田市森林整備計画書（令和 7 年 4 月変更；大阪府、吹田市）

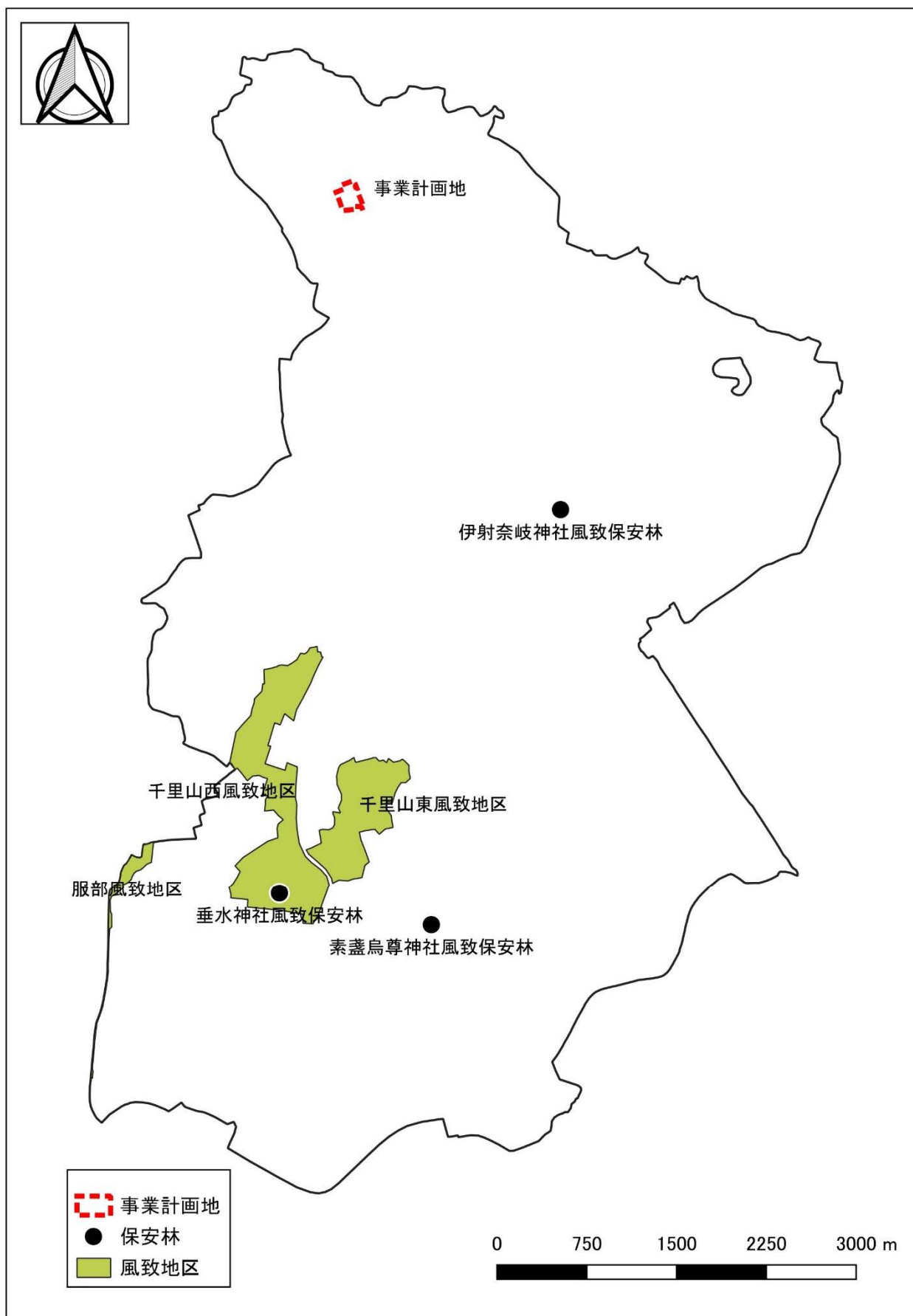
(イ) 都市計画法に基づく風致地区

「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項に定める風致地区について、吹田市内では表 4.2.43 に示す 3 箇所を指定している。

表 4.2.43 吹田市内の風致地区

区分	地区名	面積
風致地区	服部	約 9 ha
	千里山東	約 47 ha
	千里山西	約 88 ha

出典：風致地区のしおり（令和 3 年 10 月；吹田市）



出典：吹田市森林整備計画書（令和7年4月変更；大阪府、吹田市）、風致地区のしおり（令和3年10月；吹田市）

図 4.2.7 吹田市の保安林、風致地区の分布

(ウ)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区など

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号) 第 15 条に定める指定猟法禁止区域、第 28 条に定める鳥獣保護区、第 29 条に定める特別保護区、第 34 条に定める休猟区及び第 35 条に定める特定猟具使用禁止区域について、吹田市はほぼ全域が特定猟具使用禁止区域に該当する(表 4.2.44)。

表 4.2.44 吹田市内の鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等

名称	期間	面積
特定猟具使用禁止区域	令和元年 11 月 15 日から 令和 11 年 11 月 14 日まで	約 3,611 ha

出典：大阪府における鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区及び特定猟具使用禁止区域(銃)位置図(令和 6 年 10 月；大阪府)

(エ)自然環境保全法等に基づく自然環境保全地域

「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号) 第 14 条に基づく原生自然環境保全地域、第 22 条に基づく自然環境保全地域、「大阪府自然環境保全条例」(昭和 48 年大阪府条例第 2 号) 第 11 条に基づく府自然環境保全地域、第 16 条に基づく府緑地環境保全地域について、府下では 5 区域 38.33ha が府自然環境保全地域、3 地域 36.96ha が府緑地環境保全地域に指定されているが、吹田市内には指定地域はない。

(オ)自然公園法等に基づく自然公園

「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号) 第 5 条に基づく国立公園及び国定公園、「大阪府立自然公園条例」(平成 13 年大阪府条例第 6 号) 第 3 条に基づく府立自然公園について、府下では 4 地区 20,039ha が自然公園に指定されているが、吹田市内には指定地域はない。

(カ)都市緑地法に基づく緑地保全地域等

「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号) 第 5 条に基づく緑地保全地域、第 12 条に基づく特別緑地保全地区について、府下では 4 箇所 3.4ha が特別緑地保全地区に指定されているが、吹田市内には指定地域はない。

(キ)近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく近郊緑地保全区域

「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」(昭和 42 年法律第 103 号) 第 5 条に基づく近郊緑地保全区域について、府下では 3 区域 33,580ha が指定されているが、吹田市内には指定区域はない。

(ク)絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号) 第 36 条に基づく生息地等保護区について、府下及び吹田市内には指定区域はない。

(ケ)大阪府民の森条例に基づく府民の森

「大阪府民の森条例」(昭和 53 年大阪府条例第 5 号) 第 1 条に基づく府民の森について、府下では 9 か所 617ha が指定されているが、吹田市内には指定地域はない。

セ 景観

吹田市では「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、「吹田市景観まちづくり条例」（平成 20 年吹田市条例第 24 号）を制定すると共に、「吹田市景観まちづくり計画」（令和 4 年 4 月改定；吹田市）を策定し、「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」（令和 5 年 11 月 30 日改定；吹田市）を定めている。

吹田市は、市内全域を景観法第 8 条第 2 項第 1 号に基づく景観計画区域と設定し、「特に重点的に景観形成を図る地区（重点地区）」として景観形成地区を 33 地区設定している。また、景観計画区域及び景観形成地区については、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出が必要な行為として以下を定めている（表 4.2.45）。また、景観計画区域における行為の制限として景観誘導基準を定めると共に、景観形成地区については個々に制限を定めている。

なお、事業計画地は景観形成地区には該当しないが、景観形成地区である中高層住宅地区（藤白台 3 丁目(2)）、中高層住宅地区（青山台 1 丁目(1)）及び複合住宅地区（古江台 3 丁目(1)）に隣接する。

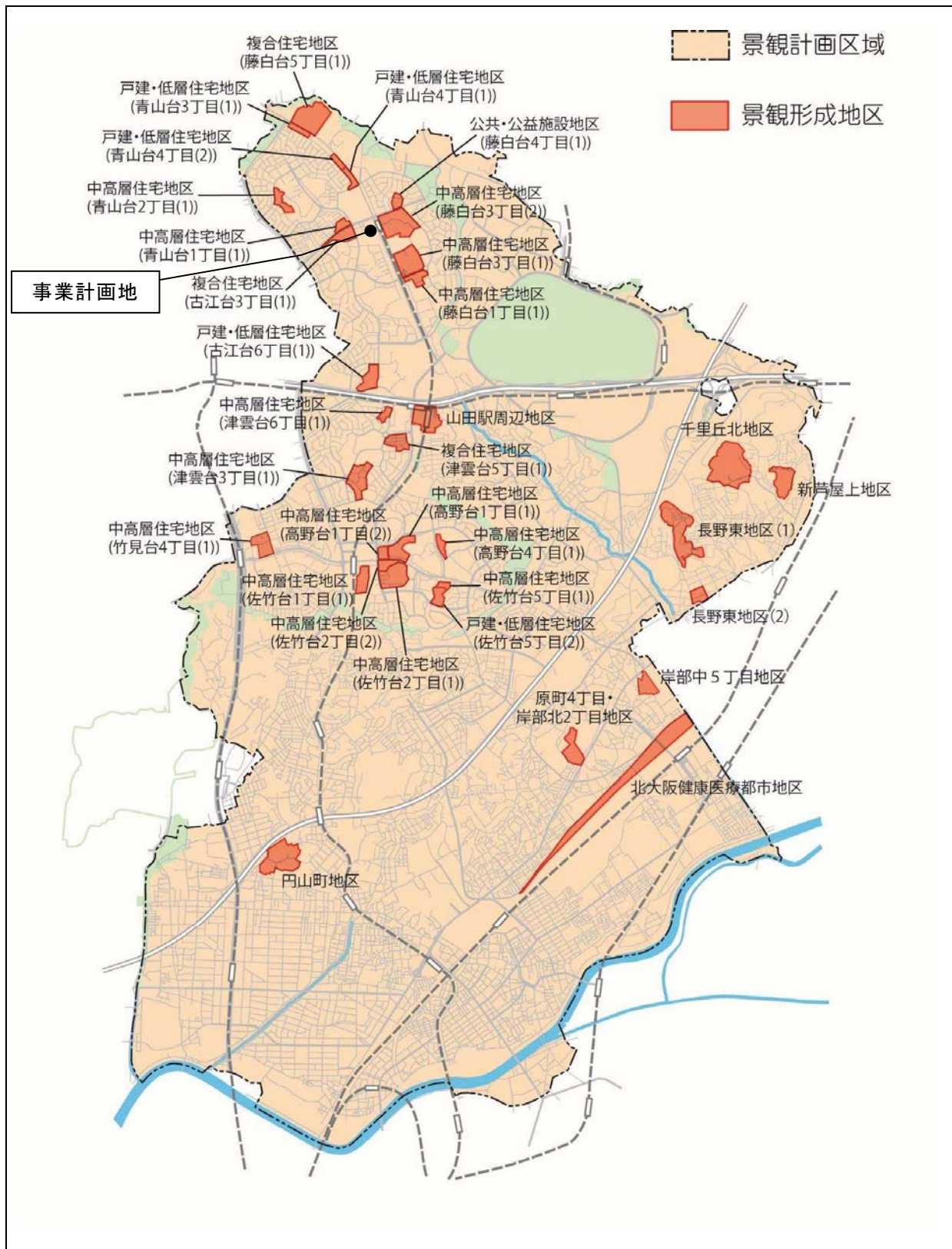
景観計画区域及び景観形成地区の分布を図 4.2.8 に示す。

A

表 4.2.45 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

区域・地区	区分	規模	対象行為
景観計画区域	建築物	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域に定められている地域における高さが 15 メートルを超え、又は建築面積が 600 平方メートルを超えるもの	新築、増築、改築、移転、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更
		上記以外の地域における高さが 10 メートルを超え、かつ、建築面積が 300 平方メートルを超えるもの	
	工作物	建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 138 条に定める工作物 その他規則で定める工作物	新設、増設、改造、移設又は外観の過半にわたる色彩の変更
	土地	500 平方メートル以上のもの	
景観形成地区	建築物	建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知を要する建築物	新築、増築、改築、移転、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更
		建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 138 条に定める工作物 その他規則で定める工作物	
	土地	500 平方メートル以上のもの	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為
景観配慮地区	—	今後、指定の際に地区の特性に応じて個々に定める	—

注) 屋外広告物の表示等については景観まちづくり条例に基づく届出が必要



出典：吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準（令和5年11月改定；吹田市）

図 4.2.8 吹田市の景観計画区域及び景観形成地区の分布

ソ 文化財

「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)では、埋蔵文化財の調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合及び前記の発掘の結果遺跡と認められるものを発見した場合には、それぞれ文化庁長官に通知しなければならないことが定められている。

また、「吹田市文化財保護条例」(平成 9 年吹田市条例第 8 号)では、埋蔵文化財を発見した事業者は、その損傷及び散逸の防止に留意するとともに、当該埋蔵文化財の包蔵地の保存に努めなければならないことを定めている。

タ 環境に関する関連計画

(ア)第9次大阪地域公害防止計画

大阪府では、「環境基本法」第 17 条に基づき、公害防止計画として「第 9 次大阪地域公害防止計画」(平成 24 年 3 月；大阪府)が策定されている。概要を表 4.2.46 に示す。

表 4.2.46 第 9 次大阪地域公害防止計画の概要

区分	内容
地域の範囲	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、忠岡町の区域
計画の目標	環境基準等の未達成項目について、基準が達成されるよう努める ・大気汚染に係る環境基準について(昭和 48 年環境庁告示第 25 号) ・二酸化窒素に係る環境基準について(昭和 53 年環境庁告示第 38 号) ・微小粒子状物質に係る環境基準について(平成 21 年環境庁告示第 33 号) ・水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) ・地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成 9 年環境庁告示第 10 号) ・底質の暫定除去基準について(昭和 50 年環水管第 119 号) ・ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について(平成 14 年環境省告示第 46 号) ・騒音に係る環境基準について(平成 10 年環境庁告示第 64 号) ・航空機騒音に係る環境基準について(昭和 48 年環境庁告示第 154 号) ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和 50 年環境庁告示第 46 号)
計画の主要課題	本計画における課題は、大気汚染、河川の水質汚濁、大阪湾の水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染、騒音とし、そのうち主要課題は、以下のとおりとする。 1. 大阪湾の水質汚濁 大阪湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。 また、大阪港内のダイオキシン類及びPCBによる底質汚染の防止を図る。 2. 河川の水質汚濁 ダイオキシン類に係る水質汚濁及び水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図る。
計画の期間	本計画の実施期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とする。

出典：第 9 次大阪地域公害防止計画(平成 24 年 3 月；大阪府) (注：令和 7 年 4 月現在まで更新されていない)

(イ)2030大阪府環境総合計画（令和3年3月）

大阪府では、「大阪府環境基本条例」第8条に定める環境総合計画として、「2030 大阪府環境総合計画」（令和3年3月；大阪府）が策定されている。概要を表4.2.47に示す。

表 4.2.47 2030 大阪府環境総合計画の概要

区分	内容
計画の位置づけ	・現在及び将来にわたり府民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定。 ・本計画では、環境だけでなく社会・経済課題の同時解決と統合的向上をめざすため、大阪府域における2050年の環境分野全体としての「めざすべき将来像」とそれを見据えた2030年の実現すべき姿を定め、その実現に向けた施策の基本的な方向性を明確にする。この方向性に基づき各分野の個別計画を策定し、これらを一体として環境総合計画とすることにより、環境施策を展開していく。
計画の対象地域	大阪湾を含む大阪府全域
計画の期間	2021年度から2030年度の10年間
目指すべき将来像	大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会
2030 年度目標	脱炭素・省エネルギー ■脱炭素社会の将来像を見通しつつ、SDGs 実現に向けて温暖化対策（緩和策・適応策）が加速している。 ■気候危機であるという意識や脱炭素化に向けた意識が社会で共有され、あらゆる主体がその意識のもと行動している。 ■再生可能エネルギー由来の電気など CO2 排出が少ないエネルギーの選択等が拡大している。
	資源循環 ■サーキュラーエコノミーへの移行を見据え、少ない資源で必要な物が生産されるとともに3Rの取組みが一層進み、廃棄物はほぼ全量が再生素材やエネルギーとして使用され、最終処分量が必要最小限となっている。 ■府民誰もが食品ロス削減のための具体的な行動をとっている。 ■海洋プラスチックごみの削減に向けて、使い捨てプラスチックの削減・適正処理、プラスチック代替素材（紙、バイオプラスチック等）への切替等が一層進み、大阪湾へ流れ込むプラスチックごみが減っている。
	全てのいのちの共生 ■生物多様性の保全や自然資本の持続可能な利用の機運が醸成され、多様な主体が連携し、府域の自然環境の保全及び回復活動が進んでいる。 ■府民、事業者、民間団体などあらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、日常生活の中でも自然環境に配慮した行動をしている。 ■希少な野生生物について生息状況のモニタリングが進むとともに、関係者が連携して特定外来生物の防除対策が進んでいる。
	健康で安心な暮らし ■澄みわたる空や澄んだ川、豊かな海や里山がある大阪が実現している。 ■環境リスクが最小化され、良好で安心して暮らせる生活環境が確保されている。 ■環境に関するリスクコミュニケーションの普及により、府民、事業者、行政機関等が信頼しあい安心できる暮らしが確立されている。
	魅力と活力ある快適な地域づくり ■府民、事業者、民間団体、行政など各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会となっている。 ■みどりが多く、豊かな水辺や歴史・文化が活かされ、多様な働き方が普及するとともに、安全・安心で持続可能な「暮らしやすい」「働きやすい」「訪れたくなる」都市となっている。 ■ヒートアイランド現象が緩和されるなど、快適な生活環境が確保されている。

出典：2030 大阪府環境総合計画（令和3年3月；大阪府）

(ウ)吹田市第3次環境基本計画（令和2年2月）

吹田市では、「吹田市環境基本条例」第8条に定める環境基本計画として、「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年2月；吹田市）を策定している。概要を表4.2.48に示す。

表 4.2.48 吹田市第3次環境基本計画の概要

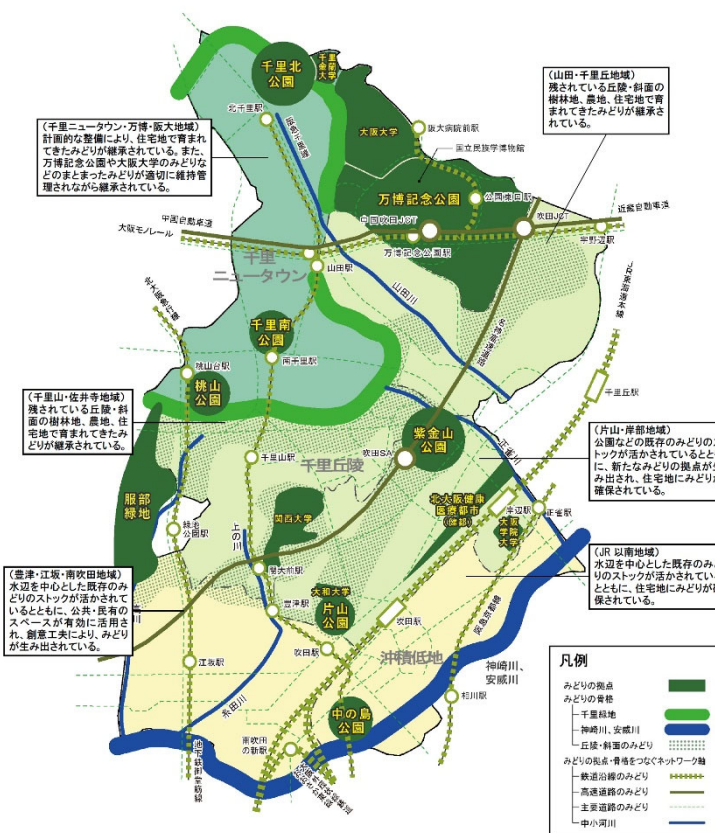
区分	内容
計画の位置づけ	・吹田市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策について、総合的・計画的に推進する役割を担う ・吹田市第4次総合計画を環境面から補完・具体化する役割を担う
計画の対象区域	吹田市全域
計画の期間	2020年から2028年度までの9年間
目指すべき将来像	みどりと水 光と風 楽しく共生し未来へつなげる 環境先進都市すいた
重点戦略目標	はぐくむ（環境保全・創造の基盤となる人・組織・仕組みをはぐくむ） ○ボランティア活動に参加する市民の割合：21 % ○行政、団体、その他企業などと連携した環境活動を実施している事業者の割合：40 %
	まもる（良好な環境をまもる） ○市域の年間エネルギー消費量：13.1 PJ ○市民1人当たりのごみ排出量（1日）：760 g ○生物多様性の保全を重要だと思う市民の割合：50 %
	そなえる（気候変動による影響にそなえる） ○災害に備えている市民の割合：75 % ○居住地周辺の夏場の暑さ（涼しさ）に満足している市民の割合：30 %
分野別目標	エネルギー（再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換） ◎年間エネルギー消費量 市域：13.1 PJ 家庭部門・市民1人当たり：8.2 GJ 業務部門・従業員1人当たり：25.6 GJ ○市域の年間温室効果ガス排出量：1,092kt-CO ₂ ○市民1人当たりの年間温室効果ガス排出量：2.89t-CO ₂ ○吹田市役所の事務事業に伴う年間温室効果ガス排出量：24kt-CO ₂
	資源循環（資源を大切にする社会システムの形成） ◎市民1人当たりのごみ排出量（1日）：760g ◎リサイクル率：25.6 % ○ごみ減量の取組に満足している市民の割合：40 % ○燃焼ごみの年間搬入量：84,390 t ○ごみの年間排出量（家庭系ごみ）：76,995 t ○ごみの年間排出量（事業系ごみ）：27,646 t ○マイバッグ持参率：80 %
	生活環境（健康で快適な暮らしを支える環境の保全） ◎公害に関する苦情を解決した割合：80 % ◎「環境美化推進団体」の団体数：40 団体 ○環境目標値達成率：100 %（二酸化窒素、一般環境騒音、河川BOD） ○快適な生活環境の確保に満足している市民の割合：40 % ○熱帯夜日数（5年移動平均値）：29 日以下 ○居住地周辺の夏場の暑さ（涼しさ）に満足している市民の割合：30 %
	みどり・自然共生（自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成） ◎吹田市域の緑被率：30 %（将来目標） ◎「みどりの協定」に基づく取組などを行う団体数：60 団体 ◎みどりが豊かでまちに愛着や誇りを感じる市民の割合：67 % ○生物多様性の保全を重要だと思う市民の割合：50 % ○緑あふれる未来サポーター制度（公園）の登録団体数：120 団体
	都市環境（快適な都市、環境の創造） ◎住み続けようと思っている市民の割合：70 % ◎まちなみが美しいと感じる市民の割合：70 % ○鉄道・バスなど公共交通網の便利さに満足している市民の割合：60 % ○コミュニティバス1便当たりの乗車人数：増加

出典：吹田市第3次環境基本計画（令和2年2月）

(エ)吹田市第2次みどりの基本計画改訂版（平成28年8月）

吹田市では、「都市緑地法」第4条に定める「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、「吹田市第2次みどりの基本計画改訂版」（平成28年8月；吹田市）を策定している。概要を表4.2.49に示す。

表 4.2.49 吹田市第2次みどりの基本計画改訂版の概要

区分	内容	
計画の位置づけ	・都市緑地法に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定	
計画の対象地域	吹田市全域	
みどりの対象範囲	樹木や草花などの植物、植物を含む土地や空間及びこれらと一体となった水辺やオープンスペースなど	
計画の期間	2025年度まで（5年毎に見直し）	
基本理念	心がやすらぎ、人と地域と自然を育むみどりの都市 すいた	
みどりの将来像	 （千里ニュータウン・万博・阪大地域）計画的な整備により、住宅地で育まれてきたみどりが継承されている。また、万博記念公園や大阪大学のみどりなどのまとったみどりが適切に維持管理されながら継承されている。 （山田・千里丘地域）残されている丘陵・斜面の樹林地、農地、住宅地で育まれてきたみどりが継承されている。 （千里山・佐井寺地域）残されている丘陵・斜面の樹林地、農地、住宅地で育まれてきたみどりが継承されている。 （片山・岸部地域）公園などの既存のみどりのストックが活かされているとともに、新たなみどりの拠点が生まれ、住宅地のみどりが確保されている。 （JR以南地域）水辺を中心とした既存のみどりのストックが活かされているとともに、創意工夫により、みどりが生み出されている。 凡例 みどりの拠点 みどりの骨格 千里緑地 神崎川、安威川 丘陵・斜面のみどり みどりの拠点・骨格をつなぐネットワーク軸 鉄道沿線のみどり 高速道路のみどり 主要道路のみどり 中小河川	
6ブロックのみどりの目標	JR以南地域	緑被率を現状の2倍へ
	片山・岸部地域	都市再整備による公園整備と施設緑化、周辺市街地への波及を想定し、緑被率を現況の1.5倍へ
	豊津・江坂・南吹田地域	緑被率を現況の1.5倍へ
	千里山・佐井寺地域	緑被率を現況の1.2倍へ
	山田・千里丘地域	緑被率を現況の1.2倍へ
	千里ニュータウン・万博・阪大地域	公園・緑地、大学のみどり、住宅地のみどりなどのストックを次世代に継承すべく、現況の緑被率48%を維持
総量目標	緑被地の確保	市域の緑被率30%
	緑地の確保	市域面積に対する緑地面積の割合20%以上
	都市公園の確保	市民一人あたりに対する都市公園面積10m ² 以上

出典：吹田市第2次みどりの基本計画改訂版（平成28年8月）

(オ)吹田市景観まちづくり計画

吹田市では「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条に基づく景観計画として、「吹田市景観まちづくり計画」（令和 4 年 4 月改定；吹田市）を策定している。概要を表 4.2.50 に示す。

表 4.2.50 吹田市景観まちづくり計画の概要

区分	内容	
計画の位置づけ	・吹田市第 4 次総合計画の将来像である「まちの魅力や強みをさらに高めながら、確実に将来世代へつなぎ、だれもが安心してすこやかで快適に暮らしつづけられるまち」の実現に向け、景観面からのまちづくりの基本的な方向性を示すものである。	
計画の対象地域	吹田市全域	
将来像	・地域らしさと潤いにあふれ、次代に誇れる美しいまち	
景観まちづくりの基本目標及び基本方針	「潤いのある景観」をまもり、はぐくむ	・緑の保全と育成 ・潤いのある水辺景観の育成 ・共生の景観保全・整備
	「生きる景観」をまもり、はぐくむ	・良好な住環境の保全・育成 ・歴史的な景観の保全・整備 ・いきいきとした暮らしの舞台となる景観づくり
	「調和と個性のある景観」をつくり、はぐくむ	・地域に調和するまちづくり ・シンボルとなる景観を創造 ・特徴ある景観の活用・演出
「北千里駅界限」の景域別景観まちづくり方針：駅前としてのにぎわいを形成し、周辺と調和した落ち着いた景観をつくり、はぐくむ	●「潤いのある景観」をまもり、はぐくむ ○緑を保全し、身近な緑空間の拡大、育成に努める。 ○統一感をもたせた千里ニュータウンらしい街路樹による緑化に努める。 ○緑と調和するまちづくりに努める。	
	●「生きる景観」をまもり、はぐくむ ○敷地に花や緑を演出し、緑豊かな景観の形成を図る。 ○連続性や回遊性があり、にぎわいと楽しさの感じられる駅前の景観づくりに努める。 ○快適に働ける、建物配置などが整った市街地空間づくりに努める。 ○祭りやイベントの舞台となりえる空間を創出し、人々のアクティビティを誘発する景観づくりに努める。 ○眺めを楽しみ、歩きたくなる景観づくりや憩いの場となる空間の演出に努める。	
	●「調和と個性のある景観」をつくり、はぐくむ ○各施設のオープンスペースを活かす、あるいは駅前広場などの公共空間との一体化などにより、ゆとりのある景観の形成を図る。 ○壁面や高さ、色彩を周囲と調和させ、まとまりが感じられる景観の形成を図る。 ○建物の配置やデザインを工夫し、緑化などにより、駅前としてのにぎわいの中にも落ち着いた景観の形成を図る。 ○沿道施設と住宅地との調和を図る。 ○街路樹により潤いを高め、道路の舗装や街路灯などにより連続性や統一感を演出する。 ○沿道施設との一体整備やバリアフリーへの配慮など、安全で快適な歩行者空間の形成を図る。 ○阪急千里線の線路周辺などの緑化や修景に努める。 ○電飾や奇抜な色彩の使用を控え、大きさや設置方法を工夫し、広告物の集合化を図るなど、周囲に調和する広告物の掲出に努める。 ○魅力的な公共空間の創出に努め、地域の魅力となる景観拠点の形成を図る。 ○鉄道施設のデザインの向上などを図り、駅前にふさわしい景観の形成に努める。 ○駅前にふさわしいにぎわいや安らぎを与えられるように、照明灯の色温度や配置・配光などで夜間景観の演出を図る。 ○地形の起伏を活かし、眺望景観の保全や形成を図る。 ○公共空間から眺められることも考慮した建築物等をつくり、良好な景観の形成に努める。	

出典：吹田市景観まちづくり計画（令和 4 年 4 月）

(カ)吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画

吹田市では「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条に基づく地方公共団体実行計画として「吹田市第 2 次地球温暖化対策新実行計画」（令和 3 年 2 月；吹田市）を策定している。概要を表 4.2.51 に示す。

表 4.2.51 吹田市第 2 次地球温暖化対策新実行計画の概要

区分		内容																												
計画の位置づけ		・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条に基づく地方公共団体実行計画として位置付けられる。 ・ 吹田市第 3 次環境基本計画における目標の一つである「再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換」を核として、まちづくりや循環型社会の形成など多分野にまたがる地球温暖化対策の推進を図るための具体的な計画として位置付けられる。																												
計画の対象地域		吹田市全域																												
計画の期間		2028 年度（令和 10 年度）を目標年度とする。																												
計画の目標	長期目標	・ 2050 年までに、市域の年間温室効果ガス排出量を実質ゼロにする。																												
	計画目標	・ 令和 10 年度（2028 年度）までに、市域の年間温室効果ガス排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 50%以上削減する。																												
	エネルギー消費に係る目標	①市域の年間エネルギー消費量を、令和 10 年度（2028 年度）までに 13.1PJ 以下にする。 ②市域の家庭部門における市民 1 人あたりの年間エネルギー消費量を、令和 10 年度（2028 年度）までに 8.2GJ 以下にする。 ③市域の業務部門における従業員 1 人あたりの年間エネルギー消費量を、令和 10 年度（2028 年度）までに 25.6GJ 以下にする。																												
計画の指標		<table><tr><th>区 分</th><th>現況値 令和元(2019)年度</th><th>令和 10(2028)年度の目標値</th></tr><tr><td>市域の年間温室効果ガス排出量</td><td>1,807 kt-CO₂※1</td><td>1,092 kt-CO₂※3</td></tr><tr><td>吹田市民 1 人あたりの年間温室効果ガス排出量</td><td>4.88 t-CO₂※1</td><td>2.89 t-CO₂</td></tr><tr><td>市域の年間エネルギー消費量</td><td>19.3 PJ※1</td><td>13.1 PJ※2</td></tr><tr><td>市域の家庭部門における市民 1 人あたりの年間エネルギー消費量</td><td>13.3 GJ※1</td><td>8.2 GJ</td></tr><tr><td>市域の業務部門における従業員 1 人あたりの年間エネルギー消費量</td><td>49.8 GJ※1</td><td>25.6 GJ</td></tr><tr><td>公共施設における再生可能エネルギー導入件数</td><td>85 件 54 施設</td><td>130 件 77 施設</td></tr><tr><td>吹田市役所の事務事業に伴う年間温室効果ガス排出量</td><td>28 kt-CO₂</td><td>24 kt-CO₂※4</td></tr><tr><td>市域における太陽光発電システム導入件数累計及び設備容量</td><td>3,618 件 2.0 万 kW</td><td>6,000 件 3.5 万 kW</td></tr></table> ※1 平成 29 年度（2017 年度）実績 ※2 平成 25 年度（2013 年度）比 43.3%削減 ※3 市域の年間エネルギー消費量（13.1PJ）から、2030 年における温室効果ガス排出係数 0.37kg-CO₂/kWh として算出。（実質 43.3%削減） ※4 平成 25 年度（2013 年度）比 35%削減（SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN に基づき算出）		区 分	現況値 令和元(2019)年度	令和 10(2028)年度の目標値	市域の年間温室効果ガス排出量	1,807 kt-CO ₂ ※1	1,092 kt-CO ₂ ※3	吹田市民 1 人あたりの年間温室効果ガス排出量	4.88 t-CO ₂ ※1	2.89 t-CO ₂	市域の年間エネルギー消費量	19.3 PJ※1	13.1 PJ※2	市域の家庭部門における市民 1 人あたりの年間エネルギー消費量	13.3 GJ※1	8.2 GJ	市域の業務部門における従業員 1 人あたりの年間エネルギー消費量	49.8 GJ※1	25.6 GJ	公共施設における再生可能エネルギー導入件数	85 件 54 施設	130 件 77 施設	吹田市役所の事務事業に伴う年間温室効果ガス排出量	28 kt-CO ₂	24 kt-CO ₂ ※4	市域における太陽光発電システム導入件数累計及び設備容量	3,618 件 2.0 万 kW	6,000 件 3.5 万 kW
区 分	現況値 令和元(2019)年度	令和 10(2028)年度の目標値																												
市域の年間温室効果ガス排出量	1,807 kt-CO ₂ ※1	1,092 kt-CO ₂ ※3																												
吹田市民 1 人あたりの年間温室効果ガス排出量	4.88 t-CO ₂ ※1	2.89 t-CO ₂																												
市域の年間エネルギー消費量	19.3 PJ※1	13.1 PJ※2																												
市域の家庭部門における市民 1 人あたりの年間エネルギー消費量	13.3 GJ※1	8.2 GJ																												
市域の業務部門における従業員 1 人あたりの年間エネルギー消費量	49.8 GJ※1	25.6 GJ																												
公共施設における再生可能エネルギー導入件数	85 件 54 施設	130 件 77 施設																												
吹田市役所の事務事業に伴う年間温室効果ガス排出量	28 kt-CO ₂	24 kt-CO ₂ ※4																												
市域における太陽光発電システム導入件数累計及び設備容量	3,618 件 2.0 万 kW	6,000 件 3.5 万 kW																												

出典：吹田市第 2 次地球温暖化対策新実行計画（令和 3 年 2 月；吹田市）

(キ)吹田市地域防災計画

吹田市では、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条（推進計画）の規定に基づき、吹田市の地域に係る防災に関し、市、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他の機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定める計画として、「吹田市地域防災計画」（令和 7 年 3 月；吹田市）を策定している。概要を表 4.2.52 に示す。

表 4.2.52 吹田市地域防災計画の概要

区分	内容
計画の目的	防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。
計画の推進	状況に応じた的確かつ計画的に災害対策を進めるため、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。 1. 災害予防段階の対応 2. 災害応急段階の対応 3. 災害復旧・復興段階の対応
計画の位置づけ	吹田市域内で発生するおそれがある災害に備え、市の防災対策を示す総合的計画である。
計画の構成	1. 総則・災害予防対策 2. 地震応急対策 3. 南海トラフ地震防災対策 4. 風水害応急対策 5. 事故等災害応急対策 6. 災害時特有の手順、基準等 7. 資料

4.2.2 自然条件

(1) 気 象

吹田市は、瀬戸内海式気候に属する温和な気候となっている。

吹田市西消防署(江坂町1丁目21番6号)において観測された令和6年度の気象の状況は、表 4.2.53 に示すとおりであり、年平均気温は 19.5℃、年平均湿度は 62.4%、年平均風速は 1.8m/s、年間降水量は 1,407.5 mmである。

表 4.2.53 事業計画地周辺における気象の状況（吹田市西消防署）

	気 温 (℃)			平均湿度 (%)	平均風速 (m/s)	降水総量 (mm)
	平 均	最 高	最 低			
令和2年	17.6	39.0	−0.3	63.9	1.9	1,388.5
令和3年	17.5	39.0	−3.4	64.4	2.0	1,756.5
令和4年	17.5	40.3	−0.4	63.7	1.9	1,077.5
令和5年	18.0	39.5	−2.9	63.8	1.9	1,255.0
令和6年	19.5	39.6	−0.6	62.4	1.8	1,407.5
1 月	7.6	15.6	−0.6	64.7	1.5	23.2
2 月	8.5	18.2	0.2	54.0	0.8	94.0
3 月	9.4	22.4	1.0	59.2	1.6	149.5
4 月	17.9	28.3	7.2	60.5	2.0	129.0
5 月	19.5	28.7	10.0	60.7	2.0	226.5
6 月	24.2	34.3	16.3	67.2	2.0	246.5
7 月	29.8	36.7	21.9	68.7	2.3	130.5
8 月	30.6	39.6	23.8	64.7	1.9	129.5
9 月	28.9	38.0	22.3	64.8	2.0	79.0
10 月	22.2	31.8	14.3	67.4	1.8	113.0
11 月	15.0	24.3	6.5	63.0	1.9	109.0
12 月	8.2	18.4	2.2	56.5	1.8	1.0

出典：「吹田市統計書 令和6年（2024年）版」（令和7年（2025年）3月、吹田市）

(2) 水 象

事業計画地周辺における河川等の分布状況は、図 4.2.9 に示すとおりである。

事業計画地の南側には山田川が流れており、安威川へ合流している。

また、事業計画地の周辺には、ため池が点在しており、事業計画地の北側に蓮間池、東側に水遠池、ピアノ池、南西に上池がある。

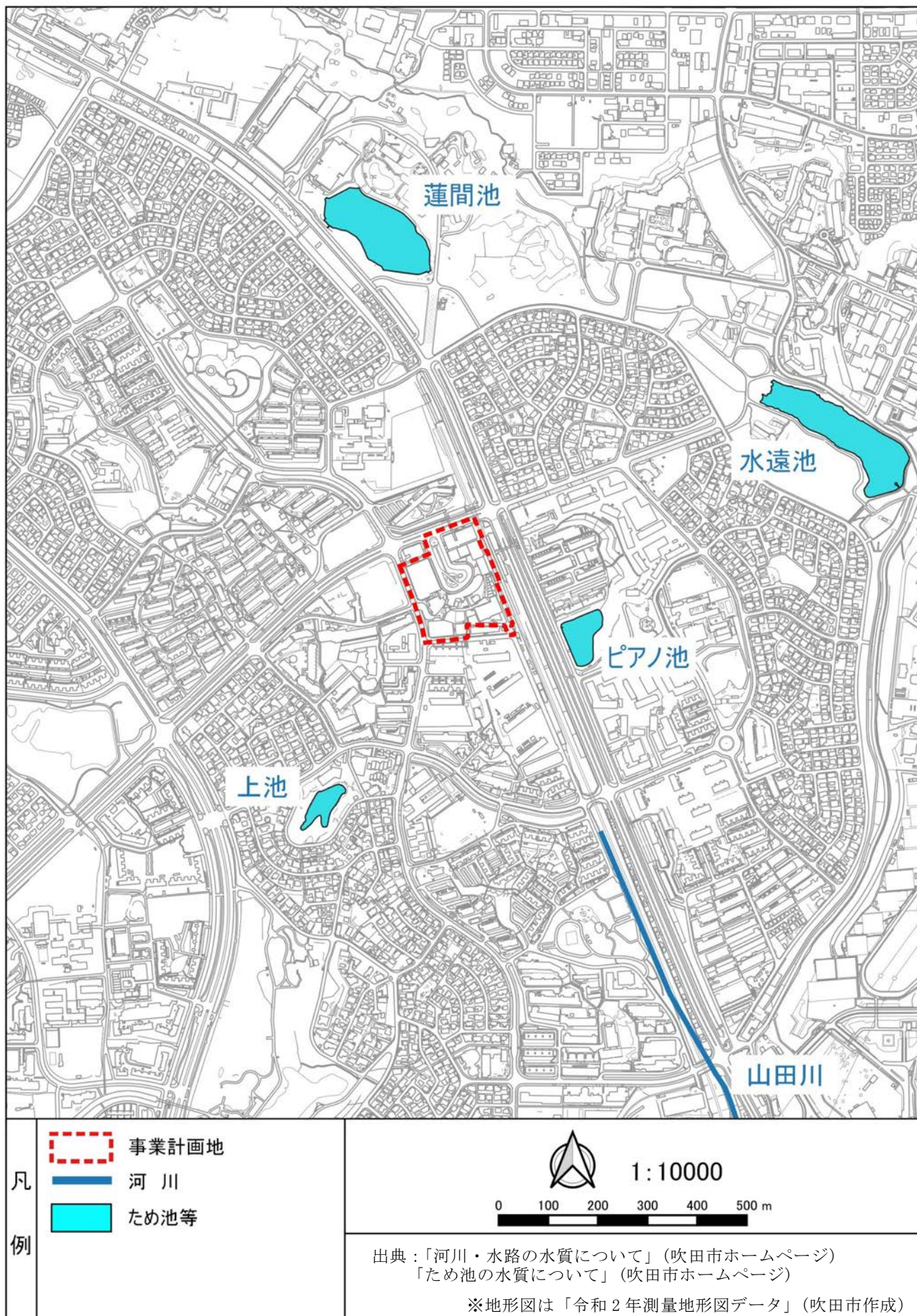


図 4.2.9 事業計画地周辺における河川等の状況

(3) 地 象

ア 地 形

吹田市の地形は、大きく丘陵地・台地・低地などに分類され、丘陵地は標高約 20～100m のなだらかな地形で全体的に南東に向かって低くなっている。この丘陵地は、千里丘陵と呼ばれ、市域の中央部以北の広い範囲に分布している。台地は砂礫台地に分類され、丘陵地南東部の JR 東海道本線沿いなどに帯状に分布している。低地は、南部地域に広がり、扇状地や三角州が江坂・垂水町以南と神崎川及び JR 東海道本線以南と神崎川の間に広がっている。

事業計画地周辺における地形の状況は、図 4.2.10 に示すとおりであり、事業計画地は小起伏丘陵地に位置する。

イ 地 質

吹田市の地層は、全体として大阪層群が緩やかに東に向かって傾斜している。この地層は、大阪平野周辺部にみられる丘陵地を構成する地層の総称で、約 200 万年前～約 30 万年前頃にかけて堆積した砂礫・砂・粘土や火山灰などが繰り返して重なってできたものである。丘陵部の下には、神戸層群が大阪層群に覆われて分布している。この地層は、地域の基盤を形成する地層で、約 2000 万年前に堆積し、固結した砂岩層、泥岩層や礫岩層などにより構成されている。

事業計画地周辺における表層地質の状況は、図 4.2.11 に示すとおりであり、事業計画地の表層地質は「砂礫および泥」又は「礫（低位）」で構成されている。

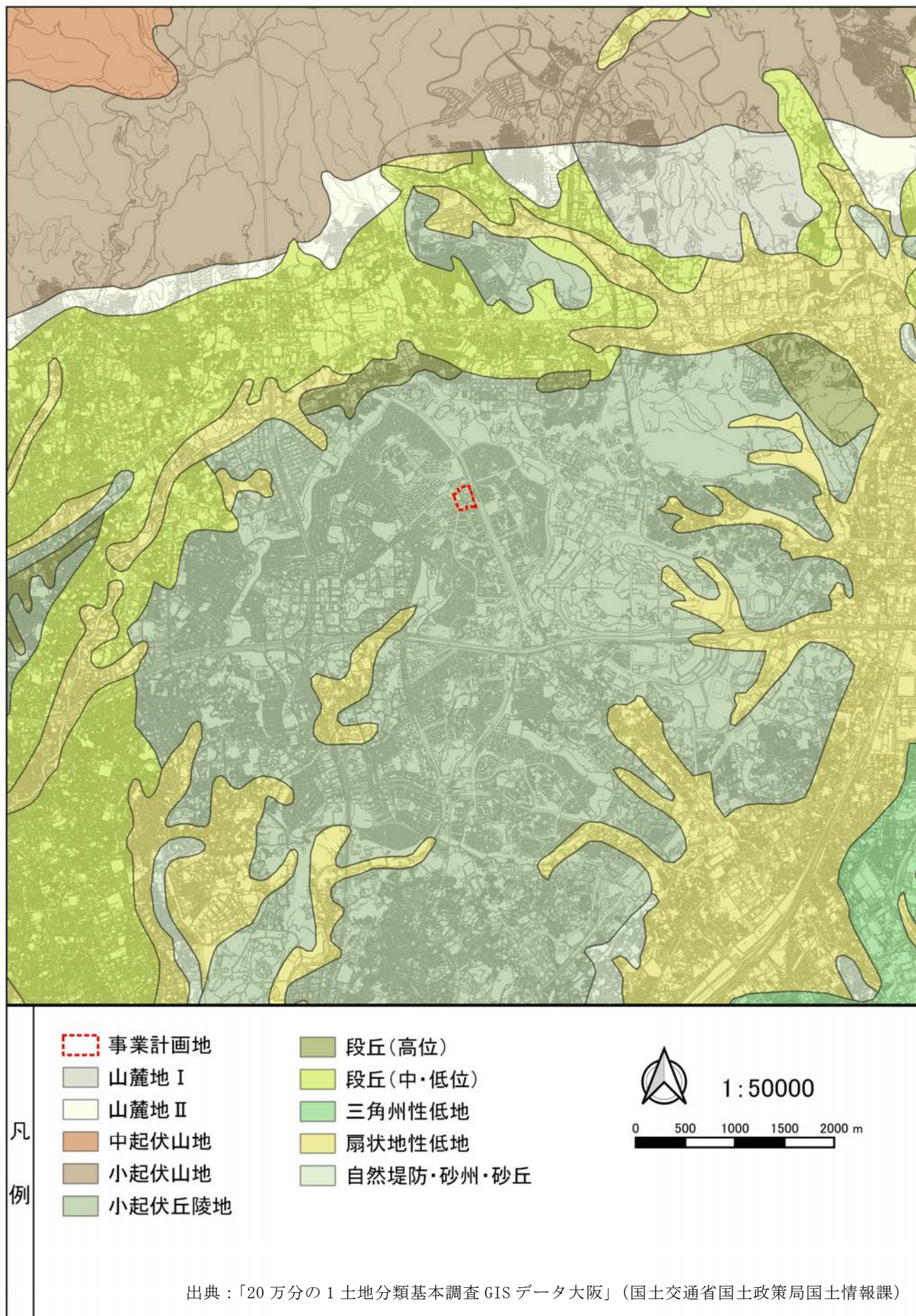


図 4.2.10 事業計画地周辺における地形の状況

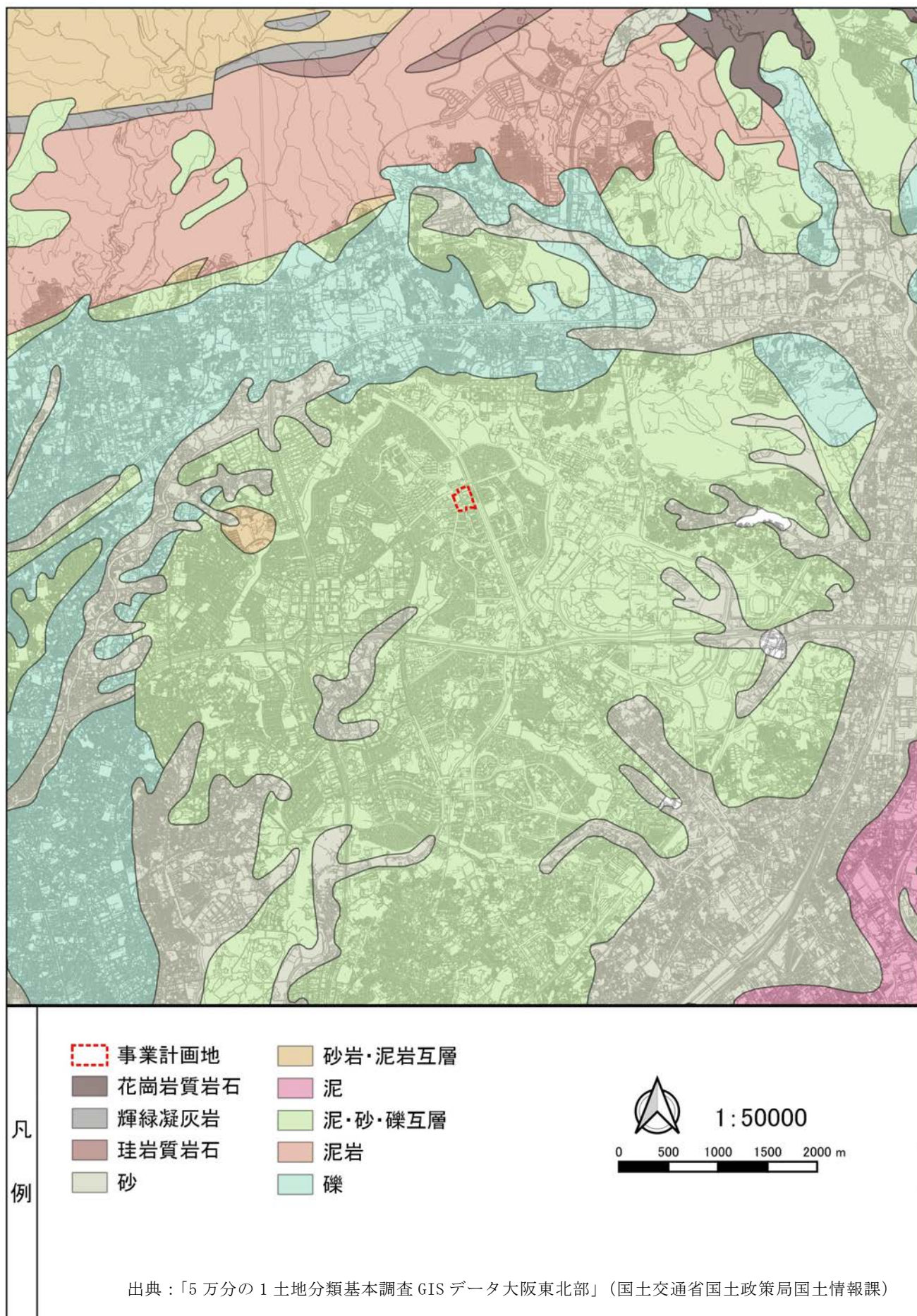


図 4.2.11 事業計画地周辺における表層地質の状況

4.2.3 環境の概況

(1) 大気汚染

吹田市では、大気汚染防止法及び吹田市第3次環境基本計画に基づき、市内4ヵ所（一般環境大気測定局：3局、自動車排出ガス測定局：1局）において、大気汚染物質の測定を行っている。

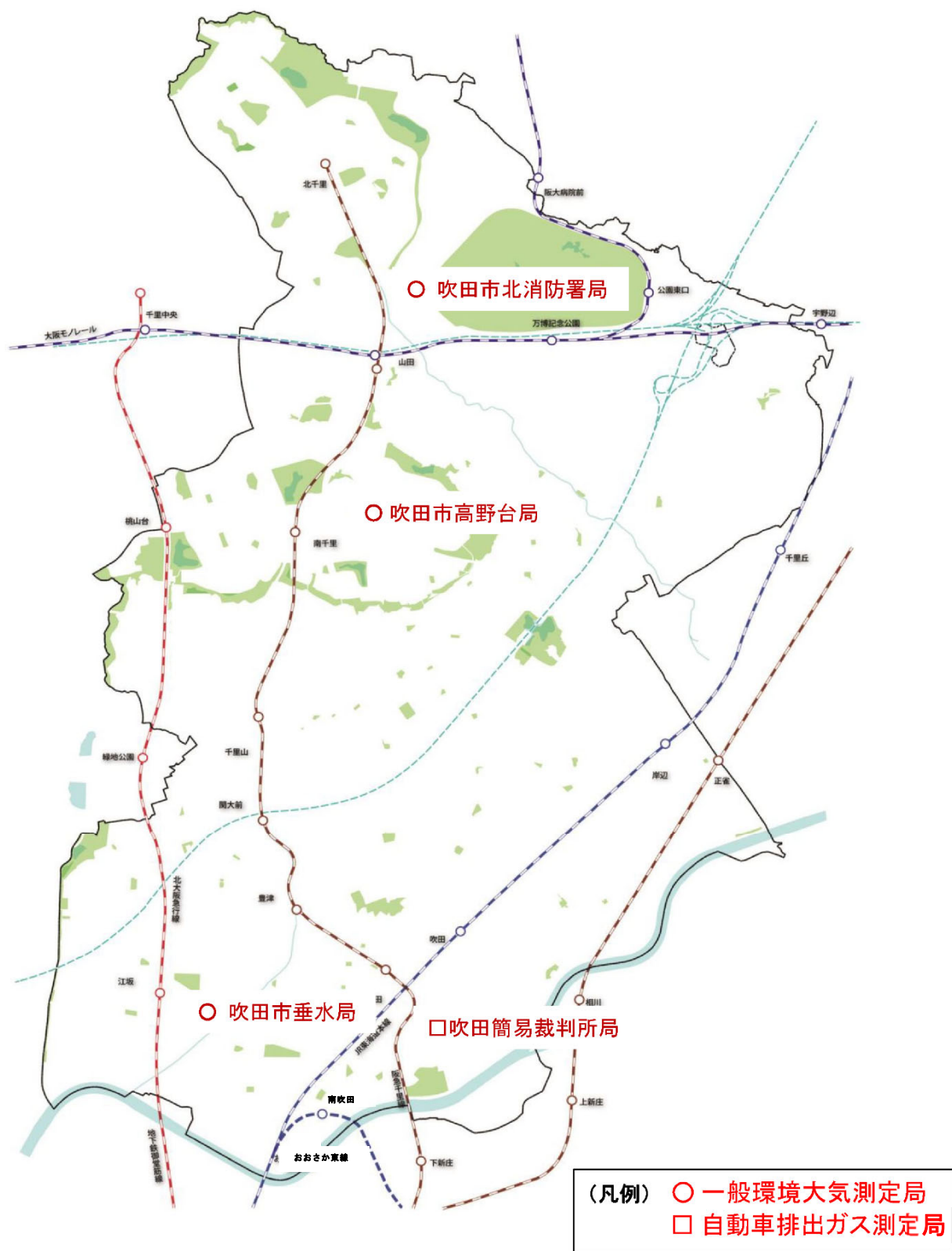
大気環境測定局における測定項目は表4.2.54に、測定局の位置は図4.2.12にそれぞれ示すとおりである。

表 4.2.54 吹田市内における大気環境測定局と測定項目

測定項目	一般環境大気測定局			自動車排出ガス測定局
	吹田市垂水局	吹田市北消防署局	吹田市高野台局	吹田簡易裁判所局
二酸化硫黄	—	○	—	○
窒素酸化物 (二酸化窒素・一酸化窒素)	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	○	○	○	○
微小粒子状物質 (PM2.5)	—	○	—	○
光化学オキシダント	○	○	○	—
一酸化炭素	—	—	—	○
炭化水素 (非メタン炭化水素・全炭化水素)	—	○	—	○
有害大気汚染物質	—	○	—	○
ダイオキシン類	—	○	—	○
風向・風速	○	○	○	○
温度・湿度	○	○	—	—
日射量	—	○	—	—

(注)「○」は測定を実施している項目、「—」は測定を実施していない項目を示す。

出典：「環境監視 大気について（令和5年度）」（吹田市ホームページ）



出典：「大気環境測定局位置図」（吹田市ホームページ）

図 4.2.12 大気環境測定局の位置

ア 大気環境測定局の測定結果

(ア)窒素酸化物

吹田市内の大気環境測定局における二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化は表 4.2.55 に、令和5年度の測定結果は表 4.2.56 に、一酸化窒素及び窒素酸化物濃度の測定結果は表 4.2.57 にそれぞれ示すとおりである。

過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）における二酸化窒素濃度の年平均値は、0.009～0.016ppm となっており、全ての測定局においてやや減少傾向を示している。

表 4.2.55 二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化（令和元年度～令和 5 年度）

（単位：ppm）

測定局	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
吹田市垂水局	0.013	0.012	0.012	0.012	0.011
吹田市北消防署局	0.010	0.010	0.010	0.009	—
吹田簡易裁判所局	0.016	0.015	0.015	0.014	0.013
吹田市高野台局	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009

（※）吹田市北消防署局は令和 5 年 4 月から休止中。

出典：「環境監視 大気について（令和 5 年度）」（吹田市ホームページ）

表 4.2.56 二酸化窒素濃度の測定結果（令和 5 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	日平均値の年間 98% 値	国の環境基準を達成できなかった日数 ^{（注）}
	日	時間	ppm	ppm	日	日	ppm	日
吹田市垂水局	362	8,624	0.011	0.069	0	0	0.029	0
吹田簡易裁判所局	364	8,656	0.013	0.070	0	0	0.031	0
吹田市高野台局	351	8,392	0.009	0.052	0	0	0.027	0

（注） 国の二酸化窒素に係る環境基準では、年間の日平均値のうち、低い方から 98% に相当する日平均値（「日平均値の年間 98% 値」という。）で評価することとされており、この値が 0.06ppm 以下の場合、環境基準を達成したとされる。

なお、年間における二酸化窒素の測定時間が 6,000 時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象としない。

出典：「環境監視 大気について（令和 5 年度）」（吹田市ホームページ）

表 4.2.57 一酸化窒素及び窒素酸化物濃度の測定結果（令和 5 年度）

測定局	有効 測定 日数	測定 時間	一酸化窒素（NO）			窒素酸化物（NO _x ）			
			年平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の年間 98% 値	年平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の年間 98% 値	年平均値 NO ₂ /（NO+ NO ₂ ）
	日	時間	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%
吹田市垂水局	362	8,624	0.002	0.063	0.011	0.013	0.097	0.038	85.3
吹田簡易裁判所局	364	8,656	0.006	0.131	0.024	0.020	0.172	0.053	67.3
吹田市高野台局	351	8,392	0.001	0.070	0.011	0.011	0.102	0.035	88.2

出典：「環境監視 大気について（令和 5 年度）」（吹田市ホームページ）

（イ）二酸化硫黄

吹田市内の大気環境測定局における二酸化硫黄濃度の年平均値の経年変化は表 4.2.58 に、令和 5 年度の測定結果は表 4.2.59 にそれぞれ示すとおりである。

過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）における二酸化硫黄濃度の年平均値は、0.001～0.002ppm となっており、全ての測定局においておおむね横ばいの傾向を示している。

令和 5 年度の測定結果では、全ての測定局において日平均値が 0.04ppm を超えた日及び 1 時間値が 0.1ppm を超えた時間はなく、短期的評価¹⁾で環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。また、日平均値の 2% 除外値は 0.002ppm となっており、長期的評価²⁾でも環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。

表 4.2.58 二酸化硫黄濃度の年平均値の経年変化（令和元年度～令和 5 年度）

（単位：ppm）

測定局	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
吹田市北消防署局	0.001	0.001	0.001	0.001	—
吹田簡易裁判所局	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001

（※）吹田市北消防署局は令和 5 年 4 月から休止中。

出典：「環境監視 大気について（令和 5 年度）」（吹田市ホームページ）

表 4.2.59 二酸化硫黄濃度の測定結果（令和 5 年度）

測定局	有効 測定 日数	測定 時間	年平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 が 0.04 ppm を超 えた日数	1 時間値 が 0.1ppm を超えた 時間数	日平均値 の 2%除 外値	日平均値が 0.04ppm を 超えた日が 2 日以上連 続したこと の有無	環境基準及び 目標値の長期 的評価による 日平均値が 0.04ppm を超 えた日数
	日	時間	ppm	ppm	日	時間	ppm	有・無	日
吹田簡易 裁判所局	364	8,678	0.001	0.023	0	0	0.002	無	0

（注） 1. 二酸化硫黄による大気汚染の状態を環境基準及び目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

- （1） 短期的評価 時間又は日について測定結果を環境基準及び目標値として定められた 1 時間値（0.1ppm 以下）又は日平均値（0.04ppm 以下）に個々に照らして評価する。
- （2） 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の 2%除外値（年間の日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が 0.04ppm を超えず、かつ日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しない場合、環境基準及び目標値を達成したと評価される。

出典：「環境監視 大気について（令和 5 年度）」（吹田市ホームページ）

(ウ)浮遊粒子状物質

吹田市内の大気環境測定局における浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年変化は表 4.2.60 に、令和 5 年度の測定結果は表 4.2.61 にそれぞれ示すとおりである。

過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）における浮遊粒子状物質濃度の年平均値は、0.013～0.015 mg/m³となっており、横ばい傾向を示している。

令和 5 年度の測定結果では、全ての測定局において日平均値が 0.10 mg/m³を超えた日及び 1 時間値が 0.20 mg/m³を超えた時間はなく、短期的評価で環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。また、日平均値の 2%除外値は 0.035～0.036 mg/m³となっており、長期的評価でも環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。

表 4.2.60 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年変化（令和元年度～令和 5 年度）

（単位：mg/m³）

測定局	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
吹田市垂水局	0.015	0.015	0.013	0.013	0.014
吹田市北消防署局	0.015	0.014	0.013	0.013	—
吹田簡易裁判所局	0.015	0.015	0.013	0.013	0.015
吹田市高野台局	0.014	0.015	0.013	0.013	0.014

（※）吹田市北消防署局は令和 5 年 4 月から休止中。

出典：「環境監視 大気について（令和 5 年度）」（吹田市ホームページ）

表 4.2.61 浮遊粒子状物質濃度の測定結果（令和 5 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合		1 時間値が 0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日数が 2 日以上連続したことの有無	環境基準及び目標値の長期的評価による日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日数
	日	時間	mg/m ³	mg/m ³	日	%	時間	%	mg/m ³	有・無	日
吹田市垂水局	363	8,705	0.014	0.210	0	0.0	1	0.0	0.035	無	0
吹田簡易裁判所局	364	8,712	0.015	0.140	0	0.0	0	0.0	0.035	無	0
吹田市高野台局	358	8,597	0.014	0.105	0	0.0	0	0.0	0.036	無	0

（注） 1. 浮遊粒子状物質による大気汚染の状態を環境基準及び目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

- (1) 短期的評価 時間又は日について測定結果を環境基準及び目標値として定められた 1 時間値（0.20 mg/m³以下）又は日平均値（0.10 mg/m³以下）に個々に照らして評価する。
- (2) 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の 2%除外値（年間の日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が 0.10 mg/m³を超えず、かつ日平均値が 0.10 mg/m³を超える日が 2 日以上連続しない場合、環境基準及び目標値を達成したと評価される。

2. 測定方法は、ベータ線吸収法。

出典：「環境監視 大気について（令和 5 年度）」（吹田市ホームページ）

(エ)微小粒子状物質 (PM2.5)

吹田市内の大気環境測定局における微小粒子状物質濃度の年平均値の経年変化は表 4.2.62 に、令和 5 年度の測定結果は表 4.2.63 にそれぞれ示すとおりである。

過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）における微小粒子状物質濃度の年平均値は、9.3～14.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、ほぼ横ばいで推移している。

令和 5 年度の測定結果では、自動車排出ガス測定局（吹田簡易裁判所局）において日平均値の年間 98% 値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となっており、短期的評価で環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。また、年平均値は 9.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、長期的評価における環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。

表 4.2.62 微小粒子状物質濃度の年平均値の経年変化（令和元年度～令和 5 年度）

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

測定局	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
吹田市北消防署局	11.5	11.2	9.8	10.2	—
吹田簡易裁判所局	13.5	14.3	13.6	9.3	9.8

（※）吹田市北消防署局は令和 5 年 4 月から休止中。

出典：「環境監視 大気について（令和 5 年度）」（吹田市ホームページ）

表 4.2.63 微小粒子状物質濃度の測定結果（令和 5 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間 98% 値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		98% 値評価による日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	環境基準及び目標値の達成状況	
	日	時間	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	日	長期	短期
吹田簡易裁判所局	363	8,667	9.8	22.0	0	0.0	0	○	○

（注） 微小粒子状物質による大気汚染の状態を環境基準及び目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

（1） 短期的評価 1 日平均値の年間 98% 値を環境基準及び目標値として定められた 1 日平均値（35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）に照らして評価する。

（2） 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、1 年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下の場合、環境基準及び目標値を達成したと評価される。

出典：「環境監視 大気について（令和 5 年度）」（吹田市ホームページ）

(オ)一酸化炭素

一酸化炭素は、主な発生源が自動車排出ガスであるため、自動車排出ガス測定局である吹田簡易裁判所局において測定が行われている。一酸化炭素濃度の年平均値の経年変化は表 4.2.64 に、令和 5 年度の測定結果は表 4.2.65 にそれぞれ示すとおりである。

過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）における一酸化炭素濃度の年平均値は、0.3～0.4ppm となっており、横ばいの傾向を示している。

令和 5 年度の測定結果では、日平均値が 10ppm を超えた日はなく、8 時間値が 20ppm を超えた回数も 0 回となっており、短期的評価で環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。また、日平均値の 2%除外値は 0.6ppm となっており、長期的評価でも環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。

表 4.2.64 一酸化炭素濃度の年平均値の経年変化（令和元年度～令和 5 年度）

（単位：ppm）

測定局	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
吹田簡易裁判所局	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3

出典：「環境監視 大気について（令和 5 年度）」（吹田市ホームページ）

表 4.2.65 一酸化炭素濃度の測定結果（令和 5 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値が 10ppm を超えた日数とその割合		8 時間値が 20ppm を超えた回数とその割合		日平均値の 2%除外値	日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続したものの有無	環境基準及び目標値の長期的評価による日平均値が 10ppm を超えた日数
	日	時間	ppm	ppm	日	%	回	%	ppm	有・無	日
吹田簡易裁判所局	363	8,682	0.3	1.3	0	0.0	0	0.0	0.6	無	0

（注）一酸化炭素による大気汚染の状態を環境基準及び目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

- （1） 短期的評価 時間又は日について測定結果を環境基準及び目標値として定められた 8 時間値（20ppm 以下）又は日平均値（10ppm 以下）に個々に照らして評価する。
- （2） 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の 2%除外値（年間の日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が 10ppm を超えず、かつ日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しない場合、環境基準及び目標値を達成したと評価される。

出典：「環境監視 大気について（令和 5 年度）」（吹田市ホームページ）

(カ)光化学オキシダント

a光化学オキシダント

吹田市内の大気環境測定局における光化学オキシダント濃度の年平均値の経年変化は表 4.2.66 に、令和 5 年度の測定結果は表 4.2.67 にそれぞれ示すとおりである。

令和 5 年度の測定結果では、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数が、吹田市垂水局で 319 時間、吹田市高野台局で 320 時間となっており、全ての測定局において環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成していない。

表 4.2.66 光化学オキシダント濃度の年平均値の経年変化（令和元年度～令和 5 年度）

（単位：ppm）

測定局	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
吹田市垂水局	0.035	0.035	0.035	0.034	0.034
吹田市北消防署局	0.038	0.035	0.036	0.034	—
吹田市高野台局	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034

（※）吹田市北消防署局は令和 5 年 4 月から休止中。

出典：「環境監視 大気について（令和 5 年度）」（吹田市ホームページ）

表 4.2.67 光化学オキシダント濃度の測定結果（令和 5 年度）

測定局	昼間 測定日数	昼間 測定時間	昼間の 1 時間値の 年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた 日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日 数と時間数		昼間の 1 時間 値の最 高値	昼間の日 最高 1 時 間値の年 平均値
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
吹田市垂水局	366	5,436	0.034	71	319	1	1	0.126	0.048
吹田市高野台局	366	5,448	0.034	74	320	0	0	0.113	0.048

（注）1. 昼間とは、5 時から 20 時までの時間帯である。

2. 環境基準及び目標値は、昼間の 1 時間値が、0.06ppm 以下であること。

出典：「環境監視 大気について（令和 5 年度）」（吹田市ホームページ）

b非メタン炭化水素

吹田市内の大気環境測定局における非メタン炭化水素濃度の年平均値（午前 6 時～9 時）の経年変化は表 4.2.68 に、令和 5 年度の測定結果は表 4.2.69 にそれぞれ示すとおりである。

過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）における非メタン炭化水素濃度の年平均値（午前 6 時～9 時）は、0.09～0.17ppmC となっており、やや減少傾向を示している。

令和 5 年度の測定結果では、午前 6～9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数が、吹田簡易裁判所局で 18 日となっており、吹田市の環境目標（午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲内又はそれ以下であること）を達成していない。

表 4.2.68 非メタン炭化水素濃度の年平均値（午前 6 時～9 時）の経年変化（令和元年度～令和 5 年度）

（単位：ppmC）

測定局	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
吹田市北消防署局	0.10	0.09	0.09	0.09	—
吹田簡易裁判所局	0.17	0.15	0.15	0.15	0.15

（※）吹田市北消防署局は令和 5 年 4 月から休止中。

出典：「環境監視 大気について（令和 5 年度）」（吹田市ホームページ）

表 4.2.69 非メタン炭化水素濃度の測定結果（令和 5 年度）

測定局	測定時間	年平均値	6～9 時における年平均値	6～9 時測定日数	6～9 時 3 時間平均値 (ppmC)		6～9 時 3 時間平均値が 0.20ppmC を超えた日数とその割合		6～9 時 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数とその割合	
	時間	ppmC	ppmC	日	最高値	最低値	日	%	日	%
吹田簡易裁判所局	8,602	0.13	0.15	363	0.69	0.03	79	21.8	18	5.0

（注）指針値： 非メタン炭化水素濃度の午前 6 時～9 時までの 3 時間平均値が、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲内又はそれ以下であること。

但し、3 時間のうち 1 時間でも欠測があると、評価の対象としない。

出典：「環境監視 大気について（令和 5 年度）」（吹田市ホームページ）

(キ)有害大気汚染物質

令和5年度は、吹田簡易裁判所局（自動車排出ガス測定局）において、有害大気汚染物質である21物質の測定が行われている。このうち、環境基準及び吹田市の環境目標が定められている4項目（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）については、全ての測定局において環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。

出典：「環境監視 大気について（令和5年度）」（吹田市ホームページ）

(ク)ダイオキシン類

令和5年度は、吹田簡易裁判所局（自動車排出ガス測定局）において、大気中のダイオキシン類濃度の測定が行われており、全ての測定局において環境基準及び吹田市の環境目標を達成している。

出典：「環境監視 大気について（令和5年度）」（吹田市ホームページ）

イ 発生源の状況

吹田市における「大気汚染防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づくばい煙等の発生工場・事業場及び施設数は、表4.2.70及び表4.2.71に示すとおりである。

表 4.2.70 大気汚染防止法に基づく工場・事業場及び施設数（令和5年度）

	ばい煙	一般粉じん	特定粉じん	揮発性 有機化合物	工場・事業場 実数
工場数	15 (80)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	16
事業場数	100 (337)	1 (2)	0 (0)	1 (3)	102
計	115 (417)	2 (4)	0 (0)	1 (3)	118

（注）（ ）内は施設数。

出典：「吹田市環境白書 2024（令和6年版）資料編」（2024年（令和6年）12月、吹田市）

表 4.2.71 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場及び施設数（令和 5 年度）

	ばいじん	有害物質	一般粉じん	特定粉じん	工場・事業場 実数
工場数	2 (9)	6 (17)	8 (42)	0 (0)	12
事業場数	1 (1)	5 (8)	0 (0)	0 (0)	6
計	3 (10)	11 (25)	8 (42)	0 (0)	18

（注）（ ）内は施設数。

出典：「吹田市環境白書 2024（令和 6 年版）資料編」（2024 年（令和 6 年）12 月、吹田市）

ウ 公害苦情の状況

吹田市の大気汚染に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は、表 4.2.72 に示すとおりであり、令和 5 年度は苦情受付件数が 30 件、処理件数が 22 件である。

表 4.2.72 大気汚染に係る公害苦情件数の推移

	苦情受付件数（件）	処理件数（件）
令和元年度	36	30
令和 2 年度	35	30
令和 3 年度	35	24
令和 4 年度	51	41
令和 5 年度	30	22

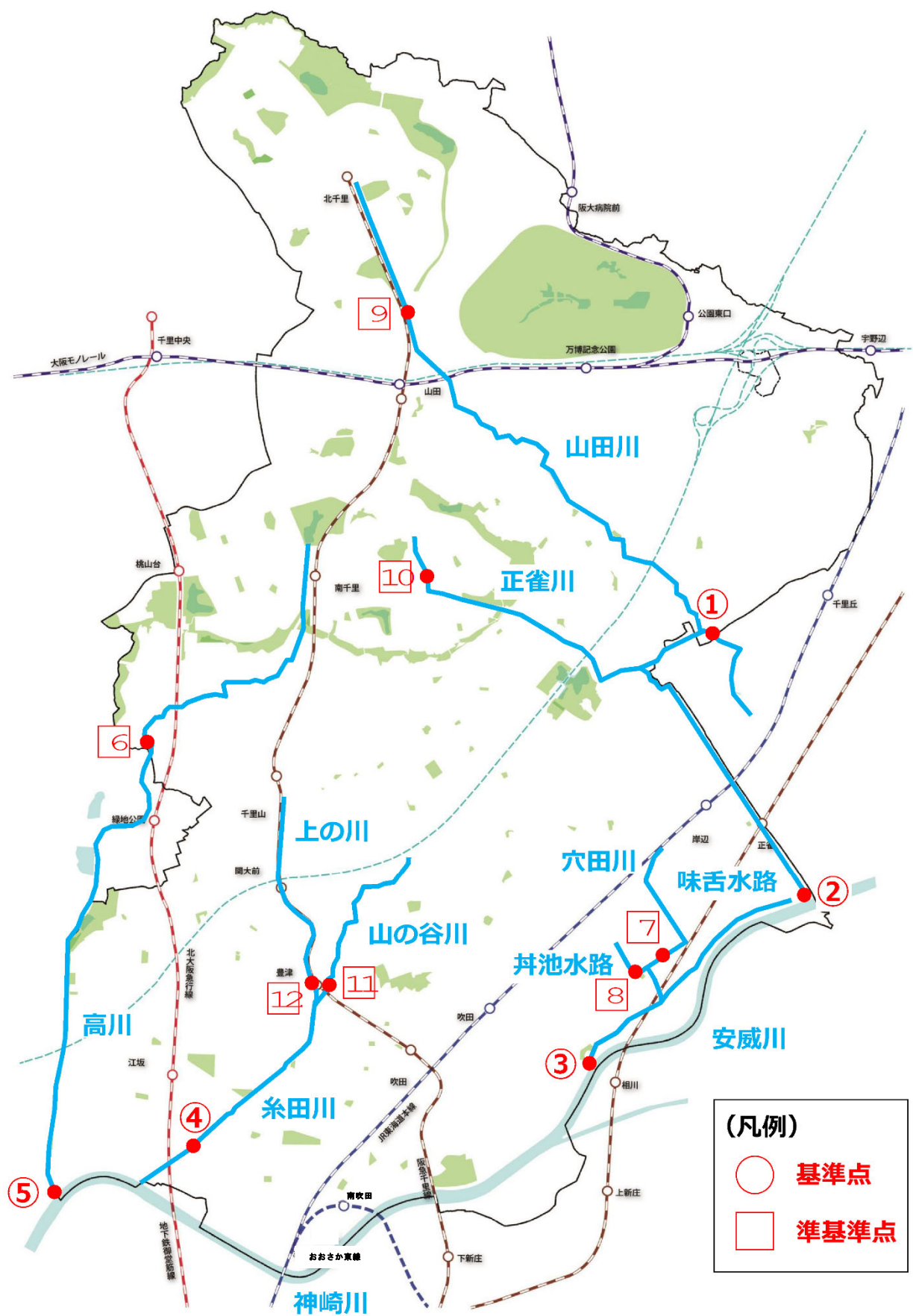
（注）過年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 令和 6 年（2024 年）版」（令和 7 年（2025 年）3 月、吹田市）

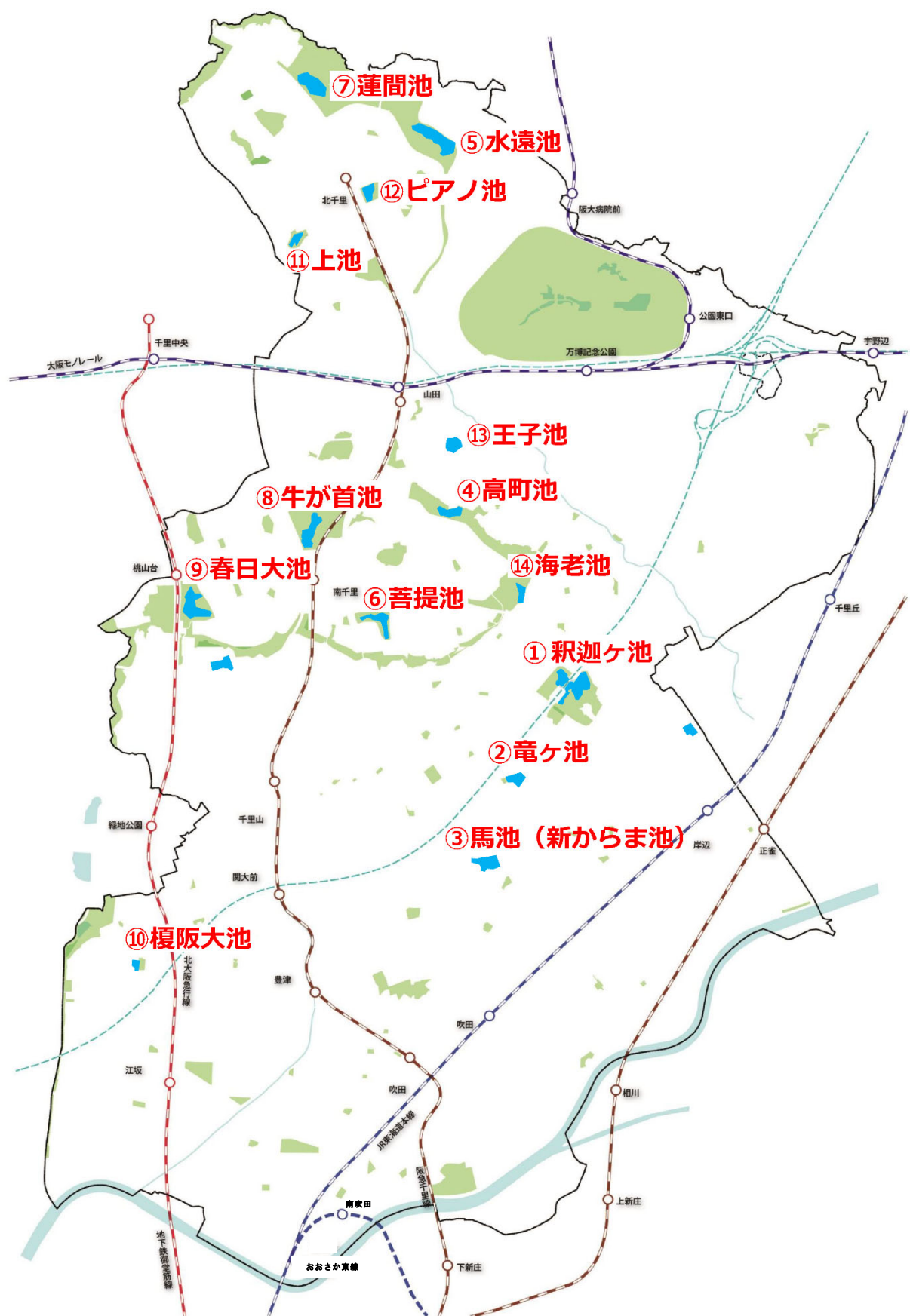
「吹田市環境白書 2024（令和 6 年版）資料編」（2024 年（令和 6 年）12 月、吹田市）

(2) 水質汚濁

吹田市では、市内の河川・水路、ため池及び地下水の水質汚濁の現況を把握するため、定期的に水質調査を行っている。河川・水路及びため池の調査地点の位置は、図 4.2.13 及び図 4.2.14 に示すとおりである。



出典：「河川・水路測定地点位置図」（吹田市ホームページ）をもとに作成
 図 4.2.13 河川・水路の水質調査地点



出典：「ため池測定地点位置図」（吹田市ホームページ）をもとに作成

図 4.2.14 ため池の水質調査地点

ア 公共用水域の測定結果

(ア) 人の健康に係る項目

令和5年度の健康項目の測定結果は、全ての調査地点（基準点5地点）で環境基準及び吹田市の環境目標を達成している（出典：環境監視 河川・水路の水質について（令和5年度）（吹田市ホームページ））。

(イ) 生活環境に係る項目

河川・水路（12地点）における吹田市の環境目標の達成率の推移は、表 4.2.73 に示すとおりである。

令和5年度の環境目標達成率は、水素イオン濃度が31.3%、生物化学的酸素要求量が100%、浮遊物質量が100%、溶存酸素量が100%である。

表 4.2.73 河川・水路における環境目標達成率の推移

（単位：％）

項目 年度	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	測定地点 数
令和元年度	20.8	97.9	100	100	12
令和2年度	25.0	100	100	100	12
令和3年度	16.7	100	100	100	12
令和4年度	20.8	100	100	100	12
令和5年度	31.3	100	100	100	12

出典：「吹田市環境白書 2024（令和6年版）資料編」（2024年（令和6年）12月、吹田市）

(ウ) 特殊項目

特殊項目については、吹田市第3次環境基本計画において吹田市の環境目標を定めており、その対象水域は安威川下流及び神崎川としている。

「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（令和7年3月、大阪府）によると、令和5年度の吹田市域及びその周辺水域における特殊項目の調査結果は、表 4.2.74 に示すとおりであり、吹田市内の安威川下流の新京阪橋および大阪市域の神崎川の新三国橋における特殊項目の調査結果はノルマルヘキサン抽出物質以外の項目は吹田市の環境目標を達成している。

さらに、その他の河川については、吹田市の環境目標は設定していないものの、基準点5地点で調査を行っている。令和5年度の特特殊項目の調査結果は表 4.2.75 に示すとおりであり、吹田市の目標値と比べてもこれを下回っている。

表 4.2.74 安威川下流及び神崎川における特殊項目の測定結果（令和 5 年度）

項 目	安威川 (新京阪橋)	神崎川 (新三国橋)	目 標 値
ノルマルヘキサン抽出物質（油分等）	<0.5	<0.5	検出されないこと
フェノール類	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
銅	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下
溶解性 鉄	<0.08	<0.08	1.0mg/L 以下
溶解性マンガン	0.04	<0.01	1.0mg/L 以下
全クロム	<0.03	<0.03	1.0mg/L 以下
陰イオン界面活性剤	<0.01	<0.01	0.5mg/L 以下
アンモニア性窒素	0.41	0.34	1.0mg/L 以下
硝酸性窒素	3.1	2.2	—
亜硝酸性窒素	0.14	0.08	—
りん酸性りん	0.26	0.17	—

（注）１．測定結果は、年間平均値である。

２．目標値は、吹田市の環境目標として安威川下流及び神崎川を対象水域として定めている。

３．神崎川については吹田市内の調査地点がないため、吹田市に隣接する大阪市内の神崎川（新三国橋）の測定値を参考として記載している。

出典：「令和 5 年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（令和 7 年 3 月、大阪府）

表 4.2.75 基準点 5 地点における特殊項目の測定結果（令和 5 年度）

（単位：mg/L）

項目	山田川 (市域境界)	正雀川 (流末)	味舌水路 (流末)	糸田川 (流末)	高川 (流末)	目 標 値
ノルマルヘキサン抽出物質（油分等）	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと
フェノール類	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
銅	0.009	<0.005	<0.005	0.006	<0.005	0.05mg/L 以下
溶解性 鉄	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.13	1.0mg/L 以下
溶解性マンガン	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	0.05	1.0mg/L 以下
全クロム	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	1.0mg/L 以下
陰イオン界面活性剤	0.07	0.19	0.04	0.06	0.07	0.5mg/L 以下
アンモニア性窒素	0.06	<0.04	0.59	0.12	0.09	1.0mg/L 以下
硝酸性窒素	<0.04	11	1.0	0.63	0.26	—
亜硝酸性窒素	<0.04	0.17	<0.04	0.05	<0.04	—
りん酸性りん	0.009	0.55	0.15	0.016	0.048	—

（注）１．測定結果は、年間平均値である。

２．目標値は、吹田市の環境目標として安威川下流及び神崎川を対象水域として定めており、基準点 5 地点については吹田市の環境目標は設定していないが参考として記載している。

出典：「環境監視 河川・水路の水質について（令和 5 年度）」（吹田市ホームページ）

（エ）ダイオキシン類

令和 5 年度は河川・水質調査地点の基準点 5 地点においてダイオキシン類濃度の測定が行われており、全ての調査地点で環境基準及び吹田市の環境目標を達成している（出典：環境監視 ダイオキシン類について（令和 5 年度）（吹田市ホームページ））。

イ ため池の現況

(ア) 人の健康に係る項目

令和 5 年度の健康項目の測定結果は、全ての調査地点（7 地点）で吹田市の環境目標を達成している（出典：環境監視 河川・水路の水質について（令和 5 年度）（吹田市ホームページ））。

(イ) 生活環境に係る項目

ため池（14 地点）における吹田市の環境目標の達成率の推移は、表 4.2.76 に示すとおりである。

令和 5 年度の環境目標達成率は、水素イオン濃度が 91.1%、化学的酸素要求量が 67.9%、浮遊物質量が 91.1%、溶存酸素量が 94.6%、全窒素が 82.1%、全りんが 87.5%である。

表 4.2.76 ため池における環境目標達成率の推移

（単位：％）

項目 年度	水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	全窒素 (T-N)	全りん (T-P)
令和元年度	66.7	53.7	96.3	96.3	77.8	90.7
令和2年度	65.5	70.9	98.2	92.7	90.9	94.5
令和3年度	58.9	58.9	94.6	96.4	85.7	87.5
令和4年度	78.6	58.9	92.9	94.6	85.7	85.7
令和5年度	91.1	67.9	91.1	94.6	82.1	87.5

出典：「吹田市環境白書 2024（令和 6 年版）資料編」（2024 年（令和 6 年）12 月、吹田市）

ウ 地下水の現況

吹田市では、市域の全体的な地下水の水質の状況を把握するために概況調査を行っている。令和 5 年度は概況調査を市内 5 ヲ所、過去に汚染があった地下水の調査（継続的な水質監視調査）を 4 ヲ所で行い、概況調査では 5 ヲ所で、継続的な水質監視調査では 1 ヲ所で環境目標を達成している（出典：環境監視 地下水の水質について（令和 5 年度）（吹田市ホームページ））。

エ 発生源の状況

吹田市における「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく業種別特定（届出）工場・事業場数は、表 4.2.77 に示すとおりであり、水質汚濁防止法対象が 86 ヲ所、瀬戸内海環境保全特別措置法対象が 7 ヲ所、府条例対象が 1 ヲ所である。

表 4.2.77 特定（届出）工場・事業場数（令和 5 年度）

業種		瀬戸内海 環境保全 特別措置法	水質汚濁 防止法	大阪府生活環 境の保全等 に関する条例	計	規制対象 工場・事 業場数
製 造 業	食料品製造業	3	1	1	5	3
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1		2	2
	化学工業		3		3	3
	皮革業		1		1	
	窯業・土石製品製造業					
	非鉄金属製造業		2 (1)		2	1
	金属製造業		1		1	1
	製造業一般		1		1	1
	小 計	4	10 (1)	1	15	11
そ の 他	洗たく業		9 (5)		9	4
	自動式車両洗浄施設		30 (27)		30	
	旅館業	1 (1)	1 (1)		2	
	試験・研究機関		18 (8)		18	16
	し尿処理施設	1 (1)			1	1
	下水道終末処理施設		2		2	2
	病院		6 (2)		6	6
	その他	1	7 (4)		8	5
	小 計	3 (2)	73 (47)		76	34
指定地域特定施設			3 (2)		3	
合 計		7 (2)	86 (50)	1	94	45

（注） 1. 指定地域特定施設とは処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽をいう。

2. () は分流式下水道接続事業所数で内数である。

出典：「吹田市環境白書 2024（令和 6 年版）資料編」（2024 年（令和 6 年）12 月、吹田市）

オ 公害苦情の状況

吹田市の水質汚濁に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は、表 4.2.78 に示すとおりであり、令和 5 年度は苦情受付件数が 3 件である。

表 4.2.78 水質汚濁に係る公害苦情件数の推移

	苦情受付件数（件）	処理件数（件）
令和元年度	2	1
令和 2 年度	1	—
令和 3 年度	2	2
令和 4 年度	11	11
令和 5 年度	3	3

（注） 過年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 令和 6 年（2024 年）版」（令和 7 年（2025 年）3 月、吹田市）

「吹田市環境白書 2024（令和 6 年版）資料編」（2024 年（令和 6 年）12 月、吹田市）

(3) 騒 音

ア 環境騒音

吹田市では、騒音規制法及び吹田市第3次環境基本計画に基づき、地域の環境騒音を把握するため、5ヵ年かけて市内50地点の一般地域（道路に面しない地域）の騒音の調査を行っている。

令和5年度における測定値について、吹田市が独自に設定している環境目標（昼間が午前7時から午後9時までの間、夜間が午後9時から翌日の午前7時までの間とした時間の区分での目標値）との適合状況は、表4.2.79に示すとおりである。令和5年度では、市内50地点のうち44地点で昼間・夜間ともに吹田市が独自に設定している環境目標を達成している。地域の類型別にみると、A地域及びB地域では昼間・夜間ともに適合率が80%以上、C地域では昼間・夜間ともに適合率が100%である。全域では、1日の適合率は88%である。

また、環境基準値と同値の環境目標との適合状況は、表4.2.80に示すとおりである。令和5年度では、市内50地点のうち45地点で昼間・夜間ともに環境目標を達成している。地域の類型別にみると、A地域では昼間・夜間ともに適合率が90%以上、B地域では昼間は適合率が90%、夜間は100%である。C地域では昼間・夜間ともに適合率が100%と高くなっている。また、全域では、1日の適合率は90%である。

表 4.2.79 環境騒音に係る吹田市が独自に設定している環境目標との適合状況

地域の 類型	用途地域	調査 地点 数	適合していた調査地点数					
			昼 間 7:00～ 21:00	適合率 (%)	夜 間 21:00～ 7:00	適合率 (%)	一日	適合率 (%)
A	第1種低層住居専用 地域	7	7	100	7	100	7	100
	第1・2種中高層住居 専用地域	25	23	92	21	84	21	84
	小 計	32	30	94	28	88	28	88
B	第1種住居地域	10	9	90	9	90	9	90
	第2種住居地域	1	0	0	0	0	0	0
	小 計	11	9	82	9	82	9	82
C	近隣商業地域	2	2	100	2	100	2	100
	商業地域	1	1	100	1	100	1	100
	準工業地域	3	3	100	3	100	3	100
	工業地域	1	1	100	1	100	1	100
	小 計	7	7	100	7	100	7	100
合 計		50	46	92	44	88	44	88

（注）平成30年度から調査方法を見直し、5年間で1回、吹田全市域の調査を行うこととしたため、当該年度末調査分は前年度までのデータを用いている。

出典：「環境監視 一般地域（道路に面しない地域）の環境騒音について（令和5年度）」
（吹田市ホームページ）

表 4.2.80 環境騒音に係る環境基準値と同値の環境目標との適合状況

地域の 類型	用途地域	調査 地点 数	適合していた調査地点数					
			昼 間 6:00～ 22:00	適合率 (%)	夜 間 22:00～ 6:00	適合率 (%)	一日	適合率 (%)
A	第1種低層住居専用 地域	7	7	100	7	100	7	100
	第1・2種中高層住居 専用地域	25	23	92	22	88	22	88
	小 計	32	30	94	29	91	29	91
B	第1種住居地域	10	9	90	10	100	9	90
	第2種住居地域	1	0	0	0	0	0	0
	小 計	11	9	90	10	100	9	90
C	近隣商業地域	2	2	100	2	100	2	100
	商業地域	1	1	100	1	100	1	100
	準工業地域	3	3	100	3	100	3	100
	工業地域	1	1	100	1	100	1	100
	小 計	7	7	100	7	100	7	100
合 計		50	46	92	46	92	45	90

(注) 平成30年度から調査方法を見直し、5年間で1回、吹田全市域の調査を行うこととしたため、当該年度末調査分は前年度までのデータを用いている。

出典：「環境監視 一般地域（道路に面しない地域）の環境騒音について（令和5年度）」
(吹田市ホームページ)

イ 道路交通騒音

吹田市では、騒音規制法及び吹田市第3次環境基本計画に基づき、道路交通騒音の影響を把握するため、5ヵ年かけて市内の高速道路、府道などの19路線（32地点）の騒音の調査を行っている。

令和5年度における測定値について、吹田市の環境目標との適合状況は、表4.2.81に示すとおりであり、26地点で昼間・夜間ともに環境目標を達成している。

表 4.2.81 道路交通騒音に係る環境目標適合状況

道路の種類	調査路線数	調査地点数	適合していた調査地点数		
			昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～6:00	一日
名神高速道路	1	3	3	3	3
中国自動車道	1	3	3	3	3
近畿自動車道	1	1	0	0	0
国道	2	8	6	3	3
府道	12	15	15	15	15
市道	2	2	2	2	2
計	19	32	29	26	26

(注) 1. 幹線交通を担う道路に近接する空間の特例を適用する調査対象は、19路線（32地点）である。
2. 幹線交通を担う道路に近接する空間の特例を適用する場合の環境目標は、以下のとおりである。

昼間 70 デシベル、夜間 65 デシベル

出典：「環境監視 道路に面する地域の騒音（道路交通騒音）について（令和5年度）」
(吹田市ホームページ)

ウ 発生源の状況

令和 5 年度の吹田市における「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定（届出）工場・事業場数は、騒音規制法対象が 251 カ所、府条例対象が 333 カ所である（出典：「吹田市環境白書 2024（令和 6 年版）資料編」（2024 年（令和 6 年）12 月、吹田市））。

エ 公害苦情の状況

吹田市の騒音に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は、表 4.2.82 に示すとおりであり、令和 5 年度は苦情受付件数が 115 件、処理件数が 85 件である。

表 4.2.82 騒音に係る公害苦情件数の推移

	苦情受付件数（件）	処理件数（件）
令和元年度	103	53
令和 2 年度	126	87
令和 3 年度	106	68
令和 4 年度	124	92
令和 5 年度	115	85

（注） 過年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 令和 6 年（2024 年）版」（令和 7 年（2025 年）3 月、吹田市）

「吹田市環境白書 2024（令和 6 年版）資料編」（2024 年（令和 6 年）12 月、吹田市）

(4) 振 動

ア 発生源の状況

令和 5 年度の吹田市における「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定（届出）工場・事業場数は、振動規制法対象が 94 カ所、府条例対象が 14 カ所である（出典：「吹田市環境白書 2024（令和 6 年版）資料編」（2024 年（令和 6 年）12 月、吹田市））。

イ 公害苦情の状況

吹田市の振動に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は、表 4.2.83 に示すとおりであり、令和 5 年度は苦情受付件数が 14 件、処理件数が 12 件である。

表 4.2.83 振動に係る公害苦情件数の推移

	苦情受付件数（件）	処理件数（件）
令和元年度	23	10
令和2年度	25	21
令和3年度	31	20
令和4年度	26	22
令和5年度	14	12

（注） 過年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 令和6年（2024年）版」（令和7年（2025年）3月、吹田市）

「吹田市環境白書 2024（令和6年版）資料編」（2024年（令和6年）12月、吹田市）

（5）悪 臭

吹田市の悪臭に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は、表 4.2.84 に示すとおりであり、令和5年度は苦情受付件数が12件、処理件数が8件である。

表 4.2.84 悪臭に係る公害苦情件数の推移

	苦情受付件数（件）	処理件数（件）
令和元年度	5	1
令和2年度	10	7
令和3年度	8	5
令和4年度	14	12
令和5年度	12	8

（注） 過年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 令和6年（2024年）版」（令和7年（2025年）3月、吹田市）

「吹田市環境白書 2024（令和6年版）資料編」（2024年（令和6年）12月、吹田市）

(6) 地盤沈下

吹田市内では、地盤沈下の状況を把握するための水準測量を行っている。吹田市内に設置された水準点における平成 21 年度から平成 27 年度の水準測量による地盤高さ（東京湾の平均海面からの高さ）は、表 4.2.85 に示すとおりである。

岸部中 3 丁目及び泉町 1 丁目における平成 24 年度の地盤高さは、平成 21 年度に比べて、それぞれ-5.4 mm、-10.8 mm変動している。岸部中 1 丁目及び高浜町における平成 27 年度の地盤高さは、平成 21 年度に比べて、それぞれ+9.6 mm、+19.0 mm変動している。

表 4.2.85 水準測量による地盤高さ

(単位：m)

測定地点 (水準点)	地盤高さ		
	平成 21 年度	平成 24 年度	平成 27 年度
岸部中 3 丁目 ¹⁾	12.4915	12.4861	—
泉町 1 丁目 ¹⁾	3.8739	3.8631	—
岸部中 1 丁目 ²⁾	13.6410	13.6342	13.6506
高浜町 ²⁾	5.7742	5.7742	5.7932

(注) 1. 大阪府が設置・測量している水準点である。平成 25 年度以降、水準測量は実施されていない。

2. 国土地理院が設置・測量している水準点である。

出典：＜平成 21 年度、平成 24 年度のデータ＞ 吹田市内における水準測量結果（大阪府事業所指導課資料）

＜平成 27 年度のデータ＞ 平成 27 年度水準測量観測成果表（国土地理院資料）

(7) 日照障害、電波障害

吹田市では、高さが 10m を超える中高層建築物は日照障害や電波障害など周辺住民に与える影響が大きいことから、「中高層建築物の日照障害等の指導要領」により、建築主に対して、あらかじめその影響を調査し、近隣関係住民へ説明するとともに、できる限りその軽減に努めるよう指導している。

日照障害については、建築基準法の日影規制対象外地域（工業地域を除く）を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明するとともに、できる限りその軽減をする。電波障害については、周辺への影響が認められる場合には、近隣住民に説明するとともに対策を実施する。

中高層建築物の建築に係る事前協議件数の推移は、表 4.2.86 に示すとおりである。

表 4.2.86 中高層建築物の建築に係る事前協議件数

年 度	件 数 (件)	内 訳			
		共同住宅	事務所ビル	戸建住宅	その他
令和元年度	55	37	6	0	12
令和２年度	55	37	2	2	14
令和３年度	45	29	2	1	13
令和４年度	47	32	2	1	12
令和５年度	36	23	3	2	8

出典：「吹田市環境白書 2024（令和６年版）資料編」（2024年（令和６年）12月、吹田市）

（８）動植物

ア 動 物

動物については、「すいたの自然 2021」（令和４年（2022年）３月、吹田市）の北千里区域、青山台３～４丁目、藤白台３丁目の調査結果を整理した。事業計画地及びその周辺における動物の分布情報は、表 4.2.87～表 4.2.97 に示すとおりである。

事業計画地内は、林や草地等の植生が分布しておらず、動物の生息に適する環境は分布していない。また、事業計画地周辺についても、一部樹木の植栽等がみられるが、動物の生息に適する環境は分布していない。

表 4.2.87 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	北千里区域	青山台3～4丁目	藤白台3丁目
1	コウモリ目（翼手目）	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ	○		
2		ヒナコウモリ科	アブラコウモリ	○		
3		ヒナコウモリ科	ヒナコウモリ	○		
4		ヒナコウモリ科	ユビナガコウモリ	○		
5		オヒキコウモリ科	オヒキコウモリ	○		
6	ネズミ目（齧歯目）	ネズミ科	ネズミ科の一種	○		
7	ネコ目（食肉目）	アライグマ科	アライグマ	○		
8		イヌ科	ホンダタヌキ	○	○	
9		イタチ科	ホンデン	○		
10		イタチ科	チョウセンイタチ	○		
11		イタチ科	イタチ属の一種	○		
12		ジャコウネコ科	ハクビシン	○		

（注）調査範囲：北千里区域、青山台 3～4 丁目、藤白台 3 丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

表 4.2.88 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（両生類・爬虫類）

No.	目名	科名	種名	北千里区域	青山台3～4丁目	藤白台3丁目
1	無尾目	アカガエル科	ウシガエル	○		
2	カメ目	ヌマガメ科	ミシシippアカミガメ	○		
3	有鱗目	ヤモリ科	ニホンヤモリ	○		
4		トカゲ科	ニホントカゲ	○		
5		カナヘビ科	ニホンカナヘビ	○		

（注）調査範囲：北千里区域、青山台 3～4 丁目、藤白台 3 丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

表 4.2.89 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（魚類）

No.	目名	科名	種名	北千里区域
1	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	○
2	コイ目	コイ科	コイ(型不明)	○
3			ゲンゴロウブナ	○
4			フナ属の一種	○
5			モツゴ	○
6		ドジョウ科	ドジョウ属の一種	○
7	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	○
8	スズキ目	サンフィッシュ科	ブルーギル	○
9			オオクチバス属の一種	○
10		ハゼ科	ヨシノボリ属の一種	○

出典：「すいたの自然 2021」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

表 4.2.90 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（鳥類）

No.	目名	科名	種名	北千里区域	青山台3～4丁目	藤白台3丁目
1	カモ目	カモ科	オカヨシガモ	○		
2			ヒドリガモ	○		
3			カルガモ	○		○
4			コガモ	○		
5			ホシハジロ	○		
6			キンクロハジロ	○		
7	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	○		
8	ハト目	ハト科	キジバト	○	○	○
9	カツオドリ目	ウ科	カワウ	○		
10	ペリカン目	サギ科	ゴイサギ	○		
11			アオサギ	○		
12			ダイサギ	○		
13			コサギ	○		
14	ツル目	クイナ科	バン	○		
15			オオバン	○		
16	カッコウ目	カッコウ科	ホトギス	○		
17	アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ	○		
18	チドリ目	チドリ科	ケリ	○	○	
19	タカ目	タカ科	ハイタカ	○		
20			ノスリ		○	
21	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	○		
22	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	○	○	
23	スズメ目	モズ科	モズ	○	○	
24		カラス科	ハシボソガラス	○		○
25			ハシブトガラス	○	○	○
26		シジュウカラ科	ヤマガラ	○		
27			シジュウカラ	○	○	○
28		ツバメ科	ツバメ	○		
29		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	○	○	○
30		ウグイス科	ウグイス	○	○	
31		エナガ科	エナガ	○		
32		ムシクイ科	エゾムシクイ	○		
33			センダイムシクイ	○		
34		メジロ科	メジロ	○		
35		ムクドリ科	ムクドリ	○	○	
36		ヒタキ科	トラツグミ	○		
37			シロハラ	○		
38			ツグミ	○		
39			ルリビタキ	○		
40			ジョウビタキ	○		
41			イソヒヨドリ	○		
42			キビタキ	○		
43		スズメ科	スズメ	○	○	○
44		セキレイ科	キセキレイ	○		○
45			ハクセキレイ	○		○
46			ビンズイ	○		
47		アトリ科	カワラヒワ	○		
48			ウソ	○		
49			イカル	○		
50		ホオジロ科	ホオジロ	○		
51			アオジ	○		
52	ハト目	ハト科	ドバト	○		○

（注）調査範囲：北千里区域、青山台 3～4 丁目、藤白台 3 丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

表 4.2.91 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（昆虫類 1）

No.	目名	科名	種名	北千里区域	青山台3～4丁目	藤白台3丁目
1	トンボ目(蜻蛉目)	アオイトトンボ科	アオイトトンボ	○		
2		イトトンボ科	アジアイトトンボ	○		
3			アオモンイトトンボ	○		
4			クロイトトンボ	○		
5			セスジイトトンボ	○		
6		モノサシトンボ科	モノサシトンボ	○		
7		ヤンマ科	ギンヤンマ	○		
8			カトリヤンマ	○		
9		サナエトンボ科	タイワンウチワヤンマ	○		
10			コオニヤンマ	○		
11			ウチワヤンマ	○		
12		エゾトンボ科	オオヤマトンボ	○		
13		トンボ科	ショウジョウトンボ	○		
14			コフキトンボ	○		
15			シオカラトンボ	○		
16			オオシオカラトンボ	○		○
17			ウスバキトンボ	○		
18			コシアキトンボ	○	○	○
19			チョウトンボ	○	○	
20			コノメトンボ	○		
21			キトンボ	○		
22			アキアカネ	○		
23			リスアカネ	○		
24			タイリクアカネ	○		
25	ゴキブリ目(網翅目)	オオゴキブリ科	オオゴキブリ	○		
26		チャバネゴキブリ科	モリチャバネゴキブリ	○		○
27		チャバネゴキブリ科	ヒメクロゴキブリ	○		
28		ミゾガシラシロアリ科	ヤマトシロアリ	○		
29	カジリムシ目	—	チャタテ皿目の一種	○	○	
30	ハサミムシ目(革翅目)	マルムネハサミムシ科	ヒゲジロハサミムシ	○		
31	バッタ目(直翅目)	ツユムシ科	ツユムシ		○	
32			ヒメクダマキモドキ	○		
33		キリギリス科	ホシササキリ	○	○	○
34			ササキリ	○		
35			クビキリギリス	○		
36			ニシキリギリス	○		○
37		マツムシ科	アオマツムシ	○		
38		コオロギ科	ハラオカメコオロギ	○	○	○
39			エンマコオロギ	○	○	○
40			ツツレサセコオロギ	○	○	
41			コオロギ科の一種	○		
42		カネタタキ科	カネタタキ	○	○	○
43		ヒバリモドキ科	マダラスズ	○		
44			シバズ	○	○	
45			キアシヒバリモドキ	○		
46		バッタ科	ショウリョウバッタ	○	○	
47			ヒナバッタ	○	○	
48			ショウリョウバッタモドキ	○		
49			イボバッタ	○		
50		イナゴ科	ツチイナゴ	○		
51		オンブバッタ科	オンブバッタ	○	○	○
52			アカハネオンブバッタ	○	○	○
53		ヒシバッタ科	ハネナガヒシバッタ	○		
54			ハラヒシバッタ	○	○	
55	ナナフシ目(竹節虫目)	ナナフシ科	ナナフシモドキ	○		
56	カメムシ目(半翅目)	キジラミ科	クワキジラミ	○		
57			ヤツデキジラミ近似種	○		
58		アブラムシ科	エノキワタアブラムシ		○	
59			クリオオアブラムシ		○	
60			セイタカアワダチソウヒゲナガアブラムシ	○	○	○
61			アブラムシ科の一種	○		
62		ワタフキカイガラムシ科	オオワラジカイガラムシ	○		
63		コガシラウシカ科	コガシラウシカ科の一種	○		
64		ヒシウンカ科	ヒシウンカ科の一種			○
65		テングスケバ科	ツマグロスケバ	○		
66		アオバハゴロモ科	アオバハゴロモ	○		
67		ハゴロモ科	アミガサハゴロモ(外来種:和名無し)	○		
68		セミ科	クマゼミ	○	○	○
69			アブラゼミ	○		
70			ツクツクボウシ	○		

(注) 調査範囲：北千里区域、青山台3～4丁目、藤白台3丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和4年（2022年）3月、吹田市）

表 4.2.92 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（昆虫類 2）

No.	目名	科名	種名	北千里区域	青山台3～4丁目	藤白台3丁目
71	カメムシ目（半翅目）	セミ科	ニイニイゼミ	○	○	
72		アワフキムシ科	シロオビアワフキ	○		
73			モンキアワフキ	○		
74		コガシラアワフキムシ科	コガシラアワフキ	○		
75		トゲアワフキムシ科	ムネアカアワフキ	○	○	○
76		ヨコバイ科	ツマグロオオヨコバイ	○		
77			オオヨコバイ	○		
78			Pagaronia属の一種	○	○	○
79			ヒメヨコバイ亜科の一種	○		
80			ヨコバイ科の一種	○	○	
81		サシガメ科	ヨコヅナサシガメ	○	○	
82			アカサシガメ	○		
83			ピロウドサシガメ	○		
84			カモドキサシガメ	○		
85			シマサシガメ	○		
86		グンバイムシ科	ヤニサシガメ	○		
87			アワダチソウグンバイ	○	○	○
88			ヤブガラシグンバイ	○		
89			ナシグンバイ	○	○	○
90			ツツジグンバイ	○	○	
91		ハナカメムシ科	ヒメグンバイ	○		
92			ツヤヒメハナカメムシ	○		
93		カスミカメムシ科	ナミヒメハナカメムシ	○		
94			ツマグロハギカスミカメ	○		
95			シダカスミカメ類の一種	○		
96			ケブカキベリナガカスミカメ	○		
97			ダルマカメムシ	○		
98			キアシクロホソカスミカメ	○		
99			ヨモギヒョウタンカスミカメ	○		
100			トビカスミカメ属の一種	○		
101			ウスモンミドリカスミカメ	○		
102			カスミカメムシ科の一種	○		
103		マキバサシガメ科	マキバサシガメ類の一種		○	
104		ヒラタカメムシ科	トビイロオヒラタカメムシ	○		
105		オオホシカメムシ科	オオホシカメムシ	○	○	
106		ホシカメムシ科	クロホシカメムシ	○		
107		ホソヘリカメムシ科	クモヘリカメムシ		○	
108			ホソヘリカメムシ	○	○	
109		ヘリカメムシ科	ホオズキカメムシ	○		
110			ホソハリカメムシ	○		
111			ホシハラビロヘリカメムシ	○	○	○
112			ツマキヘリカメムシ	○		
113		ヒメヘリカメムシ科	スカシヒメヘリカメムシ		○	
114			アカヒメヘリカメムシ		○	
115		イトカメムシ科	イトカメムシ	○	○	○
116		ナガカメムシ科	オオメナガカメムシ	○		
117			サビヒョウタンナガカメムシ	○		
118			クロツヤナガカメムシ	○		
119			ホソコバネナガカメムシ	○		
120			オオモンシロナガカメムシ	○		
121			チャイロナガカメムシ	○		
122			ヒメナガカメムシ	○	○	○
123			ヒゲナガカメムシ	○	○	○
124			クロスジヒゲナガカメムシ	○		
125			スコットヒョウタンナガカメムシ	○		
126			コバネヒョウタンナガカメムシ	○		
127		メダカナガカメムシ科	メダカナガカメムシ	○		
128		ツノカメムシ科	エサキモンキツノカメムシ	○		
129		ツチカメムシ科	ツチカメムシ	○		
130		カメムシ科	シロヘリカメムシ	○		
131			ウシカメムシ		○	
132			キマダラカメムシ	○	○	○
133			シラホシカメムシ	○		
134			ツヤアオカメムシ	○		○
135			クサギカメムシ	○	○	
136			チャバネアオカメムシ	○	○	
137		マルカメムシ科	タデマルカメムシ			○
138		アメンボ科	マルカメムシ	○	○	○
139			アメンボ	○		
140			コセアカアメンボ	○		

(注) 調査範囲：北千里区域、青山台3～4丁目、藤白台3丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和4年（2022年）3月、吹田市）

表 4.2.93 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（昆虫類 3）

No.	目名	科名	種名	北千里区域	青山台3～4丁目	藤白台3丁目
141	カメムシ目(半翅目)	アメンボ科	ヒメアメンボ	○		
142	ラクダムシ目	ラクダムシ科	ラクダムシ	○		
143	アミメカゲロウ目(脈翅目)	ヒメカゲロウ科	キバネヒメカゲロウ	○		
144			ホソバヒメカゲロウ	○		
145			ミドリヒメカゲロウ	○		
146			ヒメカゲロウ科の一種	○		
147	トビケラ目(毛翅目)	—	トビケラ目の一種	○		○
148	チョウ目(鱗翅目)	ヒゲナガガ科	クロハネシロヒゲナガ	○		
149		マダラガ科	ホタルガ	○		
150		セセリチョウ科	イチモンジセセリ			○
151			チャバネセセリ		○	
152		シジミチョウ科	ルリシジミ		○	
153			クロマダラソテツシジミ		○	
154			ウラギンシジミ	○		
155			ツバメシジミ	○		○
156			ウラナミシジミ	○		○
157			ベニシジミ	○		○
158			ヤマトシジミ本土亜種	○	○	○
159		タテハチョウ科	ツマグロヒョウモン	○	○	○
160			ゴマダラチョウ本土亜種		○	
161	チョウ目(鱗翅目)	タテハチョウ科	ヒカゲチョウ	○		
162			テングチョウ日本本土亜種	○		
163			アサマイチモンジ	○		
164			クロコノマチョウ	○		
165			ヒメジャノメ	○		
166			サトキマダラヒカゲ	○		
167			ホシミスジ		○	
168			キタテハ	○		
169			ヒメアカタテハ	○		○
170			アカタテハ	○		
171			ヒメウラナミジャノメ	○		○
172		アゲハチョウ科	アオスジアゲハ	○		
173			モンキアゲハ	○		
174			クロアゲハ本土亜種	○		
175			アゲハ	○	○	○
176		シロチョウ科	モンキチョウ		○	
177			キタキチョウ	○	○	○
178			モンシロチョウ	○		○
179		ツトガ科	シロモンノメイガ		○	
180			シロマダラノメイガ	○		
181			ツトガ科の一種	○		
182		シャクガ科	ツマジロエダシャク		○	
183			ウチムラサキヒメエダシャク	○		
184			フタヤマエダシャク	○		
185		スズメガ科	オオスカシバ	○		
186		シャチホコガ科	モンクロギンシャチホコ	○		
187		ヤガ科	アカフヤガ	○		
188			オオウンモンクチバ	○		
189			ヤガ科の一種	○		
190	ハエ目(双翅目)	シギアブ科	キアシキンシギアブ	○		○
191		ヒメガガンボ科	ヒメガガンボ科の一種	○		
192		ガガンボ科	ホリカワクシヒゲガガンボ	○		
193		クロバネキノコバエ科	クロバネキノコバエ科の一種	○		
194		キノコバエ科	キノコバエ科の一種	○		
195		カ科	ヒトスジシマカ	○	○	○
196		ユスリカ科	オオユスリカ近似種	○		
197			ユスリカ科の一種	○	○	○
198		コガシラアブ科	セダカコガシラアブ	○		
199		ミズアブ科	ネグロミズアブ	○		
200			アメリカミズアブ	○		
201			ハラキンミズアブ		○	
202		ムシヒキアブ科	ウスグロムシヒキ	○		
203			ナミマガリケムシヒキ	○		
204			シオヤアブ	○	○	○
205		ツリアブ科	ピロウドツリアブ	○		
206			クロバネツリアブ	○		
207			ハラボソツリアブ類の一種	○		
208		アシナガバエ科	マダラアシナガバエ	○		
209			アシナガバエ科の一種	○		○
210		ハナアブ科	ハラナガハナアブ属の一種	○		

(注) 調査範囲：北千里区域、青山台3～4丁目、藤白台3丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和4年（2022年）3月、吹田市）

表 4.2.94 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（昆虫類 4）

No.	目名	科名	種名	北千里区域	青山台3～4丁目	藤白台3丁目
211	ハエ目（双翅目）	ハナアブ科	ホソヒラタアブ	○		○
212			キゴシハナアブ	○		
213			アシブトハナアブ	○		
214			オオハナアブ	○		
215			ミナミヒメヒラタアブ			○
216			ホソヒメヒラタアブ	○		○
217			ハナアブ科の一種	○		
218		ショウジョウバエ科	ショウジョウバエ科の一種	○		
219		ヤチバエ科	ヒゲナガヤチバエ		○	
220		クロバエ科	オオクロバエ	○	○	
221			キンバエ属の一種	○		
222			ツマグロキンバエ	○		
223			クロバエ科の一種	○		
224		イエバエ科	イエバエ科の一種	○		
225		ニクバエ科	ニクバエ科の一種	○		
226		—	ハエ亜目の一種	○	○	○
227		—	ハエ目の一種	○	○	○
228	コウチュウ目（鞘翅目）	オサムシ科	チビゴモクムシ類の一種	○		
229			マルガタゴミムシ	○		
230			ハギキノコゴミムシ	○		
231			コヨツボシアトキリゴミムシ	○		
232			クビボソゴミムシ	○		
233			ウスアカクロゴモクムシ	○		
234			オオクロツヤヒラタゴミムシ	○		
235		ナガヒラタムシ科	ナガヒラタムシ	○		
236		エンマムシ科	コエンマムシ	○		
237		タマキノコムシ科	ヒメタマキノコムシ	○		
238		シデムシ科	オオヒラタシデムシ	○		
239		ハネカクシ科	ヤマトデオキノコムシ	○		
240			ケシデオキノコムシ属の一種	○		
241		ハネカクシ科	メダカハネカクシ属の一種	○		
242			旧ハネカクシ科の一種	○		
243		マルハナノミ科	チビマルハナノミ属の一種	○		
244		ムネアカセンチコガネ科	ムネアカセンチコガネ	○		
245		クワガタムシ科	ネプトクワガタ本土亜種	○		
246			チビクワガタ	○		
247		コガネムシ科	アオドウガネ	○	○	○
248			スジコガネ	○		
249			ヒメカンショコガネ	○		
250			ナミハナムグリ	○		
251			セマダラコガネ	○		
252			コアオハナムグリ	○		
253			ハラゲビロウドコガネ	○		
254			コブマルエンマコガネ		○	
255			マメコガネ	○		
256			キョウトアオハナムグリ	○		
257			シロテンハナムグリ	○		
258			カナブン	○		
259			カブトムシ	○		
260		ヒラタドロムシ科	マルヒラタドロムシ			○
261		タマムシ科	ヒシモンナガタマムシ	○		
262			アサギナガタマムシ	○		
263			タマムシ	○		
264			クズノチビタマムシ	○	○	○
265			コウゾチビタマムシ			○
266			ヤノナミガタチビタマムシ	○		
267		コメツキムシ科	サビキコリ	○	○	
268			ホソサビキコリ	○		
269			ツシマヒメサビキコリ			○
270			キバネホソコメツキ	○		
271			ムラサキヒメカネコメツキ	○		
272			クロクシコメツキ	○	○	
273			ヒラタクシコメツキ	○		
274		ジョウカイボン科	クロヒメクビボソジョウカイ	○		
275			クビボソジョウカイ属の一種	○		
276			セボシジョウカイ	○	○	○
277		ベニボタル科	クロハナボタル	○		
278		カトオブシムシ科	ヒメマルカトオブシムシ	○	○	
279		シバンムシ科	ヒメホリタケシバンムシ		○	
280			ツツガタシバンムシ		○	

（注）調査範囲：北千里区域、青山台 3～4 丁目、藤白台 3 丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

表 4.2.95 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（昆虫類 5）

No.	目名	科名	種名	北千里区域	青山台3～4丁目	藤白台3丁目
281	コウチュウ目(鞘翅目)	ジョウカイモドキ科	ヒロオビジョウカイモドキ	○	○	
282			ツマキアオジョウカイモドキ	○		
283		ツツキノコムシ科	ミツアナツツキノコムシ	○		
284			ツツキノコムシ科の一種	○		
285		テントウムシ科	ムーアシロホシテントウ	○		
286			ヒメアカホシテントウ		○	○
287			ナナホシテントウ	○	○	
288			フタモンクロテントウ		○	
289			ナミテントウ	○		
290			キイロテントウ	○	○	
291			ダンダラテントウ	○	○	
292			セスジヒメテントウ		○	
293			ヨツボシテントウ	○		
294			モンクチビルテントウ	○		
295			ヒメカメノコテントウ	○	○	
296			ハレヤヒメテントウ		○	
297			クモガタテントウ	○	○	
298			ムネハラアカクロテントウ	○	○	
299			オニヒメテントウ		○	
300			ムネアカオオクロテントウ		○	
301			クロヘリヒメテントウ	○	○	
302			カワムラヒメテントウ	○		
303			クロクロヒメテントウ	○	○	
304			クロツヤテントウ	○	○	
305			ハダニクロヒメテントウ		○	○
306		キスイムシ科	ウスバキスイ	○		
307		オオキノコムシ科	ルリオオキノコムシ	○		
308			アカハバヒロオオキノコムシ	○		
309		コメツキモドキ科	ヒメムクゲオオキノコ	○		
310		ヒメマキムシ科	ニセクロオビゲシマキムシ	○		
311			ヒメマキムシ			○
312		ケシキスイ科	モンチビヒラタケシキスイ	○		
313			クロヒラタケシキスイ	○		
314			キベリチビケシキスイ	○		
315			ヒメアカマダラケシキスイ	○		
316			クロモンカケシキスイ	○		
317			マルキマダラケシキスイ	○		
318		アリモドキ科	ホソクビアリモドキ	○		
319		ホソカタムシ科	ノコギリホソカタムシ	○		
320		ニセクビボソムシ科	マダラニセクビボソムシ	○		
321		ニセクビボソムシ科	ヤマトニセクビボソムシ	○		
322		ハナノミ科	ヒメハナノミ族の一種	○	○	
323		チビキカワムシ科	ツヤチビキカワムシ	○		
324		ハナノミダマシ科	クロフナガタハナノミ	○		
325		ゴミムシダマシ科	ゴモクムシダマシ	○		○
326			クリイロクチキムシ		○	
327			ホンドトビイロクチキムシ	○	○	
328			ヒメナガニジゴミムシダマシ	○		
329			ルリゴミムシダマシ	○		
330			オオメキバネハムシダマシ	○		
331			ヒゲトゴミムシダマシ	○		
332			クロキノゴミムシダマシ	○		
333			クロツヤキノゴミムシダマシ	○		
334			ベニモンキノゴミムシダマシ	○		
335			ニホンキマワリ本土亜種	○		
336			クロツヤキマワリ	○		
337			サトユミアシゴミムシダマシ	○		
338			モトヨツコブエグリゴミムシダマシ	○		
339			ホンドクロオオクチキムシ	○		
340			ナミクチキムシ	○		
341		カミキリムシ科	アトモンマルケシカミキリ	○		
342			ナカバヤシモモトカミキリ	○		
343			キクスイカミキリ	○		○
344			ノコギリカミキリ	○		
345			アトモンサビカミキリ	○		
346			アカハナカミキリ	○		
347		ハムシ科	アカガネサルハムシ	○		
348			ツブノミハムシ	○		
349			ヘリグロテントウノミハムシ		○	
350			ウリハムシ	○		

(注) 調査範囲：北千里区域、青山台3～4丁目、藤白台3丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和4年（2022年）3月、吹田市）

表 4.2.96 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（昆虫類 6）

No.	目名	科名	種名	北千里区域	青山台3～4丁目	藤白台3丁目
351	コウチュウ目(鞘翅目)	ハムシ科	クロウリハムシ	○		
352			アオバネサルハムシ	○	○	
353			ヨモギハムシ	○		
354			ヒトミヒメサルハムシ	○	○	○
355			バラリツツハムシ	○	○	○
356			キボシツツハムシ	○		
357			クロボシツツハムシ	○		
358			カサハラハムシ		○	
359			クワハムシ	○		
360			ジュンサイハムシ	○		
361			コガタリハムシ	○		
362			キバネマルノミハムシ	○		
363			ドウガネサルハムシ	○		
364			クロオビカサハラハムシ	○		
365			キベリクビボソハムシ	○		
366			クロボシトビハムシ	○		
367			アカガネチビサルハムシ	○	○	
368			ルリマルノミハムシ	○	○	
369			ドウガネツキハムシ	○		
370			ムネアカキバネサルハムシ	○		
371			マルキバネサルハムシ	○		
372			ダイコンナガスネトビハムシ		○	
373			ニレハムシ	○		
374			キイロナガツツハムシ	○		
375			キカサハラハムシ	○		
376		ヒゲナガゾウムシ科	イボタロウヒゲナガゾウムシ	○		○
377			キノコヒゲナガゾウムシ	○		
378			クロホシメナガヒゲナガゾウムシ	○		
379		ホソクチゾウムシ科	ケブカホソクチゾウムシ		○	
380		オトシブミ科	ヒメクロオトシブミ	○		
381			クロケンツブチョッキリ		○	
382			ハイイロチョッキリ	○		
383			チビイクトビチョッキリ	○		
384			アシナガオトシブミ			○
385			ウメチョッキリ属の一種	○		
386		ゾウムシ科	トゲアシクチブトゾウムシ	○		
387			イチゴハナゾウムシ	○		
388			ジュウジチビシギゾウムシ	○		
389			コゲチャツツゾウムシ	○		
390			ニセコナラシギゾウムシ	○		
391			コナラシギゾウムシ	○		
392			イヌビロシギゾウムシ	○		
393			コフキゾウムシ	○		○
394			ゴボウゾウムシ	○	○	
395			コカシワクチブトゾウムシ	○		
396			ツツジトゲムネサルゾウムシ	○	○	○
397			カシワクチブトゾウムシ	○		
398			アカアシノミゾウムシ	○	○	
399			オジロアシナガゾウムシ	○		
400			オオクチブトゾウムシ	○	○	
401		ゾウムシ科	クスアアナキゾウムシ	○		
402			スグリゾウムシ	○	○	○
403			ヒレルクチブトゾウムシ		○	
404			アカナガクチカクシゾウムシ	○		
405			マツクチブトキクイゾウムシ	○		
406			ハイイロタマゾウムシ	○		
407			ヒメゾウムシ亜科の一種			○
408			ゾウムシ亜科の一種	○		
409		オサゾウムシ科	キクイサビゾウムシ	○		
410			オオゾウムシ	○		○
411		チビゾウムシ科	ヒシチビゾウムシ	○		
412		キクイムシ科	キクイムシ科の一種	○		
413	ハチ目(膜翅目)	ミフシハバチ科	アカスジチュウレンジ	○		
414			ルリチュウレンジ	○	○	○
415		マツハバチ科	マツハバチ科の一種	○		
416		ハバチ科	セグロカブラハバチ	○		
417			ハバチ科の一種	○		
418		ヒメバチ科	ヒメバチ科の一種	○	○	
419		コマユバチ科	コマユバチ科の一種	○		
420		アシブトコバチ科	キアシブトコバチ		○	

(注) 調査範囲：北千里区域、青山台 3～4 丁目、藤白台 3 丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

表 4.2.97 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（昆虫類 7）

No.	目名	科名	種名	北千里区域	青山台3～4丁目	藤白台3丁目
421	ハチ目(膜翅目)	アシブトコバチ科	アシブトコバチ科の一種	○		
422		アリ科	ヤマトアシナガアリ	○		
423			オオハラアリ	○		
424			クロオオアリ	○	○	○
425			ヨツボシオオアリ			○
426			ウメマツオオアリ	○	○	
427			ハリブトシリアゲアリ	○	○	○
428			キイロシリアゲアリ	○		
429			テラニシシリアゲアリ	○		
430			ハヤシクロヤマアリ	○		
431			クロヤマアリ	○	○	
432			トビイロケアリ	○		○
433			カワラケアリ	○		
434			アメイロアリ	○		
435			ヒゲナガアメイロアリ			○
436			アズマオオズアリ	○		
437			オオズアリ	○		
438			アミメアリ	○		
439			ムネボソアリ	○		
440			トビイロシワアリ	○		○
441			ウメマツアリ	○		
442			アリ科の一種	○		
443		スズメバチ科	オオフタオビドロバチ本土亜種	○		
444			スズメバチ	○		
445			キアシナガバチ本土亜種	○		
446			コガタスズメバチ	○		
447			オオスズメバチ	○	○	
448			キイロスズメバチ	○		
449		アリバチ科	トゲムネアリバチ	○		
450		コツチバチ科	コツチバチ科の一種		○	
451		ツチバチ科	ヒメハラナガツチバチ本土亜種	○	○	
452			オオハラナガツチバチ	○		○
453			キンケハラナガツチバチ	○	○	
454		ギンギバチ科	イワタギンギバチ	○	○	
455		ドロバチモドキ科	キアシハナダカバチモドキ	○		
456		アナバチ科	ヤマトリリジガバチ			○
457		ミツバチ科	セイヨウミツバチ	○		
458			キオビツヤハナバチ	○		
459			シロスジヒゲナガハナバチ	○		
460			ギンランキマダラハナバチ		○	
461			キムネクマバチ	○		
462		コハナバチ科	コハナバチ科の一種	○		
463		—	ハチ亜目の一種	○	○	○

(注) 調査範囲：北千里区域、青山台 3～4 丁目、藤白台 3 丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

イ 植 物

植物については、「すいたの自然 2021」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）の北千里区域、青山台 3～4 丁目、藤白台 3 丁目の調査結果を整理した。事業計画地及びその周辺における植物の分布情報は、表 4.2.98～表 4.2.101 に示すとおりである。

また、すいたの自然 2021 及び環境省のホームページより事業計画地周辺の植生図を整理した（図 4.2.15 及び図 4.2.16）。すいたの自然 2021 では、事業計画地内に一部「植栽地」が図化されている以外は植生無しとなっており、環境省の植生図では「市街地」と図化されているなど、事業計画地内には動植物の生息・生育環境となる植生は分布していない。また、事業計画地周辺についても、一部樹木の植栽等がみられるが、動植物の生息・生育に適する環境は分布していない。

表 4.2.98 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（植物 1）

No.	分類科	種名	北千里 区域	青山台 3～4丁目	藤白台 3丁目	No.	分類科	種名	北千里 区域	青山台 3～4丁目	藤白台 3丁目
1	トクサ科	スギナ	○	○	○	81	アヤメ科	キシウブ	○		
2	ハナヤスリ科	フユノハナワラビ	○			82		ニワゼキショウ	○	○	
3	ゼンマイ科	ゼンマイ	○			83		オオニワゼキショウ	○		
4	ウラボシ科	ウラボシ	○			84		セツカニワゼキショウ	○		
5	カニクサ科	カニクサ	○	○	○	85		アヤメ科の一種	○		○
6	ホングウシダ科	ホランソノ	○			86	ススキノキ科	ヤブカンゾウ	○		
7	コバノイシカグマ科	イワヒメワラビ	○			87	ヒガンバナ科	アガパンサス	○	○	
8		ワラビ	○	○	○	88		ノビル	○	○	
9	イノモトソウ科	ホウライシダ	○		○	89		ニラ	○	○	○
10		オオバノイノモトソウ	○			90		ヒガンバナ	○		
11		イノモトソウ	○		○	91		スイセン		○	
12	チャセンシダ科	トラノオシダ	○			92		タマスダレ	○		
13	ヒメシダ科	ゲンゲシダ	○			93	クサスギカズラ科	ハラン	○	○	
14		ホシダ	○			94		ツルボ	○	○	
15		コハシゴシダ	○			95		ヒメヤブラン	○	○	
16		イヌクハシダ	○			96		ヤブラン	○		
17		ハシゴシダ	○			97		ハシラン	○		
18		ミソシダ	○		○	98		ジャノヒゲ	○		
19	シンガシラ科	シンガシラ	○			99		オオアマナ		○	
20	メシダ科	イヌワラビ	○			100		フイリアマドロコ		○	
21		シケシダ	○			101		キチジョウソウ	○		
22	オンダ科	オニヤブソテツ	○			102		オモト	○		
23		ヤブソテツ	○			103		アツバキミギヨラン		○	
24		ヤマイタチシダ	○			104	ヤシ科	フェニックス	○		
25		サイコクベニシダ	○			105		シユロ	○	○	
26		ベニシダ	○			106		ヤシ科の一種	○		
27		オオイトチシダ	○			107	ツユクサ科	ツユクサ	○		○
28		オオベニシダ	○			108		ノハカタカラクサ	○		
29		オクマワラビ	○			109		ミドリハカタカラクサ	○		
30		アスカイノデ	○			110		ムラサキツユクサ		○	
31		イノデ	○			111	カンナ科	ハナカンナ	○		
32	ウラボシ科	マメツタ	○			112	ショウガ科	ウコン	○		
33		ノキソノ	○	○		113		ミョウガ	○		
34		ヒトツバ	○			114	ガマ科	ヒメガマ	○		
35	ソテツ科	ソテツ	○	○		115	イグサ科	ヒメコウガイゼキショウ		○	
36	イチョウウ科	イチョウ	○			116		コウガイゼキショウ		○	
37	マツ科	ヒマラヤスギ	○			117		ホソイ	○	○	
38		アカマツ	○			118		クサイ	○		○
39		ダイオウマツ		○		119		スズメノヤリ	○	○	
40		クロマツ	○			120	カヤツリグサ科	クロカワズスゲ		○	
41	マキ科	イヌマキ	○			121		マスカサ	○	○	○
42	ヒノキ科	ヒノキ	○			122		ナキリスゲ	○		
43		スギ	○			123		アオスゲ		○	
44		コウウザン	○			124		タチスゲ		○	
45		イトスギ属の一種	○			125		ゴウソ		○	
46		カイヅカイブキ	○			126		シバスゲ		○	
47		ネズミサシ属の一種	○			127		ヒメゴウソ		○	
48		メタセコイア	○			128		ヒメモエギスゲ		○	
49		ヌマスギ	○			129		アゼスゲ		○	
50		コノテガシワ	○			130		モエギスゲ	○	○	
51	センリョウ科	センリョウ	○			131		スゲ属の一種	○		
52	トクダミ科	トクダミ	○	○	○	132		チャガヤツリ	○		
53	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ	○			133		ヒメクグ	○	○	
54	モクレン科	ユリノキ	○			134		クダガヤツリ			○
55		ハクモクレン	○			135		イヌクグ	○		○
56		コブシ	○	○		136		ホソミキンガヤツリ	○		
57		モクレン属の一種	○			137		メリケンガヤツリ	○		○
58	クスノキ科	クスノキ	○	○		138		アゼガヤツリ		○	
59		ヤブニッケイ	○			139		コゴメガヤツリ			○
60		タブノキ	○			140		カヤツリグサ	○	○	
61	サトイモ科	カラスビシャク	○			141		ハマスゲ			○
62		サトイモ科の一種	○			142		ノテンツキ		○	
63	キンコウカ科	ソクシンラン		○		143		テンツキ	○		
64	ヤマノイモ科	ヤマノイモ	○			144		ヒデリコ	○		
65		ナガイモ	○			145		ヤマイ	○	○	
66		カエデドロ	○			146		テンツキ属の一種		○	
67		オニドロ	○			147	イネ科	ヤマヌカボ		○	
68	イヌサフラン科	チゴユリ	○			148		コスカグサ	○		
69	サルトリイバラ科	サルトリイバラ	○			149		ヌカススキ	○	○	
70	ユリ科	タカサゴユリ	○		○	150		ハナヌカススキ		○	
71		ササユリ	○			151		ヒメヌカススキ		○	
72		オニユリ	○			152		メリケンカルカヤ	○	○	○
73		ホトギス	○			153		ハルガヤ	○	○	
74		チューリップ		○		154		コブナグサ			○
75	ラン科	シラン		○		155		トダシバ		○	○
76		ギンラン	○			156		ホウライチク	○		
77		シュンラン	○			157		コバンソウ	○	○	○
78		ヤマサギソウ		○		158		ヒメコバンソウ		○	
79		ネジバナ	○	○		159		イヌムギ	○		○
80	アヤメ科	ヒメヒメギクスイセン	○			160		ノガリヤス	○		

(注) 調査範囲：北千里区域、青山台 3～4 丁目、藤白台 3 丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

表 4.2.99 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（植物 2）

No.	分類科	種名	北千里 区域	青山台 3～4丁目	藤白台 3丁目	No.	分類科	種名	北千里 区域	青山台 3～4丁目	藤白台 3丁目
161	イネ科	オガルカヤ		○		241	ブドウ科	ノブドウ	○		
162		ギョウギシバ	○		○	242		ヤブカラシ	○		○
163		メヒシバ	○	○	○	243		ツタ	○		
164		コメシバ	○			244		エビヅル	○		
165		アキメシバ	○			245	マメ科	ネムノキ	○		○
166		イズビエ	○			246		イタチハギ	○	○	○
167		オヒシバ	○			247		ヤブマメ	○		
168		アオカモジグサ	○			248		ムレスズメ	○		
169		カモジグサ	○	○	○	249		アレチヌスビトハギ	○	○	○
170		スズメガヤ	○			250		アズキ	○	○	○
171		シナダレスズメガヤ		○		251		アメリカデイゴ	○		
172		カゼクサ	○	○		252		トウコマツナギ	○		
173		トボシガラ	○			253		コマツナギ		○	○
174		オオウシノケグサ		○		254		マルバヤハズソウ	○	○	
175		ウシノシッペイ	○			255		ヤハズソウ	○	○	
176		チガヤ	○	○	○	256		ヤマハギ	○	○	
177		チゴザサ		○		257		メドハギ	○		
178		ネズミムギ		○		258		マルバハギ	○		
179		ホソムギ	○			259		ネコハギ	○	○	○
180		ネズミホソムギ	○		○	260		セイヨウミヤコグサ		○	
181		アシボソ	○			261		ミヤコグサ	○	○	
182		ヒメアシボソ	○			262		クズ	○	○	○
183		オギ	○			263		タンキリマメ	○		
184		ススキ	○	○	○	264		ハリエンジュ	○		
185		コチヂミザサ	○			265		クララ		○	
186		クチヂミザサ	○			266		クヌダマツメクサ		○	
187		ヌカキビ	○		○	267		コメツブツメクサ	○	○	
188		シマスズメノヒエ	○		○	268		ムラサキツメクサ	○	○	
189		キシウズズメノヒエ	○			269		シロツメクサ	○	○	○
190		アメリカスズメノヒエ	○			270		スズメノエンドウ	○	○	
191		スズメノヒエ	○	○		271		ヤハズエンドウ		○	
192		チカラシバ	○	○	○	272		カスマグサ		○	
193		クサヨシ	○			273		ヤブツルアズキ	○		
194		ヨシ	○	○		274		フジ	○		
195		ホテイチク	○			275		ナツフジ	○	○	
196		モウソウチク	○			276	ヒメハギ科	ヒメハギ		○	
197		ハチク	○			277	グミ科	ナツグミ	○		
198		マダケ	○			278		ナワシログミ	○		
199		ネザサ	○	○	○	279		アキグミ	○		
200		クネザサ	○	○		280		グミ属の一種		○	
201		ナガハグサ	○			281	ニレ科	アキニレ	○		○
202		オオスズメノカタビラ	○			282	アサ科	ケヤキ	○	○	○
203		イネ科の一種	○			283		ムクノキ	○		
204		ヒエガエリ			○	284		エノキ	○	○	○
205		ハイスメリグサ		○		285	クワ科	イヌビワ	○		○
206		オニウシノケグサ	○		○	286	イラクサ科	ヤマグワ	○		○
207		アキノエノコログサ	○			287		カラムシ	○		
208		コツブキンエノコロ	○	○	○	288		コアカソ	○		
209		キンエノコロ		○		289	バラ科	キンミズヒキ	○	○	
210		エノコログサ	○	○	○	290		イトザクラ	○		
211		ムラサキエノコロ	○			291		ヤマザクラ	○		
212		オカメザサ	○			292		カスミザクラ	○		
213		セイバンモロコシ	○		○	293		サトザクラ		○	
214		ネズミノオ	○	○		294		オオシマザクラ	○		
215		メグルカヤ		○	○	295		ソメイヨシノ	○	○	○
216		ナギナタガヤ	○			296		サクラ属の一種		○	
217		シバ	○	○	○	297		ビワ	○		
218	ケシ科	ナガミヒナゲシ		○		298		ヤマブキ	○		
219	アケビ科	アケビ	○			299		イヌザクラ	○		
220		ミツバアケビ	○	○		300		ウワミズザクラ	○		
221	ツツジャ科	ゴヨウアケビ	○			301		カナメモチ	○		
222		アオツツラフジ	○			302		オヘイイチゴ		○	
223	メギ科	ヒラギナンテン	○	○		303		ヘビイチゴ	○		
224		ナンテン	○	○	○	304		ヤブヘビイチゴ	○		
225		オタフクナンテン	○			305		カマツカ	○		
226		センニンソウ	○			306		ウメ	○		
227	キンボウゲ科	クリスマスローズ属の一種	○			307		スモモ	○		
228		ケキツネノボタン	○			308		カリナ	○		
229		ウマノアシガタ		○		309		タチバナモドキ	○		
230		ヤマキツネノボタン	○			310		トキワサンザシ	○		
231		ヒメウス	○	○		311		トキワサンザシ属の一種	○		○
232		スズカケノキ属の一種	○			312		シャリンバイ	○	○	
233	フウ科	フウ	○			313		テリハノイバラ	○		
234		モミジバフウ	○	○		314		ノイバラ	○	○	○
235	マンサク科	マンサク	○			315		ミヤコイバラ		○	
236	ユズリハ科	ヒメユズリハ	○	○		316		フユイチゴ	○		
237	ベンケイソウ科	コモチマンネングサ	○	○		317		クサイイチゴ	○		○
238		ヨコハママンネングサ		○		318		ナワシロイチゴ	○		○
239	アリハナグサ科	アリハナグサ		○		319		キイチゴ属の一種			○
240	ブドウ科	キレハノブドウ	○	○		320		ワレモコウ	○	○	○

（注）調査範囲：北千里区域、青山台 3～4 丁目、藤白台 3 丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

表 4.2.100 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（植物 3）

No.	分類科	種名	北千里 区域	青山台 3～4丁目	藤白台 3丁目	No.	分類科	種名	北千里 区域	青山台 3～4丁目	藤白台 3丁目
321	バラ科	ユキヤナギ	○	○	○	401	タデ科	オオイヌタデ	○		
322	ブナ科	クリ	○			402		イヌタデ	○	○	○
323		ツブラジイ	○			403		ミノソバ	○		
324		スダジイ	○			404		スイバ	○		○
325		マデハシイ	○			405		ヒメスイバ		○	
326		クヌギ	○			406		アレチギンギシ	○		
327		アラカシ	○			407		ナガバギンギシ	○		
328		シラカシ	○			408		エゾノギンギシ	○		
329		ウバメガシ	○	○		409	ナデシコ科	ミノウツリ		○	
330		コナラ	○			410		オランダミナグサ		○	
331		アベマキ	○		○	411		シロバナマンテマ	○		
332	ヤマモモ科	ヤマモモ	○	○		412		ミドリハコベ	○		
333	クルミ科	シナサワグルミ	○			413	ヒユ科	イノコヅチ	○		
334	カバノキ科	ハンノキ	○			414		ヒナタイノコヅチ	○		
335	ウリ科	アマチャヅル	○			415		イヌビユ	○		
336		カラスウリ	○			416		シロザ			○
337		キカラスウリ	○			417		アリタソウ	○		
338		スズメウリ	○			418	ヤマゴボウ科	ヨウシュヤマゴボウ	○		
339	ニシキギ科	マサキ	○	○		419	ハゼラン科	ハゼラン			○
340		マユミ	○			420	スベリヒユ科	スベリヒユ	○		○
341	カタバミ科	イモカタバミ	○			421	ミズキ科	ハナミズキ	○	○	
342		ハナカタバミ	○			422		トキワヤマボウシ		○	
343		カタバミ	○	○	○	423	アジサイ科	ウツギ	○		
344		ムラサキカタバミ	○		○	424		アジサイ	○		
345		オウタチカタバミ	○	○	○	425		ガクアジサイ	○		
346		エノダチカタバミ	○			426	サカキ科	サカキ	○		
347	トウダイグサ科	エノキグサ	○		○	427		ハマヒサカキ	○		
348		コニシキソウ	○	○	○	428		ヒサカキ	○	○	
349		オオニシキソウ	○	○	○	429		モッコク	○		
350		アカメガシワ	○	○	○	430	カキノキ科	カキノキ	○		
351		ナンキンハゼ	○	○	○	431	サクラソウ科	マンリョウ	○	○	
352	トケイソウ科	トケイソウ	○			432		ヤブコウジ	○		
353	ヤナギ科	カロリナボブラ	○			433		オカトラノオ		○	
354		セイヨウハコヤナギ	○			434		ヌマトラノオ		○	
355		ヤマナラシ	○	○		435		コナスピ	○	○	○
356		ミダレヤナギ	○			436	ツバキ科	サザンカ	○	○	
357		ヤナギ属の一種 sp.1	○			437		カンツバキ	○		
358	スミレ科	タチツボスミレ	○			438		チャノキ	○		
359		ヒメスミレ			○	439	ハイノキ科	クロバイ	○		
360		マルバースミレ	○			440	エゴノキ科	エゴノキ	○		
361		スミレ		○		441		ハクウンボク	○		
362		スミレ属の一種	○		○	442	マタタビ科	キウイフルーツ	○		
363	オトギリソウ科	オトギリソウ		○		443		マタタビ	○		
364		コケオトギリ		○		444	ツツジ科	ネジキ	○		
365		ビヨウヤナギ	○			445		アセビ	○		
366	フウロソウ科	アメリカフウロ		○		446		サツキ		○	
367	ミソハギ科	サルズベリ	○	○		447		モチツツジ	○		
368		ザクロ	○			448		コバミツバツツジ	○		
369		ヒシ	○			449		オオムラサキ	○	○	○
370		オニビシ	○			450		シヤンヤンボ	○		
371	アカバナ科	メマツヨイグサ			○	451		ケアキシバ	○		
372		コマツヨイグサ	○		○	452		ナツハゼ	○		
373		ユウゲショウ	○		○	453		スノキ	○		
374		マツヨイグサ				454	アオキ科	アオキ	○		
375	フトモモ科	ブラシノキ		○		455	アカネ科	ヒメツバムグラ	○	○	○
376	ウルシ科	ヌルデ	○			456		ヤエムグラ	○	○	
377		ハゼノキ	○	○		457		ヨツバムグラ		○	
378		ヤマハゼ	○			458		カワラマツバ		○	○
379		ヤマウルシ	○			459		クチナシ	○		
380	ムクロジ科	ヤマモミジ	○			460		ツルアリドオン	○		
381		ドウカエデ	○	○	○	461		ヘクソカズラ	○	○	○
382		トネリコバナカエデ	○			462		ハクチョウゲ	○		
383		イロハモミジ	○	○		463	リンドウ科	ハナハマセンブリ	○		
384	ミカン科	ミカン属の一種		○		464		フデリンドウ		○	
385		イヌザンショウ	○			465		イヌセンブリ		○	
386	ニガキ科	ニワウルシ	○	○	○	466	マチン科	アイナエ		○	
387	センダン科	センダン	○		○	467	キョウチクトウ科	イケマ	○		
388	アオイ科	アオイギリ	○			468		ガガイモ	○	○	
389		ムクゲ	○	○		469		キョウチクトウ	○	○	○
390	アブラナ科	アキノタネツケバナ	○			470		テイカカズラ	○		
391		カラクサナズナ	○			471		ツルニチニチソウ	○		
392		ヒメムラサキハナナ		○		472		ユカモメソル		○	
393		マメグンバイナズナ			○	473		スズサイコ		○	
394		イヌガラシ	○			474	ヒルガオ科	コヒルガオ			○
395	ビャクダン科	カナビキソウ	○	○	○	475		ヒルガオ	○		
396	タデ科	イタドリ	○			476		アオイゴケ	○		
397		ヒメツルソバ			○	477		マルババルコウ	○		
398		ミズヒキ	○			478	ナス科	クコ	○		
399		ヤナギタデ	○			479		イヌホオズキ	○		○
400		シロバナサクラタデ	○			480	ムラサキ科	ハナイバナ		○	

（注）調査範囲：北千里区域、青山台 3～4 丁目、藤白台 3 丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

表 4.2.101 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（植物 4）

No.	分類科	種名	北千里 区域	青山台 3～4丁目	藤白台 3丁目	No.	分類科	種名	北千里 区域	青山台 3～4丁目	藤白台 3丁目
481	ムラサキ科	キュウリグサ		○		561	キク科	コウヤボウキ	○		
482	モクセイ科	チョウセンレンギョウ	○			562		フキ	○		
483		シナレンギョウ	○			563		コウゾリナ		○	
484		シマトネリコ	○	○	○	564		ハハコグサ	○		
485		オウバイ	○			565		セイタカハハコグサ	○		
486		ネズミモチ	○			566		ナルトサワギク	○		
487		トウネズミモチ	○		○	567		セイタカアワダチソウ	○	○	○
488		シナイボタ	○		○	568		アキノキリンソウ		○	
489		オリーブ		○		569		ノダン	○	○	○
490		キンモクセイ	○			570		センジュギク	○		
491		ギンモクセイ	○			571		カンサイタンポポ	○	○	
492		ヒイラギ	○			572		セイヨウタンポポ	○		
493	オオバコ科	マツバウンラン		○		573		オニタビラコ	○	○	○
494		オオバコ	○	○		574	トベラ科	トベラ	○		
495		ヘラオオバコ	○	○	○	575	ウコギ科	タラノギ	○		
496		ツボミオオバコ		○		576		カクレミノ	○		
497		タチイヌノフグリ	○			577		ヤツデ	○		
498		ワサバソウ		○		578		キツタ	○		
499		カワヂシャ	○			579		ノチドメ	○	○	
500	アゼナ科	ウリクサ		○		580		オオチドメ	○	○	
501	シソ科	セイヨウジュウニヒトエ	○			581		チドメグサ	○	○	
502		コムラサキ			○	582	セリ科	ツボクサ	○		
503		シロシキブ			○	583		ミツバ	○		
504		クサギ	○			584		セリ	○		
505		トウバナ	○			585		ヤブジラミ	○		○
506		カキドオシ	○			586		オヤブジラミ			○
507		ヒメオドリコソウ	○			587	ガマズミ科	ガマズミ	○		
508		マルバハッカ		○		588		サンゴジュ	○		
509		ヒメジソ	○			589	スイカズラ科	ハナゾノツクバネウツギ	○		
510		イヌコウジュ	○	○		590		スイカズラ	○	○	
511		シソ		○		591		ノヂシャ	○		
512		ウツボグサ	○	○							
513		シロバナタツナミソウ	○	○							
514		タツナミソウ	○	○							
515		コバノタツナミ	○	○							
516	サギゴケ科	ムラサキサギゴケ		○							
517		トキワハゼ	○								
518	キリ科	キリ	○								
519	ハマウツボ科	セイヨウヒキヨモギ		○							
520	キツネノマゴ科	キツネノマゴ	○	○							
521	ノウゼンカズラ科	アメリカノウゼンカズラ	○								
522	クマツヅラ科	シチヘンゲ			○						
523	モチノキ科	イヌツゲ	○								
524		ソヨゴ	○								
525		クロガネモチ	○	○							
526		ウメモドキ	○								
527	キキョウ科	ツリガネニンジン	○								
528		ホタルブクロ	○								
529		キキョウ			○						
530		ヒナキキョウ		○							
531		ヒナギキョウ		○							
532	キク科	ブタクサ	○								
533		ヨモギ	○	○	○						
534		オトコヨモギ	○	○							
535		ノコンギク	○								
536		ヨメナ	○								
537		アメリカセンダングサ	○								
538		コセンダングサ	○	○							
539		リュウノウギク	○								
540		ノアザミ	○	○							
541		アメリカオニアザミ	○		○						
542		オオキンケイギク	○		○						
543		コスモス	○								
544		コダチダリア	○								
545		ヒメジョオン	○	○	○						
546		ヒメムカシヨモギ	○	○	○						
547		ペラペラヨメナ			○						
548		ハルジオン	○	○							
549		ヘラバヒメジョオン	○	○							
550		オオアレチノギク	○								
551		ツワブキ	○	○							
552		ウラボシチチコグサ	○	○	○						
553		チチコグサモドキ	○								
554		ウスベニチチコグサ	○	○							
555		チチコグサ	○	○							
556		ブタナ	○	○	○						
557		ニガナ		○							
558		ハナニガナ		○							
559		オオジシバリ	○								
560		フランスギク		○							

(注) 調査範囲：北千里区域、青山台 3～4 丁目、藤白台 3 丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）



図 4.2.15 植生図（すいたの自然 2021 より）

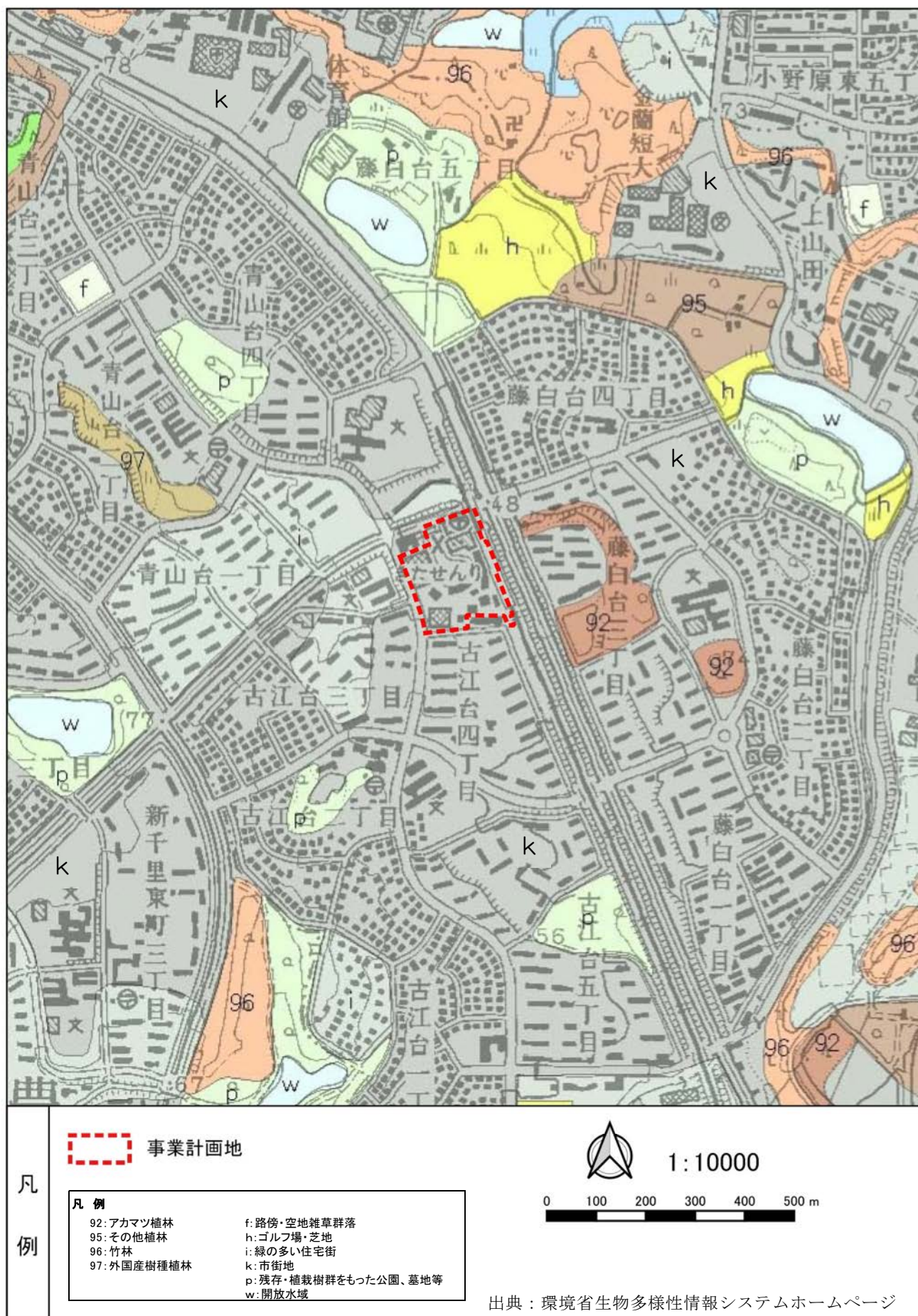


図 4.2.16 事業計画地周辺の現存植生図

(9) 人と自然とのふれあいの場

事業計画地及びその周辺における人と自然とのふれあいの場の分布状況は、図 4.2.17 に示すとおりである。

事業計画地周辺を通る散策・観光ルートとしては、「ぶらっと吹田」（吹田市ホームページ）のコースマップにおいて「ピアノ池・三色彩道コース」、「さくらコース」、「竹林散策コース」、「あलック吹田／観光マップ」において「北千里・公園コース」、「北千里・水辺コース」を紹介している。

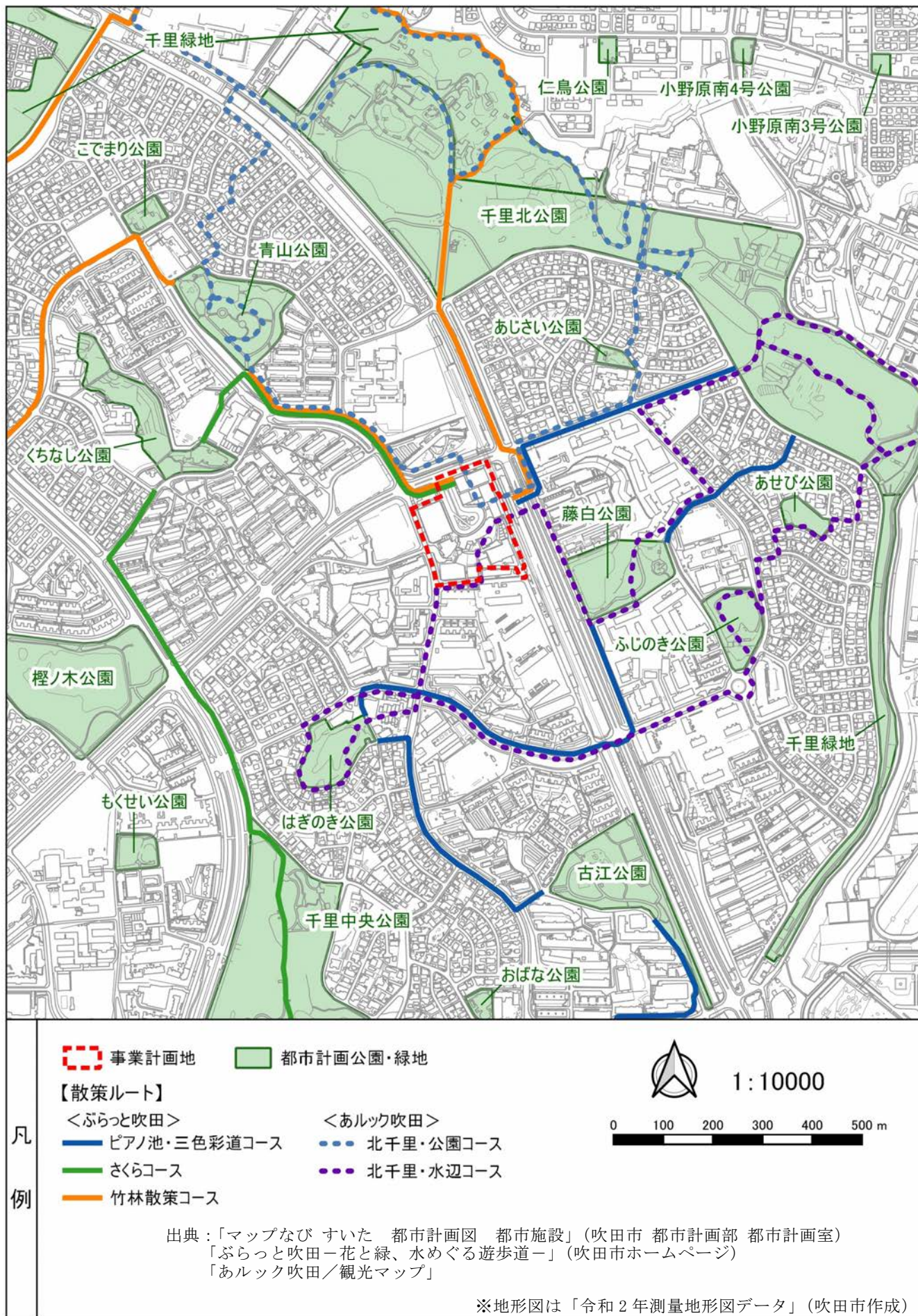


図 4.2.17 事業計画地及びその周辺における人と自然とのふれあいの場の分布状況

(10) 景 観

事業計画地は、北千里地域に位置している。本地域を含む千里ニュータウンにおいては、開発から年数が経っていることから、住宅地区や地区・近隣センターの一部で更新が進みつつあり、今まではぐくんできたまちの風格やゆとり、潤いのある環境を保つために、市民参加によって「千里ニュータウンのまちづくり指針」を策定している。

また、吹田市では、景観面からのまちづくりの基本的な方向性を示すものとして、「吹田市景観まちづくり計画」を平成 19 年（2007 年）に策定しており、その後上位関連計画の見直しなどといった状況の変化などを踏まえ、令和 4 年（2022 年）に計画の改定を行っている。改定後の計画では、それぞれの場所に適した景観まちづくりを進めるため、「地形」、「歴史」、「土地利用」、「都市活動・暮らし」の 4 つの景観特性が概ね共通するひとまとまりの空間を「景域」として整理し、景域毎の特性に応じた細やかな方針を示している。

事業計画地周辺は「景域 3 北千里駅界限」の景域とされており、景観まちづくり方針として、「駅前としてのにぎわいを形成し、周辺と調和した落ち着いた落ち着きのある景観をつくり、はぐくむ」という方針を示している。

また、「吹田市景観まちづくり条例」第 9 条にて、本市における景観法第 8 条に規定する景観計画となる「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」（平成 21 年 4 月 1 日策定（最終改定：令和 5 年 11 月 30 日））を定めている。同景観形成基準においては、①良好な景観の形成に関する方針、②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等について定めており、特に重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める地域は、景観形成地区等に指定する旨が記載されている。

事業計画地周辺においては、「4.2.1 社会的概況」の「(7) 関係法令による規制等」の図 4.2.8 に示したが、複合住宅地区（藤白台 5 丁目(1)）、戸健・低層住宅地区（青山台 3 丁目(1)）、戸健・低層住宅地区（青山台 4 丁目(2)）、戸健・低層住宅地区（青山台 4 丁目(1)）、中高層住宅地区（青山台 1 丁目(1)）、中高層住宅地区（青山台 2 丁目(1)）、公共・公益施設地区（藤白台 4 丁目(1)）、中高層住宅地区（藤白台 3 丁目(2)）、中高層住宅地区（藤白台 3 丁目(1)）、中高層住宅地区（藤白台 1 丁目(1)）、複合住宅地区（古江台 3 丁目(1)）の 11 の景観形成地区を指定している。

現時点では事業計画地は景観形成地区には該当しないが、今後指定に向けて検討を進める。

(11) 文化財

「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)、「大阪府文化財保護条例」(昭和 44 年大阪府条例第 5 号) 及び「吹田市文化財保護条例」(平成 9 年吹田市条例第 8 号) に基づく史跡名勝天然記念物を表 4.2.102 に、大阪府地図情報提供システム文化財地図(埋蔵文化財) より、事業計画地周辺の埋蔵文化財を図 4.2.18 に示す。

事業計画地は、埋蔵文化財に指定されていない。

表 4.2.102 吹田市内の史跡・名勝・天然記念物

区分	種別	名称	登録年月 日	所在地
国指定文化財	史跡	吉志部瓦窯跡	S46.6.23	岸部北 4
	史跡	七尾瓦窯跡	S55.3.24	岸部北 5
国登録文化財	名勝	旧中西氏庭園	H25.8.1	岸部中 4
	名勝	旧西尾氏庭園	H25.8.1	内本町 2
府指定文化財	史跡	吉志部瓦窯跡(工房跡)	H5.3.31	岸部北 4
市指定文化財	天然記念物	ヒメボタル生息地とそのヒメボタル	H23.4.11	吹田千里緑地第 4 区

出典：大阪府内指定等文化財一覧表(令和 5 年 5 月更新；大阪府)

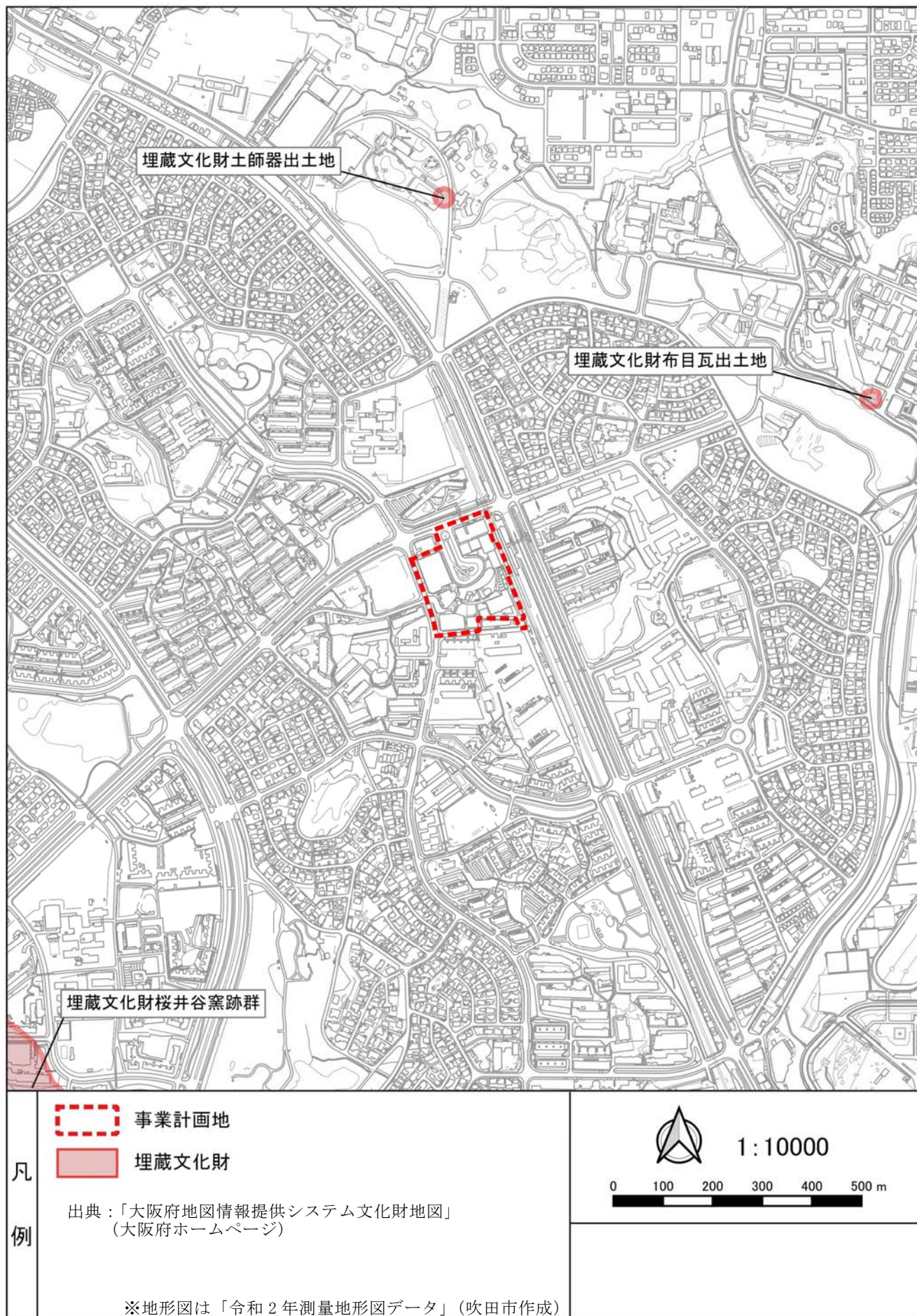


図 4.2.18 事業計画地及びその周辺における文化財の状況

(12) 廃棄物

吹田市におけるごみの排出量の推移は、表 4.2.103 に示すとおりである。

令和 5 年度のごみの排出量は、約 10.3 万トンであり、そのうち家庭系ごみは約 7.0 万トン、事業系ごみは約 3.3 万トンである。家庭系ごみの排出量はやや増加傾向にあったが令和 5 年には減少しており、事業系ごみについては令和元年をピークに減少傾向である。

表 4.2.103 ごみ排出量の推移

年度	家庭系ごみ (トン)	事業系ごみ (トン)	ごみ合計 (トン)	1 人／日 (g)	人口 (9 月 30 日) (人)
令和元年度	73,552	34,993	108,545	795	372,948
令和 2 年度	75,870	31,740	107,610	785	375,522
令和 3 年度	74,381	31,903	106,284	769	378,485
令和 4 年度	72,108	32,507	104,615	752	381,024
令和 5 年度	69,925	32,633	102,558	735	382,491

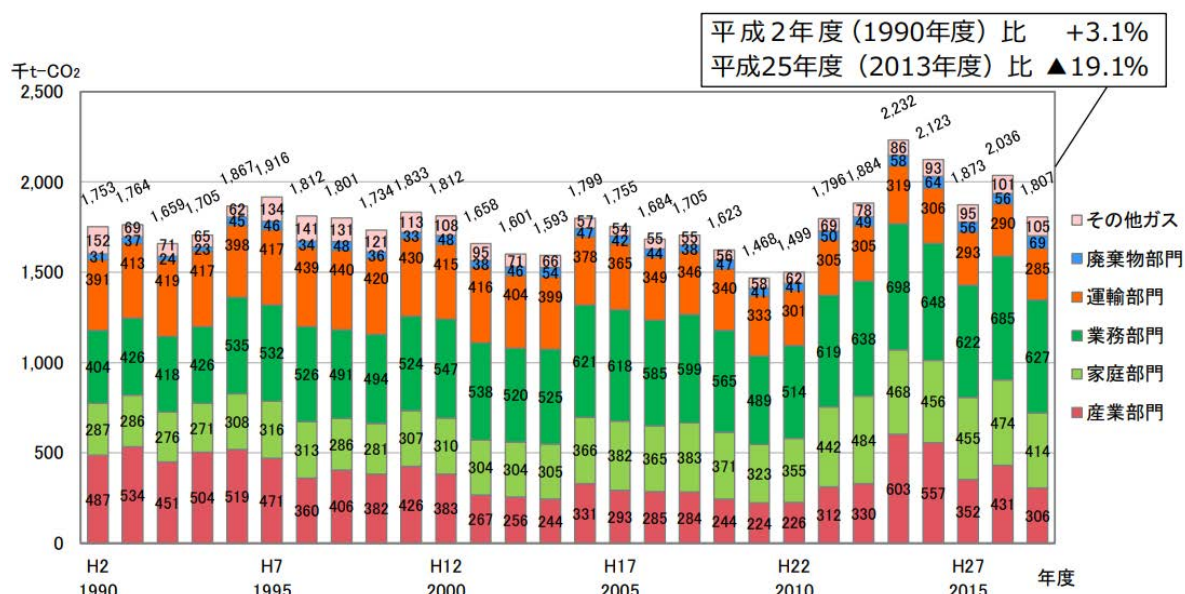
出典：「吹田市環境白書 2024 (令和 6 年版) 資料編」(2024 年 (令和 6 年) 12 月、吹田市)

(13) 地球環境

ア 地球温暖化

「大阪府環境白書 2024 年版」(令和 7 年 3 月、大阪府)によると、大阪府における令和 3 年度 (2021 年度) の温室効果ガス排出量は 4,258 万トンであり、令和 2 年度 (2020 年度) の 4,375 万トンに比べて 2.7%減少している。また、温室効果ガス排出量の 9 割近くを占める二酸化炭素排出量は、令和 3 年度 (2021 年度) において 3,807 万トンであり、基準年度である平成 25 年度 (2013 年度) の 5,337 万トンに比べて 29%減少している。

また、吹田市域の温室効果ガス排出量の推移は図 4.2.19 に示すとおりである。吹田市域の平成 29 年度 (2017 年度) の温室効果ガス排出量は 1,807 千トンとなっており、基準年度の平成 25 年度 (2013 年度) の 2,232 千トンに比べて 19.1%減少している。



出典：「吹田市環境白書 2024 (令和 6 年版) 資料編」(2024 年 (令和 6 年) 12 月、吹田市)

図 4.2.19 吹田市域の温室効果ガス排出量の推移

(14) 防災・安全

ア 過去の地震発生状況

吹田市内本町の地震観測所で震度 3 以上だった地震（2000 年以降）について、地震が発生したときの日時、震央地、最大震度等を表 4.2.104 に整理した。なお、阪神・淡路大震災は補足的に記載している。吹田市では震度 3 以上の地震を過去 10 回観測しており、最大震度が最も大きかったのは 2018 年 6 月の大阪府北部地震であった。

表 4.2.104 吹田市で発生した震度 3 以上の地震

地震の発生日時	震央地	深さ	マグニチュード	最大震度	吹田市最大震度
1995/01/17 05:46:52	大阪湾	16 km	7.3	震度 7	震度 4※
2000/10/06 13:30:17	鳥取県西部	9 km	7.3	震度 6 強	震度 3
2000/10/31 01:42:52	三重県南部	39 km	5.7	震度 5 弱	震度 3
2001/08/25 22:21:25	京都府南部	8 km	5.4	震度 4	震度 3
2004/09/05 19:07:07	三重県南東沖	38 km	7.1	震度 5 弱	震度 3
2004/09/05 23:57:16	三重県南東沖	44 km	7.4	震度 5 弱	震度 3
2004/09/07 08:29:36	三重県南東沖	41 km	6.5	震度 4	震度 3
2013/04/13 05:33:17	淡路島付近	15 km	6.3	震度 6 弱	震度 3
2016/10/21 14:07:22	鳥取県中部	11 km	6.6	震度 6 弱	震度 3
2018/06/18 07:58:34	大阪府北部	13 km	6.1	震度 6 弱	震度 5 強
2024/01/01 16:10:23	石川県能登地方	16 km	7.6	震度 7	震度 3

出典：「震度データベース検索」（気象庁ホームページ）

※大阪北部の震度

イ 過去5年間の浸水被害

吹田市における過去 5 年間の浸水被害状況を表 4.2.105 に示す。過去 5 年間では 11 回浸水被害が発生した。

表 4.2.105 吹田市の過去 5 年間の浸水被害状況

発生年月日		降 雨 状 況				被 害 状 況				
		総降雨量 (mm)	時間最大 雨量 (mm)	10 分間 最大雨量 (mm)	雨量計 設置場所 (上段は市役所本庁)	民家床 上浸水 (件数)	民家床 下浸水 (件数)	店舗等の 床浸水 (件数)	地下施 設浸水 (件数)	道路 冠水 (件数)
令和元年度 (2019 年度)	7 月 17 日	64.0 (20.5)	61.5 (18.0)	18.5 (7.0)	(夢つながり未来館)	—	2	1	—	—
	計					—	2	1	—	—
令和 2 年度 (2020 年度)	7 月 8 日	120.0	24.5	12.5		—	1	1	—	—
	計					—	1	1	—	—
令和 3 年度 (2021 年度)	5 月 21 日	162.5	32.5	17.5		—	—	—	1	4
	6 月 22 日	24.5	24.5	11.0		—	—	—	—	1
	7 月 18 日	19.0 (44.0)	18.5 (42.5)	15.0 (13.0)	(夢つながり未来館)	—	1	—	—	1
	8 月 13 日	121.5 (136.0)	18.5 (40.0)	7.0 (11.5)	(夢つながり未来館)	—	—	—	—	2
	計					—	1	—	1	8
令和 4 年度 (2022 年度)	8 月 13 日	0.0 (47.5)	0.0 (39.5)	0.0 (16.5)	(夢つながり未来館)	—	—	1	1	1
	計					—	—	1	1	1
令和 5 年度 (2023 年度)	8 月 15 日	135.5 (110.5)	27.0 (11.0)	9.0 (3.5)	(夢つながり未来館)	—	1	—	—	—
	8 月 24 日	33.5 (45.0)	33.0 (45.0)	16.0 (14.5)	(夢つながり未来館)	—	—	—	—	2
	9 月 10 日	49.0 (57.5)	36.5 (37.0)	11.0 (13.0)	(夢つながり未来館)	—	—	—	—	1
	11 月 7 日	19.0 (30.5)	15.5 (22.5)	3.5 (11.0)	(夢つながり未来館)	—	—	—	1	—
	計					—	1	—	1	3

出典：「浸水被害状況」（吹田市ホームページ）

ウ 地震被害想定

吹田市における地震被害想定を表 4.2.106 に示す。また、地震動予測結果を図 4.2.20 に、液状化予測結果を図 4.2.21 に示す。地震被害想定は、上町断層帯地震、有馬高槻断層帯地震、生駒断層帯地震、南海トラフ地震の 4 つの地震で予測している。

千里ニュータウン地域に位置する事業計画地は、上町断層帯地震、有馬高槻断層帯地震では震度 6 強と一部震度 7、その他の地震では大部分が震度 6 弱の地震動予測がされている。また、液状化については、いずれの地震においても「液状化危険度が高い」に区分される。

表 4.2.106 吹田市の地震被害想定

地震被害想定			上町	有馬高槻	生駒	南海トラフ
建物被害	全半壊	全壊棟数（棟）	7,291	2,414	559	433
		半壊棟数（棟）	12,071	8,458	5,184	5,501
	火災 （強風・冬 18 時）	焼失棟数（棟）	6,561	1,906	0	0
人的被害 （早朝 5 時）	死者数（人）		503	135	29	20
	負傷者数（人）		6,030	4,287	1,802	1,610
	重傷者数（人）		1,492	511	97	71
	罹災者数〔最大値〕（人）		105,761	57,125	25,213	27,361
	避難所避難者数〔ピーク時〕（人）		47,626	20,158	14,753	12,238

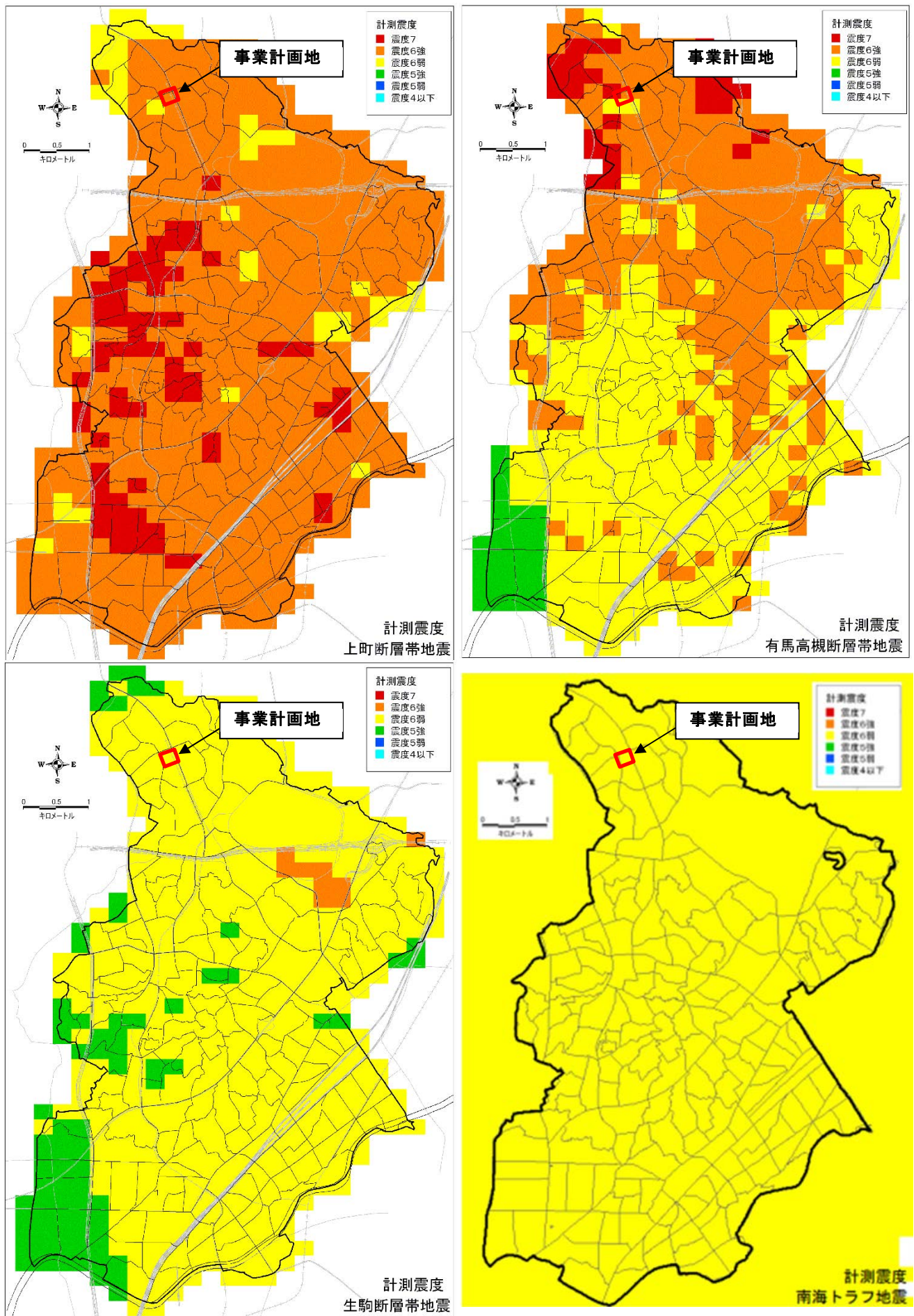
出典：「吹田市地震被害想定」（令和 6 年 3 月）

千里ニュータウン地域の被害概況

千里ニュータウン地域		上町	有馬高槻	生駒	南海トラフ
全壊棟数		719	653	48	55
半壊棟数		1,192	1,121	463	556
焼失棟数（強風・冬 18 時）		251	177	0	0
死者数（5 時）		34	29	2	2
負傷者数（5 時）		1,069	924	278	298
重傷者数（5 時）		255	179	14	15
避難所避難者数 （18 時発生）	直後	2,287	3,266	430	514
	1 週間後	7,395	6,219	3,975	2,464
	1 か月後	1,143	1,633	215	257
罹災者数（18 時発生）		11,923	11,996	3,314	4,084

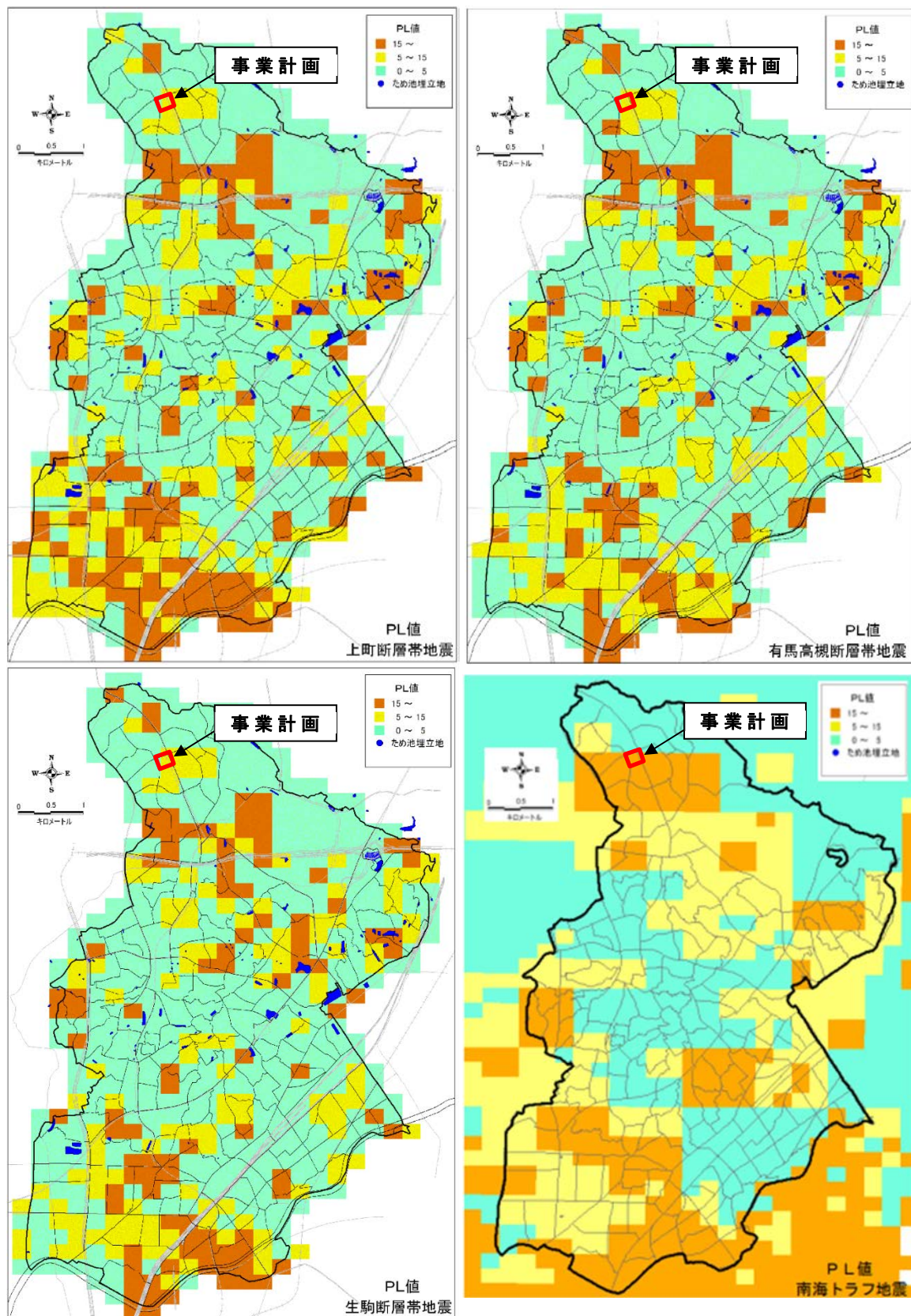
基礎データ

基礎データ	人口（人）	建物棟数（棟）		
		木造建物	非木造建物	合計
	381,961	32,945	21,290	54,235



出典：「吹田市地震被害想定」（令和6年3月）

図 4.2.20 地震動予測結果



PL 値	液状化危険度
0～5	液状化危険度は低い。特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要。
5～15	液状化危険度が高い。重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。液状化対策が一般には必要。
15 以上	液状化危険度が極めて高い。液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避。

出典：「吹田市地震被害想定」（令和 6 年 3 月）

図 4.2.21 液状化予測結果

エ 土砂災害（特別）警戒区域

事業計画地周辺の土砂災害（特別）警戒区域を図 4.2.22 に示す。事業計画地周辺には 6 箇所の土砂災害（特別）警戒区域が存在するが、事業計画地は警戒区域に該当しない。

オ 内水浸水想定区域

事業計画地周辺の内水浸水想定区域を図 4.2.23 に示す。本区域は吹田市の想定最大降雨量（時間雨量 147mm）を想定したものである。事業計画地では、計画地東側を流れる山田川の内水浸水が想定しており、時間雨量 147mm の場合 1m 未満の浸水が想定される。

なお、事業計画地周辺には、洪水想定浸水区域は存在しない。

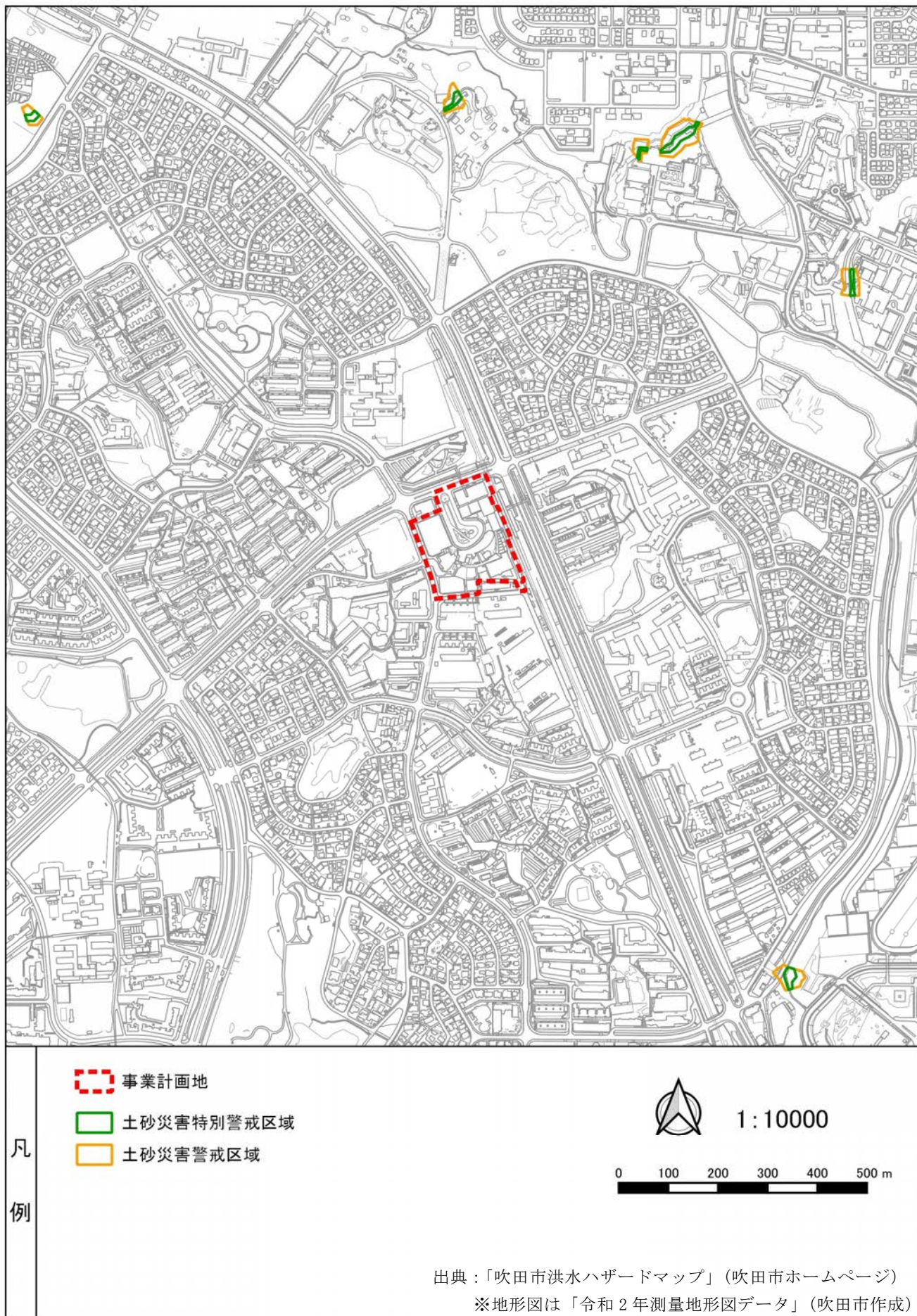


図 4.2.22 事業計画地周辺における土砂災害（特別）警戒区域

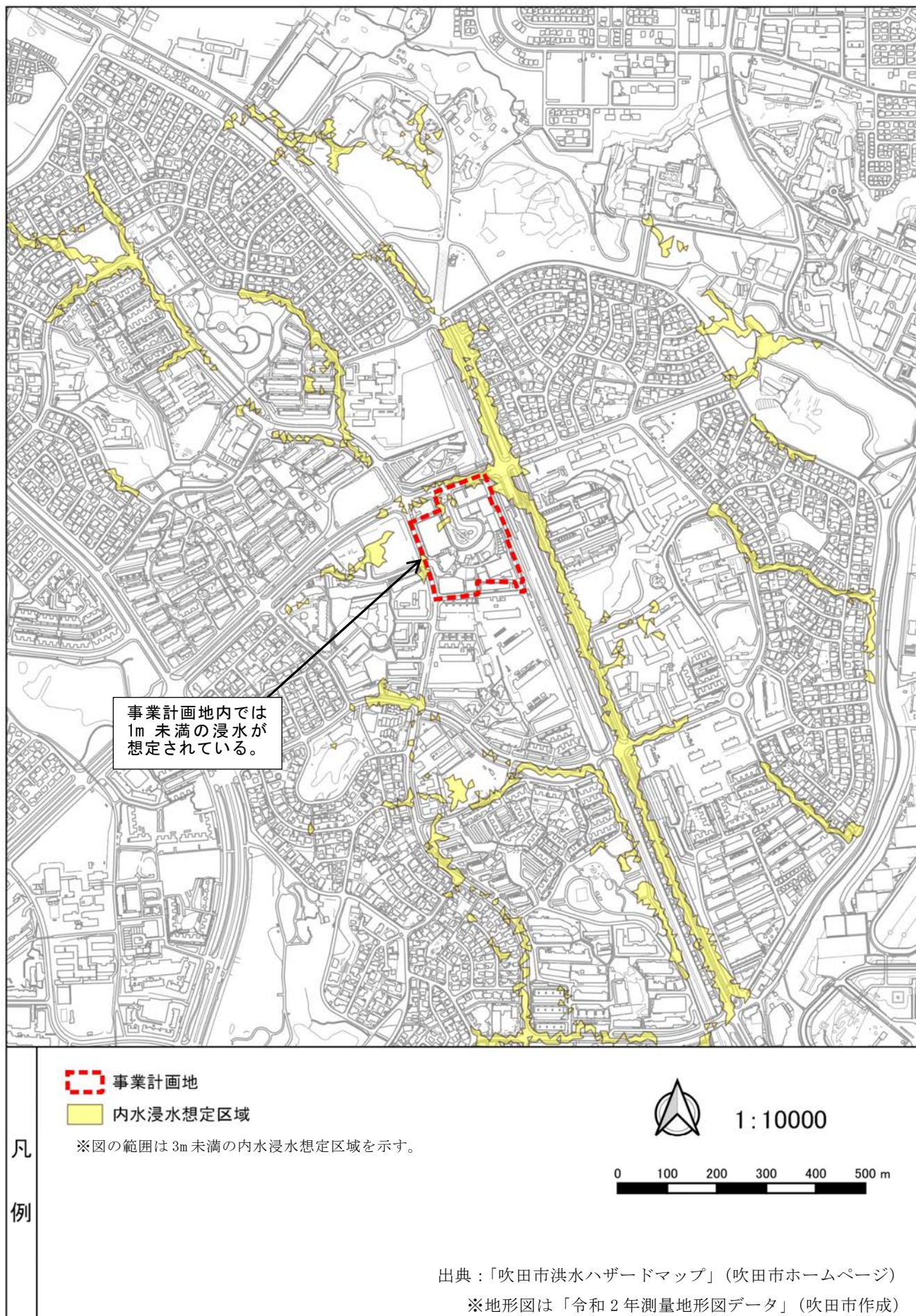


図 4.2.23 事業計画地周辺における内水浸水想定区域

カ 避難所等

吹田市防災マップにおける事業計画地周辺の避難所等を表 4.2.107 及び図 4.2.24 に示す。事業計画地内では、既存の北千里地区公民館が避難所に、北千里交番が救助用資機材置場である。また、一時避難地としては周辺の青山台中学校グラウンドや藤白公園などが、広域避難地としては千里北公園と万博公園周辺が該当する。

表 4.2.107 吹田市防災マップにおける避難所等

No.	名称	区分
①	北千里高校体育館	避難所
②	北千里市民体育館	避難所
③	自然体験交流センター（わくわくの郷）	避難所
④	青山台小学校	避難所、救助用資機材置場
⑤	青山台中学校	避難所、救助用資機材置場
⑥	青山台市民ホール	避難所
⑦	藤白台小学校	避難所、救助用資機材置場
⑧	藤白台市民ホール	避難所
⑨	北千里地区公民館	避難所
⑩	古江台市民ホール	避難所、防災行政無線（拡声器）
⑪	古江台小学校	避難所、救助用資機材置場
⑫	藤白台デイサービスセンター	福祉避難所
⑬	障害者支援交流センター（あいほうふ吹田）	福祉避難所
⑭	北消防署	消防署・消防署出張所
⑮	北千里交番	警察署・交番、救助用資機材置場
⑯	千里北公園	防災行政無線（拡声器）

※番号は図 4.2.24 に対応している。

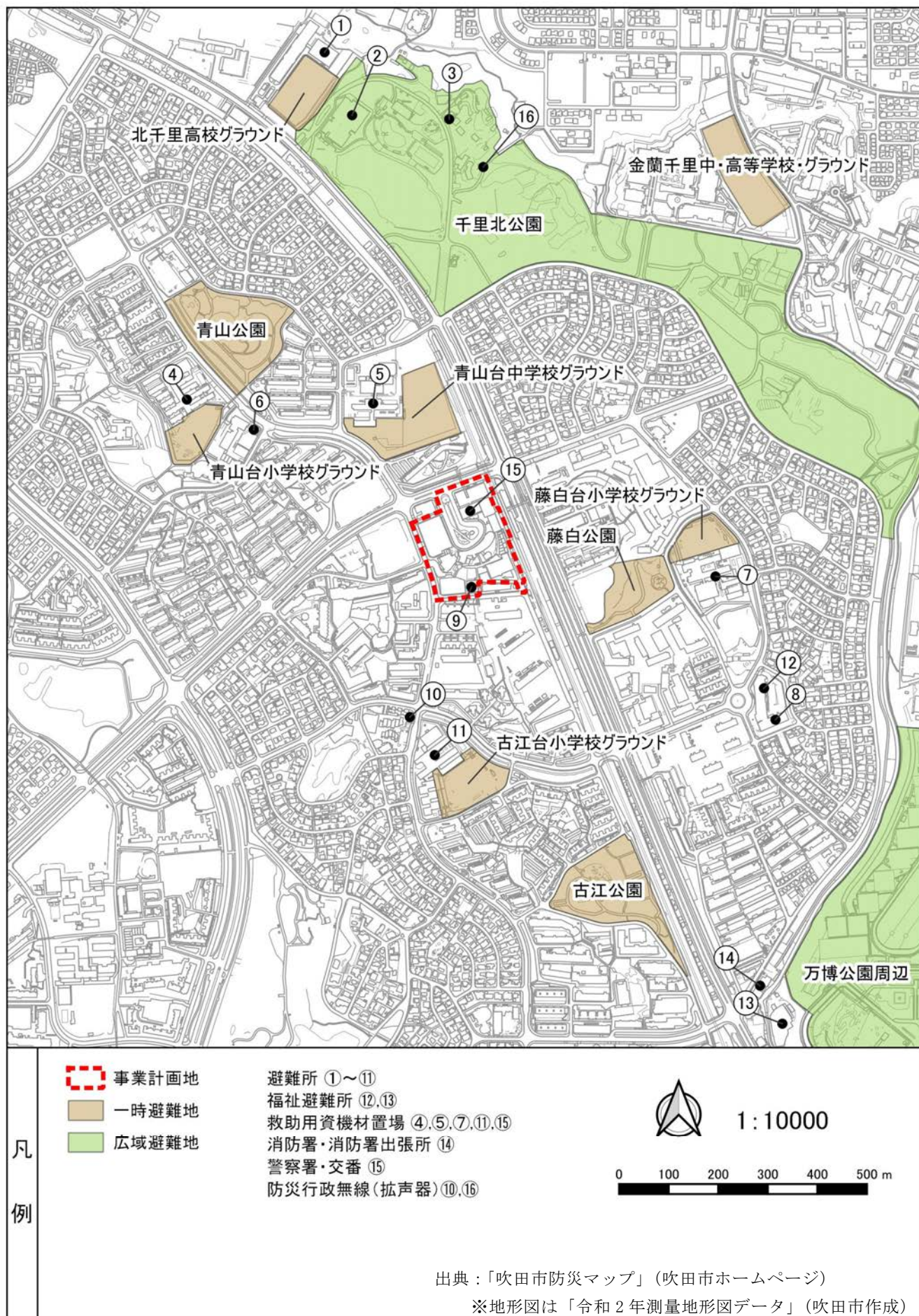


図 4.2.24 吹田市防災マップにおける避難所等

キ 自主防災組織

事業計画地周辺における自主防災組織結成状況を表 4.2.108 及び表 4.2.109 に示す。単一自治会等では、古江台地区で 2 組織、藤白台地区で 11 組織、青山台地区で 14 組織が結成されている。連合単位では、青山台地区、古江台地区、藤白台地区でそれぞれ 1 組織が結成されている。

表 4.2.108 自主防災組織結成状況（単一自治会等）

No.	地区	自治会等の名称	所在地	年度
1	古江台	グランドメゾン北千里古江台	古江台 3-1-22	平成 25 年度（2013 年度）
2		リビオ千里古江台防災対策委員会	古江台 3-12-1	令和 4 年度（2022 年度）
3	藤白台	北千里アーバンライフ自治会	上山田 1-7	平成 18 年度（2006 年度）
4		グランドール北千里自治会	上山田 3-1	平成 18 年度（2006 年度）
5		北千里グランドパークスクエア自治会	上山田 7	平成 20 年度（2008 年度）
6		ローレルコート北千里自治会	上山田 6-8	平成 20 年度（2008 年度）
7		北千里パークスクエア自治会	上山田 8-13	平成 20 年度（2008 年度）
8		千里藤白台リッツハウス管理組合	藤白台 1-1	平成 21 年度（2009 年度）
9		ゆらら藤白台	藤白台 2-9-1	平成 25 年度（2013 年度）
10		OPH 藤栄会防災・防犯対策委員会	藤白台 3-5	平成 26 年度（2014 年度）
11		ラ・ヴァンス北千里自治会	上山田 8-23	平成 26 年度（2014 年度）
12		藤白台住宅自治会	藤白台 1-2	平成 28 年度（2016 年度）
13		サンメゾン千里藤白台防災対策委員会	藤白台 1-1-2	令和元年度（2019 年度）
14	青山台	府営千里青山台連合（1～6 棟、15 棟）	青山台 2-6	平成 14 年度（2002 年度）
15		府営千里青山台連合（7～14 棟）	青山台 2-6	平成 14 年度（2002 年度）
16		青山台公団 7、8 ブロック（C48～61 棟）	青山台 1-3	平成 14 年度（2002 年度）
17		青山台公団 9 ブロック（C62～66 棟）	青山台 1-3	平成 14 年度（2002 年度）
18		青山台公団 10 ブロック（C67～73 棟）	青山台 1-3	平成 14 年度（2002 年度）
19		青山台 A 住宅	青山台 2-7	平成 14 年度（2002 年度）
20		青山台公団 4～6 ブロック （C24～31 棟、C43～47 棟）	青山台 1-2	平成 14 年度（2002 年度）
21		青山台公団 4～6 ブロック（C32～41 棟）	青山台 1-2	平成 14 年度（2002 年度）
22		青山台公団住宅 1、2 ブロック	青山台 4-3	平成 14 年度（2002 年度）
23		青山台公団 3 ブロック	青山台 1-2	平成 14 年度（2002 年度）
24		青山台公団 74 ブロック	青山台 4-1	平成 14 年度（2002 年度）
25		青山台 2、3 丁目	青山台 2-10	平成 15 年度（2003 年度）
26		青山台 4 丁目	青山台 4-9	平成 15 年度（2003 年度）
27		府営千里青山台防災対策委員会	青山台 2-6	令和 2 年度（2020 年度）

※出典：「自主防災組織結成状況」（吹田市ホームページ）

表 4.2.109 自主防災組織結成状況（連合単位）

No.	名称	結成年月日	組織構成	活動内容
1	青山台地区防災対策委員会	平成 15 年 2 月 1 日	連合自治会、防犯協議会、子ども会育成協議会 福祉委員会、体育振興協議会、青少年対策委員会 青少年指導員、ジュニアリーダー育成会、小中幼 P T A 高齢クラブ、商店会、民生児童委員ほか	防災意識啓発、防災訓練 情報収集・伝達・初期消火救出・救護・避難誘導 資機材備蓄、防災セミナー参加
2	古江台地区防災対策委員会	平成 18 年 3 月 12 日	連合自治協議会、市民ホール運営委員会 防犯協議会、体育振興協議会、高齢クラブ 青少年対策委員会、子ども会 小中幼 P T A、福祉委員会、パイオ対策委員会ほか	防災意識啓発 予防活動 防災訓練 情報収集・伝達・初期消火救出・救護・避難誘導
3	藤白台地区まちづくり協議会	令和 2 年 10 月 11 日	連合自治会、福祉委員会、民生・児童委員協議会 青少年対策委員会、防犯協議会、高齢クラブ連合会 体育振興会、保護司、小学校 P T A、藤白台保育園 青山台中学校、藤白台小学校、市民ホール運営委員会	防災対策、防災計画作成・改正 広報、災害時要援護者登録

※出典：「自主防災組織結成状況」（吹田市ホームページ）

ク 防災用備蓄倉庫

「吹田市備蓄計画」（令和 7 年 3 月改訂）においては、分散備蓄として、各避難所（市立小・中学校等）に備蓄スペース（救助用資器材倉庫含む）を整備することとしている。また、防災用備蓄倉庫については、都市基盤整備や公共施設の再整備等にあわせて、立地条件等（当該地域において予想される被害量、避難者数、避難所へのアクセス）を踏まえつつ、表 4.2.110 に示す整備を行うものとしている。

表 4.2.110 防災用備蓄倉庫一覧

地域	備蓄倉庫名	所在地
J R 以南地域	J R 以南地域備蓄倉庫	幸町 20-2
山田・千里丘地域	山田・千里丘地域備蓄倉庫	山田西 2-10-1
豊津・江坂・南吹田地域	豊津・江坂・南吹田地域備蓄倉庫	泉町 3-15-28
片山・岸部地域	片山・岸部地域備蓄倉庫（※ 1）	岸部中 1-15-1
千里山・佐井寺地域	千里山・佐井寺地域備蓄倉庫（※ 2）	竹谷町 37-1
千里ニュータウン地域	千里ニュータウン地域備蓄倉庫（※ 3）	千里万博公園 3-3

※ 1 令和 10 年（2028 年）に市営岸部中（北）住宅跡地（岸部中 2-8）に認定こども園との複合施設として新たな備蓄倉庫を建設予定。

※ 2 千里山・佐井寺地域備蓄倉庫は、暫定的な整備であるため、引き続き恒久的な整備に向けて検討・調整中。

※ 3 千里ニュータウン地域備蓄倉庫は、令和 8 年（2026 年）に北消防署跡地（藤白台 1-1-50）へ移転予定。

4.2.4 周辺事業の有無

事業計画地から概ね 500m 以内の周辺地域において実施又は実施が予定されている事業については、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」（平成 16 年 3 月 31 日条例第 13 号（最終改正：令和 6 年 3 月 29 日条例第 16 号））において大規模開発に該当する事業が 2 件ある。

周辺事業の名称及び事業内容については、表 4.2.111 に示すとおりである。

表 4.2.111 周辺事業の状況

事業の名称	(仮称) 吹田市藤白台 5 丁目計画	弘済のぞみ園・弘済みらい園建設工事
事業の種類	共同住宅、戸建住宅、保育所、 有料老人ホーム、商業施設	児童福祉施設
事業の実施箇所	吹田市藤白台 5 丁目 125 番 23	吹田市古江台 5 丁目 91-11 の一部
事業者の名称	株式会社日本エスコン 中電不動産株式会社	大阪市長 横山 英幸
事業の規模	事業区域：65,972.54 m ² 高さ：30.85m 戸数：共同住宅 664 戸、戸建住宅 49 戸	事業区域：11,384.67 m ² 高さ：12.96m
事業の進捗状況	大規模開発事業手続中 (令和 2 年 3 月 6 日構想届提出)	大規模開発事業手続中 (令和 6 年 2 月 22 日構想届提出)

出典：「大規模開発事業構想の経過書」（吹田市ホームページ）

5 本事業における環境に対する取組方針

北千里駅周辺活性化ビジョン（平成 28 年 4 月）においては、事業計画地が含まれる千里北地区センターの目指すべき姿の実現に向けた取組を検討するにあたり、「実現のための視点」と「地区センターのあり方」を整理している。

「実現のための視点」としては、「にぎわい創造」、「環境先進性」、「安全安心」の 3 つの視点を取りあげ、特に「環境先進性」としては、地区センターの再整備において、「エネルギー」「資源循環」「生活環境」「みどり」「都市環境」の分野において、これまで育まれてきた千里ニュータウンの高い環境先進性の取組を継承・発展することが必要と示している。

また、「地区センターのあり方」の視点の 1 つとして、「環境先進的な拠点形成」を挙げており、「再整備においては、地区センターの緑化や低炭素化、ヒートアイランド対策、資源循環の実現、エネルギーの効率的な利用のためのエネルギー融通の実現など、様々な取組を実現することにより、全国トップクラスの環境先進性を持つ地域拠点の形成を目指します」と示している。

本事業の実施にあたっては、上記の考え方を踏まえつつ、時代に応じた環境技術の採用の検討や各種法令等を遵守し、第 2 章に記述した「事業者の環境に対する取組方針」に基づき、環境に対する以下の取組を実施する方針とする。

(1) 省エネルギー、温暖化対策の実施

- ・ 工事中には排出ガス対策、低騒音対策等の環境に配慮した機械を採用するとともに、廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルに努める。
- ・ 住宅等の設計においては、ZEH-M 設計等、商業施設においては ZEB 設計等のエネルギー低減対策を講じた設計を検討する。
- ・ 再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。

(2) 都市景観に配慮した対策の実施

- ・ 駅前交通広場、歩行者広場を中心とした植栽により、計画地周辺の緑豊かな都市景観に配慮したパブリックスペースを創出する。
- ・ 周辺の景観に配慮した建築物の設計に努める。

(3) 災害時における安全・安心機能を高める対策の実施

- ・ 災害時や緊急時に自立可能な設備の設置や、支援場所や避難場所としての活用可能な空間の整備等を検討し、災害時の住民の安全に配慮する。

6 本事業における環境取組内容

環境の保全及び良好な環境の創造のため、本事業の特性等を考慮して環境取組内容について検討した。

現時点で予定している環境取組内容は、表 6.1 に示すとおりであり、その概要は以下に示すとおりである。

(1) 工事中

ア 排出ガス・騒音等の抑制

- ・建設機械は排出ガス対策型、低騒音型や低振動型を採用し、アイドリングや空ぶかしを抑制する等、環境に配慮した運転を行う。

イ 工事中の排水等の対策

- ・工事中の濁水は、仮設沈砂池等を経由して公共下水道又は公共用水域（山田川）に放流し、道路等への濁水や土砂の流出を防止する。

ウ 交通安全への配慮

- ・児童、生徒が安全に登下校できるよう、また、通勤が安全に行えるよう工事現場周辺の交通安全に配慮する等、事故防止に努める。

エ 廃棄物等の抑制

- ・廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルに努める。

(2) 施設の存在、供用時

ア 地球温暖化対策・省エネルギー

- ・省エネルギー型の照明機器や、グリーン購入法適合品、エコマーク商品等の資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用する。
- ・太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用を積極的に行う。
- ・ZEH-M、ZEB 設計等のエネルギー低減対策を講じた設計を検討するとともに、大阪府建築物の環境配慮制度において高い評価結果を得られるよう努める。

イ ヒートアイランド対策

- ・屋上緑化を行うことで高温化を抑制するとともに、植栽等による緑化を行い、事業計画地内の地表面温度の上昇を低減する。

ウ 廃棄物の減量・リサイクル

- ・分別を徹底するなど、可能な限り廃棄物の削減・リサイクルに努める。

エ 施設からの騒音等の抑制

- ・低騒音・低振動型の設備を採用することで可能な限り騒音・振動を抑制する。

オ 高層建築物の周辺への配慮

- ・日照障害や風害について予測し、可能な限り影響の低減に努める。

カ 景観への配慮

- ・「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」（最終改定：令和 5 年 11 月 30 日）を遵守し、景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計を行う。

キ 安全への配慮

- ・災害時や緊急時に自立可能な設備や、支援場所や避難場所としての活用可能な空間の整備の検討等、災害時の住民の安全に配慮する。

表 6.1 (1) 環境取組内容(工事中)

取組事項		実施の有無	取組内容
■大気汚染や騒音などの公害を防止する。			
建設機械			
1	低公害型建設機械の使用	実施する	排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用する。
2	低燃費型建設機械の使用	一部実施する	ハイブリット式パワーショベル等の低燃費型の建設機械は、現状では普及台数が少ないため、一部での使用となるが、可能な限り使用する。
3	アイドリングの禁止	実施する	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングをしない。
4	環境に配慮した運転	実施する	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行う。
5	稼働台数の抑制	実施する	工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制する。
6	工事の平準化	実施する	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図る。
7	機械類の整備点検	実施する	機械類は適切に整備点検を行う。
工事関連車両			
8	低公害、低燃費車の使用	実施する	燃費や排出ガス性能のよい車両をできる限り使用する。
9	工事関連車両の表示	実施する	工事関連車両であることを車両に表示する。
10	周辺状況に配慮した走行ルートや時間帯の設定	実施する	工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況等に配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定する。
11	建設資材の搬出入における車両台数の抑制	実施する	建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制する。
12	通勤等で利用する車両台数の抑制	実施する	作業従事者の通勤、現場監理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制する。
13	土砂の積み降ろし時の配慮	実施する	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮する。
14	タイヤ洗浄	実施する	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行う。
15	ドラム洗浄時の配慮	実施する	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮する。
16	場外待機の禁止	実施する	工事関連車両を場外に待機させない。
17	クラクションの使用抑制	実施する	クラクションの使用は必要最小限とする。

表 6.1(2) 環境取組内容(工事中)

取組事項		実施の有無	取組内容
18	アイドリングの禁止	実施する	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしない。
19	環境に配慮した運転	実施する	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行う。
工事方法 ＜騒音・振動等＞			
20	防音シートなどの設置	実施する	建設作業時は、仮囲いと養生シートを設置し、解体作業時は、仮囲いと防音シートを設置する。なお、必要に応じて防音シートや防音パネルの設置等、さらなる防音対策を行う。
21	丁寧な作業	実施する	建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行う。
22	騒音や振動の少ない工法の採用	実施する	杭の施行などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用する。
23	近隣への作業時間帯の配慮	実施する	騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯を行う。
＜粉じん・アスベスト＞			
24	粉じん飛散防止対策	実施する	周辺への粉じん飛散を防止するため、解体・掘削作業、土砂等の堆積場の設置等を行う場合は、散水等の粉じん飛散防止対策を行う。
25	アスベストの調査など	実施する	建築物などの解体の際はアスベストの使用の有無を調査するとともに、調査結果を表示した標識を近隣住民の見やすい位置に設置し、市長にも報告する。
26	アスベストの飛散防止対策	実施する	アスベストを含有する建築物などの解体の際には、確実な飛散防止対策を行う。
＜水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下＞			
27	濁水や土砂の流出防止	実施する	工事中の濁水は、仮設沈砂池等を経由して公共下水道又は公共用水域（山田川）に放流し、道路等への濁水や土砂の流出を防止する。
28	塗料などの適正管理及び処分	実施する	塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分する。
29	土壌汚染対策	実施する	土壌調査を実施する際には、関係法令に準拠した地歴調査・土壌汚染状況調査を実施し、汚染が判明した場合には適切な措置方法について協議する。
30	地盤改良時の配慮	実施する	セメント及びセメント系改良剤を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工する。
31	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	実施する	周辺地盤、家屋等に影響を及ぼさない工法を採用する。

表 6.1(3) 環境取組内容(工事中)

取組事項		実施の有無	取組内容
＜悪臭・廃棄物＞			
32	アスファルト溶解時の臭気対策	実施する	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理等の臭気対策を行う。
33	現地焼却の禁止	実施する	現地では廃棄物等の焼却は行わない。
34	解体時の環境汚染対策	実施する	解体を伴う工事の際は、保管されているPCB使用機器、空調施設などに使用されているフロン類などやその他有害廃棄物の状況を工事実施前に調査し、環境汚染とならないよう適正な処理を行う。
35	仮設トイレ設置時の臭気対策	実施する	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮などにより臭気対策を行う。
36	産業廃棄物の適正処理	実施する	建設工事から生じる産業廃棄物は、適正に処理を行う。
■地域の安心安全に貢献する。			
37	地域との連携における事故の防止	実施する	近隣自治会などから地域の交通情報の聴き取りを行い、十分な人数の警備員を配置し事故防止に努める。
38	児童などへの交通安全の配慮	実施する	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮する。
39	夜間や休日の防犯対策	実施する	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入り口を施錠するなどの対策を講じる。
40	児童などへの見守り、声かけ	実施する	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取り組む。
41	地域の防犯活動への参加	実施する	近隣自治会などと連携し、地域の防犯活動に参加する。
■環境に配慮した製品及び工法を採用する。			
＜省エネルギー＞			
42	エネルギー消費の抑制	実施する	エネルギー効率のよい機器の利用などにより、工事中に使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制する。
＜省資源＞			
43	残土発生の抑制	実施する	建設発生土は発生した建設現場での土地の造成に再利用するなど、残土の発生を抑制する。
44	廃棄物の減量	実施する	資材の梱包等を最小限にして廃棄物を減量する。
■快適な環境づくりに貢献する。			
＜景観＞			
45	仮囲い設置時の配慮	実施する	仮囲いの設置にあたっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮する。
46	仮設トイレ設置時の配慮	実施する	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所などを工夫する。

表 6.1(4) 環境取組内容(工事中)

取組事項		実施の有無	取組内容
＜周辺の環境美化＞			
47	周辺道路の清掃	実施する	工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行う。
48	場内整理	実施する	建設資材、廃棄物などの場内整理を行う。
＜ヒートアイランド現象の緩和＞			
49	打ち水	一部実施する	夏期において水道水を確保し、周辺道路等に打ち水を行う。
■地域との調和を図る。			
＜工事説明・苦情対応＞			
50	工事内容の事前説明及び周知	実施する	近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また工事実施中も適宜、現況と今後の予定を連絡する。また、解体工事を行う場合は、市条例に基づき、事前に工事の概要を表示した標識を設置する。
51	苦情対応	実施する	工事に関する苦情窓口を設置し連絡先などを掲示するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応する。
＜周辺の教育・医療・福祉施設への配慮＞			
52	工事内容の事前説明及び工事計画の配慮	実施する	事業計画地近傍に位置する吹田市立青山台中学校、青山台小学校、古江台小学校、藤白台小学校、北千里医療ビルなどに対して、工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明するとともに、施設での行事や利用状況に配慮した工事計画にする。
53	騒音、振動などの配慮	実施する	事業計画地近傍に位置する吹田市立青山台中学校、青山台小学校、古江台小学校、藤白台小学校、北千里医療ビルなどに対して、騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をする。
＜周辺の事業者との調整＞			
54	複合的な環境影響の抑制	実施する	工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施行者などと連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整する。

表 6.2 (1) 環境取組内容（設備・施設等）

取組事項		実施の有無	取組内容
■地球温暖化対策を行う。			
55	大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度の活用	実施する	大阪府建築物の環境配慮制度において高い評価結果を得られるよう努めるとともに、その評価結果を大阪府建築物環境性能表示制度により広告物などに表示する。
56	ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）設計	実施する	集合住宅は ZEH-M 設計等、商業施設は ZEB 設計等を検討し、消費するエネルギーを極力減らすように努める。
57	再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用	実施する	広場等にソーラー式 LED 照明を設置するなど、太陽光発電の利用を検討する。
58	エネルギー効率の高いシステムの導入	実施する	住宅及び商業施設の建設時にエネルギー効率の高いシステムを検討する。
59	エネルギーを管理するシステムの導入	実施する	エネルギー管理システムの活用を検討する。
60	冷媒漏えい（使用時排出）の防止	実施する	高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備（空調機器、冷蔵冷凍庫など）を設置する際には、設置後に配管などからの冷媒の漏えい（使用時排出）が発生しないように設計する。
61	建築物のエネルギー負荷の抑制	実施する	採光や通風性の考慮や断熱性能を向上させることで、建築物のエネルギー負荷を抑制する。
62	長寿命な建築物の施工	実施する	基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を施工する。
63	環境に配慮した製品の採用	実施する	グリーン購入法適合品、エコマーク商品、木材（国産材、大阪府内産材）、インターロッキングブロックなどの資源循環や環境保全に配慮した製品の採用を検討する。
64	木材（国産材、大阪府内産材）の利用	実施する	資源循環や環境保全に配慮し、木材（国産材、大阪府内産材）を積極的に採用する。
65	電気自動車用充電設備の設置	実施する	電気自動車用の充電設備を設置する。
66	宅配ボックスの設置	実施する	再配達によるエネルギー消費を減らすため、集合住宅には宅配ボックスを設置する。
■ヒートアイランド対策を行う。			
67	建物屋根面、壁面の高温化抑制	実施する	高日射反射率塗料の塗布、再帰性高日射反射率建材の採用、屋上緑化などにより、建物の屋根面、壁面の高温化を抑制する。
68	地表面の高温化抑制	実施する	駅前交通広場を中心に植栽や保水性舗装等により、地表面の高温化を抑制する。
■自然環境を保全し、みどりを確保する。			
69	動植物の生息や生育への配慮	該当なし	動植物の生息・生育環境がないため該当しない。
70	地域のシンボルツリーの保全	該当なし	事業計画地にシンボルツリーがないため該当しない。

表 6.2 (2) 環境取組内容（設備・施設等）

取組事項		実施の有無	取組内容
71	既存の植生の保全	該当なし	既存の植生がない（植栽木等のみ）ため該当しない。
72	地域に応じたみどりの創出	実施する	敷地内のオープンスペースの緑化など、地域に応じた創意工夫によりみどりを創出し、良好な景観形成に努める。
73	駐車場緑化	実施する	屋外駐車場を設置する場合は緑化を行う。
74	屋上緑化など	実施する	一部の建物で屋上緑化を行う。
75	法面緑化	実施する	法面を設ける場合は緑化を行う。
76	植栽樹種の選定	実施する	植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定する。
■水循環を確保する。			
77	水資源の有効利用	実施する	雨水を利用する設備（雨水タンク、散水設備など）を導入する。
78	雨水流出を抑制する施設の設置	実施する	事業計画地の面積に応じて、雨水流出を抑制するために、雨水貯留型施設又は雨水浸透施設等を設置する。
79	雨水浸透への配慮	実施する	オープンスペースなどについては、雨水浸透に配慮し、浸透性のある舗装などを採用する。
■地域の生活環境を保全する。 ＜大気・騒音・振動等＞			
80	騒音や振動を発生させる設備設置時の配慮	実施する	空調機などの騒音や振動を発生させる設備の設置においては、低騒音型機器の採用、壁などの遮音性の確保、設置場所に配慮するなど、騒音や振動対策を行う。
81	住宅における防音サッシ等の設置	実施する	防音サッシなどを設置する。
82	駐車場の配置計画時の配慮	実施する	周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、駐車場の設置については、住居に隣接しない計画とするなど近隣に配慮した計画とする。
83	近隣への悪臭及び騒音の配慮	実施する	近隣への悪臭、騒音などを防止するため、窓、換気扇、排気口の位置、廃棄物置場の構造などに配慮する。
84	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	実施する	ボイラー、タービン、エンジンなどの機器を設置する場合は、低 NOx 型機器を採用する等の排出ガス対策を行う。
85	屋外照明や広告照明設置時の配慮	実施する	屋外照明や広告照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制する。
86	建築資材による光の影響の考慮	実施する	建築資材（ガラス、太陽光パネルなど）による太陽の反射光については、設置の際に光の影響を考慮する。
87	環境に配慮した塗料の使用	実施する	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物（VOC）の含有率が低いものを使用する。
88	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	実施する	事業計画地近傍に位置する吹田市立青山台中学校、青山台小学校、古江台小学校、藤白台小学校、北千里医療ビルなどに対して、騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をする。

表 6.2 (3) 環境取組内容（設備・施設等）

取組事項		実施の有無	取組内容
＜中高層建築物（高さ 10 メートルを超える建築物）＞			
89	日照障害対策	実施する	日照障害については、建築基準法の日影規制対象外地域（工業地域を除く）を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明するとともに、できる限りその軽減をする。
90	電波障害の事前把握及び近隣説明	実施する	電波障害の発生が想定される範囲を、現地調査、机上計算、影響範囲図作成などにより事前に把握する。周辺への影響が認められる場合には、近隣住民に説明する。
91	電波障害発生時の改善対策	実施する	電波障害が生じた場合は、CATV、共同受信施設などにより改善対策を実施する。
92	プライバシーの配慮	実施する	近隣住民のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策を講じるよう努める。
－	風害対策	実施する	風害については、既存資料や数値解析等により影響を予測するとともに、できる限りその影響を低減するよう努める。
■景観まちづくりに貢献する。			
93	地域への調和	実施する	吹田市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮する。
94	景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計	実施する	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の基本目標と基本方針及び景域別景観まちづくり方針に基づいた計画と設計を行う。
95	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	実施する	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画と設計を行う。
96	重点地区指定に向けた協議	実施する	事業計画地が 1 ha を超えるため、重点地区の指定について協議する。
97	景観形成基準の遵守	実施する	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進する。
98	屋外広告物に関する基準の遵守	実施する	屋外広告物の表示等に関する基準を遵守し、景観まちづくりを推進する。

表 6.2 (4) 環境取組内容（設備・施設等）

取組事項		実施の有無	取組内容
■ 安心安全のまちづくりに貢献する。			
99	歩行者が安全に通行できる工夫	実施する	周辺状況に応じ、歩行者デッキや民地内の歩行者通路等を配置するなど、計画地内全体に歩行者ネットワークを構築し、歩行者が安全に通行できるゆとりのある歩行者空間を整備する。敷地高低差へ対応したバリアフリー動線を整備する。
100	災害に対する建築物・工作物の強靱性を高める取組	実施する	災害時の防災対策や緊急時に対応できる設備機器を積極的に導入し、耐震性能、防火性能の向上等、安心安全に配慮した整備を行う。
101	災害時の自立性を維持する取組	実施する	災害時の停電、断水等に対し、その復旧までの期間、自給自足を可能とする施設の設置等、災害時の自立性を維持する取組を行う。
102	災害時に備えた地域等との連携に関わる取組	実施する	地域や行政との協定の締結、自主防災組織の結成への誘導等、災害時に備えた地域等との連携に関わる取組を行う。
103	災害時の避難や救助等の応急対応に関する取組	実施する	災害時の支援拠点や避難場所として活用可能な空間の整備等、避難や救助等の応急対応に関する取組を行う。
104	犯罪を発生させない都市（まち）づくりに関する取組	実施する	防犯カメラの設置等、犯罪を発生させない都市（まち）づくりに関する取組を行う。
105	犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組	実施する	パトロールや見守り等、犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組を行う。

7 環境要素、調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点

7.1 環境影響評価の項目

7.1.1 環境影響要因の抽出

本事業の実施に伴う環境影響要因としては、「工事」、「存在」及び「供用」の区分ごとに、事業の内容（種類及び規模等）を考慮して抽出した。その結果は、表 7.1.1 に示すとおりである。

環境影響要因は、「吹田市環境影響評価技術指針」（令和 3 年（2021 年）8 月改定、吹田市）（以下「技術指針」という。）において例示の「住宅団地建設」及び「商業施設建設」に伴う標準的な環境影響要因をもとに抽出した。

表 7.1.1 環境影響要因の抽出結果

区分	環境影響要因
工 事	・ 建設機械の稼働 ・ 工事関連車両の走行 ・ 工事の影響
存 在	・ 緑のある景観形成 ・ 建設物等の存在
供 用	・ 人口の増加 ・ 施設の供用 ・ 冷暖房施設の稼働 ・ 駐車場の利用 ・ 施設関連車両の走行 ・ 歩行者の往来

7.1.2 環境要素の選定

技術指針に示された環境要素のうち、事業特性及び地域特性を勘案した上で、前項で抽出した環境影響要因により影響を受けると考えられ、予測・評価を行う必要があると考えられる環境要素の選定結果は、表 7.1.2 に示すとおりである。

表 7.1.2 環境影響要因・環境要素関連表

環境影響要因			工事			存在		供用					
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	緑のある景観形成	建築物等の存在	人口の増加	施設の供用	冷暖房施設の稼働	駐車場の利用	施設関連車両の走行	歩行者の往来
目標	分野	環境要素											
再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー						○	○	○		○	
資源を大切に 社会システムの形成	廃棄物等	一般廃棄物						○	○				○
		産業廃棄物			○				○				
		建設発生土			○								
		フロン類			○								
健康で快適な暮らしを支える 環境の保全	大気・熱	大気汚染	○	○							○	○	
		悪臭			○				○				
		ヒートアイランド現象				○	○			○		○	
	水	水質汚濁			○								
		公共用水域											
		地下水			×								
	土	底質汚染											
		土壌汚染			○								
		地形、地質			×								
		土砂流出、崩壊 斜面安定			×								
	騒音・振動等	地盤											
		地下水位 地盤沈下、変状											
		騒音	○	○					○	○	○	○	○
自然の恵みが実感できる みどり豊かな社会の形成	人と自然	振動	○	○					○			○	
		低周波音							○	○			
		動物、生態系			×	×	×		×				
快適な都市環境の創造	構造物の影響	緑化（緑の質、緑の量）				○							
		人と自然とのふれあいの場			×	×							
		景観				○	○						
		日照障害					○						
	文化遺産	テレビ受信障害					○						
		風害					○						
		文化遺産（有形・無形・複合）			×								
	防災・安全	自然災害危険度				○	○	○	○				
		人為的災害危険度							○				
		地域防災力				○	○	○	○				
地域社会	コミュニティ	交通混雑、交通安全			○			○					
				○				○			○	○	○

（注）表中の凡例は、以下のとおりである。

○：影響があると考えられる項目

×：「住宅団地建設」及び「商業施設建設」に伴う標準的な環境要素として例示されている項目のうち、本事業では影響がないと考えられるため、調査・予測項目から除外した項目

7.1.3 調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由

技術指針において例示されている「住宅団地建設」及び「商業施設建設」に係る環境影響評価の標準的な環境要素のうち、本事業では調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由は、表 7.1.3 に示すとおりである。

表 7.1.3 除外した環境要素及びその理由

分 野	環境要素		環境影響要因	除外した理由
水	水質汚濁（地下水）		【工事】 工事の影響	本事業の工事内容は主に既存建物の解体工事及び新築建物の建設工事であり、新たな大規模な土地造成は想定されず、地下水の帯水層に影響を及ぼす工事は行わないことから、工事による影響はないと考えられる。
土	地形、地質	土 砂 流 出、崩壊	【工事】 工事の影響	事業計画地は既開発地であり、新たな地形・地質の改変はなく、大きな斜面安定の変化も生じないと考えられる。
		斜面安定		
人 と 自 然	動植物、生態系		【工事】 工事の影響 【存在】 緑のある景観形成 建築物等の存在 【供用】 施設の供用	事業計画地は既開発地であり、動植物の生育・生息地の改変は生じないと考えられる。
	人と自然とのふれあいの場		【工事】 工事の影響 【存在】 緑のある景観形成	事業計画地は既開発地であり、人と自然とのふれあいの場の改変は生じないと考えられる。
文 化 遺 産	文化遺産（有形・無形・複合）		【工事】 工事の影響	事業計画地は史跡・名勝・天然記念物の指定はなく、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない。事業中に遺跡等が確認された場合は文化財保護法に基づく届け出を行い、適切な措置を講じる。これより、文化遺産の保護・保全に支障は生じないと考えられる。

7.2 調査、予測及び評価の方法

7.2.1 調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点

7.1 節で選定した環境要素の現況調査及び予測の方法は表 7.2.1 に、現地調査の地点及び範囲は図 7.2.1 にそれぞれ示すとおりである。

表 7.2.1 (1) 現況調査及び予測の方法（温室効果ガス、エネルギー）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	- 温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の原単位 - 同種・類似事業の対策実施状況 - 関係法令等による基準等	特に設定しない	至近年	既存資料の収集・整理による方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【環境影響要因】 - 人口の増加 - 施設の供用 - 冷暖房設備等の稼働 - 施設関連車両の走行 【予測項目】 - 温室効果ガス排出量 - エネルギー使用量	事業計画地	事業活動が定常の状態になる時期	原単位を基に算出する方法又は類似事例から推定する方法

表 7.2.1 (2) 現況調査及び予測の方法（廃棄物等）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	- 廃棄物等の状況（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、フロン等） - 撤去建築物等の状況 - 関係法令等による基準等	事業計画地及びその周辺地域	至近年	既存資料の収集・整理による方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【環境影響要因】 - 工事の影響 【予測項目】 - 発生量・排出量及び処理・処分方法（産業廃棄物、建設発生土、フロン類）	事業計画地	工事期間全体	原単位から推定する方法又は事業計画の内容、類似事例から推定する方法
	【環境影響要因】 - 人口の増加 - 歩行者の往来 【予測項目】 - 発生量・排出量及び処理・処分方法（一般廃棄物）		事業活動が定常の状態になる時期	
	【環境影響要因】 - 施設の供用 【予測項目】 - 発生量・排出量及び処理・処分方法（一般廃棄物、産業廃棄物）			

表 7.2.1 (3) 現況調査及び予測の方法（大気汚染）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	・大気汚染の状況（窒素酸化物、浮遊粒子状物質） ・気象の状況（風向、風速） ・関係法令等による基準等	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	過去5年	既存資料の収集・整理による方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【環境影響要因】 ・建設機械の稼働 【予測項目】 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	工事に起因する汚染物質排出量が最大となる時期	理論計算式による方法又は類似事例から推計する方法
	【環境影響要因】 ・工事関連車両の走行 【予測項目】 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	事業計画地及びその周辺地域の道路沿道（地点は未定）		
	【環境影響要因】 ・駐車場の利用 【予測項目】 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	事業活動が定常の状態になる時期	
	【環境影響要因】 ・施設関連車両の走行 【予測項目】 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	事業計画地及びその周辺地域の道路沿道（地点は未定）		

表 7.2.1 (4) 現況調査及び予測の方法内容（悪臭）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	・悪臭の状況（苦情の発生状況） ・関係法令等による基準等	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	過去5年	既存資料の収集・整理による方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【環境影響要因】 ・工事の影響 【予測項目】 ・悪臭の影響の程度	事業計画地（敷地境界）	工事に起因する悪臭の影響が最大となる時期	類似事例から推定する方法
	【環境影響要因】 ・施設の供用 【予測項目】 ・悪臭の影響の程度		事業活動が定常の状態になる時期	

表 7.2.1 (5) 現況調査及び予測の方法（ヒートアイランド現象）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	・気温の状況 ・土地被覆の状況 ・人工排熱の状況	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	至近年	既存資料の収集・整理による方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【環境影響要因】 ・緑のある景観形成 ・建築物等の存在 ・冷暖房設備等の稼働 ・施設関連車両の走行 【予測項目】 ・土地被覆の変化 ・人工排熱の変化 ・建物の密集度の変化	事業計画地	事業活動が定常の状態になる時期	事業計画の内容から推定する方法又は類似事例から推定する方法

表 7.2.1 (6) 現況調査及び予測の方法（水質汚濁（公共用水域））

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	・水質等の状況 ・関係法令等による基準等	公共下水道の流入する公共用水域（山田川）	至近年	既存資料の収集・整理による方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【環境影響要因】 ・工事の影響 【予測項目】 ・SS 濃度（浮遊物質質量）	公共下水道の流入する公共用水域（山田川）	工事に起因する水質への影響が最大となる時期	工事計画、予定している環境取組み内容及び類似事例等に基づき定量的に推定する方法

表 7.2.1 (7) 現況調査及び予測の方法（土壌汚染）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	・地歴の状況 ・土壌汚染の状況 ・関係法令等による基準等	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	至近年	既存資料の収集・整理による方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【環境影響要因】 ・工事の影響 【予測項目】 ・土壌汚染への影響	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	工事期間全体	地歴や土壌汚染の状況を踏まえ、工事計画及び類似事例等に基づき定性的に予測する。

表 7.2.1 (8) 現況調査及び予測の方法（騒音）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	・環境騒音の状況(等価騒音レベル、時間率騒音レベル)	事業計画地(敷地境界4地点、図7.2.1参照)	平日・休日各1日 24時間連続	騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)に定める測定方法
	・道路交通騒音の状況(等価騒音レベル)	事業計画地周辺の道路沿道(道路沿道6地点、図7.2.1参照)		目視による交通量観測
	・自動車交通量等の状況(車種別交通量、車速、道路構造等)	事業計画地及びその周辺地域		
	・関係法令等による基準等	事業計画地及びその周辺地域	至近年	既存資料の収集・整理による方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【環境影響要因】 ・建設機械の稼働 【予測項目】 ・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)に定める騒音レベル	事業計画地(敷地境界)	工事に起因する騒音の影響が最大になる時期	伝搬理論計算式による方法
	【環境影響要因】 ・工事用車両の走行 【予測項目】 ・騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)に定める等価騒音レベル	事業計画地周辺の道路沿道		
	【環境影響要因】 ・施設の供用 ・冷暖房施設の稼働 【予測項目】 ・特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)に定める騒音レベル ・騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)に定める等価騒音レベル	事業計画地(敷地境界)	事業活動が定常の状態になる時期	
	【環境影響要因】 ・駐車場の利用 【予測項目】 ・騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)に定める等価騒音レベル			
	【環境影響要因】 ・施設関連車両の走行 【予測項目】 ・騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)に定める等価騒音レベル	事業計画地周辺の道路沿道		
	【環境影響要因】 ・歩行者の往来 【予測項目】 ・騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)に定める等価騒音レベル	事業計画地及びその周辺地域(地点は未定)		類似事例から推定する方法

表 7.2.1 (9) 現況調査及び予測の方法（振動）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	・環境振動の状況(時間率振動レベル)	事業計画地 (敷地境界4地点、 図7.2.1参照)	平日・休日 各1日 24時間連続	振動規制法施行規則 (昭和51年総理府令 第58号)に定める測 定方法
	・道路交通振動の状況(時間率振動レベル、地盤卓越振動数)	事業計画地周辺の 道路沿道 (道路沿道6地点、 図7.2.1参照)		目視による交通量観 測
	・自動車交通量等の状況(車種別交通量、車速、道路構造等)	事業計画地及び その周辺地域	至近年	既存資料の収集・整 理による方法
予測	・関係法令等による基準等	事業計画地及び その周辺地域	至近年	既存資料の収集・整 理による方法
	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【環境影響要因】 ・建設機械の稼働 【予測項目】 ・振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)に基づく特定建設作業の規制に関する基準に定める振動レベル	事業計画地(敷地境界)	工事に起因する振動の影響が最大になる時期	伝搬理論計算式による方法
	【環境影響要因】 ・工事関連車両の走行 【予測項目】 ・振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)に基づく道路交通振動の限度に定める振動レベル	事業計画地周辺の道路沿道		
	【環境影響要因】 ・施設の供用 【予測項目】 ・特定工場等において発生する振動の規制に関する基準(昭和51年環境庁告示第90号)に定める振動レベル	事業計画地(敷地境界)	事業活動が定常の状態になる時期	
【環境影響要因】 ・施設関連車両の走行 【予測項目】 ・振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)に基づく道路交通振動の限度に定める振動レベル	事業計画地周辺の道路沿道(地点は未定)			

表 7.2.1 (10) 現況調査及び予測の方法（低周波音）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	・低周波音の状況(低周波音圧レベル)	事業計画地(敷地境界4地点、図7.2.1参照)	平日・休日各1日 24時間連続	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境省)に定める測定方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【環境影響要因】 ・施設の供用 ・冷暖房施設の稼働 【予測項目】 ・低周波音圧レベル	事業計画地(敷地境界)	事業活動が定常の状態になる時期	類似事例から推定する方法

表 7.2.1 (11) 現況調査及び予測の方法（緑化）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	緑の質（現存植生状況）、 緑の量（緑被の状況） 関係法令等による基準等	事業計画地及び その周辺地域（地 点は未定）	適宜	既存資料調査及び現 地踏査による方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【環境影響要因】 ・ 緑のある景観形成 【予測項目】 ・ 緑の質（植栽予定樹種の環境適 合性等） ・ 緑の量（緑被の変化及び全体の 緑の構成）	事業計画地	工事の完了後 一定期間をお いた時期	事業計画の内容から 推定する方法又は類 似事例から推定する 方法

表 7.2.1 (12) 現況調査及び予測の方法（景観）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	・ 地域の景観特性 ・ 関係法令等による基準等	事業計画地及び その周辺地域（地 点は未定）	至近年	既存資料の収集・整 理による方法
	・ 代表的な眺望地点（近景域、中 景域、遠景域）からの景観 ・ 圧迫感の状況		1回（適期）	現地調査、写真撮影 による方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【環境影響要因】 ・ 緑のある景観形成 ・ 建築物等の存在 【予測項目】 ・ 主要な景観構成要素の改変の 程度及び地域の景観特性の変 化の程度 ・ 代表的な眺望地点からの眺望 の変化の程度	現況調査結果を 踏まえ、景観の状 況を適切に把握 できる眺望地点 （地点は未定）	工事完了から 一定期間をお いた時期	完成予想図（フォト モンタージュ又はパ ース図）を作成する 方法
	【環境影響要因】 ・ 建築物等の存在 【予測項目】 ・ 圧迫感の変化の程度			視覚に関する物理的 指標（水平見込み角、 迎角等）の解析によ る方法

表 7.2.1 (13) 現況調査及び予測の方法（日照障害）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	・日照障害の状況	事業計画地およびその周辺地域（地点は未定）	現況を把握できる時期（冬至日）	日影図を作成する方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【環境影響要因】 ・建築物等の存在 【予測項目】 ・冬至日における日影の範囲、日影時刻及び時間数等 ・特に配慮すべき施設等における日影時刻及び時間数等	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	工事完了後の冬至日	日影図を作成する方法

表 7.2.1 (14) 現況調査及び予測の方法（テレビ受信障害）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	・テレビ電波の送信の状況 ・高層建築物及び住宅等の分布状況	事業計画地およびその周辺地域（地点は未定）	適宜	既存資料調査及び現地調査による方法
予測	・既存建物による影響の状況		至近年	机上解析（建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送）（日本CATV技術協会）の方法）
	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【環境影響要因】 ・建築物等の存在 【予測項目】 ・テレビ受信障害の程度及び範囲	事業計画地およびその周辺地域（地点は未定）	工事完了時期	机上解析（建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送）（日本CATV技術協会）の方法）

表 7.2.1 (15) 現況調査及び予測の方法（風害）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	・地域の風の状況 ・風の影響に特に配慮すべき周辺の施設の状況	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	適宜	既存資料の収集・整理による方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【環境影響要因】 ・建築物等の存在 【予測項目】 ・平均風向、平均風速、最大風速等の状況及び変化の程度	事業計画地およびその周辺地域（地点は未定）	工事完了時期	流体数値解析（CFD）による方法

表 7.2.1 (16) 現況調査及び予測の方法（自然災害危険度）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	- 過去の災害等の状況 - 地域防災計画等 - 関係法令等の基準等	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	適宜	既存資料の収集・整理による方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【影響要因】 - 緑のある景観形成 - 建築物等の存在 - 人口の増加 - 施設の供用 【予測項目】 - 自然災害が及ぼす影響の内容及び程度	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	事業活動等が定常の状態になる時期	既存の基準、指針、ガイドライン等に沿って予測する方法又は類似事例から推定する方法

表 7.2.1 (17) 現況調査及び予測の方法（人為的災害危険度）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	- 過去の災害等の状況 - 地域防災計画等 - 関係法令等の基準等	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	適宜	既存資料の収集・整理による方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【影響要因】 - 施設の供用 【予測項目】 - 人為的災害が及ぼす影響の内容及び程度	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	事業活動等が定常の状態になる時期	既存の基準、指針、ガイドライン等に沿って予測する方法又は類似事例から推定する方法

表 7.2.1 (18) 現況調査及び予測の方法（地域防災力）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	- 過去の災害等の状況 - 地域防災計画等 - 関係法令等の基準等	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	適宜	既存資料の収集・整理による方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【影響要因】 - 緑のある景観形成 - 建築物等の存在 - 人口の増加 - 施設の供用 【予測項目】 - 地域防災力に及ぼす影響の内容及び程度	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	事業活動等が定常の状態になる時期	既存の基準、指針、ガイドライン等に沿って予測する方法又は類似事例から推定する方法

表 7.2.1 (19) 現況調査及び予測の方法（コミュニティ）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	・コミュニティの状況（施設の位置、分布、機能、利用状況、住民組織、通学区域、公共交通機関及び避難場所等の状況）	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	適宜	既存資料の収集・整理及び現地踏査による方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【影響要因】 ・工事の影響 【予測項目】 ・コミュニティ施設にもたらす影響の程度及び地域住民の交通経路に与える影響の可能性	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	工事中	コミュニティ施設の位置、区域及び分布状況と事業計画とを重ね合わせる方法
	【影響要因】 ・人口の増加 【予測項目】 ・コミュニティ施設にもたらす影響の程度及び地域住民の交通経路に与える影響の可能性		事業活動等が定常の状態になる時期	

表 7.2.1 (20) 現況調査及び予測の方法（交通混雑、交通安全）

現況調査	調査項目	調査項目	調査時期・頻度	調査方法
	・地域の状況（日常生活圏等の状況、道路の状況、交通安全の状況）	事業計画地及びその周辺地域	至近年	既存資料の収集・整理による方法
	・道路及び交差点の状況（車種別交通量、滞留長・渋滞長、歩行者数等）	事業計画地周辺の交差点(6地点、図 7.2.1 参照)	平日・休日各1日(12時間)	目視による観測及び「交通渋滞実態調査マニュアル(案)」(土木研究所)の方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【影響要因】 ・工事用車両の走行 【予測項目】 ・事業の実施により変化する交通量、交通流、交通安全の状況	事業計画地及びその周辺地域	工事最盛期	現況調査結果と工事計画等をもとに、交通量の増加率及び交通安全の状況を予測する方法
	【影響要因】 ・人口の増加 ・駐車場の利用 ・施設関連車両の走行 ・歩行者の往来 【予測項目】 ・事業の実施により変化する交通量、交通流、交通安全の状況		事業活動等が定常の状態になる時期	現況調査結果、事業計画等をもとに、交通混雑の状況（交差点需要率や交通量増加率）及び交通安全の状況を予測する方法

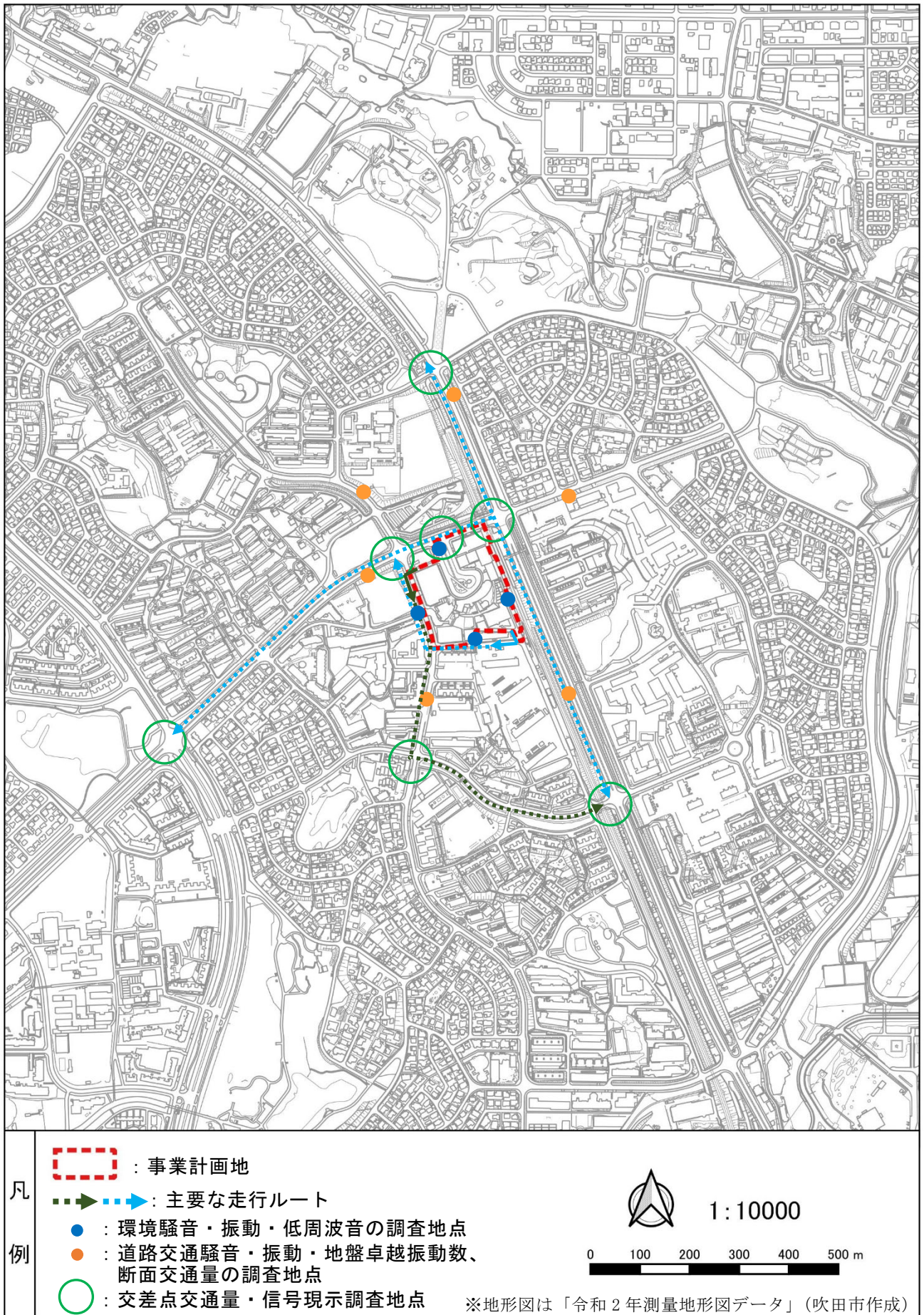


図 7.2.1 現地調査地点・範囲

7.2.2 評価の方法

本事業における環境要素の評価は、現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境取組内容等を勘案して以下の観点で行う。

(1) 温室効果ガス、エネルギー

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・温室効果ガスの排出量が可能な限り低減されていること。

(2) 廃棄物等

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・廃棄物の最終処分量が、発生抑制、再利用等により可能な限り低減されていること。
- ・産業廃棄物・建設発生土が適正に処理されていること。
- ・地域における廃棄物の処理に支障を来さないこと。

(3) 大気汚染

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・大気汚染の発生が可能な限り低減されていること。
- ・「環境基本法」に基づき定められている環境基準の達成及び維持に支障を来さないこと。
- ・「吹田市第3次環境基本計画」に定めている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。

(4) 悪 臭

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・悪臭への影響が可能な限り低減されていること。
- ・「吹田市第3次環境基本計画」に定めている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。

(5) ヒートアイランド現象

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・人工排熱の増加が可能な限り低減されていること。

(6) 水質汚濁（公共用水域）

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・水質への影響が可能な限り低減されていること。

(7) 土壌汚染

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・土壌汚染への影響が可能な限り低減されていること。
- ・「土壌汚染対策法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に準拠すること。

(8) 騒 音

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・騒音の発生が可能な限り低減されていること。
- ・「環境基本法」に基づき定められている環境基準の達成及び維持に支障を来さないこと。
- ・「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に定められている特定建設作業の規制基準並びに特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準等との整合が図られていること。
- ・「吹田市第3次環境基本計画」に定めている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。

(9) 振 動

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・振動の発生が可能な限り低減されていること。
- ・「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に定められている特定建設作業の規制基準並びに特定工場等において発生する振動の規制に関する基準等との整合が図られていること。
- ・「吹田市第3次環境基本計画」に定めている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。

(10) 低周波音

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・低周波音の発生が可能な限り低減されていること。
- ・「吹田市第3次環境基本計画」に定めている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。

(11) 緑 化

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・駅前交通広場等への植栽、建物への壁面緑化等の検討により、周辺の環境と調和した都市緑化に配慮されていること。
- ・「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」に定める計画の目標の達成及び維持に支障を来さないこと。
- ・緑化計画が周辺地域の植生と調和していること。

(12) 人と自然とのふれあいの場

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・人と自然とのふれあいの場を可能な限り保全すること。
- ・「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」に定める計画の目標の達成及び維持に支障を来さないこと。

(13) 景 観

- ・景観への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・「吹田市景観まちづくり計画」に定める基本目標の達成及び維持に支障を来さないこと。

(14) 日照障害

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・日照障害の影響が可能な限り低減されていること。

(15) テレビ受信障害

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・テレビ受信に与える影響が可能な限り低減されていること。

(16) 風 害

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・風害の影響が可能な限り低減されていること。

(17) 防災・安全

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・災害危険度及び地域防災力への影響が可能な限り低減されていること。
- ・周辺の住民に対する安全性が確保されていること。

(18) コミュニティ

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・コミュニティ施設及びコミュニティ施設の持つ機能に与える影響が可能な限り低減されていること。

(19) 交通混雑、交通安全

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・地域の交通に著しい影響を及ぼさないこと。
- ・歩行者の交通安全の確保に配慮されていること。

8 その他の事項

8.1 関係法令等

本事業の実施に際しては、下記をはじめとする関係法令に定める事項のほか、「吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】」等のまちづくりに関する指針に定める事項を遵守するものとする。

【関係法令】

〈事業に関係する法律〉

- ・ 建築基準法
 - ・ 都市計画法
 - ・ 都市再開発法
 - ・ 宅地造成等規制法
 - ・ 道路法
 - ・ 水道法
 - ・ 下水道法
 - ・ ガス事業法
 - ・ 電気事業法
 - ・ 消防法
- 等

〈環境に関係する法律〉

- ・ 環境基本法
 - ・ 大気汚染防止法
 - ・ 水質汚濁防止法
 - ・ 騒音規制法
 - ・ 振動規制法
 - ・ 悪臭防止法
 - ・ 土壌汚染対策法
 - ・ 景観法
 - ・ 文化財保護法
- 等

〈事業に関係する条例〉

- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例
 - ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例
 - ・ 大阪府景観条例
 - ・ 吹田市開発事業の手続等に関する条例
 - ・ 吹田市環境まちづくり影響評価条例
 - ・ 吹田市景観まちづくり条例
 - ・ 吹田市屋外広告物条例
 - ・ 吹田市建築基準法施行条例
 - ・ 吹田市環境基本条例
 - ・ 吹田市環境の保全等に関する条例
 - ・ 吹田市水道条例
 - ・ 吹田市緑の保護及び育成に関する条例
 - ・ 吹田市下水道条例
 - ・ 吹田市文化財保護条例
- 等

8.2 提案書（令和 4 年 10 月時）への意見に対する事業者見解の整理

「（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業環境影響評価提案書（令和 4 年 10 月提出）」への意見に対する事業者見解については、本来、環境影響評価書案で示すものであるが、今般、環境影響評価提案書の事業計画を変更し、再提出することとなったため、本提案書に掲載するものとする。

8.2.1 提案書（令和 4 年 10 月時）に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の回答

「（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業環境影響評価提案書（令和 4 年 10 月提出）」について、吹田市環境まちづくり影響評価条例第 23 条第 1 項の規定に基づく「事業者に対する質問書」が、令和 4 年 10 月 31 日～12 月 15 日の期間に 4 通提出されている。

事業者に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の回答は、以下に示すとおりである。

表 8.2.1(1) 提案書に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の回答

受付番号	項目	質問書の概要	事業者の回答
1	事業計画	ディオス北千里 2 番館 2 階にて、2015 年より内科診療所として開業しております。当院の前身「梶田内科」は、この地で 40 年以上診療を行ってこられていました。その後を引継ぎ 8 年目になります。 当院は、多数の近隣病院と連携し、かかりつけの生活習慣病患者様約 2000 名（うち 8 割は近隣住民）の診療を継続して行っており、このたびのディオス建て替えにより患者様の不安や診療の空白期間ができる限り生まれないようご配慮をいただきたいと考えております。 近隣には、取り壊し前に移転できるような空きテナントはなく、建て替え期間中の代替地、仮店舗のご用意などの保障はされるのかどうかお伺いしたく、よろしくお願い申し上げます。	実際の事業計画につきましては、事業検討主体である北千里駅前地区市街地再開発準備組合が検討を進めていくものであり、地域住民にとって欠かすことができない基本的な地区センターの機能については、工事期間中においても一定維持されるよう、同準備組合に対し、配慮を求めてまいります。
2	事業計画	この事業を行なう、地区の地権者は誰ですか。 この事業の資金計画及び採算はどうなっていますか。 もし採算がとれない事態になった時、税金で補填されるのですか。	公益財団法人大阪府都市整備推進センター、千里北センター株式会社、吹田市、その他法人及び個人の合計 6 者になります。 市が作成した概略の計画における概算事業費は、支出約 572 億、収入約 572 億（補助金等約 180 億円を含む）で支出と収入が均衡しており、事業採算がある計画となっています。 なお、実際の事業計画につきましては、事業検討主体である北千里駅前地区市街地再開発準備組合が検討を進めていくものです。 市街地再開発事業は当該事業において収支均衡を図ることが原則であり、市が作成した概略の計画における概算事業費は、支出約 572 億、収入約 572 億（補助金等約 180 億円を含む）で、事業採算がある計画となっています。 実際の事業計画につきましては、事業検討主体である北千里駅前地区市街地再開発準備組合が検討を進めていくものですが、社会情勢の変化等も見据えて無理のない事業フレームを構築するよう、協議・調整していきます。

表 8.2.1(2) 提案書に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の回答

受付 番号	項目	質問書の概要	事業者の回答
2	事業 計画	「千里ニュータウンのまちに調和する地区センター」がなぜ 123m のツインタワーになるのですか。	地区センターの再生にあたり、商業、公共公益機能及び歩行者広場など地区センターに必要な機能を優先的に確保したうえで、空間にゆとりを持って事業成立に必要な住宅棟の床面積を確保するため、一定の高さの建築物が必要となります。さらに、2棟にすることにより、ボリューム感が分散され、棟間に空間が生まれることによる圧迫感の軽減が可能との検討結果から、2棟による概略計画としております。 なお、実際の事業計画につきましては、事業検討主体である北千里駅前地区市街地再開発準備組合が検討を進めていくものです。
		地権者を中心とした民間施行の市街地再開事業の実現に向けてと言うことが大半が大阪府の外郭企業であるのに民間事業とはいいいがたいのではないですか。	今回実施を予定している市街地再開事業は、都市再開発法第2条の2第2項に規定されている市街地再開開発組合を施行者として予定しており、その組合員として、大阪府の指定出資法人等がいます。
3	事業 計画	吹田市としての今後の北千里の街づくりのビジョンを示されたい。(事業者選定や組合設立前にも市としての一定の構想・想定は持っているはずなので)	北千里駅前の再整備については、平成28年(2016年)に策定した北千里駅周辺活性化ビジョンの具現化に向け、商業や公共公益機能などを確保し、交流を生み出す広場やゆとりある空間などを一体的に再整備することとしています。
		ディオスの現存の建物はすべて解体するのか。特に不具合があるように見えないので、リノベーション活用する構想はないのか。	北千里駅周辺活性化ビジョンの具現化に向け、地区センターとして必要な都市機能を確保し、交流を生み出す広場整備などの再整備を進めていくには、市街地再開事業による一体的な再整備が必要であり、現存の建物はすべて解体する計画としています。
		要約書 P9 工事スケジュールについて令和8年度の解体工事は、どの部分をさすのか。令和9年～11年度はどの部分を新築するのか。事業者未選定であっても、市としての案はあるはず。現状案を示されたい。	実際の事業計画につきましては、事業検討主体である北千里駅前地区市街地再開発準備組合が検討を進めていくものであり、今後、工事計画やスケジュールを同組合がお示しすることになります。

表 8.2.1(3) 提案書に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の回答

受付 番号	項目	質問書の概要	事業者の回答
3	動物 調査	P17 の 69、P21 動植物の生態についてディオスの建物には、春～夏にかけて多数のツバメが飛来し、産卵、ひなの巣立ちが毎年見られる。これも生態系の一つであり豊かな自然環境にふくまれると考えられるが、生態系の調査は実施しているのか。また、調査を実施しないのであれば、その理由を示されたい。	事業計画地が既開発地であり、本事業計画による動植物の生育・生息環境への影響はないと判断し、予測評価の項目から除外しております。
4	事業 計画	良好な住環境を求めて第一種低層住居専用地域である藤白台4丁目に居住しています。その閑静な戸建てエリアの南側に36階超高層マンションが2棟建設されると聞き、驚愕しております。当地区は北摂でも1、2を誇る坪単価と資産価値を有する戸建住宅エリアです。用途地域は吹田市によって都市計画法に基づいて定められたものと聞きますが、その吹田市の再開発によって超高層マンションが計画されていることについて質問です。 吹田市としてこの藤白台、北千里エリアの住環境をどのように考えられているのでしょうか。周辺の既存マンションの建て替えも進む中、今後、高層・高密化を誘導しているのでしょうか。 北千里周辺はライフラインの老朽化をはじめ、インフラ見直しの必要性が高まってきています。700戸にもおよぶ本計画に加えて、先に発表された国立循環器病センター跡地の750戸、計1450戸の住宅がこの北千里駅ひと駅の周辺に完成すれば、素人目にみても周辺道路では渋滞や停滞が発生し、阪急電鉄の輸送量の問題等を危惧します。下水や雨水排水においては、現状でもゲリラ豪雨や長雨のたびに氾濫が多発する中、吹田市としてライフラインの更新・整備をどのように考えているのでしょうか。これら大規模再開発がされる前に改善されるべき問題だと思います。それら具体的な計画をお知らせください。	千里ニュータウンにおける住環境については、「千里ニュータウンまちづくり指針」において、高さや空間のあり方に一定の節度をもたせながら、周辺環境と調和を図ることを目標に、技術的なことがらを中心にまとめており、既存マンションの建替え事業等に一定の方向性を示しているものと考えています。 市において概略の計画を作成する際には、阪急電鉄、本市下水道部等各種関係機関とも協議しており、引き続きライフライン管轄部署を含め関係機関と協議・調整していきます。

表 8.2.1(4) 提案書に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の回答

受付 番号	項目	質問書の概要	事業者の回答
4	日照	超高層マンションは事業性の高さ、計画のし易さから多数建設されていますが、周辺環境の面では様々な問題が提起され、判例もみられます。以下問題について具体的な影響とその範囲の開示、吹田市としてのそれらの対策について回答願います。 北側をはじめ影の影響について。	日照に対する影響は、今後、予測評価において、日影図を作成する手法により予測し、必要に応じて保全対策の検討を行います。
	風害	周辺既存建物と新たに発生する風害、加えてツインタワー特有の隣棟間で発生する強風について。	風害の影響は、今後、予測評価において、シミュレーションにより予測し、必要に応じて保全対策の検討を行います。
	事業計画	JR 吹田駅北側再開発(メロート吹田)を例として、超高層マンションは建物4面がバルコニーとなる為、全方位から周辺住宅が見下ろされ、プライバシー確保に大きな影響を与えることについて。	周辺のプライバシー確保に与える影響は環境影響評価の項目には含まれないため予測評価は行いませんが、実際の事業計画につきましては、事業検討主体である北千里駅前地区市街地再開発準備組合が検討を進めていくものであり、同準備組合に対し、必要に応じて配慮を求めています。
	光害	4面にサッシ(ガラス)が配置されることからの太陽光の反射による光害が発生することについて。	太陽光の反射による影響は環境影響評価の項目には含まれないため予測評価は行いませんが、実際の事業計画につきましては、事業検討主体である北千里駅前地区市街地再開発準備組合が検討を進めていくものであり、同準備組合に対し、必要に応じて配慮を求めています。
	電波障害	電波障害。	電波障害(テレビ受信障害)の影響は、今後、予測評価において、机上解析により予測し、必要に応じて保全対策の検討を行います。
	事業計画	実害ならびに資産価値の低下等の影響が生じた場合、吹田市としての対応と近隣への補償をお尋ねしたい。	事業の実施に伴い生じる影響については、事業検討主体が、必要に応じて対応を検討するものと考えます。

8.2.2 提案書意見交換会（令和4年11月25・26日）等における質疑内容

「（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業環境影響評価提案書（令和4年10月提出）」について、吹田市環境まちづくり影響評価条例第8条第1項の規定に基づき、令和4年11月25日、26日に「提案書意見交換会」を開催した。

提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する回答要旨は、以下に示すとおりである。

表 8.2.2 提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する回答要旨

項目	意見概要	回答要旨
手続きの進め方	今まで周知はあったのか。北千里にこんな高いビルが建つなんて今回初めて知った。	今回の事業は、市民の皆様と作成したビジョンに基づき、広場などの再整備を進めていく必要があるという事から検討を始めました。 地権者と協議調整を行いながら再開発事業の検討を進める中で、この高さに至ったものですが、合意形成に時間を要したことから、今回の意見交換会で初めて示すこととなりました。
	周辺住民への説明など、事業の進め方について色んな順番を飛ばしている。	
	事前に周辺住民に説明し理解された上で今日の意見交換会があると思っていた。環境影響評価の説明をするから質問してくれという話だが、それ以前に事業の説明が全くされていない。	
	商業施設と一緒に超高層マンションを建てるというのは今まで説明がなく唐突過ぎる。	
手続きの進め方	税金を使うのであれば周辺住民に対してきちんとした説明が必要。それがあってからの環境の説明会だと思う。	この事業を支援するとの政策決定については説明を行いました。まず、事業そのものについての説明が必要とのご意見は理解いたします。現在は計画の上限を決めている段階であり、今後、準備組合が事業の詳細検討を行うにあたっては、市民の皆様との意見交換の場を設けその声を聴きながら進めるよう提案しています。
	この計画を知っている人はまだまだ少なく周知できていない。周辺住民に一から説明をしてコンセンサスを得るという手続きが別に必要では。これだけ周辺に大きな影響がある工事をするのに、環境アセスメントだけのプロセスでいいのかと極めて疑問。	
	事業の説明会をすべき。そうしないと環境影響評価はできない。	
	事業の説明会はどうなっているのか。今日もこれだけの人数しか集まっていない。周辺住民に対して説明会を早急にやってほしい。	
	複数案での検討を皆でやるべきではないか。	
手続きの進め方	活性化ビジョンも全市民が認識しているものではなく、その後の検討経過も示すべき。	過程等を整理してお示しします。
手続きの進め方	平成28年度に策定したビジョンは再開発に生かされるのか。聞いただけなのか。	ビジョンの具現化が再開発の大きな目的であり、今後の事業検討においても誘導していきます。
手続きの進め方	4年後の解体などについて建物所有者から商店会は何も知らされていない。	賃借されている店舗等につきましては、貸主からも個別にご説明するべきと考えています。
事業計画	駐車場は何台くらいなのか。	住宅については700台、商業については500台程度を予定しており、今後施設計画の中で検討していきます。

表 8.2.2(2) 提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する回答要旨

項目	意見概要	回答要旨
手続きの進め方	計画については、複数案を提示のうえ市民参加で検討するべきではないか。	検討過程において複数案の検討を行っていますが、図面化せずに条件検討で除外したものもあります。現在、お示ししております案は、現時点で地権者と共有したものであり、今日は、この計画案に対してご意見をいただければと思います。
事業計画	この事業計画は決まったものなのか。	決定ではなく、こういった規模のものが建てばという想定であり、今回ご意見をいただき都市計画の手続きを経て、それに基づいて検討するということになります。今後、準備組合が事業検討を進める場合にもいただいたご意見を尊重し、反映させて検討するべきだと考えています。
事業計画	なぜ北千里にこんな高いビルを建てないといけないのか。	再開発事業は建物を建て新たに生み出した床を処分して事業費を捻出するため一定の規模が必要になります。その上で歩行者動線や広場など広い空間を生み出すことができるよう建物一階当たりの面積を抑えて上に積み上げるという構想を示しております。建物を低く抑え事業をすることは可能ですが、そうすると一階当たりの面積が増え、広い空間を確保することが困難になるため、地区センターのまちづくりとして、北千里の顔となるような広場や、緑豊かな空間を作ることができません。
	123mの高さのマンションを 2 つ建てるというのはどういう理由からなのか。	
	吹田市の中でこんな高いものはメロードしかない。景観としてそれがいいのか。	
	成熟した落ち着いた土地である北千里に 36 階建ての超高層マンションは絶対にいらない。圧迫感があり周辺に大きな影響が出て住環境の破壊である。	
	大阪市内や千里中央であれば良いのかもしれないが、静寂な住宅地の中で 123m というのはとんでもないこと。	
	なぜ北千里で 36 階の超高層を 2 棟建てるのか。	
事業計画	高層マンションの 700 戸を絶対建てるということか。	需要があれば商業の増床も可能となりますし、この戸数を限定しているものではありません。しかし、必要な保留床は確保しないと再開発事業としては成立しません。
事業計画	人口減少でマンションに空きが発生し修繕積立費等の問題が出てきている中、住宅が 700 戸というのは多過ぎる。	住宅の需要については複数の事業者にヒヤリングを行いました。再開発事業としては事業者が床を買い取りスケジュール等を調整しながら販売していくこととなります。
	北千里ではマンションが余っているのにまた 700 戸も作るのか。	
事業計画	住宅需要は事業者ではなく信頼性の高い公的機関等での調査が必要ではないか。	どのような市場調査が適切なのか検討します。
事業計画	北千里小学校を廃校したのに、国循跡地や古江台でも建て替えが進んでいて、またここで 700 戸増えて学校が必要になるかもしれない。その問題をどのように考えているのか。	児童発生数については、教育委員会においてシミュレーションをしています。本事業が実施される際には、教育委員会とも協議調整を図り、必要となった場合には、販売スケジュールの調整等の対策を講じていく必要があると考えています。
	今でも保育園に入れない状況なのに 700 戸増えるとさらに酷くなるのでは。どう考えているのか。	

表 8.2.2(3) 提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する回答要旨

項目	意見概要	回答要旨
事業計画	事業計画地から線路を挟んで北側には一低層があるが、一低層に接している場所で超高層ビルが建つなんて事例は全国的に見てもないのではないか。	当地区のように、商業地域と一低層が隣接していることはあまりないのかもしれませんが。ただ、現段階では、あくまで、こういったものができた場合のご意見をいただき、ご意見をいただいたうえで、判断につなげるということです。
事業計画	超高層は4面がバルコニーになり東西南北どの方向からも見られる状態となる。プライバシーの問題がすごく軽視されている。	バルコニーの向きなどの詳細については施設計画の中で検討することになります。本日の意見交換会でプライバシーについての意見をいただいたので、配慮が必要だとの視点を持って今後の計画を進めたいと思います。
事業計画	商業・公益棟の形は決定しているのか。納品の入口を北側、飲食店は住居のない方に配置するなど、周辺に影響が出ないように配慮していただきたい。	決まっておらず、今後施設計画の中で検討していきます。
事業計画	事業区域の赤の点線が西側道路の中心になっているのはなぜか。	都市計画を決定する際の範囲が道路の中心となっているためで、敷地境界は現状から変わりません。
事業計画	政策会議の資料では、西側は歩行者通路を配置するとあったが、今回の計画案を見るとギリギリまで建物があるが整合しているのか。	土地利用計画図は概略の投影図のため屋根等に隠れていますが、歩行者通路は計画しています。
事業計画	マンションの大規模改修が難しくなっている中、維持管理が非常に高コストとなる超高層マンションを建てた後はどう考えているのか。次の50年を見据えて考え直してほしい。 高層マンションの大規模修繕をどうするのか。10階や15階建てのマンションよりはるかにお金がかかる。	高層マンションの修繕は全国的な課題となっていますが、将来に向けて必要な費用の積立が必要と考えています 一般的に下に商業、上に住居の形だと更新が難しくなるので、今回の計画は商業と住宅を明確に分けています。
事業計画	千里ニュータウンの静謐な環境をどう考えているのか。	今回は地区センターの再整備ですので、商業・公益棟を確保することで商業機能を継続し、合わせて部分について住宅を配置する計画です。 現在のニュータウンと違う要素を持ってくるものではないと考えています。
事業計画	36階ではなく、コスト回収できる最低階数はどの辺か。	階数ではなく床面積ですので、平面的に広く作っても事業は成立します。
事業計画	地権者に支払うお金を捻出するために、高層マンションを建てないとダメなのであれば、しなくていいと思う。	地権者はあくまで今持っている資産が新しい施設の一部に組み換わるだけで、資産が増えるわけではありません。メリットとしましては、除却や建設の費用が事業の中で賄われることとなります。
事業計画	吹田市の税金は使わずに事業するのか。	補助金として国90億円、市は90億円の税金を使うことになります。

表 8.2.2(4) 提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する回答要旨

項目	意見概要	回答要旨
事業計画	吹田市が出す 90 億円で、リフォームなど違う形で活性化できる案の提示はないのか。	自主建替えは、再開発事業と比べ物にならないくらい個人の負担が大きくなります。また、90 億円は補助金の要件に適合した事業について、算定基準に則って給付するものであり、個人の建築行為等に給付はできません。
事業計画	事業の実施主体はどこになるのか。	地権者で構成される組合が実施することになります。
事業計画	地権者は何名いるのか。	大阪府都市整備推進センター、千里北センター株式会社、吹田市、その他企業や個人の合計 6 者になります。
事業計画	北千里駅前の土地を吹田市が取得するという検討はしたのか。	公共施設を整備する場合は、補助金とは別に公共施設管理者負担金というものを出して整備することもあり、今回の事業についても一部必要になってきます。
事業計画	マンションが投資用になった時、外国人が住まず転売することもあるが、その辺が考えられていない。	問題となっています外国人の不動産取得については、国の制度等で対応が必要と考えますが、一般的に都心部で深刻な課題となっているのではないかと感じています。こういった方をターゲットとした物件にするかは事業の中で考えていくことになると思います。
事業計画	吹田市はどれだけ収益を上げるのか。	吹田市の収益はありません。
事業計画	銀行や郵便局、警察などの施設を解体した後、新しい施設ができるまでの 10 年間どうなるのが分からない。	商業機能やバスロータリー等公益機能を維持しながら段階的に工事することを想定しています。
	医療、公共施設などの継続利用について、保健所と市が連携し、周辺住民が健康かつ快適な生活が継続できるよう配慮いただきたい。	店舗については今後事業計画を組み立てていく中で仮店舗などを検討していきます。
事業計画	工事は大きく 2 期に分かれるということだが、どちらの工事を先に始めるのか。	工事スケジュールについては組合側が検討します。 現時点で想定しているのが、北側の商業、ロータリーあたりを先に工事してから次に南側をするという案です。
事業計画	この再開発により、吹田市の税収は増えるのか。	住民税等の試算はしています。
事業計画	今回の事業計画について市議会議員はどのような意見を持っているのか。	計画概要について公表したばかりなのでこれからご意見をいただくことになると考えています。
予測評価	高層マンションが建つと夜は明るくなり眠れなくなる。屋上には飛行機用の赤いライトが一日中点滅し、夜は明るすぎて緑が多いのでセミが鳴く。	光害については、環境影響評価の予測評価の項目にはなっていませんが、環境配慮という形で事業として低減を図るという部分もあるので、それをアセスメントの中に盛り込む形で進めることが考えられます。

表 8.2.2(5) 提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する回答要旨

項目	意見概要	回答要旨
発生土	事業で相当な土量が発生すると思うが環境に影響はないのか。また、処分先は決まっているのか。	発生土については、事業地内でバランスを取れるように努めますが、搬出される場合は適切に残土処分場に搬出します。 どこの残土処分場を選ぶかは施工業者が決まってからになります。
悪臭	以前向かいに飲食店があり、調理する際に相当なニオイがしていた。臭気に関しての評価がないので心配。	今回の計画では清掃工場などの強い臭気を発生する施設がないということで、現在は既存文献で現況調査をして予測することを考えています。 ご意見を踏まえて環境影響評価に反映させたいと思います。
騒音	早朝の納品トラックの音が気になる。また、夜中 0 時頃に大きい声で騒がれて睡眠の妨げになっている。	どういう対策ができるかは施設のプランの中で工夫するよう、ご意見としていただき反映していきたいと思います。
景観	環境に対する取組方針に周辺の景観に配慮した建築物の設計に努めるとあるが、今回の計画は地域の景観にマッチしているということなのか。	2 棟にしたのは、1 棟にすると空も見えず圧迫感があるという事で、隙間を開けるということをデザインの目的のひとつにしています。 今後、可能な範囲で、外観などについて周辺と調和するよう最大限配慮していくといったことを示しています。
日照	藤白台に住んでいるが、日照の一番大事な南側に超高層を建てるのが理解できない。現在の形でいいので冬至の日影図や 3DCG を作成し、日影がどうなるのか、ボリュームがどうなるのかを早く示してほしい。	住宅・商業棟は地区センター南側で計画しているので、北側は戸建住宅まで 100m あり、一定の距離は取れていると考えていますが、日影図は環境影響評価の手続きのなかで具体的な日影図を作成し、次の評価書の段階までに公開します。
風害	西側に坂があり、そこは一日の中でも風向きが変わり特に夕方は風がきついので考慮して調査してほしい。	風の影響が一番でるような時間帯や風向きを考慮し予測・評価を行い、必要であれば環境対策を行います。
風害・日照	風や日照など調査項目にないような気がするが、その点の必要性を含めてどう考えているのか。	風害、日照障害、テレビ受信障害という形で調査を行う方針としています。
交通	住宅が 700 戸も増えれば交通量も増加するが大丈夫なのか。車の渋滞や走行ルート、調査の地点・方法について教えてほしい。	今回地点を定めて交通量調査を行い、現状の交通量を把握し、今回の計画でどれくらい影響するかを判定します。 手法は、交通量、歩行者、渋滞長さを周辺の主要な道路で調査を行います。
交通	交通量等の調査の結果、基準を上回った場合どうするのか。	今回、最大規模での想定としてアセスメントを行っています。 もし許容量を超えることがあれば、当然対策を検討します。
交通	電車の乗降客の人数とバスによる乗降者は何人ぐらいなのか。	バスの乗降数はありませんが、鉄道は令和 2 年の乗降数は約 26,000 人、令和元年は約 30,000 人でした。

表 8.2.2(6) 提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する回答要旨

項目	意見概要	回答要旨
交通	工事中に電車やバスが安全に乗降できるのか。	安全については、これから具体的な計画を組み立てる中で、利用者の動線など安全を確保して進めていきます。
交通	北千里駅の乗降客が増え、みんなが乗れなくなるのか。	阪急電鉄とも協議しておりますが、駅利用者は将来的にも横ばいと予測されています。
防災	地下の避難施設を整備するチャンスだと思う。	準備組合と話をさせていただきます。

※藤白台地区連合自治会から、藤白台市民ホールで意見交換会を開催してほしいとの要望を受け、環境影響評価手続き事務局と協議した結果、令和4年12月4日の藤白台地区連合自治会定例会において、吹田市環境まちづくり影響評価条例には基づかない任意の説明会を実施した。本説明会における意見の概要及びこれに対する回答要旨は、以下に示すとおりである。

表 8.2.3(1) 藤白台説明会における意見の概要及びこれに対する回答要旨

項目	意見概要	回答要旨
事業計画	36階建てのマンションが建つ事に対し、古江台や青山台の地域住民の方はどのような反応をしているか。	再整備は必要だが高層については不安で反対という方が多いです。まだ高層が決まったわけではありませんが、売却する床ができないと収支が成立せず再開発事業ができないという事になります。マンションの形状については、説明しながらご意見を伺っているところです。
事業計画	吹田市のこの事業に対する本気度を教えてほしい。	北千里の再整備については、市民の方から多くのお声をいただいております、生活拠点であることから再整備が必要だと考えています。
事業計画	この事業全体の概算費用はいくらか。また、吹田市が負担する金額はいくらか。	全体の工事費と関連経費で572億円の見込みです。市の補助金・負担金は90億円を見込んでいます。あくまで試算段階なので、これから施設計画などを詳細検討しながら決定していきます。
事業計画	大阪府はお金を出さないのか。	大阪府に補助金をいただくべく話をしていますが、大阪府からの再開発補助金の予算は府下全域で2億円ほどと聞いています。
事業計画	北千里の再整備に当たり、以前からコミュニティセンターの設置を強く要望しているがインプットされているのか。	コミュニティセンターを設置するという前提で考えています。
事業計画	この事業で700戸の住人が増えることになるが、吹田市として学校整備をどう考えているのか。	児童数についてシミュレーションしながら、過大な影響を与えないよう検討しながら進めていきます。
事業計画	政治家が変わると途中で中断することがあるが、市として方針を変えないことができるのか。	行政は継続性があり、10年以上かけて実施する事業のため、継続して取り組んでいきたいと考えています。
事業計画	以前、市長が吹田市にはタワーマンションをこれ以上建てさせないと言われていたが、その整合性はどうなっているのか。また、700戸の住宅が増え、街の発展に影響が出るのではと懸念している。	高層のマンションについては様々な意見をいただいておりますが、総合的に判断し、街に大きな課題が残るような事があれば立ち止まって考える事が必要だと考えます。

表 8.2.3(2) 藤白台説明会における意見の概要及びこれに対する回答要旨

項目	意見概要	回答要旨
事業計画	警察や交通部、生活安全の保安部とは連携しているのか。	現時点では連携していませんが、頂いたご意見を基に、今後地区センターに整備する施設を検討していきます。
事業計画	意見書を出させてもらうが、防犯カメラを設置すれば、犯罪が起きれば捕まえる資料になるし、犯罪を未然に防げるものなので検討していただきたい。	貴重なご意見ありがとうございます。
予測評価	土壌汚染とアスベストが調査項目から除外されている理由を教えてください。	要約書の 14 ページの記載のとおり、工事中に行う環境取組として調査を実施します。
予測評価	環境アセスメントの中に、アスベスト、土壌汚染は入らないのか。	要約書の 22 ページ記載のとおり、アスベストや土壌汚染については、現地調査を行うとともに、既往資料により、当時の土壌や、建物の図面などを参考にしながら、調査及び予測を行います。
予測評価	要約書 21 ページの表で、本事業では影響がないと考えられる為バツにしている。この時点でバツにしているから皆さんに誤解されると思う。	土壌汚染対策は、土壌汚染対策法で 3,000 m ² 以上の区画形質の変更では全て実施することとなっています。アセスメントで実施する項目と、事業実施時に法律に従い実施する項目があります。
予測評価	バツもマルも付いてない項目、底質汚染、地下水位、地盤沈下はどのような意味なのか。	市の環境影響評価技術指針において、事業種ごとに、一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項が示されています。マルもバツも付いていない箇所は、影響がない、もしくは影響があっても小さいと考えられている項目となっています。
予測評価	上山田は半径 5km 以内に入っているにもかかわらず環境アセスメントのエリアから除外されているのはなぜか。	今回は 500m 圏内にある藤白台、青山台、古江台を評価することとしています。
環境アセスメント	環境アセスメントは 2 つあり、1 つ目が事業の実施に対してどんな影響があるのかを調査して、公表して計画を組む。工事を実施する段階でもう 1 回、土壌汚染や粉塵、アスベストなどの色んな項目の調査をして、それに対しての実施計画を行う。この 2 本立てで行うという理解で良いか。	大きな流れはそうになります。今回はアセスメントの手続きという事でご説明をさせていただいています。
環境アセスメント	環境アセスメントのやり方は変わっていく。事業計画は 15 年もあるが、きちんと環境アセスメントは行われるのか。	長期にわたる事業であり、大きな変更があれば改めてご説明させていただきます。住民の方々と情報共有しながら、ご意見をいただくことが必要だと考えています。
環境アセスメント	審査会のメンバーは市のホームページを見れば分かるか。	環境影響評価審査会の委員は決まっております、ホームページに掲載しています。

8.2.3 提案書（令和４年１０月時）についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

「（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業環境影響評価提案書（令和４年１０月提出）」について、吹田市環境まちづくり影響評価条例第９条第１項の規定に基づき、環境の保全及び良好な環境の創造の見地からの「提案書についての意見書」が３１通提出されている。

これらの３１通の意見書の概要及びこれに対する事業者の見解は、以下に示すとおりである。

なお、「提案書についての意見書」に対する事業者の見解は、令和７年５月時点の内容で記載している。

表 8.2.4(1) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和４年１０月３１日～１２月１５日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
1	事業 計画	環境保全等からの課題認識。 現在入居しておりますマンションは、今月オープンとなります「まちかどリビング北千里」の南側に位置する「グランドメゾン北千里古江台」です。 イメージ図から推察される処と致しまして、東側の青空が完全に失われる形での計画となっております。 民間の事業となりますが、当マンション南側には本年新築マンションが建設され、事前に配布された資料より高い物件となり、これまで見えていた青空の一部が削られ如何なものかと思っていたなか、この度拝見した再開発計画案ではマンション東側の道路一本をはさみ超高層マンションの建設がされるというものであり、その設置場所およびその高さからは東側の青空が完全に消されるという状況になります。 ・建物一辺の長さは４０メートル強でしょうか・・・ 当マンション自室から見える光景として、現在は阪急電鉄のその更に東側奥にあるマンションまでの左右の眺望が完全に失われます。 ・高さ１２３メートルの超高層マンション 上記により道路一本をはさみ大きな壁ができる処に加え、その高さが１２３メートルとなれば、東側の青空は完全に失われます。 上記のとおり当地居住者の生活環境の悪化著しい計画であり、超高層マンションの建設計画について再検討をお願い致します。	【回答１】 環境影響評価において、再開発事業の実施に当たっての環境の保全及び良好な環境の創造のための取組を検討し、この取組が講じられた場合に事業の実施が環境にもたらす影響を総合的に評価します。 なお、住宅・商業棟については、オープンスペース等ゆとりある空間を生むために高層化し、また２棟にし、棟間に空間をつくることにより周辺への圧迫感の軽減が可能となる、ツインタワー形式による計画としたところです。 なお、事業が成立する範囲で事業全体を精査した結果、高さを１２３ｍから９８ｍに変更しているものです。

表 8.2.4(2) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和4年10月31日～12月15日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
1	事業 計画	その他懸念事項 北千里駅前地域は、府営住宅の建替えを含め、近年、マンションの新築・建替工事が頻発している状況において、一方で完成物件への入居率は極めて低い状況にあります。 （とにかく空室が目立っております） また現在、更に千里阪急ホテル東側から北千里との間でもUR等のマンション建替え、新築工事が行われておりますが、上記空室状況が顕著であるなか、今後の人口動向を踏まえ更にマンションを増やしていくことに多大なる懸念を抱いております。 マンションの空室が著しく多いという処も住宅環境として決して許容されるものではなく、その入居予測はどのように想定しているかという視点から、超高層マンションの建設計画について見直し・再検討をお願い致したいところであります。	【回答2】 本事業における保留床については、マンションディベロッパーなどの参加組合員が取得を行い、市場動向などを勘案しながら販売することになります。売れ残った場合の負債は床を取得した参加組合員が負うことになります。 準備組合では、事前に大手デベロッパー数社に販売可能性についてヒアリングを行っており、また、保留床の処分性を含めた事業計画の内容について、再開発組合の設立の際に大阪府知事に認可されることとなります。

表 8.2.4(3) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和4年10月31日～12月15日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
2	事業 計画	超高層マンションは北千里の景観、住み良い品のある街を損なうと思います。	【回答3】 環境影響評価において、再開発事業の実施に当たっての環境の保全及び良好な環境の創造のための取組を検討し、この取組が講じられた場合に事業の実施が環境にもたらす影響を総合的に評価します。 北千里駅前の再整備については、平成28年（2016年）に策定した北千里駅周辺活性化ビジョンの具現化に向け、取組を進めているところです 地区センターとして必要な商業機能や公共公益機能を確保し、交流を生み出す広場を整備するなどの一体的な再整備を進めていくには、市街地再開発事業が最も実現性が高く、これまで検討を重ねてきました。 市街地再開発事業の仕組みとして、土地の合理的かつ健全な高度利用により、新たに生み出した床（保留床）を売却し、その処分金を事業費に充てていくため、一定の規模の施設整備が必要になります。 景観については、景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画や設計を実施し、景観まちづくりに貢献するよう検討していきます。
2	事業 計画	これから先南海トラフ大地震が起きる可能性が高い中、超高層マンションは安全なのでしょうか。	【回答4】 建築物は、建築基準法及び消防法によって、地震や火災に対する安全性の確保が義務付けられています。法規制は用途や規模、高さなどによって異なり、60mを超えるいわゆる超高層マンションに対してはより厳しい規制が設けられています。

表 8.2.4(4) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業			
環境影響評価提案書についての意見書		令和4年10月31日～12月15日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
2	事業 計画	今の規模くらいでもう少しお店が増えたり、綺麗になったり、ディオスから、横断歩道を通らず、子供たちが安全に図書館へ行けるような歩道橋を作ってもらえる方が安心して住める街になると思います。巨大な華やかなさは求めています。循環器センターの跡地にも商業施設ができ、近くにはエキスポもあります。そこまで商業施設ばかり規模の大きいものは必要なのでしょうか。これから自分たちで野菜など作らないと食の安全性は保証されないとも聞きます。もっと子供たちが生きやすいまちづくりをお願いしたいです。無農薬の屋上菜園などいかがでしょうか。超高層マンションよりいいと思います。	【回答5】 環境影響評価において、再開発事業の実施に当たっての環境の保全及び良好な環境の創造のための取組を検討し、この取組が講じられた場合に事業の実施が環境にもたらす影響を総合的に評価します。 なお、本事業は、住宅建設を主な目的としたものではなく、北千里駅周辺活性化ビジョンの具現化に向け、商業や公共公益機能などを優先的に確保し、交流を生み出す広場やゆとりある空間などを一体的に整備することとしています。 一体的な再整備を実施するには、法定の市街地再開発事業が最も実現性が高いと考えています。 市街地再開発事業の仕組みとして、土地の合理的かつ健全な高度利用により、新たに生み出した床（保留床）を売却し、その処分金を事業費に充てていくため、一定の規模の施設整備が必要になります。 保留床の用途を設定するにあたっては、現状の立地状況や周辺の商圈を踏まえ、住宅を主とする保留床としています。 なお商業施設の規模は、今後地域ニーズを捉えた再配置を検討してまいります。
3	事業 計画	千里ニュータウンは創設期より、自然豊かな子どもをのびのび育てられる住環境を保ってきました。私も千里ニュータウンの豊かな自然の中で育ちました。SDGs「持続可能な開発目標」が叫ばれる昨今タワーマンションは完全にその逆を行くものです。	【回答5】に同じ

表 8.2.4(5) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和4年10月31日～12月15日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
3	事業 計画	タワーマンションは将来修繕費高騰で修繕することが出来ずスラム化するリスクが多大にあります。タワーマンションを売っている営業マンも自分では絶対買わないとよくネット上に書いてあります。	【回答6】 本事業において建設するマンションの維持管理は、区分所有者自らが行うものです。 本市におけるマンション施策として、マンションの管理の適正化の推進に関する条例を制定し、分譲マンションの建築時に、管理組合の規約や長期修繕計画、維持管理に必要な修繕積立金などの内容をあらかじめ届け出る新築マンション管理事項届出制度を実施しています。 また、竣工後のマンションについても管理状況の届出を義務付けており、適切な管理が行われていないマンションについては指導・助言を行うことで、管理不全マンションの発生を未然に防ぐ取り組みを進めています。 本事業で建設されるマンションについては、市が推進するマンション施策のモデルとなるよう、準備組合や分譲事業者と調整することで、将来、問題が生じないよう、条例に基づき適切な管理が行われていることを確認していきます。
3	事業 計画	駅前に36階のマンションが建てば、周りの住民の住環境が極度に悪化するのも容易に想像できます。そのような住環境を破壊するタワーマンションを今自然を守ることがいかに重要か世界中で言われるようになっているにも関わらず、まだいまから千里ニュータウンに建設するなどあり得ません。環境を破壊するような計画には断固反対します。千里ニュータウンのイメージを壊さない建設計画を立ててください。今年北千里イオン裏に建った素朴な今風の公的施設ともあまりにもアンマッチです。北千里は高校、大学が近場に多くあり、学生もととても多い街です。だからこそ環境景観を破壊するタワーマンションなど建ててはいけません。	【回答3】に同じ

表 8.2.4(6) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和4年10月31日～12月15日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
4	事業 計画	北千里駅前に（地上36階/123m）の高層マンションが2棟もできると知り大変驚きました。私は生まれも育ちも藤白台で結婚して子供ができてこの北千里に戻ってきて青山台にマンションを購入し毎日過ごしています。私はこの北千里の自然豊かな大きな北公園、四季折々街を素敵にする街路樹、道路もせせこましくなく大きく、一軒家も敷地の広い高級邸宅が並び、今尚素敵な街だと思っております。この静かで、田舎すぎず都会すぎずの街並みにいきなり高層マンションがポツンと2棟もできるのはいかななものでしょうか。団地だった場所が新しいマンションになり、また新たにマンション建設もどんどん進み、さらにまた高層マンション、北千里駅前のリニューアルは大変嬉しいです。しかし都会のようなザワザワガヤガヤした高層の建物の街並みではなく、この北千里にあった少し品があり、ゆとりのある施設建設をしていただきたいです。1つの施設にあれもこれもと詰め込まないでほしいです。高層マンションの建設には反対をします。	【回答5】に同じ
5	事業 計画	商業施設からまちなかりビングへの連絡路は、ぜひ早くお願いしたいです。現在はまちなかりビングの入口近くに駐車場入口があり、子どもを通わせるのは不安があるため、安全な道が早くできてほしいです。	【回答7】事業計画に対する感想や要望 周辺との連続性が不十分であることは、この千里北地区センターの課題の1つであると認識しています。 商業施設とまちなかりビングとのアクセスについては、現時点で検討しています。

表 8.2.4(7) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和4年10月31日～12月15日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
5	事業 計画	36 階建てのタワーマンションは高すぎると感じます。低くなりませんか。 北千里地区は現在そこまで高い建物はありません。 千里中央公園や千里北公園など広い公園が多く、わくわくの郷がある、能勢の木をふんだんに使ったまちなかりビングができたなど、ゆったりとしたくつろぎの地域、自然と調和した地域として発展していくのだと思っていました。 計画では約 700 戸の住戸ができる予定だそうですが、この地域は近年マンションが多く建設されています。府営住宅の跡地も恐らくマンションになりますよね。住民が急増すると園、学校、高齢者施設などに歪が生じるのではと気になります。	【回答 8】 近隣の開発による学校規模や教室数不足等の課題については、北千里駅に限らず教育委員会等の関係部局と協議の上、必要な対策が講じられるよう協議・調整を行っています。
5	事業 計画	また、すぐ裏にそれを建てられる「グランカサーレ北千里」の方が気の毒で。かなりの圧迫感を感じると思います。	【回答 1】に同じ
5	事業 計画	できればもっと低く周囲と調和する建物にしてほしいです。	【回答 3】に同じ
5	事業 計画	低くする分工事期間を短くしていただけると嬉しいです。	【回答 9】 ご意見として承ります。
6	アスベ スト	本事業について、反対の立場から、次のとおり意見を述べる。 既存建物にアスベストが含有されている場合における、本事業用地の南側に近接するマンションへの対策が明確に示されていない。既存建物の建築年次からもアスベスト含有の可能性は高いと感じている。既存建物の解体を基本とするならば、計画前にアスベスト含有調査は行うべきである。	【回答 10】 アスベストについては、大気汚染防止法等の関係法令に基づき、建築物などの解体の際はアスベストの使用有無などを調査することとなっており、適切に対策していきます。

表 8.2.4(8) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
令和4年10月31日～12月15日			
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
6	交通	本事業で、高マンションが建てられた場合、当該マンションに住む住民による車の使用による近隣交通への影響が明確に示されていない。仮に、本計画のまま事業を実施するなら、少なくとも本事業の南側道路は南向きへの一方通行、西側道路にも信号をおくなどの対応が必要。	【回答 11】 交通計画については、交通量の現況調査結果を踏まえて、交差点需要率や交通量増加率等について予測評価を行います。 詳細な道路形状や信号の必要性等については、関係機関と協議を行い検討していきます。
6	事業 計画	まちなかりビングとの接続部の道路上に新たに上空通路をもうける計画のように感じるが、本事業の南西側に居住する車いす利用者に十分な配慮ができるのか疑問である。エレベータをつけるにしても、現状より迂回を迫ることになるものと思われ、通常よりも勾配がある道であることを考慮すると危険である。	【回答 12】 千里北地区センターのバリアフリー上の問題は、現状の課題のひとつとして認識しています。 まちなかりビングとの接続部に限らず、バリアフリーに配慮した設計を行い、再開発事業により現状の課題解決を図ります。
6	日照	本事業で、高層マンションが建てられた場合、広範囲に日影が生じることになるが、その状況が明確に示されていない。	【回答 13】 日照に対する影響は、今後、予測評価において、日影図を作成し、必要に応じて対策の検討を行います。 また、吹田市環境の保全等に関する条例等に基づき、近隣住民に説明するなど、適切に対応していきます。
6	地盤	高層マンションの建築工事に伴う周辺地盤への影響が明確に示されていない。阪急の軌道への影響もあるように感じる。影響があるのならば、阪急の軌道の補強も合わせて行うべきである。	【回答 14】 工事に伴う周辺地盤への影響は、振動の項目において予測評価を行うとともに、軌道への影響について鉄道事業者と必要な協議を行っていきます。
6	手続き の進め 方	まちなかりビングと本事業を分離し、本事業の環境影響評価をまちなかりビングの建築後に行っていることは大きな問題とを感じる。公共施設の立地の選択を排除するものであり、住民自治を軽視している。このような経緯で本事業の環境影響評価に至った経緯を明らかにし、問題点を明確化すべきである。	【回答 15】 平成 28 年度に策定した北千里駅周辺活性化ビジョンにおいて、公民館、図書館、児童館、コミュニティセンターの整備を検討することとしていましたが、地元の公共施設早期実現の要望を受け、法令上建築可能な公民館、児童センター、図書館の3機能を有する複合施設を北千里小学校跡地において市が整備したものです。
6	交通	商業施設に出入りする車、700 世帯に及ぶ新たな住民の車、巡回する阪急バス及びタクシーに加え、駅に往来する人の送迎の車の出入りをどのように制御するのかを明確に示していただきたい。	【回答 11】に同じ

表 8.2.4(9) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和4年10月31日～12月15日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
6	交通	現状でも、バスが自由に往来できない時間帯がある。このまま本事業の計画を、原案のままで進めるならば、バスの本数を減らすなどの抜本的な対策を示すべきである。	【回答16】 バス事業者と協議を行い、検討していきます。
7	事業 計画	36階建てのタワーマンション計画に反対 ・計画地と、わずか道路1本隔てた近接地に居住していますが、123mもの高さのタワーマンション2棟(700戸)が、最短で約45メートル先の眼前に建築されることに伴う圧迫感は想像を絶するものがあります。	【回答1】に同じ
7	日照	また、日照に対する影響も多大なものになると思われます。	【回答13】に同じ
7	交通	急激な人口増による交通等の問題も懸念されます。長年に亘りこの地区が作り上げ維持してきた良好な住環境を毀損する計画であり、容認できません。	【回答11】に同じ
7	事業 計画	対象地は、今まで商業施設が立地してきた場所です。商業施設自体の老朽化とリニューアルの必要性を否定するつもりはありませんが、何故それと併せて700戸もの大規模住宅の建設が必要なのでしょうか。商業施設のリニューアルだけではダメなのでしょうか。提案書には、商業施設以外に、700戸の住宅建設を行う理由・検討経緯について全く説明がありません。「700戸の住宅建設」を既定の事実とする計画案は非常に唐突であり違和感があります。	【回答5】に同じ

表 8.2.4(10) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和4年10月31日～12月15日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
7	手続き の進め 方	・住環境を毀損する「700戸の住宅建設」を既定の事実とするのではなく、住民によく説明し意見も聞いた上でコンセンサスを得られる計画とすべきです。 周辺住民への丁寧な説明とコンセンサスの形成 ・今回の「提案書」は、吹田市ホームページから見ることはできますが、周辺住民に周知されているとは言い難いと思います。計画に伴う影響が多いため、今回にとどまらず、計画の内容を近隣住民に説明した上で、その意見を聴きコンセンサスを形成する場をあらためて設けるべきだと思います。	【回答 17】 令和4年12月の環境影響評価審査会において、意見交換会の状況を踏まえ、今後の円滑な事業進捗のためにも、まずは事業そのものについての説明を行い、一定の市民理解を得た後に手続きを進めるべきではないかのご意見をいただきました。 これを受け、本市の取組として、令和5年10月から、地域住民の皆様と将来の北千里駅前について考えるために北千里駅前まちづくり意見交換会を実施しています。 第1回では、これまでの市の取組や事業の仕組みなどを説明し、第2回から第4回ではワークショップを実施し、第5回では、それまでに出た地域住民の皆様の意見やアイデアを、北千里駅前の将来の利用風景イメージとして、4枚のカットパースに取りまとめました。 令和6年6月に開催した第6回では、北千里駅前の再整備に関するこれまでの市の取組を改めて説明するとともに、準備組合から、まちづくり計画の概要案について説明した後、それらに対する質疑応答を行いました。 意見交換会の各回の開催報告については、当日の様子を分かりやすく取りまとめたニュースレターを作成し、北千里駅を中心とした周辺の公共施設に配布、掲示するとともに、当日の配布資料や質疑応答の内容、振り返りシートにご記入いただいたご意見を市ホームページに掲載することにより、周知に努めてきました。

表 8.2.4(11) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和4年10月31日～12月15日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
8	手続き の進め 方	2回目の説明会に参加させて頂きました。詳細な計画が決まってからの説明ではなく、環境評価を行うたたき台を作成し、その環境評価を行うというプロセスの説明であったと理解しました。説明の中で、このたたき台の規模を超えない計画を今後作っていくというように聞こえましたが、逆にこの規模の建築物を建設しても良いというお墨付きになっていくことを危惧します。本当にこの規模の建築を行うということの周辺住民への理解を求めていくプロセスについては、詳細計画が決まっていないということで説明がありませんでした。この説明を頂きたいです。	【回答 17】に同じ
8	予測 評価	環境評価について、環境に与える影響を最小限に留めるよう環境保全に配慮されているかを確認すると要約書の P24 に記載があります。環境についての様々な項目に対し、建物高さというものが、大きな影響を与えるファクターであることは自明です。今回の 120m という高さを低くすればするほど、その影響は最小限に近づいていきます。どのような評価基準や、評価論理を持って環境に与える影響を最小限に留めるよう環境保全に配慮されているかを判断されるのか、明確に判断プロセスについても説明頂きたい。	【回答 18】 環境影響評価における評価プロセスについては、吹田市環境影響評価技術指針で、予測や評価項目、その方法などが定められており、それに基づき適切に検討し、審査会に諮ることとなります。
8	事業 計画	今回の 120m のツインタワーマンションが、なぜ再開発計画に必要なのかは、説明会を聞いて、再開発計画を成立させるためであることを理解しました。しかし、「北千里駅周辺活性化ビジョン」を見ても、この敷地に新たに大勢の居住者を呼び込む必要性は言及されておらず、周辺の住宅供給状況を見れば、このマンション計画は、計画している再開発計画を成立させるために付加的に設けるようなものに見えます。その付加的なものが、周辺環境に著しい影響を与えるものであれば、計画している再開発計画の規模を小さくしていくということも考えるべきだと思います。マンション無し、吹田市・国からの補助でできる再開発というものがどの程度であるのかも示すべきだと思います。環境に著しい影響を与えるタワーマンションを付加しないとできない再開発を本当に周辺住民が求めているのか、意見を確認頂きたいです。	【回答 5】に同じ

表 8.2.4(12) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
			令和4年10月31日～12月15日
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
9	事業 計画	タワーマンションの計画に絶対反対です。 私の住むマジションは、計画地と道路(古江路)を隔てた西側にあります。123mもの高さのタワーマンションが、わずか数十メートル先に建築されることによって大変な圧迫感を感じるようになります。	【回答1】に同じ
9	日照	周囲の住宅の日照に対しても大変大きな悪影響をもたらすと思います。	【回答13】に同じ
9	交通	さらに急激に人口が増えることにより、今でも違法駐車が多い古江路の交通事情が悪化するのではないかと心配しています。このように、今回のタワーマンション建設計画は、北千里の街が長年に亘り維持してきた良好な住環境を大きく損なうこととなるので、絶対反対です。	【回答11】に同じ
9	手続き の進め 方	周辺住民への丁寧な説明とコンセンサスの形成が必要です。 ・私の周辺の住民の方で、内容を知っている方は、ほとんどいません。周辺の環境に非常に大きな影響を与える計画ですから、あらためて、計画の内容を近隣の住民に丁寧に詳しく説明した上で、その意見を聴きコンセンサスを形成する場が必要です。	【回答17】に同じ
10	日照	多額の資金を調達する意味があるのは理解するが、タワーマンションのマイナス要因が多く認識されている中、今更ここまでの高さの物件を許可する利点は環境上ない。良好な環境の創造どころか、破壊だと思う。日影図は議論に必ず必要なので、最初から出すべきでは。	【回答13】に同じ
10	災害	残土が大量に出るとしても、国際情勢などを鑑みて地下空間を整備し、避難所などにも使えるようにしてもらいたい。	【回答9】に同じ

表 8.2.4(13) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和4年10月31日～12月15日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
11	事業 計画	当院は、多数の近隣病院と連携し、かかりつけの生活習慣病患者様約2000名（うち8割は近隣住民）の診療を継続して行っており、このたびのディオス建て替えにより患者様の不安や診療の空白期間ができる限り生まれないようご配慮をいただきたく、どうぞよろしくお願い申し上げます。 また、このコロナ下では、近隣大学病院より多数の医師の応援も受け、これまで発熱外来対応約3000件、うちcovid19診断1200名、コロナワクチン6000回実施の対応をおこなってまいりました。パンデミック下での公衆衛生への寄与についても、吹田保健所のご指導の下今後も本地域にてできる限りの貢献を行っていく所存であり、できる限りのご配慮（具体的には、建て替え後施設へのテナント入居、また建て替え期間中の仮店舗の建設など）をご検討いただきたいと考えております。 近隣には、移転できるような空きテナントはなく、上記ご配慮いただけない場合は、市外への移転も検討しなければならなくなり、かかりつけ患者様のご不便ご不安等は計り知れないものになると推察されます。どうぞよろしくお願い申し上げます。	【回答19】 工事期間は現時点では未定ですが、近隣3住区の地区センターとして、可能な限り機能継続を図りながら、工事を実施するよう検討していきます。
12	事業 計画	北千里駅前の再開発は喜ばしいですが、タワーマンションの建設には反対します。住宅地として落ち着いた街並みに、違和感しかありません。 特に、古江台はマンションの建設も8階までという古江台方式を守って建設している中で、商業地域とはいえ古江台で36階建は、今まで自治会が建設業者と話し合ってきたことを無視しています。	【回答20】 北地区センターは古江台方式の対象区域外となっていると認識しております。 古江台方式につきましては、地域の方々が住宅開発等における要望事項をとりまとめたものであり、多くの民間開発がこれを尊重して事業を計画してきたものと認識しております。

表 8.2.4(14) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和4年10月31日～12月15日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
12	事業 計画	先日、まちなかりビングがオープンし、大変賑わっています。以前の公民館との利用者数の違いを把握されれば、たった一つの施設がでただけで多くの人が集まっていることがわかんと思います。 景観を損ねてまで、資金を捻出するためにタワーマンションありきの、10年にわたる大規模な再開発を望む地域住民はそんなにいないと思います。少なくとも私の周りでは賛成意見は聞いていません。 旧公民館や一番館等の古い部分を、建て直したり、壊して広場を作ったりして、人が集まる仕組み（例えば、スタートアップ企業の支援施設とコワーキングスペースを作ったり、音楽や舞台ができる小規模ホールを作るなど）を考える方法があるのではないかと思います。	【回答 21】 市街地再開発事業と異なる手法としては、部分的な自主建替えや改修等によるリニューアルが考えられますが、北千里駅周辺活性化ビジョンの具現化に向けて、地区センターとして必要な商業や公共公益機能などを確保し、交流を生み出す広場やゆとりある空間の一体的な再整備を進めていくためには、土地の共同化とともに、高度利用を図ることができる市街地再開発事業が最も有効であり、実現性が高いものと考えています。
12	手続き の進め 方	都市計画を決定する前に、地域住民の声を聞いてください。何卒よろしくお願いいたします。	【回答 17】に同じ
13	交通	「環境影響評価提案書」の P23 の緑の丸印「交差点交通量、信号現示調査地点」に下記の交差点の追加をお願い致します。 地点：北千里まちなかりビングの南東角とディオスを結ぶ横断歩道のある T 字の交差点（別紙参照） 理由：車の交通量も多く横断歩道を渡る歩行者や自転車も多いため調査地点として追加してほしい ・ディオスから北千里まちなかりビングに行くためこの横断歩道を渡る歩行者や自転車が aumentado ・以前より自動車と自転車の交通事故が何回か発生している	【回答 22】 該当交差点の交通量については、近隣の調査地点の調査結果及び予測評価により影響を把握可能と考えておりますが、今後、環境影響評価審査会の意見もいただきながら、適切に検討します。
14	事業 計画	北千里駅前のあの決して広いとはいえない空間に地上 123m のツインタワーが「吹田市都市計画マスタープラン」での環境まちづくり方針の基本的考え方に沿ったものとは思えない。その理由としては近隣住人がその大きな建物を前にして「健康で快適な生活環境の保全」が担保できないと思うし、この計画が「快適な都市環境の創造」を基に熟考して出来た案とは言えない。単に地権者が事業資金を負担なく進めるために住宅販売戸数を最大限にして辻褄合わせの計画だと思う。	【回答 5】に同じ

表 8.2.4(15) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
受付番号		意見概要	回答要旨
14	事業計画	近隣の新築分譲マンション売れ残っていたり、循環器病センター跡地や弘済院跡地に大規模な住宅建築が進んでいたりするのを知りつつ吹田市は何を根拠にこの事業計画を推進しようとするのか知りたい。売れ残り乱売で周囲の住宅環境が悪くなることが懸念される。	【回答 2】に同じ
14	事業計画	古江台には住宅建設にあたり古江台ルールというものがあり駐車場設置や建物高さ基準が自主規制されています。商業地であるというだけでルールを無視し高さを目一杯に建てる計画こそ周囲の環境になにも考慮してないと思う。	【回答 20】に同じ
14	事業計画	この事業の目的が地権者を中心とした民間施行の市街地再開発事業の実現とありますが、施設の老朽化はあるものの空き店舗の増加などは社会情勢や周辺環境だけの原因ではなく、大半が大阪府の外郭企業である地権者の経営努力不足が一因です。今まで駅前立地をうまく運用できなかった地権者を守る計画ではなく周辺の環境を守る計画に変更を願う。	【回答 5】に同じ
15	事業計画	良好な環境の創造という観点から、当該事業の環境影響評価提案書(ツインタワー構想)に関して意見書を提出させていただきます。 意見内容は以下のとおりです。 ・北千里周辺は吹田市における建物高さの制限に基づき、建物が建設されてきており、調和のとれた街並みだと感じています。比較的落ち着いた住宅街である北千里駅前において、今回のツインタワー構想は周辺環境との調和を乱すと考えます。	【回答 3】に同じ
15	事業計画	今まで遵守されてきた建物高さの制限を今回の計画でも遵守すべきと考えます。	【回答 23】 千里ニュータウンでは、主に都市計画の高度地区や千里ニュータウンのまちづくり指針により、建築物の高さの最高限度を定めていますが、法定の市街地再開発事業は土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的にしているため、区域内に建築される建築物については適用除外とされています。
15	事業計画	ここ数年で駅前周辺にはマンションが多く建設されている中、今回の高層マンションにどれだけ需要と必要性があるのでしょうか。	【回答 2】に同じ

表 8.2.4(16) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
受付 番号		意見概要	回答要旨
15	事業 計画	同じ商業区域内のマンション住民として、ツインタワー構想位置は私たちの住むマンションからあまりにも近く、日照時間や防犯面、地震等でツインタワーが倒壊した場合の安全面に不安があります。	【回答 4】に同じ
16	事業 計画	36 階高層マンションは絶対反対です。循環器センターの跡地にも高層マンションが建設予定だがこれ以上、北千里の人口を増さないでほしい。閑静な環境を望み、駅前を賑やかにしたくない。今でさえ、医療施設、公民館、買物(スーパー専門店)できる所が不足しており、不便だと感じている。各自治会に説明会をひらき、住民の意見をよくきいて下さい。マンション建設業社はお金もうけしか考えていません。	【回答 5】に同じ
16	日照	景観も日当たりも悪くなる(居住地方ロータリーも)	【回答 24】 景観については、景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画や設計を実施し、景観まちづくりに貢献するよう検討していきます。 日照に対する影響は、今後、予測評価において、日影図を作成し、必要に応じて対策の検討を行います。 また、吹田市環境の保全等に関する条例等に基づき、近隣住民に説明するなど、適切に対応していきます。
17	手続き の進め 方	36 階 123m の高層マンションにする必要性がどこにあるのでしょうか。吹田市民へ説明して欲しい。特に北千里駅周辺の千里ニュータウンの地域内の住民には全員に意見書を配布して、公平に意見を求める機会を設けるべきだと思います。	【回答 17】に同じ
17	事業 計画	そもそも千里中央駅のように商業地だからこそ駅前の高層マンションが成り立つわけで、北千里駅には百貨店もなく商業施設もいうほどないのに・・・です。高層マンションは建て替えのノウハウも確立されていないですし、後々の世代での人達に負担をかける事になるのではないのでしょうか。	【回答 6】に同じ
17	事業 計画	千里ニュータウン内は8階か10階か高さ制限があったはずですが、それを徹底して下さいとは言いませんが、123m にする必要性がどこにあるのが市民として説明してもらいたい。JR 吹田駅の高層マンション、メロード吹田は 27～8 年になると思いますが、今でも全室に人が入居されるのでしょうか。検証してもらいたい。よろしくお願い致します。	【回答 5】に同じ

表 8.2.4(17) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和4年10月31日～12月15日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
18	事業 計画	高層マンションの建築には反対である。理由は以下のとおり。 北千里地区は、「山が見える、空が見える、少し都会で、少し田舎」のすばらしい環境であり、それが街、吹田市としての魅力である。 駅前に高層マンションが建設されると、現在の好環境や街の景観が台なしになる。	【回答 3】に同じ
18	事業 計画	「吹田市景観条例」に反するのではないかと考える。	【回答 25】 吹田市景観まちづくり条例を遵守し、景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画や設計を実施し、景観まちづくりに貢献するよう検討していきます。
18	事業 計画	高層マンションの空室問題、投資目的の転売、積み立てではまかないきれない修繕費用の問題が日本国内でも話題となっている。駅前なのでマンションの販売価格は相当な高額になり、どれだけの入居者がいるだろうか。空室が多いと、防犯面でも悪環境になる。 10年前ならまだしも、今ごろ高層マンション計画を出すのは、時代にそぐわない。	【回答 6】に同じ
18	風害	P22 の環境調査について。 風害に「―」がついているが、○印をつけていただきたい。	【回答 26】 風害の予測は、現況を事業計画地周辺の大気測定局の風向・風速のデータを収集・整理し、シミュレーションすることにより予測します。
18	予測 評価	高層マンションが建設された場合の「夜間照明」（赤い航空障害灯、住居の照明）の影響も調査に追加していただきたい。	【回答 27】 航空障害灯及び住居の照明の影響は環境影響評価の項目に含まれていないため予測評価は行いませんが、今後設計の中で、必要に応じて周辺への影響について検討します。

表 8.2.4(18) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和4年10月31日～12月15日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
19	手続き の進め 方	1、平成28年に「北千里駅周辺活性化ビジョン」が策定されたが、それ以降北千里周辺では多くのマンションが供給された。また北千里小学校跡地も再開発され、国循や弘済院跡地等にも大規模な集合住宅建設が進んでいて社会環境が変化しています。 2、ビジョン策定で課題の整理と対策が明記されましたが、その後6年の間一度も情報共有や検討が行われていません。 3、2022年11月28日付けで「北千里駅前の再整備に向け、市街地再開発事業等の都市計画を決定するにあたり、事業の実施に伴い生ずる環境への影響について事前に調査・予測・評価するとともに、環境の保全について適正な配慮を行うものとするため、環境影響評価を実施するものです。」と吹田市の発表が掲載されていますが、評価する前の手続きが以上1・2以外にも省かれている為に、先月の市民意見交換会でも大きな混乱がありました。 4、ビジョンは北千里に於いて住民や商業者・地権者を中心に有識者で纏めた再開発の基本中の基本であり、吹田市のHPページ番号1023606でも「その具現化のため、地権者を中心とした民間施行の市街地再開発事業の実現に向けて取り組みを進めています。」と明記してありますので、この理念に基づいた再開発の概要をお示し頂く事で、環境評価も前向きに検討出来ると思います。結論から言うと情報の開示共有が少なすぎますので、まずはビジョンの取り扱いについて吹田市として公表をお願いします。	【回答28】 北千里駅周辺活性化ビジョンは、まちづくりの道しるべとして、民間事業者の誘導などに活用することを目的として、学識経験者、商業者、市民等からの意見を踏まえ平成28年に策定されました。 北千里駅周辺活性化ビジョンを含めた北千里の再整備については、市ホームページで公開しており、令和5年7月には、市街地再開発事業の取組やよくあるご質問などを掲載しました。 また、令和5年10月から開催している北千里駅前まちづくり意見交換会の内容についても、市ホームページへの掲載に加え、北千里駅周辺の公共施設等への配布、掲示により周知に努めてきました。 当該事業の内容や進捗状況について、できるだけ多くの市民の皆様にお伝えできるよう、引き続き周知に努めていきます。

表 8.2.4(19) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和4年10月31日～12月15日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
20	事業 計画	これまでの北千里の街づくり、特にマンション等の高さは、景観や周囲への影響を十分に考慮して、事業者や住民がルールを遵守し、コンセンサスのもと進められてきました。今回の事業はそういった過去の経緯を全く無視するものであります。現在の住民は北千里でいままでに形成されたコンセンサスや近隣住民に敬意を払い、合意が将来も続くことを確信して、この地に住宅を購入しています。もし吹田市が、このような住民の利益を侵害し、良好な住環境を突然にかつ完全に破壊することを認めるとすれば、その信頼に対する裏切り行為です。これまで高い地方税を払って北千里に住んできた住民の環境を破壊するタワーマンションの建築に強く反対いたします。高さは近隣のマンションと同じ程度にしてください。	【回答3】に同じ
20	事業 計画	タワーマンションを建設すれば、駅前の活気が戻ると考えるのは、あまりに短絡的であります。事実、近年北千里には多くの新築マンションが建設されています(J グラン、ブランズ、レーベンなど)。人口は増えていると考えられますが、駅前の状況はむしろ悪化しています。これはマンション建設が駅前商業施設の発展につながらないことの証拠です。JR 吹田駅前、阪急高槻駅前、千里中央のような商業地にあるタワーマンションと異なり、北千里の近隣建物との釣り合いも大きく欠く、2本の巨大なタワーマンションを建設することに必然性也没有。工夫もなく、安易な事業プランで、商業地の回復を図るということは不可能ですし、地域の環境破壊はやめてほしいです。	【回答29】 本事業における千里北地区センターの活性化は、マンション建設により図るものではありません。 千里北地区センターが将来においても近隣3住区の住民の「生活とコミュニティの拠点」としての役割・機能を発揮し、様々な人が集まり交流することで新たな価値を生み出す場を作り続けていくことが必要と考えています。
21	事業 計画	11月26日の意見交換会の中では発言しませんでしたでしたが、私も他の方と同意見でそもそも環境評価の前に以下の理由により超高層のタワマン建設には反対です。 ・まず第一に北千里の街にそぐわない(環境破壊となる) ・低層で閑静な北千里の環境を気に入って住んでおられる方が殆どだと思いますので周辺住民の同意を得られると思えない。 ・周辺住民の反対を押し切って計画を進めた場合、様々なメディアにも取り上げられ全国的に吹田市の信用が失われる。	【回答5】に同じ

表 8.2.4(20) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
受付番号		意見概要	回答要旨
21	手続きの進め方	再開発などの手法で北千里の街を再生する取り組みは素晴らしいことと思いますが、周辺住民の意見も取り入れながらオープンに進めて頂きたい希望です。 例えば茨木市民会館跡地の整備では、各年代の利用者・文化関連団体・施設関連団体などの意見を集めてコンセプトをつくり、公募を行って最終的に建設計画を決めるプロセスであったように見えます。北千里の場合は地権者が多くまとめるのが大変と思いますが、地権者と周辺住民が対話できる機会も設けて頂き、オープンに進める方が理解を得やすいのではないのでしょうか。	【回答 17】に同じ
21	事業計画	駅前の1階に憩いの場をつくるため商業地や居住地を高層にして延べ床面積を確保する計画と伺いましたが、フロア面積が広い建物を建てて複数階にまたがって憩いの場を立体的につくれば今の計画より低層の建物で床面積を稼げると思います。茨木市民会館跡地の建築がこれに近いイメージと思います。	【回答 5】に同じ
21	交通	周辺道路や阪急千里線の交通量の調査は、国立循環器病研究センター跡地の商業施設・マンション、弘済院跡地のマンション等の建設前に実施されるというご説明であったと思いますが、これら含めた今後 10～20 年の人口と人流もきちんとシミュレーション・加算してご評価頂けますようお願いいたします。	【回答 30】 環境影響評価においては、現況の交通量と事業計画における交通量の変化量を踏まえ、予測評価を行うこととなります。
22	事業計画	北千里駅前の建て替えが必要なのは分かります。けれどもいま、青山台に昨年建ったマンションは半分が空き部屋、古江台の旧公民館の横の新しいマンションも空き部屋が多いと聞きました。青山台の UR も府営住宅も空き部屋が沢山あります。戸建も空き家が多いです。そこに新しくマンションを建設しても完売するとは思えません。市民病院の跡地が売れなかったのと同様に結局は市民の税金がその穴埋めに使われるようになると思います。ぜひ、違う方法を検討してください。よろしくお願いいたします。	【回答 2】に同じ

表 8.2.4(21) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
令和4年10月31日～12月15日			
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
22	災害	北千里駅前にタワーマンションが予定されているとの説明を受けました。北千里駅前にタワーマンションはいらないと思います。 なぜなら、近々必ず起こると言われている大きな地震やその他の災害の時、タワーマンションに住む方々が避難する場所が確保されていない。近隣の避難場所に人が溢れてしまうという問題を抱えているからです。（これは他府県ですでに問題になっています）	【回答 31】 避難所については、本市が災害対策基本法に基づき、被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模や機能などを考慮し、指定しています。
22	事業 計画	北千里駅前にタワーマンションが予定されているとの説明を受けました。北千里駅前にタワーマンションはいらないと思います。	【回答 5】に同じ
22	事業 計画	駅前に眺望の良い建物ができるという事は、北千里地区の住民の家の中が容易に見えてしまうという事。住民はそれを望んでいません。	【回答 32】 建築計画については法令等を遵守し、ご意見いただきました点について、建物見合いの距離等を踏まえ、プライバシーへの配慮等についても検討する必要がありますと考えています。
22	事業 計画	北千里駅前にタワーマンションが予定されているとの説明を受けました。北千里駅前にタワーマンションはいらないと思います。 吹田市は、今でさえ公立小中学校の教室はぎゅうぎゅうなのに人口が増える計画を立てると、子ども達の教育環境が更に悪くなってしまいます。 市の予算を使うのであれば、市独自で教員を採用するなど子ども達の教育環境を整えるために使ってほしいです。	【回答 8】に同じ
22	事業 計画	北千里駅前にタワーマンションが予定されているとの説明を受けました。北千里駅前にタワーマンションや大きなマンションはいらないと思います。これらは投機目的で購入される場合があります。 タワーマンション、マンションを投機目的で買う人がいると近隣トラブルが増える恐れがあります。自治会への加入者も少なくなるでしょう。そうすると住民自治の問題も出てきます。 せっかく住環境の良さを求めて北千里に来た人々が残念な思いを抱くのは目に見えています。 ぜひ、計画の変更をお願いします。	【回答 5】に同じ

表 8.2.4(22) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
受付番号		意見概要	回答要旨
22	その他	北千里駅前では、いま「駅前産直市」という催しがあります。 そこには、無農薬やネオニコチノイド農薬不使用で野菜を栽培する農家さんが多数出店されています。（高島市、京丹後市、岡山県鏡野町、福井県若狭町など）そして、たくさんの人が集まって買物をしています。北千里の駅前では安全で安心できるオーガニックの食べ物が買えるという事をこれからも守ってください。 無農薬を求める人は多いです。駐車場料金が無料で、多くの方々に周知されてさえすれば、今以上に人が集まると思います。 よろしくお願いいたします。	【回答 33】 店舗構成や運営については現時点では未定ですが、ご意見として承ります。
22	その他	北千里駅前には、国産小麦でパンを作っているパン屋さんがあります。 いま、輸入小麦に残留している農薬グリホサートが大きな問題になっています。そんな中で、国産小麦のパンが庶民にも買いやすい値段で売られているパン屋さんはとても貴重です。北千里の駅前では安全で安心できる国産小麦の食べ物が庶民的な価格で買えるという環境をこれからも守ってください。 国産小麦を求める人は多いです。駐車場料金が無料で、多くの方々に周知されてさえすれば、今以上に人が集まると思います。 よろしくお願いいたします。	【回答 33】に同じ
22	その他	北千里駅前には、香川県の小麦を使ったうどん屋さんがあります。今、輸入小麦に残留している農薬グリホサートが大きな問題になっています。そんな中で、うどんという小さい子どもがいる家庭でも親しみやすい食べ物が国産原料で作られていて、家族連れで気軽に食べることができるのはとても貴重です。 北千里の駅前では安全で安心できる国産小麦の食べ物が庶民的な価格で買えるという環境をこれからも守ってください。 国産小麦を求める人は多いです。駐車場料金が安く、多くの方々に周知されてさえすれば、今以上に人が集まると思います。 このお店が続けられるようにしてください。 よろしくお願いいたします。	【回答 33】に同じ

表 8.2.4(23) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和4年10月31日～12月15日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
22	その他	北千里駅前には、全ての材料が国産で化学調味料不使用の肉まんを販売している店があります。今、輸入小麦に残留している農薬グリホサートや食品に含まれる化学調味料が腸内環境を悪くし健康に著しい悪影響を与える事が知られてきています。 手軽に買いたい食品が、国産原料、無化調で作られていて手軽に買えるのはたいへんありがたいことです。 北千里の駅前では安全で安心できる食べ物が簡単に手に入るという環境をこれからも守ってください。 食の安心安全を求める人は多いです。駐車場料金が安く、多くの方々に周知されてさえすれば、今以上に人が集まると思います。 このお店が続けられるようにしてください。よろしくお願いいたします。	【回答 33】に同じ
22	その他	北千里駅前には、国産小麦、国産原料を使うお店が3軒あります。 いま、輸入小麦に残留している農薬グリホサートや食品に含まれる化学調味料が腸内環境を悪くし健康に著しい悪影響を与える事が知られてきています。 手軽に買いたい食品が、国産原料、無化調で作られていて手軽に買えるのはたいへんありがたいことです。 北千里の駅前では安全で安心できる食べ物が簡単に手に入るという環境をこれからもぜひ守ってください。 食の安心安全を求める人は多いです。駐車場料金が安く、多くの方々に周知されてさえすれば、今以上に人が集まると思います。 これらのお店が続けられるようにしてください。 高くない家賃で、安心して安全な食べ物が手に入る店を誘致してください。 （例えば、玄三庵やサンミ、その他オーガニックランチが食べられるカフェなど）よろしくお願いいたします。	【回答 33】に同じ

表 8.2.4(24) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和4年10月31日～12月15日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
23	事業 計画	700戸に上る住宅が駅前に導入された場合、当該事業の中だけでは事業性が成立しても、周辺の住宅地から不動産需要を吸い取り、戸建住宅街や、駅から距離のある集合住宅の運営維持を困難にすることによって、地域全体でバランスの取れた環境保全に悪影響を及ぼすことが懸念される。 北千里周辺は駅前だけでなく、国循跡の700戸や、弘済院用地の行く末、また未更新で大量にあるUR賃貸団地など、これから人口増が見込まれる余地が複数存在し、吹田市が主導性を持って都市計画を行わなければ「過開発」となるおそれ大きい。地域内の競合が発生し、駅前の過密と周辺部の衰退の併存を招くリスクに対して、事業者と吹田市は十分に慎重な説明を尽くす義務がある。	【回答34】 千里北地区センターは、青山台、藤白台、古江台の近隣3住区に対する商業や公的サービスの機能を有する住民の生活や地域活動の拠点として再整備が必要と考えています。一体的な再整備には市街地再開発事業が最も実現性が高いと判断しており、事業の仕組み上、一定規模の保留床として住宅が必要です。 これらを踏まえ、今後予定している都市計画決定の手続きにあたって、市のまちづくりの考え方などを審議されることになります。
23	事業 計画	36階建は明らかにタワーマンションとなるが、タワーマンションは長い年月にわたる運営管理のノウハウが確立されておらず、これを分譲とすれば「更新ができない建物」となるリスクが考えられる。	【回答6】に同じ

表 8.2.4(25) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和4年10月31日～12月15日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
24	事業 計画	11月25日、まちなかりビング北千里で開かれた意見交換会で配られた資料の中に、高さ123mのタワーマンションを建設する計画が掲載されていましたが、タワーマンションの建設には以下の理由から強く反対します。 企業や官公庁が入居するオフィスビルであれば、きちんと予算措置がされて将来的に維持・管理が安定して続けられていくことも予想できますが、基本的に個人の資産となる分譲マンションの場合、超高層という形態は絶対に避けるべきだと考えます。マンションは築年数が経つにつれ価格はいずれ下落、その一方、修繕積立金は確実に上がっていきます。裕福な住民は価格が大きく下がる前に売却して他所へ転居し、最後まで残るのは、出て行きたくても出て行けない階層の人々、ということになりませんか。 どんな建物も、いずれ老朽化して使えなくなる時が必ず来ます。将来、老朽化が進んで住めなくなった時、誰が責任を取るのでしょうか。そんなことはその時代に生きている人たちが考えればいいことなののでしょうか、あまりに無責任な発想だと思います。私は100年後の東京の都心や大阪市内で、老朽化して無人になったタワーマンションがまるで墓標のように林立している情景を想像してしまいます。 まちづくりは50年、100年という長いスパンで考えるべきものでしょう。“この世に存在する全てのものは、まだ見ぬ子孫からの預かりもの”です。子孫に厄介な負債を押しつけることになりかねないタワーマンションの建設はすべきではないと考えます。 意見交換会の中では、たびたび“これは最終決定ではありません”と述べられていたと記憶しています。吹田市当局の英断を望みます。	【回答6】に同じ

表 8.2.4(26) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和4年10月31日～12月15日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
25	事業 計画	工事期間の長さについて。 短縮する方法を検討して欲しい。工期が短くなれば、ガードマンの人件費ひとつを考えても安くなり、違うことに予算を使うことができる。 近隣住民や駅利用者が受ける騒音、安全、不便も軽減される。 約10年もあれば、ライフステージも変化する。 まちなかりビングの北側、駅前南側の府営住宅跡の更地を活用して、駅前機能を維持しながら工期を短縮する方法を探して欲しい。	【回答 19】に同じ
25	その他	コンテナハウスやキッチンカー等で営業できる店舗はそちらで営業できるように、補助金を使えないのか。コンテナハウスやキッチンカーは、工事完成後に駅前他で利用すれば、無駄にはならない。	【回答 33】に同じ
25	事業 計画	建築物の計画概要より商業棟の床面積について。 かなり押さえられすぎると感じる。 近隣住民や駅利用者が利用したいと思う店を呼び、商業面積を増やさなければ、建物が新しくなっても利用は増えない。利用が増えなければ、近隣住民は「スーパーが撤退するのではないか」「空き店舗が増えて治安が…」という不安をくり返すことになる。 集客のあるチェーン店、阪急電車が見える店を設けた飲食店、夏場期間限定でビアガーデンができる店、個室感あふれた店、冷凍食品専門店、OMOの店舗、yakitate100円ベーカリー、DUSKIN ウォッシュ、テレワーク個室、ボードゲームを楽しめる店、等々。 TVを見ていると個性的な店がたくさんある。今、北千里にないものを作って集客につなげられる設計ができる企業と駅前開発を進めて欲しい。	【回答 33】に同じ

表 8.2.4(27) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和 4 年 10 月 31 日～12 月 15 日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
25	事業 計画	土地利用計画図(イメージ図)より。 駅前ロータリーについて。駐車場について。なぜ独立し、なぜ立体ではないのか？千里中央の 1 階は車両が通行するところ、2 階が店舗を計画し、効率的・安全だと感じる。 独立したロータリーだと「駅を使う人をにぎわいに取り込みたい」という目的と合わない。交通広場を利用する人が駅前で、1 点でも買い物をするようにすべきだ。 現在、阪急バスとタクシー以外にもスクールバス、お風呂屋さんのバス、塾のバス、病院のバス、エキスポシティ行きのバスを目にする。駅前開発を機に、公道でこれらのバスを公道で停車させるのではなく、立体駐車場内を停車場とするようにし、路上駐車を一掃し、バス利用者が 1 点でも買い物をするようにして欲しい。 同じく、駅に家族を迎え来る自家用車も、東側の公道含めて路上駐車しないようにして欲しい。 そのためには、30 分程度の無料駐車ができる仕組みにするのが良いと思う。買い物した金額に合わせて無料時間を 1 時間、2 時間としている商業施設もある。 単に通過してしまう人を、いかに客とするかを再開発で検討・実現して欲しい。ワンコインで買える、ワンハンドで飲食できる、持ち帰れるもの、そのような店や自動販売機をポイントポイントに並べられたら、つい購入してしまうと思う。(スタバのドリンク、31 アイスの自販機、551 の蓬莱、御座候、クロケッタ…)	【回答 9】に同じ

表 8.2.4(28) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和4年10月31日～12月15日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
25	事業 計画	土地利用計画図(イメージ図)より駅前広場について。 「商業棟は西側で駅前には広場」という固定概念を一度崩した案も提示して欲しい。 現在のディオス1番館の辺りを商業棟エリアとし、今のように改札～ロータリーのように店舗に入らずにロータリーに出られるような構造にして、そこをぬけると広場、そしてまちなかりビングが一望できる!となれば、インパクトはすごいと思うし、広場の賑わいも期待できるのではないだろうか。 今のディオスの構造がわかりにくいという批判的な声もあるが、スロープで無理なく店舗を行き来できたり、広場を見おろせたり、何ヶ所かに広場があったり、と色々な工夫があって素敵だと思う。次の駅前広場にも様々な工夫やアイデアが盛り込まれることを期待している。	【回答9】に同じ
25	日照	住居約123mについて。 タワーマンション建設には反対です。 南側に高層の建物を建てると、駅前の広場が冬場はほとんど日影になり、快適とは言えない場所になってしまう。	【回答13】に同じ
25	事業 計画	タワーマンションの需要があるのか疑問。 旧北千里小学校グラウンド跡のマンションも、まだ売れ残っている。団地も建て替え予定のものと聞く。	【回答2】に同じ
25	事業 計画	タワーマンションから家の中、ベランダ、庭など丸見えになる家が多く、プライバシーが守られなくなる。	【回答32】に同じ

表 8.2.4(29) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和4年10月31日～12月15日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
25	事業 計画	北千里の、緑豊かな、低層な住宅地の上に広がる広い空が魅力だと感じているが、タワーマンションの存在はその魅力に反する建造物となる。都会的な雰囲気は千里中央など他の地域に任せて、北千里は北千里の魅力を追求する方が良い。 どうしても人を住ませたいのであれば、学生用マンションの建設などは考えられないのか。駅前に学生をとり込みたいというのであれば、住まわせることが近道ではないか。住む学生とその友人も駅前を利用するだろう。空いている部屋をウィークリーマンションのようにして貸し出せば、受験や研究・出張で来る人に喜ばれる。タワーマンション建設で一時的な人口増加を期待するより、将来学生が北千里を定住地の候補として考えるきっかけ作りを期待したい。	【回答5】に同じ
25	手続き の進め 方	この事業の住民周知について。 地域住民に大きく影響を与える事業であるにも関わらず、地域住民への周知があまりにもなさすぎる。 いつもそうだが、自治会に案件を降ろしても、地域住民にはほぼ降ろされないし、自治会に加入していない家も今は多いので、自治会≒住民という考えはやめるべきだ。 この事業に関して、住民生活にも大きく関わる案件であるから、3地域住民全戸に対し、説明+アンケート(賛否含め)を配布すること、そして改めて説明会を開催することが必要だと考える。	【回答17】に同じ
26	事業 計画	日本は少子高齢化の流れの中にあり野村総合研究所の予測値でも14年後の日本の空屋率は1/4になると予測されていますが、現在千里地区では公団の建て替えや新築マンションの建設が続いている状況です。10年後に36階建のタワーマンションが完成して全室が入居になるかも疑わしいのに資源の無駄使いになる可能性が高いと思われます。吹田市が都市計画決定者との事だがいずれ組合（民間）が主体となった場合、誰が責任を取るのでしょうか。	【回答2】に同じ

表 8.2.4(30) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和4年10月31日～12月15日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
26	事業 計画	タワーマンションは大規模修繕等の事例も少なく、神戸三宮ではタワーマンション建設規制が2020年7月から施行されています。千里中央や箕面の船場ではタワーマンションが完成、建築中であり、なぜ良質な戸建住宅や中高層マンションだけで形成されている北千里でタワーマンションの建設が計画されているのかの説明を求めます。 (地権者の利益の為や民間事業者の要望など)	【回答5】に同じ
27	事業 計画	北千里にタワーマンションはいらない。 デメリット ・景観にそぐわない。再開発のマイナス要素が大きい。	【回答3】に同じ
27	事業 計画	上層階との格差が生じ住みにくい街になる。 既存のマンション価値が下がる。	【回答34】に同じ
27	事業 計画	上から見おろされ気分が悪い、北千里マンションは8階建が上限を保ってきた。	【回答32】に同じ
27	手続き の進め 方	そもそも住民の意見も聞かず配慮が足りない。	【回答17】に同じ
28	事業 計画	当該開発事業が立地する古江台地区には、マンション等を建設する場合の高さ制限について「古江台方式」を遵守するよう求めています。 これは地区の景観を大切に、住みよい住環境を守るため、高さ制限等を設定したもので、住民は緑豊かな環境を大事にしています。 今回の再開発事業のマンション36階2棟の計画は商業地域とはいえ、著しく周辺の環境を破壊しています。高さが目立つような建築物は千里ニュータウンには似合わないと思われますので、周辺の景観に配慮し節度ある高さの建築物に変更されるよう提言致します。	【回答20】に同じ

表 8.2.4(31) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和4年10月31日～12月15日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
29	事業 計画	低層住宅地、また、緑の多い環境が気に入って約10年前に引っ越してきました。駅前にタワーマンションが建つことで、人口が増加し、周辺道路が渋滞したり、学校が大規模化したりするなど、生活環境が大きく変わりそうなのが心配です。	【回答35】 交通計画については、今後詳細な検討をします。その上で、交通量の現況調査結果を踏まえて、交差点需要率や交通量増加率等について予測評価を行います。 近隣の開発による学校規模や教室数不足等の課題については、北千里駅に限らず教育委員会等の関係部局と協議の上、必要な対策が講じられるよう協議・調整を行っています。
29	事業 計画	ここ2年ほどで青山台に3つのマンションが新しく建ちましたが、どれも完売しておらず、駅前に関してはまだ半分ほどが空室ときいています。隣接する古江台の駅前マンションも、ずっと埋まらないままときいています。人口が減少している状況で、北千里駅前のタワーマンションにどれだけの需要があるか疑問です。おそらく駅前ということで高額になると思い、売れ残った場合、その負債は市民が負担するとききました。駅前再開発は希望しますが、タワーマンションを建てる前提でのこの計画の再検討をお願い致します。	【回答2】に同じ
30	災害	高層マンションが建つと災害に弱い街になります。ライフラインが止まり、避難するにも、現状では場所がありません。	【回答31】に同じ
30	事業 計画	高層マンションはメンテナンス費用もかかります。古くなった時、住む人がいなくなると廃墟と化し負の遺産になります。今、マスコミ等で高層マンション問題が様々取り上げられている中、計画するのは時代錯誤です。	【回答6】に同じ
31	事業 計画	北千里の魅力は、自然が多い所です。北千里に高層マンションを建てたら、高層マンションが多く立つ千里中央と同じような風景になり、北千里の魅力は無くなります。	【回答5】に同じ
31	事業 計画	どのような人をターゲットとして考えてらっしゃるのか分かりませんが、高層マンションを選ぶ若い世代は、大阪市内まで行くまで時間のかかる阪急は避ける傾向があると思っています。高齢者は、もしもの時に救助が来ないので避ける傾向があり、全戸入居するのは無理だと思います。	【回答2】に同じ

表 8.2.4(32) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

●（仮称）北千里駅前地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価提案書についての意見書			
		令和4年10月31日～12月15日	
受付 番号	項目	意見概要	回答要旨
31	その他	北千里駅の強みは、学生が通学に使用すること「学生の街」ということです。 現在、残念なことに学生は素通りしている状態です。駅立ち止まれる場所(勉強できる談話できる)文化的な魅力ある駅前にするべきです。 それによって今後学生たちが子育て世代になった時に戻ってきて活力のある街になると思います。	【回答 36】 平成 28 年度に策定した「北千里駅周辺活性化ビジョン」では、再整備にあたっては「学生のまち」としての顔づくりを掲げています。 近隣の学校やそこに通う学生は北千里地区の地域資源と認識しています。 引き続き、若い世代のご意見もお聞きしながら、魅力的なまちになるよう検討していきます。
31	手続きの進め方	市は住民に情報をきちんと開示していると思われているかもしれませんが、認知度はとても低いです。もっと今いる住民の話を聞き、みんなが集まる駅前にしていってください。	【回答 17】に同じ